

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
1	1_入札公告文	12			5_(2)	履行保証保険を付保する場合の始期は事業契約日であるのでしょうか。	【資料-1】「事業契約書(案)」第9条に記載のとおり、施設整備業務の着手日から引渡日までの間が含まれる期間としてください。また、No.281の回答もご参照ください。
2	1_入札公告文	13	4		5_(5)	契約書案は変更・協議を行わなくとも内容の確認を行う場を設けていただけないでしょうか。	振興会が落札者により設立される事業者と契約を締結する際には、契約書について相互確認を行ったうえで契約を締結します。
3	2_入札説明書	1	11			「本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるものとし」とありますが、「本入札説明書に記載」の有無にかかわらず、「本入札説明書に対する質問・回答」の優先順位は、「本入札説明書」の上位となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	2_入札説明書	2	9		3_(5)①	施設整備業務の内容につきまして、設計業務及び建設業務において「必要となる調査」及び「必要な調査費用を含む」旨の記載がありますが、事業者が見積者として一般に要求される注意義務を果たしても、振興会様に今回ご提示いただいた見積資料からでは想定が困難であり、見積に反映することができなかった項目が明らかになった場合は、契約金額及び工期の変更対象とさせていただきますでしょうか。	施設整備業務における調査は【資料-2】「業務要求水準書」の内容をご確認ください。なお、各資料は契約締結後に事業者が行う調査業務の参考資料として提示するものであり、当該資料を採用するか否かは事業者の判断に委ねられるため、事業契約において別途規定されている場合を除き、契約金額及び工期の変更には応じられません。
5	2_入札説明書	2	23		3_(5)_②	開業準備期間中の維持管理業務は、本項目の維持管理業務に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	2_入札説明書	4	20		(8)本事業の付帯事業(民間収益施設)	『付帯事業は、付帯事業を担う構成員若しくは協力企業又はこれらの企業が代表して組成する法人(以下「民間収益事業者」という。)を通じて、事業者が自らの費用と責任において実施するものであり』とありますが、「民間収益事業者」は、1頁目で定義される「事業者」とは別法人(別のSPC)との理解でよろしいでしょうか。	事業者とは別法人です。なお、民間収益事業者の法人形態はSPCに限りません。
7	2_入札説明書	4	20		3_(8)_④	「付帯事業は、付帯事業を担う構成員若しくは協力企業又はこれらの企業が代表して組成する法人を通じて」とありますが、構成員若しくは協力企業である複数の企業が、法人を組成せず、いわゆるJVとして推進することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業を担う複数の構成員又は協力企業が、JV(共同企業体)を組成する目的が不明ですが、付帯事業を複数の企業で行うことは可能です。なお、「入札説明書に関する第1回質問回答」No.80のとおり各企業の業務内容が分かるように記載してください。
8	2_入札説明書	5	22		4_(1)_⑤	コンソーシアムの構成上、出資有無を変更せざるを得ない場合、構成員を協力企業に変更する、または協力企業を構成員に変更することは、「応募者を構成する企業の変更」には当たらないという認識でよろしいでしょうか。	コンソーシアムの構成員を協力企業に変更する、又は協力企業を構成員に変更することは、「応募者を構成する企業の変更」に該当します。
9	2_入札説明書	5	23		4_(1)_⑤ 応募者構成する企業の変更	第1回質問書の回答(No.5)より、「競争参加資格確認後は、応募者の構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更について、やむを得ない事情がある場合においては、本入札説明書に対する第3回質問提出期限の日までに申請」とのことですが、早い段階での申請期日の設定は、提案の自由度を阻害するため、少なくとも、第一次審査を通過した応募グループ内企業における役割や予定業務、SPCへの出資有無の変更については、申請期日を第二次審査資料提出期限付近まで後ろ倒し頂けないでしょうか。	No.355の回答に伴い、競争参加資格確認後の応募者の構成員又は協力企業の変更等に係る申請の期限を訂正します。なお、変更等の申請があった場合には第二次審査資料の提出の日までに、振興会の承諾を得る必要があり、変更後の競争参加資格を有することを確認するための期間を見込み、期限は令和4年9月5日に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
10	2_入札説明書	7	10		4_(2)_⑤	「本事業に関する検討を委託」されているPwCアドバイザリー合同会社様、有限会社香山建築研究所様、株式会社山下PMC様の各社の業務内容と権限について、ご教示願います。	各社に本事業のPFI法における事業者選定、事業契約締結等に係る書類作成支援等のアドバイザリー業務を委託していますが、本事業に係る権限はありません。
11	2_入札説明書	16	18		(7)運営企業の参加資格要件①	運営企業の参加資格要件に、「役務の提供等」の競争参加資格を有する者である、と記載されていますが、維持管理企業の参加資格要件の「役務の提供等(建物管理等各種保守管理)」のように、その種類が記載されておりません。どの種類を有する必要があるか、ご教授ください。	「役務の提供等」に係る入札参加資格(全省庁共通)を有していれば営業品目は問いません。
12	2_入札説明書	16	18		(7)運営企業の参加資格要件①	運営企業の参加資格要件に、「役務の提供等」の競争参加資格を有する者である、と記載されていますが、維持管理企業の参加資格要件の「役務の提供等(建物管理等各種保守管理)」のように、種類が記載されておりません。運営企業については、「役務の提供等」のいずれか1つを有していればよろしいのでしょうか。それとも特定の種類を有している必要があるのでしょうか、ご教授ください。	No.11の回答をご参照ください。
13	2_入札説明書	16	25		4_(7)_④	警備業法第4条に基づく認定を有する者が応募者となつたうえで、警備業務を再委託することは可能と考えてよろしいでしょうか。	第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、警備業務に関連する法令等を遵守し、振興会と事業者や警備業務の従事者との意思伝達に係る体制や本施設内の安全性の確保に対し十分に配慮するとともに、【資料-1】「事業契約書(案)」第17条による手続を経たうえで、警備業務の一部を再委託することは可能です。
14	2_入札説明書	16	25		4_(7)_④ 警備業務	実施方針質問回答No.118に「警備業務を担う者は応募者を構成する構成員又は協力企業になる必要があります。」とありますが、運営業務を担う構成員又は協力企業が警備業法第4条に基づく認定を有していても、同認定を有し実際に警備業務を担当する警備会社等に再委託する形は不可との理解でよろしいでしょうか。	No.13の回答をご参照ください。
15	2_入札説明書	16	27		4_(8)付帯事業の参加資格要件	事業期間中に民間収益事業者が変更となる場合、変更後の民間収益事業者も本項に定める参加資格要件を満たす必要がありますでしょうか。	民間収益事業者の変更に伴い定期借地権を譲渡等する場合における規定は【資料-3】「付帯事業の実施条件」第2.2.(3)のとおりであり、入札説明書に定める参加資格要件については変更の背景やその目的を踏まえて振興会において判断します。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
16	2_入札説明書	27	12		20_(3)_②	債務負担行為の設定等、裏付けのある形で予算が確保されていることが、事業者の資金調達上、必要であることを認識しております。本事業の予算が確保されていることを客観的にお示し頂く、または、確保されていることが分かる資料を開示していただくことは可能でしょうか。	独立行政法人日本芸術文化振興会中期計画 最終変更認可令和4年3月24日 VIIIその他業務運営に関する重要事項 5中期目標の期間を超える債務負担 の記載部分をご参照ください。中期計画は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条第1項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画を作成し、主務大臣の認可を受けたものです。また、同法第67条第四号により主務大臣の認可にあたっては、財務大臣に協議を行っています。
17	2_入札説明書	27	28		22_(3)_③ 第二次審査	ヒアリングの出席者について、配置予定の技術者であることなど、制限はあるか。	ヒアリングの詳細については対象者に対して別途通知します。
18	2_入札説明書	27	28		22_(3)_③ 第二次審査	ヒアリングの際使うことのできる図表は二次審査資料中のもののみか。そのほか模型を使って説明することは可能か。	ヒアリングの詳細については対象者に対して別途通知しますが、ヒアリングにおいて使用できる資料については、第二次審査資料のみを予定しており、模型の使用は認めません。
19	2_入札説明書	27	35	-	20_(3)_④_落札者の選定方法	落札者の総合評価の項目にて、「入札価格が予定価格の範囲内である者のうち」との記載がありますが、予定価格を明示いただくことは可能でしょうか。	予定価格を公表する予定はありません。
20	2_入札説明書	28	26		21 基本協定の締結	落札決定の翌日から起算し原則として7日以内に、とありますが、本件業務内容に鑑み、構成員・協力企業が複数多種多様にわたるため、各社調印等手続に相応の期間が必要となります。予め14日以内に変更いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
21	2_入札説明書	29	22		24_(2)	「やむを得ない理由」には転勤等社命によるものも含まれるという理解でよろしいでしょうか。	基本的に人事異動はやむを得ない事情に含まれませんが、理由を個別に判断することになります。
22	2_入札説明書	29	38		25.	「手続における交渉の有無：無」との記載は、事業者（落札者）が入札説明書をはじめとする各種関連資料の記載内容及び契約条件に関して、協議や交渉を申し入れることを不可とする趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	入札手続における公平性の観点から原則として【資料-6】「基本協定書(案)」に定める事項を除き、交渉は行いません。入札説明書等の記載内容に関しては質問等においてご確認ください。
23	2_入札説明書	30	34		32._(6)	提案内容には応募者固有のノウハウ等も含まれますので、「一般的に使用されている状態」であるか否かは、提案者の意見を十分に考慮いただいた上、ご協議にて合意するようお願いいたします。	応募者固有のノウハウ等が含まれる提案内容については、『事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案』に該当するため対象とはならないと考えます。
24	2_入札説明書	31	5		32.(8)	「事業提案が履行できなかった場合で、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う」旨の記載がございますが、事業者の責に帰すべきではない事由により事業提案が履行できなかった場合につきましては、事業者は免責されるものとさせていただきたくありませんでしょうか。	【資料-1-2】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3章 1. に記載のとおり、業務要求水準書の記載事項及び事業提案書に記載した事項が達成できず、契約書に定めた契約不適合における修補も困難であることが明らかとなった場合には事業費の減額及び違約金の請求を行います。また、事業者の帰責事由によらず事業提案が履行できない場合については、『振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除』又は『法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除』が想定されますので【資料-1】「事業契約書(案)」第97条、第98条をご参照ください。
25	3_(資料-1) 事業契約書(案)	1	20		第4条 規定の適用関係	本条項において実施方針書等の規定がされておきませんが、「実施方針書の質問回答」において、事業範囲の判断に影響するなどの重要な項目について、事業契約書等、入札公告等では表記されていない項目があります。また、実施方針書の質問回答において「入札公告時に修正します」と回答があったものについて、修正漏れと思われるものも見受けられます。つきましては、本条項にて実施方針書等を規定いただくとともに、「実施方針書の質問回答」の優先度を位置づけていただければと思います。	令和4年2月24日に公表した「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」は入札説明書等の定義には含まれません。実施方針から修正漏れと思われるものについては、別に公表する訂正表を確認いただき、それでもなお不明な点については個別に具体の箇所を明示のうえ、次回の質問時にご確認ください。
26	3_(資料-1) 事業契約書(案)	1	21		第4条_(規定の適用関係)_1項	入札説明書等には、別紙2_用語の定義_88の記載のとおり「質問回答書」を含むことですが、令和4年2月24日公表の「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」も含まれますでしょうか。仮に含まれる場合、質問回答書間で記載内容に矛盾や相違があれば、最新の回答書が優先される理解で宜しいでしょうか。仮に含まれない場合、内容によって第3回質問で再度質問を挙げる必要があるかと思っておりますので、ご教示ください。	No. 25の回答をご参照ください。
27	3_(資料-1) 事業契約書(案)	1			第4条	「入札説明書等」の中で齟齬がある場合の解釈を優先する順をお示し頂けないでしょうか。	第4条2項のとおり「入札説明書等」の中での優先順位はありません。疑義が生じた場合は前後の文脈や資料を作成した際の経緯等を踏まえ、振興会と事業者との間において協議のうえ、決定します。
28	3_(資料-1) 事業契約書(案)	1			第4条	実施方針に関する質疑回答は、入札説明書と齟齬がない限りにおいて有効という理解でよろしいでしょうか。	No. 25の回答をご参照ください。
29	3_(資料-1) 事業契約書(案)	1	30		第5条第1項	法令又は政府機関、監督官庁等の官公署の規制、指導等により開示を要求された場合は、秘密等を開示できるものと考えてよろしいでしょうか。また、法令により職業上の守秘義務を負う弁護士・司法書士・公認会計士・税理士等の専門家につきましては、秘密等の開示対象に含めるものとさせていただきたくありませんでしょうか。	前段については、ご質問の「法令又は政府機関、監督官庁等の官公署の規制、指導等により開示を要求された場合」については、当該条項に記載の『司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合』に該当すれば、開示可能ですが、第三者から開示要求等があった場合は事前に振興会に対応方針をご確認ください。後段については、当該条項に記載の『本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資等を行う金融機関、選定企業その他本事業に係る業務受託者及び受任者(下請人、再受任者を含む。以下、本条において同じ。)等に対し、本契約と同等の秘密等保持義務を課して開示する場合』に該当すれば、開示可能です。
30	3_(資料-1) 事業契約書(案)	3	13		第9条_(契約の保証)_1項	「施設整備業務の着手日または令和5年3月31日のいずれか早い日まで」に契約保証金を納付する旨規定されていますが、仮に事業契約の締結時期が事業契約締結予定時期(令和5年2月頃)よりも後ろ倒しになった場合、契約保証金納付期限(令和5年3月31日)も後ろ倒しになると理解してよろしいでしょうか。	契約締結時期が令和5年3月31日を過ぎることは想定していません。仮に契約締結時期が大幅に遅延する場合は、事業契約書に規定の期日を適切な内容に見直します。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
31	3_(資料-1) 事業契約書(案)	3	14		(契約の保証) 第9条1項	「～当該保証に係る保証金額又は保険金額は、本件工事費等の10分の1以上に相当する額としなければならない。～」とありますが、「本件工事費等」に含まれる費用項目を具体的にご教示ください。	【様式A-6-4】「建築工事費等(訂正版)」に記載のあるすべての費用の項目の合計『建築工事費等 合計(税込)』となります。なお、【様式A-6-4】「建築工事費等」を訂正しますので、訂正版をご参照ください。
32	3_(資料-1) 事業契約書(案)	3	24		第9条_(契約の保証)_1項_2号	維持管理運営業務の履行に係る保険として、維持管理運営業務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険の締結を条件とされることをご検討頂けないでしょうか。96条2項における違約金条項がある限り、事業者の資金調達コストが増加(金融機関が求める違約金相当額の積立て等)し、全体事業費が増大することを懸念しておりますが、なお、発注者より維持管理運営業務に係る履行保証保険加入を条件にされ無い限り、任意で保険加入することは困難です(保険会社に引き受け頂けません)。	原文のとおりとします。
33	3_(資料-1) 事業契約書(案)	3	33		(契約の保証) 第9条3項	「～本件工事費等の10分の1以上を保証金額とする。」とありますが、「本件工事費等」に含まれる費用項目を具体的にご教示ください。	No.31の回答をご参照ください。
34	3_(資料-1) 事業契約書(案)	3			第9条_	「本件工事費等」とは、様式A-6-4におけるセルV36とセルV40の合計(IV.建設工事費のうち、振興会が負担する直接工事費と共通費の合計、税抜)という理解でよろしいでしょうか。	No.31の回答をご参照ください。
35	3_(資料-1) 事業契約書(案)	4	2		(契約の保証) 第9条4項	「～本件工事費等の10分の1以上を保証金額又は保険金額とする。」とありますが、「本件工事費等」に含まれる費用項目を具体的にご教示ください。	No.31の回答をご参照ください。
36	3_(資料-1) 事業契約書(案)	4	12		(契約の保証) 第9条8項	「～保証金額が本件工事費等の10分の1に達するまで～」とありますが、「本件工事費等」に含まれる費用項目を具体的にご教示ください。	No.31の回答をご参照ください。
37	3_(資料-1) 事業契約書(案)	4	16		第10条_1項 権利義務の譲渡等	事業契約書10条1項では契約上の地位を譲渡することはできないとされており、「国立劇場再整備事業付帯事業の実施条件」第2_2_(3)_①_(3頁以下)によると、「事業契約終了後も定期借地権設定契約は引き続き事業者が契約の相手方となることを想定するが、振興会様と協議を行った上で、付帯事業が安定的に継続することを前提として、民間収益事業者に、事業者の定期借地権設定契約上の地位を譲渡することも可能とする。」とされています。地位譲渡の可否によってSPCの存続期間が大幅に変動するものになりますので、民間収益事業者に事業者の定期借地権設定契約上の地位を譲渡することが可能かどうかを早期に確定させる必要があると思料しますが、事業契約締結時点でこれを確定させることは可能でしょうか。そうでない場合、いつの時点で、地位譲渡の可否を確定させることを想定されているのでしょうか。	『民間収益事業者に、事業者の定期借地権設定契約上の地位を譲渡することも可能とする。』としているのは、本事業契約が終了する令和31年度末のことであり、また、その判断材料のひとつとして『付帯事業が安定的に継続することを前提』としており、本事業自体がまだ開始しておらず、付帯事業の運営開始が約6年先の事業契約締結時点で地位譲渡等を判断することは不可能です。
38	3_(資料-1) 事業契約書(案)	4	16		第10条第1項 権利義務の譲渡等	事業者がプロジェクトファイナンスにて資金調達する場合、事業契約上にてSPCが有する債権・地位・権利義務に対する担保設定を金融機関から依頼されることとなります。その場合、貴振興会からの事前の承諾をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-1】「事業契約書(案)」第10条及び附則第1条に定められた事項により判断します。なお、振興会は本事業が民間資金の活用を前提としていることを踏まえ、金融市場の商慣行上の手続を理解したうえで、承諾の判断を行う予定です。
39	3_(資料-1) 事業契約書(案)	4	17		第10条_(権利義務の譲渡等)_1項	本契約及び定期借地権設定契約上の地位及び両契約に基づく権利又は義務を出資者に譲渡する場合は、振興会の承諾なく自由に行ってよいという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、定期借地権設定契約第14条第1項第2号、同条第4項と本契約第10条はどちらが優先するのでしょうか。	ご指摘及び本事業の特性を踏まえ、第10条第1項の該当箇所について『出資者以外の者に』を削除し、訂正しますので、訂正表をご確認ください。
40	3_(資料-1) 事業契約書(案)	4	26		第10条第5項	「第87条の2の規定による部分払」との記載がございますが、これは事業契約書(案)第66条の2の規定を示すものと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、該当条項は『第66条第2項の規定による部分払』に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
41	3_(資料-1) 事業契約書(案)	4	26		第10条_(権利義務の譲渡等)_5項	本項では施設整備中の国立劇場の出来形部分についての権利義務の譲渡等に関する制限を定めているが、民間収益施設及び民間収益施設と共用になる部分については制限が及ばないということでしょうか。	民間収益事業者の専有部分及び法定共用部分に係る持分については制限が及びません。
42	3_(資料-1) 事業契約書(案)	4	28		第10条_(権利義務の譲渡等)_5項	「第87条の2の規定」とはどの規定を指しているのでしょうか。	No.40の回答をご参照ください。
43	3_(資料-1) 事業契約書(案)	5	1		第11条第2項	「事業者は、振興会の帰責事由、法令等の変更又は不可抗力による場合を除き、本契約上のいかなる責任をも免れない」旨の記載がございますが、事業者が善管注意義務を払っても予見管理できない事由による場合、事業者は責を負わないものと考えてよろしいでしょうか。	原文のとおりですが、個別具体の事象に応じて判断します。なお、ご質問の内容が別紙6に示す不可抗力の定義に該当する場合は別紙6の規定に従います。
44	3_(資料-1) 事業契約書(案)	5	1		第11条(事業者の責任)_2	「事業者は、振興会の責めに帰すべき事由、法令等の変更等又は不可抗力による場合を除き、本契約上のいかなる責任をも免れず、事業者の責めに帰すべき事由があったものとして、本契約上の責任を負う。」とありますが、事業者の責によらず、事業者が善管注意義務を果たしても避けられない事由(第三者による過失等)による場合は、「事業者の責めに帰すべき事由があったもの」に含まれず、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	No.43の回答をご参照ください。第三者による過失等が明らかであれば、当該者に責任を求償してください。
45	3_(資料-1) 事業契約書(案)	5	1		第11条(事業者の責任)第2項	「事業者は、振興会の責めに帰すべき事由、法令等の変更等又は不可抗力による場合を除き、本契約上のいかなる責任をも免れず、事業者の責めに帰すべき事由があったものとして、本契約上の責任を負う。」とありますが、振興会の帰責事由により、事業者または民間収益事業者が損失を被った場合(例えば、振興会の帰責事由による施設改修工事に伴う騒音・振動が原因で、民間収益事業者が運営する宿泊施設が一定期間休業した場合など)、振興会から事業者に対して損害賠償または地代減額はなされるのでしょうか。	専ら振興会の債務不履行に基づき事業者が損害を被った場合には、振興会に対し損害賠償請求が可能です。振興会と民間収益事業者は直接的な契約関係に立ちませんので、民間収益事業者が損害を被った場合については特段規定していません。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
46	3_(資料-1) 事業契約書(案)	5	1		第11条_(事業者の責任)_2項	国立劇場や国立能楽堂の使用者・利用者等(振興会の職員を除く。)の第三者が劇場施設や国立能楽堂に損害を与えた場合は、不可抗力の中の人為的事象に含まれると理解するのでしょうか。それとも第11条第1項の「別途規定されている場合を除き」に該当する(第75条第3項第4号に該当し、振興会が費用を負担する)と理解すればよろしいでしょうか。	第75条第3項の規定に基づき、個別具体の事象に応じて判断します。
47	3_(資料-1) 事業契約書(案)	5	1		第11条_事業者の責任_第2項	「事業者は、振興会の責めに帰すべき事由、法令等の変更等又は不可抗力による場合を除き、本契約上のいかなる責任をも免れず、事業者の責めに帰すべき事由があったものとして、本契約上の責任を負う。」とあり、また実施方針質問回答No.1122に「振興会に明確な帰責事由がある場合を除き、維持管理・運営業務の実施に関するすべての責任は事業者にある」とのことですが、片務的であると思われます。実施方針の資料-4リスク分担表記載の施設の損傷リスクNo.47「振興会又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による国立劇場及び国立能楽堂の損傷を復旧の費用(不可抗力に起因する場合を除く。)」を振興会負担といただいているとおり、いずれの責めにも帰さない事由は存在するはずであり、その場合は振興会負担少なくとも協議としていただけますでしょうか。	第11条第2項は前項の規定を踏まえ、本事業の実施に係る本契約上の責任を求めるものです。ご質問の趣旨が不明ですが、施設損傷に関するリスク負担であれば、第75条第3項の規定に基づきます。
48	3_(資料-1) 事業契約書(案)	5	2		第11条_2項 事業者の責任	本事業はサービス購入型ですので、第三者の責めに帰すべき事象等を含む事業者の責めに帰すべき事由以外の事象については振興会様にて責任を負っていただくよう修正願います。	原文のとおりとします。
49	3_(資料-1) 事業契約書(案)	5	4		第11条第3項	「本契約に別途規定される場合を除き、振興会の本事業に関する確認若しくは立会又は事業者から振興会に対する報告、通知若しくは説明を理由として、事業者はいかなる本契約上における事業者の責任を免れない」旨の記載がありますが、当該の記載は、振興会様に決定及び承認等の意思決定をいただいた事項について、その後覆すことがあるという趣旨ではないものと考えてよろしいでしょうか。	途中過程において確認等した内容であっても、結果的に要求水準が未達であった場合等において、事業者は責任を免れないという趣旨です。
50	3_(資料-1) 事業契約書(案)	5	4		第11条_(事業者の責任)_3	事業者から行った「振興会に対する報告、通知若しくは説明」に対し、振興会様が理解した上で承諾している場合や適切な指示をしなかった場合、また、事業者が善管注意義務を果たしても避けられない事由による場合は、責任負担につき、別途協議いただけますでしょうか。	振興会に責がある場合は第11条第2項のとおり、必ずしも事業者の責任を求めているものではありません。事業者の責任についてはNo.43の回答をご参照ください。
51	3_(資料-1) 事業契約書(案)	5	18		第13条_(成果物、国立劇場の著作権)、第14条_(第三者の知的財産権等の侵害)	第13条及び第14条の「成果物」とは、「業務要求水準書、振興会の要求その他本契約等に基づき事業者が作成する計画書・報告書、設計図書、制作物…(以下略)」を意味するものと理解しておりますが、民間収益施設に係る成果物は、本条の対象にする必要はないのではないのでしょうか(本条の対象となる成果物の範囲を国立劇場及び国立能楽堂に係る成果物に限定していただけないでしょうか。)	別紙2(用語の定義)No.73のとおり、成果物の対象は【資料-2】「業務要求水準書」で求める内容であり、基本的には振興会が対価を支払い取得する、国立劇場・国立能楽堂に係る成果物となります。ただし、【添付資料4-14】「業務に関する成果物」のうち、事業パンフレット、設計説明書、事業紹介プレゼンテーション資料、透視図の一部、完成模型、完成模型の写真、事業紹介ポスター、完成図、完成写真、建設工事内容紹介プレゼンテーション資料、事業記録等民間収益施設を含む資料等においては、含むものとします。なお、国立劇場及び民間収益施設を含む複合施設の設計図書については、【資料-3】「付帯事業の実施条件」別紙2に記載のとおり、管理規約において専有部分、専有使用部分、共通使用部分を定めるために提出してください。
52	3_(資料-1) 事業契約書(案)	5	19		第13条第2項	「振興会は、成果物及び国立劇場について、振興会の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、特定事業契約の終了後も存続する」旨の記載がございますが、万一、本契約が解除となった場合の設計成果物(未完成のものを含む)の取扱いについては、以下を前提に、その他の諸条件についても別途ご協議いただけますでしょうか。 ①成果物の使用にあたっては事業者の氏名を表示しないこと。 ②未完成の成果物については、契約不適合がある場合といえども履行の追及及び損害賠償請求はできないこと。	①について、設計成果物が完成している場合は許容しかねます。未完成の場合は、解除時の出来形の程度によるため、個別具体的内容を踏まえ、判断します。 ②について、解除時点で検査を行い、出来形分に対して支払った対価に係る設計成果物については、対価を支払っているものであり、その範囲において事業者帰責の契約不適合により振興会に生じた損害については賠償請求を行います。
53	3_(資料-1) 事業契約書(案)	5	21		第13条第3項	「事業者は、振興会が成果物及び国立劇場を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならず、自ら又は著作権者(ただし、振興会が事業者に提供した著作物の著作権者を除く。)をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない」旨の記載がございますが、事業者が作成した成果物について、振興会様にて改変等を行った場合に、事業者が当初作成したものと異なる内容の成果物に対して事業者の氏名を表示し、公表を可能とする趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	3_(資料-1) 事業契約書(案)	5	28		第13条第3項二	「成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること」との記載がございますが、この「他人」とは、本事業に無関係の第三者を指すものであり、本事業の遂行に必要な範囲で、各業務の事業者、再委託先及び協力会社等の関係者に著作物を閲覧等させることは、本条に反するものではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	3_(資料-1) 事業契約書(案)	5	28		第13条_(成果物、国立劇場の著作権)_3項_2号	成果物には、付帯事業に係る成果物(民間収益施設に係る設計図書等)も含まれるのでしょうか。	No.51の回答をご参照ください。
56	3_(資料-1) 事業契約書(案)	6	5		第13条_(成果物、国立劇場の著作権)_5項3号	工事施工のために事業者から建設企業に対し成果物(設計図書)の閲覧、複写等を行うこととなるが、建設企業から下請けに対し設計図書の閲覧、複写等をするにあたり、振興会の許諾をえることは、膨大な回数が見込まれますので現実的ではない様に考えます。については、第15条3項および第17条3項の秘密等保持義務の範囲内の対応の解釈でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。ここでいう「他人」とは本事業の事業関係者ではない「第三者」を意図しますので、第5条第1項に基づき、『選定企業その他本事業に係る業務受託者及び受任者(下請人、再受任者を含む。)]に対しては本契約と同等の秘密保持契約を義務を課せば、開示可能です。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
57	3_(資料-1) 事業契約書(案)	6	10		第14条第2項	事業者が第三者の知的財産権を侵害した場合の責任負担について、「事業者が第三者の知的財産権を侵害しないために合理的に必要な調査を行った場合はこの限りでない」旨の記載がございますが、振興会様の指示により、第三者の知的財産権等の対象となっている工事材料、建築設備の機器、工法等の指定を受け、見積資料等に知的財産権等の対象となる旨の明示がなく、かつ事業者がその存在を知らなかった場合は、その使用に要した費用は振興会様が負担いただけますでしょうか。	ご質問のような場合、知的財産等の対象となる事を明示しなかった、当該工事材料や建築設備の機器を納入した業者に責任があるものと思料されます。事業者と当該業者との間で適切に責任負担を処理してください。
58	3_(資料-1) 事業契約書(案)	6	29		第15条_(選定企業の使用等)_2項	「各業務以外の業務」とは具体的に何を指しているのでしょうか。付帯事業の実施は含まれるのでしょうか。	「各業務」の定義は別紙2(用語の定義)No.15のとおりで、『各業務以外の業務』とは事業者であるSPCの経営事務等、本事業の業務に必要な各種業務全般が含まれます。付帯事業の業務もこれに含まれます。
59	3_(資料-1) 事業契約書(案)	7	7		第15条第6項	「事業者は、選定企業との紛争、訴訟等に起因して本契約に定める業務が遅延した場合の増加費用及び損害の一切を負担し賠償する」旨の記載がございますが、これは相当因果関係の範囲内におけるものと考えてよろしいでしょうか。	振興会から事業者へ請求する損害賠償については当然、相当因果関係の範囲内で、一義的には事業者がその一切を負担してください。その先の事業者・選定企業間の責任負担について、振興会は関知しません。
60	3_(資料-1) 事業契約書(案)	7	7		第15条_(選定企業の使用等)_6項	選定企業をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因した業務遅延が発生した場合の負担及び損害賠償について定められているが、振興会・事業者・選定企業がいずれも当事者又は関係者となるような場合の扱いはどのようになるのでしょうか。	想定し難い事象ですが、個別具体的内容を踏まえて判断します。
61	3_(資料-1) 事業契約書(案)	7	19		第16条_4項 運營業務の第三者委託	事業者から警備業務を構成企業の1社で受託し、業務の一部を再委託する場合、<添付資料5-3-1 警備業務に係る要求水準>に記載の要件は再委託する企業にも必要となりますでしょうか。	No.13の回答をご参照ください。
62	3_(資料-1) 事業契約書(案)	7	22		第17条_各業務等における第三者の使用など	各業務のうち、「前条に該当しないと認められる部分を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、～書面通知および振興会の承諾を得なければいけない」とありますが、これはすべての第三者への業務委託について、手続きが必要ということでしょうか。チラシ等の印刷など少額のものや毎年定期的に外部委託するものなど想定され、事業契約締結後細かな手続きについては振興会と協議の上、適宜簡略化できると考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、軽微な業務や定型的な業務については個別の承諾手続は想定しないため、事業契約締結後、個別に協議のうえ、適切な範囲・方法を判断することとします。
63	3_(資料-1) 事業契約書(案)	7	24		第17条_(各業務等における第三者の使用等)	例えば、建設業務について下請けに出す場合(建設業法に違反しない形の前項)、そのすべての下請契約書(案)を20日前までに振興会に提示し、承諾を得なければならないのでしょうか。承諾行為については、手続き遅延の懸念があるため、出来る限り簡略化して頂きたいと考えていますが、例えば、下請業者と締結する工事請負契約が同様の形式の場合、(事業契約書に記載された事項を記載した)施工体制台帳及び施工体系図並びに工事請負契約のひな形を提出して承諾を受ければよいという理解をしてもよろしいでしょうか。	No.62の回答をご参照ください。
64	3_(資料-1) 事業契約書(案)	7	24		第17条_(各業務等における第三者の使用等)	20日前に提出して振興会の承諾を得るという手続きにおいて、事業者が否が無く振興会の承諾が遅れて予定通り契約ができなかったり、工事ができなかったりした際の工期遅延の責任は、振興会に合理的な範囲で求償できるのでしょうか。	承諾するか否かの判断について、振興会は遅滞なく手続を行うようにします。
65	3_(資料-1) 事業契約書(案)	8	11		第17条_各業務等における第三者の使用等_第4項_一イ	「前項に掲げる届出」が何を指すのかお示し下さい。「前項」とは秘密保持について定めた「第3項」を指すはずですが、本号で秘密保持の届出を求められているとは考えにくいための質疑です。	ご指摘のとおり、第17条第4項一イについて『前項に掲げる』ではなく、『第2項に掲げる』に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
66	3_(資料-1) 事業契約書(案)	8	14		第17条_各業務等における第三者の使用等_第4項_二	「別紙2 用語の定義」において「下請負人」の定義を参照すると、「事業者から直接請け負って業務を実施する選定企業から請け負う者」とされており、いわゆる一次下請負人のみを指すとも解釈できますが、「前号に掲げる下請負人以外の下請負人」として示されている下請負人とは「建設企業と直接下請負契約を締結する下請負人」(一次下請負人)以外の下請負人、つまり二次下請以下の下請負人を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	3_(資料-1) 事業契約書(案)	8	22		第17条_各業務等における第三者の使用等_第1項	「事業者は、各選定企業をして、各業務のうち前条に該当しないと認められる部分を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の20日前までに、振興会に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該業務の委任又は請負内容の分かる契約書案を提示し、振興会の承諾を得なければならない。」とありますが、建設工事は多数の下請契約によって成り立っているものであり、事前の通知、ご承諾は建設企業に過度な負担となります(ご承諾いただけない場合は、下請先の再選定が必要となり、工事工程に多大な影響が発生します)。公共工事での対応に準じて第53条第1項に規定されている施工体制台帳及び施工体系図の写しの提出をもって代替させていただきませんか。	No.62の回答をご参照ください。
68	3_(資料-1) 事業契約書(案)	9	3		第17条第7項	「事業者は、各業務の実施または各業務以外の業務に係る再受任者又は下請負人の使用に関する一切の責任を負い、これらの責に帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の帰責事由とみなす」旨の記載がございますが、製造物責任法によって、再受任者及び下請負人が製造業者として直接責任を負う場合は、この限りではないと考えてよろしいでしょうか。	本条文は事業契約書の締結当事者である振興会と事業者との間の責任範囲を規定したものであり、事業者とその再受任者・下請負人との責任関係について振興会が関知するものではありません。
69	3_(資料-1) 事業契約書(案)	10	17		第21条_(業績等の監視及び改善要求措置)	業績等の監視及び改善要求措置は、付帯事業には及ばないという理解で良いでしょうか。(資料-3 国立劇場再整備等事業付帯事業の実施条件p.5 2.(6)に基づく報告のみで良いでしょうか)	ご理解のとおりです。
70	3_(資料-1) 事業契約書(案)	10	30		第22条第2項	「振興会は、本契約に基づき生じた事業者に対する債権債務を法令の範囲内において対当額で相殺できる」旨の記載がございますが、相殺については、民法505条による相殺適状となった場合に、事前に相手方に通知したうえで行うものと考えてよろしいでしょうか。	実際に相殺を行う場合には、振興会から事業者に対し相殺の意思表示に係る通知を行います。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
71	3_(資料-1) 事業契約書(案)	10	31	-	第2章_第22条_2項_事業者に対する支払い	「振興会は、本契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる」とありますが、即時に相殺が行われる可能性があることは、業務受託者やSPCの利害関係者への負担が大きいため、「違約金や損害賠償が支払われないときは～」といった前提を付して規定いただけませんか。	原文のとおりとします。
72	3_(資料-1) 事業契約書(案)	11	27		第26条_(許可の取得等)_1項	振興会が取得する許可及び事業者が協力をすべき内容を具体期にご教示いただけますでしょうか。	現時点で想定するものではありません。事業実施段階で生じた場合は、適宜情報提供します。
73	3_(資料-1) 事業契約書(案)	12	8		第27条第3項	「保険に関する証券及び保険約款(特約がある場合には、当該特約に関する書類等を含む。)又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後直ちに振興会に提示」とありますが、保険会社が保険証券を発行するために一ヶ月程度を要する保険種目もあるため、保険会社が発行する付保証明書・契約証明書を直ちに提示することでご了承いただけないでしょうか。	よろしいです。
74	3_(資料-1) 事業契約書(案)	12	14		第28条_(関連業務等の調整)_1項	振興会が本施設に関して個別に発注する第三者の施工する工事として、具体的に想定されている工事がございますでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第2章. 第2節. 4. に規定する工事、「警察用無線設備・警察テレビ設備の配線及び機器設置工事」、「説明板(碑)の設置」を予定しています。なお、警察用無線設備・警察テレビ設備の配線及び機器設置工事については、振興会以外の者が発注する予定です。
75	3_(資料-1) 事業契約書(案)	12	19		第28条_(関連業務等の調整)_3	「不適当と認められる」理由は、事業者が納得できる合理的な理由に基づくものであると理解してよろしいでしょうか。	事業者による調整が不適当であることを客観的かつ合理的に振興会において判断することを想定しています。
76	3_(資料-1) 事業契約書(案)	12			第29条	事業費の改定が為される場合、SPCと金融機関の間の融資契約の変更も必要となる場合もあります。この場合、融資契約変更の諸手数料は支払っていただけるのでしょうか。	第29条における事業費の改定は予定された手続であり、また基本的に融資対象となる性格の対価でもないため、振興会が負担することはありません。
77	3_(資料-1) 事業契約書(案)	12	28		第30条第1項	物価等の変動に基づく本件工事費の改定に関して、全体スライドについても協議の対象として頂けないでしょうか。	本事業においては事業者が本施設等の設計・施工・維持管理・運営のすべてを一括して実施するものであるため、あらゆる物価変動リスクを発注者負担とするのではなく、急激で著しく、かつ通常は予測不可能な物価変動を対象としていることから、原文のとおりとします。
78	3_(資料-1) 事業契約書(案)	12	28		第30条第1項	物価変動による本件工事費の改定は、主要な工事材料の著しい価格変動や急激なインフレの際に協議となっておりますが、本件工事は長期に亘るため、公共工事標準標準約款(第25条)のように一定のメルクマール(1.5%等)の導入の検討をお願いできないでしょうか。	「工事請負契約基準第25第5項の運用について」(平成20年7月1日付け20施企第11号及び平成21年2月27日付け改正20施企第28号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室室長通知)及び「工事請負契約基準第25第5項の運用の拡充について」(平成20年10月1日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室室長通知)、「賃金等の変動に対する工事請負契約基準第25第6項の運用について」(平成26年2月4日付け25施企第33号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室室長通知)に準拠しています。なお、詳細については振興会との協議によります。<参考:文部科学省ホームページ> https://sisetuweb3.mext.go.jp/kitei/103/ZENTAI.pdf https://sisetuweb3.mext.go.jp/kitei/534/tuuchi.pdf
79	3_(資料-1) 事業契約書(案)	12	29		第30条第1項	物価等の変動に基づく本件工事費の変更請求対象となる事由について、「長期に渡る契約で、物価、賃金などの変動により請負金額が明らかに適当でないと認められる場合」を含めていただけますでしょうか。	No. 77及びNo. 78の回答をご参照ください。
80	3_(資料-1) 事業契約書(案)	12	31		第30条_(物価等の変動に基づく本件工事費の改定)_1項	「著しい変動」、「本件工事費が著しく不適当」とありますが、具体的にどのくらいの変動がある場合を想定されていますでしょうか。	No. 78の回答をご参照ください。
81	3_(資料-1) 事業契約書(案)	12			第30条	全体スライドが設けられていない理由をお示し頂けないでしょうか。	No. 77の回答をご参照ください。
82	3_(資料-1) 事業契約書(案)	12	1		第30条_(物価等の変動に基づく本件工事費の改定)_1項_2号	「予期することができない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、本件工事費が著しく不適当となった場合」とは、平成26年1月30日「国地契第57号_賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」に準じた運用になる、という理解でよいでしょうか。	No. 78の回答をご参照ください。
83	3_(資料-1) 事業契約書(案)	13	3		第30条第2項	「振興会と事業者は、本件工事費の変更額及び変更時期を協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、振興会が変更額及び変更時期を定め、事業者はこれに従わなければならない」等、振興会様との各種協議期間の日数を制限する旨の記載がございますが、当該記載は、事業者による不服の申し立てを妨げる趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	あらかじめ日数を規定している以上、事業者からの不服申立てには応じかねます。なお、協議開始の日の設定に関しては、振興会と事業者の間で事前調整の余地があることを申し添えます。
84	3_(資料-1) 事業契約書(案)	13	4		第30条_(物価等の変動に基づく本件工事費の改定)_2項	協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合とあるが、工事費の変更額、変更時期の協議はその重要性から十分な期間を設ける必要があるが、この日数は土日祝祭日等が含まれていないと考えてよいでしょうか。あるいは20日程度の期間とすることを考慮いただけないでしょうか。	土日祝祭日等を含みます。原文のとおりとします。
85	3_(資料-1) 事業契約書(案)	13	5		第30条_(物価等の変動に基づく本件工事費の改定)_2項	「振興会が変更額及び変更時期を定め(変更しない場合を含む。）」とありますが、振興会のかかる決定は合理的な判断に基づき行われるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
86	3_(資料-1) 事業契約書(案)	13	10		第31条_ (要求水準の変更)_1項	振興会から当該書面を受領した日から14日以内に振興会に通知するとありますが、この日数に土日祝祭日等が含まれているか確認です。要求水準の変更は、入札条件の変更となる大きな事象と捉える他、通知内容によっては十分な検討時間を要することが想定されま。働き方改革関連法の影響等を考慮し、土日祝祭日を含まないと考えてよいでしょうか。あるいは30日程度の期間とすることを考慮いただけないでしょうか。	土日祝祭日等を含みます。原文のとおりとします。
87	3_(資料-1) 事業契約書(案)	13	16		第31条_ (要求水準の変更)_3項	振興会と事業者の協議が整わない場合は、振興会が合理的な変更内容を定め、事業者に通知するとあるが、その合理性の判断基準はどのようなものか明示頂けますでしょうか。	振興会が当初の要求水準を策定した検討経緯、事業者の事業計画書(提案書・入札内訳書含む。)、事業者との協議内容等を総合的に勘案し、合理的な変更内容を定めます。
88	3_(資料-1) 事業契約書(案)	13	25	-	第2章_第32条_2項_要求水準の変更による措置	貴会に要求水準変更に伴う増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
89	3_(資料-1) 事業契約書(案)	13	25		第32条_ (要求水準の変更による措置)_2項	振興会の責めに帰すべき事由により、要求水準の変更がなされる場合において、民間収益施設部分の施設整備費用又は維持管理運営費用の増加に伴う場合、当該費用についても振興会が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業は事業者が民間収益事業者をしてその費用と責任において実施するものであり、仮に要求水準の変更等その他の事象により民間収益施設部分の整備費や維持管理運営費等に増加費用又は減少費用が生じて変更する予定はありません。ただし、付帯事業の実施に著しい影響を及ぼすほどの事象が生じた場合は、事業者と個別に協議を行います。
90	3_(資料-1) 事業契約書(案)	14	1		第32条_ (要求水準の変更による措置)_5項	要求水準の変更がなされる場合で、設計図書の変更が必要な場合には、事業者は速やかに必要な範囲で設計図書を変更する。とあるが、振興会を起因とした設計図書の変更に関する費用は合理的な範囲で振興会が負担するという理解でよいでしょうか。	要求水準の変更による増加費用の負担については第32条第2項の規定に従います。
91	3_(資料-1) 事業契約書(案)	14	14	-	第2章_第33条_4項_臨機の措置	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
92	3_(資料-1) 事業契約書(案)	14	15		(臨機の措置) 第33条4項	「事業者が事業費の範囲において負担することが明らかに適当でない」と認められる部分」とありますが、具体例をご教示ください。	当該時点において、本事業の業務範囲に照らして合理的かつ客観的に事業者が負担することが明らかに適当でないもので、個別具体的な事象に応じて振興会が判断します。
93	3_(資料-1) 事業契約書(案)	14	17		第34条_第三者に生じた損害	「工事の施工等に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により、第三者に生じた損害」の「通常避けることができない」とは「通常想定することができる」との意でよろしいでしょうか。つまり「事業者が工事の施工に伴い通常想定できる騒音等により第三者に損害を及ぼした場合は、当然、事業者が事前に想定できるので事前に損害を回避すべきであり、発生した場合でも事業者が責任を負う。ただし、工事の施工に伴い通常想定できない騒音等により第三者に及ぼした損害は振興会が負担する」との理解でよいでしょうか。	「通常避けることができない」とは「通常想定することができる」との意ではありません。本事業においては事業者が本施設等の設計・施工・維持管理・運営を一括して実施するものであり、通常避け得ない事象の発生の有無、程度等についても事業者側で適切に想定し、管理することが可能であると認識しています。
94	3_(資料-1) 事業契約書(案)	14	18		第34条第1項	「事業者は、本事業の実施について第三者に損害を及ぼした場合(通常避けることができない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等を含む。)は、当該第三者に対して、当該損害を賠償する。振興会の帰責事由により生じたものは、振興会が負担する」旨の記載がございますが、建設業務に当たり、事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることが困難な事由により第三者損害が生じた場合は、振興会様のご負担にて処理・解決いただき、必要と認められる範囲で事業期間を延長をさせていただきますでしょうか。	原文のとおりとします。
95	3_(資料-1) 事業契約書(案)	14	20		第34条_ (第三者に生じた損害)_1項	本事業の実施に際し、「通常避けることができない騒音、振動、公害、地盤沈下…(中略)…の理由により第三者に損害を及ぼした場合は、公共工事請負契約約款と同様、振興会が損害を負担する形にさせていただけないでしょうか。民間側のリスクとされている理由があればご教示下さい。	本事業においては事業者が本施設の設計・施工・維持管理・運営のすべてを一括して実施するものであり、通常避け得ない事象の発生の有無、程度等についても事業者側で適切に想定し、管理することが可能であると認識されるため、原文のとおりとします。
96	3_(資料-1) 事業契約書(案)	14	21		第34条_1項_第三者に生じた損害	本項含む賠償金支払いに関しまして、賠償限度額として上限を設定することは可能でしょうか。事業者から業務を受託する企業が責任を負うべき損害が発生した場合に、その損害がどのように高額なものであってもこれを全て賠償しなければならないとしますと、例えば損害が予測もできなかったほど広範囲に及んだ場合、その企業の存立が脅かされるような事態に立ち至ることも考えられるためです。	原文のとおりとします。
97	3_(資料-1) 事業契約書(案)	14	24	-	第2章_第34条_3項_第三者に生じた損害	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
98	3_(資料-1) 事業契約書(案)	14	25		第34条_ (第三者に生じた損害)_3項	「第三者」には、民間収益事業者も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	含まれません。
99	3_(資料-1) 事業契約書(案)	15	1		第35条第3項	「法令等の変更等の公布日から60日以内に協議が整わない場合、振興会が合理的な範囲で対応方法を事業者に通知し、事業者はこれに従わなければならない」等、振興会様との各種協議期間の日数を制限する旨の記載がございますが、当該記載は、事業者による不服の申し立てを妨げる趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	あらかじめ日数を規定している以上、事業者からの不服申立てには応じかねます。なお、協議開始の日の設定に関しては、振興会と事業者の間で事前調整の余地があることを申し添えます。
100	3_(資料-1) 事業契約書(案)	15	8	-	第2章_第35条_4項_1号及2号_法令変更による措置	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
101	3_(資料-1) 事業契約書(案)	15	26		第36条_不可抗力による措置	コロナ等の感染症対策に関連して振興会・国・東京都から休業の指示・要請があった場合は不可抗力という解釈で良いでしょうか。また3項の不可抗力により発生した合理的な増加費用とは、上記の休業指示等を受けて事業者は収入減となり、ひいては事業者の負担が増加することとなりますが、1%を超える部分の損失は営業継続費として振興会が負担いただくと理解して良いでしょうか。またそのような休館となった場合、飲食・物販サービス提供における年間最低保証使用料は休館期間等に応じて減額されるという認識で良いでしょうか。	1点目については、まずは【資料-1】「事業契約書(案)」別紙6の第1項に規定する不可抗力の定義に該当するかで判断しますが、個別具体の事象の内容を踏まえ、振興会が判断します。なお、新型コロナウイルス感染症に関しては現時点では十分に発生が予見し得るものであり、要求水準書の各所において対応策を講じることを求めています。 2点目については、運營業務の『飲食・物販等サービス提供業務』は独立採算を原則としており、増加費用や営業損失を補填する想定はありません。 3点目については、No.102の回答をご参照ください。
102	3_(資料-1) 事業契約書(案)	15	26		第36条_不可抗力による措置	新型コロナ等の感染症対策に伴い休館となった場合、飲食・物販サービス提供における年間最低保証使用料は休館期間等に応じて減額されるという認識で良いでしょうか。	【資料-1】「事業契約書(案)」別紙6の第1項に規定する不可抗力の定義に該当するかを判断したうえで、個別具体の事象の内容を踏まえ、振興会が判断します。
103	3_(資料-1) 事業契約書(案)	16	1	-	第2章_第36条_3項_不可抗力による措置	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
104	3_(資料-1) 事業契約書(案)	16	18	-	第2章_第37条_3項_中断による措置	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
105	3_(資料-1) 事業契約書(案)	16	18		第37条_(中断による措置)_3項	振興会の責めに帰すべき事由による一時中止の場合において、民間収益施設部分の施設整備費用又は維持管理運営費用の増加が伴う場合、当該増加費用は37条3項の「合理的な増加費用」に含まれるとの理解でよいでしょうか。また、振興会の責めに帰すべき事由により維持管理・運營業務が一時中止される場合に発生する合理的損害及び付帯事業の一時中止に伴い発生する合理的損害については振興会の負担と理解してもよろしいでしょうか。	前段については、No.89の回答をご参照ください。 後段については、第37条第3項に基づき事業者が生じた合理的な増加費用は負担しますが、逸失利益等の損害は負担しません。また、国立劇場の維持管理・運營業務の一時中止が、付帯事業(民間収益施設)の運営に支障が及ぼすものとは考えていません。
106	3_(資料-1) 事業契約書(案)	16	20		第37条第4項	本事業の一時中断に伴う増加費用について、「一時中止が事業者の帰責事由による場合に、事業者が発生する増加費用は、事業者がすべて負担する」旨の記載がございますが、事業者は合理的な増加費用を負担するものとさせていただきますでしょうか。	原文のとおりとします。
107	3_(資料-1) 事業契約書(案)	16	22		第37条_5項_法令等の変更又は不可抗力による一時中止	第1項に定める一時中止が法令等の変更等又は不可抗力による場合には、とありますが、事業者側の従業員の生命・身体に危険が生じる可能性があり、安全配慮義務その他の法令上の義務に照らし、業務提供を継続することが適切でないと事業者側で判断したときも含めていただくことは可能でしょうか。	ご質問のような事態が想定される場合には当然、振興会は協議に応じますが、事業者のみの独自の判断に委ねることは応じかねます。
108	3_(資料-1) 事業契約書(案)	17	17		第42条(事業用地の使用等)_1項	解体・施設整備期間、事業者だけでなく民間収益事業者は施設整備業務の為に無償で土地を使用できるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約の契約相手方は事業者ですが、事業者を通じて使用することは可能です。施設整備期間中の使用料は発生しません。
109	3_(資料-1) 事業契約書(案)	17	18		第42条第1項	「振興会は、事業者が施設整備業務のために事業用地を使用できる状態とし、事業者が無償で使用させる」旨の記載がございますが、事業用地を使用させていただくにあたり、契約書等の書面を別途締結する予定はございますでしょうか。なお、締結を予定される場合は、当該の様式をご提示いただき、内容について改めてご協議いただけますでしょうか。	事業用地の使用に関する権限は、事業契約における本条項で担保しており、別途契約書等を締結する予定はありません。
110	3_(資料-1) 事業契約書(案)	17	30		第42条第2項二	「事業者は、事業用地上で解体撤去中又は建設中の建物、仮設物その他工作物によって、第三者損害を与えた場合は、その賠償責任を負う」旨の記載がございますが、例えば地盤沈下等、事業者が施工者として善管注意義務を果たしても避けることが困難な事象に起因する追加費用につきましては、振興会様にご負担いただけますでしょうか。	第46条第1項及び第2項のとおり、事業用地の地盤調査を含め事業者の責任範囲となっており、ご質問のような事象についても原文の内容が原則となります。
111	3_(資料-1) 事業契約書(案)	18	1		第42条第2項四	「事業者が事業用地の維持保全費用(通常の日を含むが、これに限定されない。)を支出し、振興会は当該費用を負担しない」旨の記載がございますが、事業者が善管注意義務を払っても予期することが困難な事象により生じた追加費用につきましては、振興会様にご負担いただけますでしょうか。	ご質問で想定する具体的な事象が不明ですが、不可抗力に該当する場合は、別紙6の規定に従います。該当しない場合は、原文の内容が原則となります。
112	3_(資料-1) 事業契約書(案)	18	19		第43条第2項	「貸与した関係資料の利用に係る一切の責任は、事業者が負担する」との記載がございますが、振興会様から貸与を受けた資料に関して、事業者が善管注意義務を払っても発見することが困難な誤り等が存在し、本事業の実施に影響が生じた場合につきましては、契約金額及び工期の変更対象とさせていただきますでしょうか。	本規定は、契約締結後に事業者が行う調査業務の参考資料として提示するものであり、当該資料を採用するか否かは事業者の判断に委ねられるため、原文のとおりとします。ただし、第46条第4項に該当する場合はこの限りではありません。
113	3_(資料-1) 事業契約書(案)	18	23	-	第3章_第1節_第43条_4項_関係資料等の貸与	関係資料と事業者の調査結果に齟齬が生じ、その齟齬を原因として事業の進捗が遅延が発生した場合、その遅延によって生じた追加費用についてはご負担いただけますでしょうか。また、ご負担いただける場合、合理的な範囲で金融費用もご負担いただけますでしょうか。	No.112の回答をご参照ください。
114	3_(資料-1) 事業契約書(案)	18	23		第43条第4項	「関係資料と事業者の調査結果との間に齟齬があっても、振興会は責任を負わない」旨の記載がございますが、振興会様から貸与を受けた資料と事業者の調査結果の齟齬に起因し、本事業の実施に影響が生じた場合につきましては、契約金額及び工期の変更対象とさせていただきますでしょうか。	No.112の回答をご参照ください。
115	3_(資料-1) 事業契約書(案)	18	31	-	第3章_第1節_第44条_3項_近隣対策	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
116	3_(資料-1) 事業契約書(案)	19	2	-	第3章_第1節_第45条_1項_引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.115の回答をご参照ください。
117	3_(資料-1) 事業契約書(案)	19	2		第45条第1項_引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	貴振興会にご負担をいただく、国立劇場の引渡し日の遅延に伴う事業者の増加費用には、合理的な範囲の金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	No.115の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
118	3_(資料-1) 事業契約書(案)	19	2		第45条_(引渡し等の遅延又は変更に伴う措置)_1項	振興会の責めに帰すべき事由により、国立劇場の引渡しが引渡予定日より遅延した場合において、民間収益施設部分の施設整備費用若しくは維持管理運営費用の増加に伴う場合又は損害が発生する場合、当該増加費用及び損害は第45条1項の「合理的な増加費用」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 89の回答をご参照ください。
119	3_(資料-1) 事業契約書(案)	19	4		第45条_(引渡し等の遅延又は変更に伴う措置)_1項	振興会の責めに帰すべき事由により、国立劇場の引渡しが引渡予定日より遅延した場合、民間収益事業者の損害が発生することも想定されます。事業者が負担した合理的な増加費用には、民間収益事業者の損害も含まれますでしょうか。	No. 89の回答をご参照ください。
120	3_(資料-1) 事業契約書(案)	19	7		第45条第2項	「事業者の帰責事由により、国立劇場の引渡しが遅延した場合、事業者は当該遅延による増加費用を負担するとともに、第23条第2項に基づく遅延利息を振興会に支払う」旨の記載がございますが、当該遅延の発生においては、事業者に遅延利息の支払を請求するものとし、増加費用の請求はご容赦いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
121	3_(資料-1) 事業契約書(案)	19	7		第45条 引渡し等の遅延又は変更に伴う措置_第2項	本項に記載の「事業者の責めに帰すべき事由により、国立劇場の引渡しが引渡予定日より遅延した場合の遅延利息」は引渡遅延に伴う損害賠償の予定を定めたものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	3_(資料-1) 事業契約書(案)	19	7		第45条 引渡し等の遅延又は変更に伴う措置第2項	事業者の責めに帰すべき事由により、国立劇場の引渡しが引渡予定日より遅延した場合の遅延利息の算定方法につきましては、「引渡予定日から引渡日までの期間について、施設費相当額に対して第23条第2項に定める遅延利息の率を乗じ、年365日の日割り計算により得られる遅延利息」とされておりますが、同条第4項に基づき、振興会が国立劇場の全部又は一部で使用可能な部分を使用した場合、施設費相当額から使用部分に相当する施設費相当額を控除した額に基づき遅延利息を算定することになりますでしょうか。	振興会が国立劇場の全部又は一部で使用可能な部分を使用した場合であっても、遅延利息の計算にあたって当該使用部分に相当する施設費を控除することはありません。
123	3_(資料-1) 事業契約書(案)	19	22		第46条_(調査)_1項	「必要に応じて」とありますが、第42条第1項第2号の事業用地の使用期間よりも前に調査を行うことは可能でしょうか。可能な場合、必要な手続をご教示下さい。	可能です。事前に振興会に調査内容・時期等の内容を説明のうえ、承諾を得るようにしてください。
124	3_(資料-1) 事業契約書(案)	19	24		第46条第2項	「事業者は、自らが実施した調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する」旨の記載がございますが、これは事業者が当該調査において、設計者としての善管注意義務を怠ったことによる不備に関して、相当因果関係の範囲において責任と追加費用を負担する趣旨であると考えてよろしいでしょうか。	振興会と事業者の関係においては、原文のとおり、事業者が一切の責任及び追加費用を負担します。事業者と調査者との関係においては、当事者間で責任及び費用負担の範囲を定めてください。
125	3_(資料-1) 事業契約書(案)	19	26		第46条第3項～第5項	「事業者は、調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等を除く。）はその対策費を負担する」、「事業者は、調査を行った結果、事業用地に関して土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等について、入札説明書等で規定がないこと又は規定されていた事項が事実と異なることにより、事業者が本事業を履行できない又は、履行により事業者に著しい増加費用が生じる場合は、直ちに振興会に通知する」、「当該場合、国立劇場の引渡し遅延が避けられないときは、振興会は引渡予定日を変更できる」及び「振興会は、当該場合に生じる合理的な範囲内の増加費用を負担する」旨の記載がございますが、事業者が本工事の見積りとして善管注意義務を果たしても、入札説明書等の提示資料から想定困難な事項が調査により明らかとなり、それに伴う増加費用が発生する場合には、その規模にかかわらず、必要と認められる範囲で請負金額の変更を認めていただけますでしょうか。	原文のとおり、第46条第4項に規定する事象に該当しなければ、同条第2項が適用されます。
126	3_(資料-1) 事業契約書(案)	19	34	-	第3章_第1節_第46条_5項_調査	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
127	3_(資料-1) 事業契約書(案)	20	31		第50条_(設計図書の作成及び提出)_1項	基本設計の完了前に複合施設の平面計画について振興会と協議しなければならずとありますが、民間収益施設の専有部分についても協議の対象に含まれる理解で宜しいでしょうか。	民間収益施設の専有部分は基本的に事業者（民間収益事業者含む。）の責任及び裁量の範囲ですが、事業者の「事業計画書（提案書）」や【資料-3】「付帯事業の実施条件」との整合性について確認し、協議する場合があります。
128	3_(資料-1) 事業契約書(案)	20	31		第50条_(設計図書の作成及び提出)_1項	事業者が基本設計の完了前に複合施設の平面計画について振興会と協議する日数は40日以内と記載がありますが、あくまで基本設計完了までに協議が完了することが重要であり、日数はあくまで目安と捉えればよろしいでしょうか。その時点で抱えている課題次第で協議日数は40日を超える可能性も想定されます。	適切な工程管理のために日数を定めており、原文のとおりです。基本設計の途中過程の下協議等で十分に内容を調整していれば、協議日数を超えることはないと思料します。
129	3_(資料-1) 事業契約書(案)	21	7		第50条第4項	「振興会は、基本設計図書の内容又は事業者による工事着手前の説明を確認した結果、国立劇場に係る基本設計図書の内容が要求水準及び事業計画書に適合しないと認める場合は、事業者には是正を求めることができる」等、振興会様の判断に事業者が従う趣旨の記載がございますが、当該判断は、事実関係を踏まえ、客観的かつ妥当性のある基準により行われることが前提であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
130	3_(資料-1) 事業契約書(案)	23	13		第57条第2項	「振興会は、工事の施工部分が要求水準若しくは設計図書に適合しないと認められる場合、当該施工部分を最小限度破壊して確認することができる」、「事業者は、当該の確認及び復旧に直接要する費用を負担する」等、振興会様による破壊検査の実施とその費用負担を事業者に求める旨の記載がございますが、振興会様が行った破壊検査の結果、設計図書との不整合が見当たらなかった場合、要求水準や事業計画書の内容を満たすと認められる場合、又は当該の不整合が以下のいずれかの事由による場合には、事業者は免責されるものとし、また、破壊検査及びその復旧費用については、振興会様にご負担いただけますでしょうか。 ①振興会様の指示によるとき。 ②支給材料、貸与品、工事用図書に指定された工事材料若しくは建築設備の機器の性質又は設計図書等に指定された施工方法によるとき。 ③設計図書等において検査及び試験を行うことを定めた材料及び機器又は振興会様の指示により検査及び試験を行った材料及び機器について、当該検査及び試験に合格した材料及び機器によるとき。 ④その他本工事について振興会様の帰責事由によるとき。	原文のとおりとします。振興会による破壊検査は、施工不良の疑いが強い場合等、相当の理由がある場合に実施することを想定しており、検査費用及び復旧費用を負担する予定はありません。
131	3_(資料-1) 事業契約書(案)	23	20		第57条第4項	「振興会は重点的な確認を実施した事実をもって施設整備業務について責を負わない」旨の記載がありますが、当該の記載は、振興会様に決定及び承認等の意思決定をいただいた事項について、その後覆すことがあるという趣旨ではないものと考えてよろしいでしょうか。	施設整備業務について重点的な確認を実施した場合においても、事業者による施設整備業務の履行に瑕疵がないという判断にはならず、義務違反があった場合には振興会はしかるべき措置を取ることができるという趣旨です。
132	3_(資料-1) 事業契約書(案)	25	23		第63条_(引渡し)_1項	「引渡書」の定義がございませんが、事業者側で任意で作成する引渡書でよろしいのでしょうか。書式の有無及び添付書類等があればご教示下さい。	「引渡書」の書式は事業者の任意に委ねますが、事前に振興会に確認し、その指示に従ってください。
133	3_(資料-1) 事業契約書(案)	25	23	-	第3章_第5節_第63条_2項_引渡し	事業者から引渡しを受けた際、貴会が事業者に対して引渡受領書を交付すると記載がありますが、その場合、引渡受領書はいつ頃事業者へ交付されますでしょうか。(事業者へ完工引渡し後に融資を実行する際の証憑とすることを意図しております。)	国立劇場の引渡しが完了次第、遅滞なく交付します。融資との関係で期日等があれば、事前に協議には応じます。
134	3_(資料-1) 事業契約書(案)	25	25		第63条_(引渡し)	合築により、国立劇場と附帯施設が区分所有になるかと思いますが、表示登記、保存登記の有無、費用負担についてご教示ください。	表題登記・保存登記いずれも必要です。費用負担は第63条第4項のとおりです。
135	3_(資料-1) 事業契約書(案)	26	1		第64条第1項	部分使用について、いつ頃から、どのような使用を検討しておりますでしょうか。	現時点で、部分使用の予定はありません。
136	3_(資料-1) 事業契約書(案)	26	1		第64条第1項	「振興会は、国立劇場の引渡前において、事業者の承諾を得て国立劇場の全部又は一部を使用することができる」旨の記載がございますが、部分使用を実施する場合には、以下の条件を前提として、その他の諸条件についても別途ご協議いただけますでしょうか。 ①事業者から事前に書面により承諾を得ること。 ②部分使用開始日をもって当該部分の契約不適合責任期間を起算すること。 ③部分使用部分の使用においては事業者の指示に従って使用すること。 ④部分使用部分につき、法令に基づいて必要となる手続は、振興会様の費用負担にて行い、事業者はそれに協力すること。	①第6条第1項のとおり書面により行います。 ②国立劇場の引渡し前の部分使用となりますので、部分使用期間は、契約不適合期間に含まれず、引渡日の翌日が契約不適合期間の起算日となります。 ③【資料-1】「事業契約書(案)」第64条第1項に定める事業者の承諾を得るにあたって、協議に応じることは可能ですが、事業契約の規定に従うことが前提となります。また、部分使用にあたり、振興会は、善良な管理者の注意をもって使用し、必要に応じて事業者と協議を行います。 ④法令に基づく手続が不明ですが、第64条第3項の規定に基づき、事業者に合理的な追加費用が生じた場合には振興会が負担します。
137	3_(資料-1) 事業契約書(案)	26	1		第64条_部分使用	現時点で、部分使用を計画されているのであれば、お考えをお教えください。	No. 135の回答をご参照ください。
138	3_(資料-1) 事業契約書(案)	26	5	-	第3章_第5節_第64条_3項_部分使用	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
139	3_(資料-1) 事業契約書(案)	26	6		第64条_(部分使用)_3項	「合理的な追加費用」に合理的な損害も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	「合理的な損害」の主旨が不明ですが、事業者に合理的な追加費用が生じた場合には負担します。
140	3_(資料-1) 事業契約書(案)	26	8		第65条第1項_前払い金及びその使用等	前払金に関して保証事業会社と締結すべき保証契約の内容としては、前払法第2条2項に定めるとおり、①事業契約の解除時に限って、②保証事業会社が、前払金から出来形部分に相当する金額を控除した金額を保証するものでよろしいでしょうか。プロジェクトファイナンスとの関係で、保証の内容を予め把握したく、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
141	3_(資料-1) 事業契約書(案)	26	8		第65条_1項	当条文中で示される保証契約は、9条4項で示される履行保証保険契約の様に、事業者が締結する代わりに、建設企業をして、事業者を被保険者とする締結する対応を許容頂けますでしょうか。	建設企業が保証事業会社と保証契約を締結することも可能です。ご指摘を踏まえ、第65条第1項の冒頭について『事業者は、自ら又は建設企業をして』に、同様に第65条第3項についても『事業者は、自ら又は建設企業をして、第1項の場合において、振興会以外の者を被保証人とする場合には、』に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
142	3_(資料-1) 事業契約書(案)	26	14		第65条第3項	質権の設定が必要となっておりますが、恐らく、これは建設企業等が保証契約を締結する場合の規定と想定しております。第1項では、事業者が保証契約を締結することを規定しておりますので、この第3項は不要な関係のない条項と理解しておりますが、念の為、ご確認いただけないでしょうか。	No. 141の回答をご参照ください。
143	3_(資料-1) 事業契約書(案)	26	14		第65条第3項_前払い金及びその使用等	事業者の保証事業会社に対する保証金請求権に質権を設定するとありますが、前払法上、振興会は、直接保証事業会社に対して保証金を請求できることから(同法第13条第2項)、振興会のために質権を設定する必要はなく、また、そもそも事業者は保証事業会社に対して保証金請求権を有しておらず、質権の対象となるべき債権が存在しないように思われます。この点に関する法的な整理をご教示頂けますでしょうか。	No. 141の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
144	3_(資料-1) 事業契約書(案)	26	17		第65条第4項 前払い金及びその使用等	貴振興会よりお支払いいただく前払金に関しては、記載の費用以外の本事業における必要な経費（SPC経費や金融費用などを含むがこれに限らない）には充当できない理解にてよろしかったでしょうか。	原文のとおり、本事業の施設整備業務に必要な経費の支払に限られますが、「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）」第27条に基づく使途の監査に抵触しないよう、具体の取扱いについては、保証契約を締結する保証事業会社に事業者自らの責任でご確認ください。
145	3_(資料-1) 事業契約書(案)	26	17		第65条_第4項_前払い金及びその使用等	前払金の使途に関して、履行保証保険料等の施設整備期間中に要するSPC経費や建中金利に充当することは可能でしょうか。	No.144の回答をご参照ください。
146	3_(資料-1) 事業契約書(案)	26	21		第66条_第5項_部分払	資料-1-3「事業費の算定及び支払い方法」にて、部分払金は各年度末にお支払いいただけるものとして規定されております。一方、本条にて、事業者からの当該出来形部分の確認請求と貴会の検査・通知を経て、事業者の部分払請求に対して30日以内に支払われる旨が規定されておりますが、出来形部分の対象期間や請求時期は、どのようになりますでしょうか（例えば毎年1月末までの出来形を2月末までに確認請求・検査を経て、貴会からの通知後に請求等）。	第66条第4項のとおり、出来形部分の確認にあたっては第60条及び第61条の規定を準用することから、各条文の規定をご参照ください。ただし、具体の期日等については事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
147	3_(資料-1) 事業契約書(案)	26	21		第66条_第5項_部分払	資料-1-3「事業費の算定及び支払い方法」にて示されている部分払金は、出来形部分によっては金額を減額される可能性があるのでしょうか。あるいは出来形部分に関係なく示された定額をお支払いいただけるのでしょうか。	歳出予算額上、出来形部分を上回る部分払を行うことはできません。出来形部分が部分払の金額に満たない場合、支払を翌年度に繰り越すこととなります。ただし、そのような事態とならないよう、各年度の部分払の金額を上回る各年度の出来形が完成するよう計画してください。
148	3_(資料-1) 事業契約書(案)	26	22		第66条 部分払	部分払については、明確な資金使途の記載がないように見受けられますが、資料-1-3「事業費の算定及び支払い方法」1頁の①施設費に記載の施設整備業務の実施のために要する費用との認識にて宜しいでしょうか。	前払金と異なり、部分払についてはその時点で出来形部分の成果に応じて対価を支払うものであり、事業者の資金使途を制限するものではありません。
149	3_(資料-1) 事業契約書(案)	26	25		第66条_(部分払)_2項	劇場と民間収益施設の合築建物の劇場側の出来形確認方法に規定や基準があれば御教示下さい。	第66条第4項のとおり、第60条から第62条の規定する完成検査・完成確認の手續に準じます。
150	3_(資料-1) 事業契約書(案)	26	31		第66条5項 部分払	資料-1-3「事業費の算定及び支払い方法」にて、施設費Aは施設整備期間中の各年度末にお支払いいただけるものとして規定されております。本条にて、施設費Aの支払いには、事業者からの当該出来形部分の確認請求と貴振興会における確認を経て、部分払いを請求し、当該請求の30日以内に支払われる旨が規定されておりますが、本条における各手続きを経た上で、施設費Aを各年度末までにお支払いいただける理解にてよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。各年度末の3月31日に請求書が提出されれば、翌月4月30日までに施設費Aを支払います。
151	3_(資料-1) 事業契約書(案)	27	1		第67条第1項	契約不適合が、以下のいずれかの事由に起因するものである場合には、当該契約不適合を理由に事業者に修補等の請求を行うことはご容赦いただけますでしょうか。 ①振興会様の指示によるとき。 ②支給材料、貸与品、工事用図書に指定された工事材料若しくは建築設備の機器の性質又は設計図書等に指定された施工方法によるとき。 ③設計図書等において検査及び試験を行うことを定めた材料及び機器又は振興会様の指示により検査及び試験を行った材料及び機器について、当該検査及び試験に合格した材料及び機器によるとき。 ④その他振興会様の帰責事由によるとき。	本事業では設計や工事材料・設備機器の選定を含む施設整備全体が事業者の業務範囲・責任のもとにあり、仮に振興会の指示があったとしてもその是非を含めて事業者が主体的に確認することが求められます。個別具体の事象にもよりますが、①～③が契約不適合に該当しないとは言えません。なお、ご質問の④のように明らかに振興会の帰責事由がある場合は契約不適合には該当しません。
152	3_(資料-1) 事業契約書(案)	27	1		第67条第1項	施設整備業務に係る成果物の契約不適合が明らかとなった場合には、その履行の追完に過分の費用を要するときは、事業者に履行の追完を請求することはご容赦いただけますでしょうか。	事業者に対する契約不適合責任の措置は、個別具体の事象を踏まえて、法令及び【資料-1】「事業契約書(案)」の規定に従い振興会が判断します。履行の追完が合理的に考えて不可能と判断すれば、第67条第3項の措置を講じます。
153	3_(資料-1) 事業契約書(案)	27	1		第67条第1項	施設整備業務に係る成果物の契約不適合が明らかとなった場合に、本契約及び取引上の社会通念に照らして事業者の責に帰することができない事由による場合は、事業者に対する損害賠償請求の対象外とさせていただきますでしょうか。	事業者に対する契約不適合責任の措置は、個別具体の事象を踏まえて、法令及び【資料-1】「事業契約書(案)」の規定に従い振興会が判断します。併せて、No.151の回答をご参照ください。
154	3_(資料-1) 事業契約書(案)	27	1		第67条_(契約不適合責任)_1項	第1項の但書として「ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。」旨を追記いただけませんかでしょうか。	No.152の回答をご参照ください。
155	3_(資料-1) 事業契約書(案)	27	5		第67条_(契約不適合責任)_2項	民間収益施設との共有部分における修補請求において、振興会の請求方法と民間収益事業者の請求方法が異なる場合の扱いはどの様になっているのでしょうか。	法定共用部分の契約不適合責任に対する修補請求は、振興会による保存行為として単独で行うことを予定しています。
156	3_(資料-1) 事業契約書(案)	27	21		第67条_(契約不適合責任)_4項	設備機器本体等の契約不適合については、公共工事請負契約約款と同様、「設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、振興会が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。」としていただけないでしょうか。	ご質問を踏まえて、第67条第4項の末尾に『ただし、設備機器本体等に係る通知又は請求は、引渡日から30日以内に行うものとする。また、その契約不適合が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には民法の定めるところによるものとする。』と追記して訂正しますので、訂正表をご確認ください。
157	3_(資料-1) 事業契約書(案)	27	19		第67条第4項	「建築設備の機器本体等、室内の仕上げ・装飾、家具、植栽等」の契約不適合責任につきましては、振興会様が検査し直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者はその責を負わない（検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡の日から1年が経過する日まで請求等ができる。）ものとさせていただきますでしょうか。	No.156の回答をご参照ください。
158	3_(資料-1) 事業契約書(案)	27	29		第67条第6項	「民法637条第1項の規定は、第1項及び第3項の契約不適合責任期間とするときは適用しない」との記載がございますが、この記載は「民法637条の規定は、本契約における契約不適合責任期間には適用されない」旨を示すものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
159	3_(資料-1) 事業契約書(案)	27	36		第67条第8項	「契約不適合が構造耐力上主要な部分又は雨水の侵入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入に影響しないものを除く）には、履行の追完又は損害賠償を請求できる期間を10年間とする」旨の記載がございますが、今回の工事目的物は新築住宅ではありませんので、当該部分の契約不適合につきましても、履行の追完等を請求できる期間は、第67条第4項及び第5項に記載のあるその他の部分と同様に取扱うものとさせていただきますでしょうか。	原文のとおりとします。
160	3_(資料-1) 事業契約書(案)	29	24		第73条_(使用人等に関する事業者の責任)_2項	「法令」の定義（「法令等」との違い）をご教示いただけますでしょうか。	当該箇所を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
161	3_(資料-1) 事業契約書(案)	29	34		第75条_本施設の損傷	「四 前各号に該当しない場合には、振興会が復旧の費用を負担する」とあるように、施設利用者の責めに帰すべき事由により、増加費用や本件施設に損害が発生した場合には、帰責者判明の有無に関わらず振興会が当該増加費用又は当該損害を負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	振興会及び事業者で協議を行い、【資料-1】「事業契約書(案)」第75条第3項第四号に該当すると認められた場合については、ご理解のとおりです。なお、【様式C-2】の『事業のマネジメント方針』の記載上の留意事項に記載のとおり、帰責者が特定できない損害の対応策に係る提案を求めている点にご留意ください。
162	3_(資料-1) 事業契約書(案)	30	11	-	第4章_第1節_第75条_3項_2号_本施設の損傷	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
163	3_(資料-1) 事業契約書(案)	31	18		第79条_(飲食・物販等サービス提供業務の実施)	飲食・物販等サービス提供業務が不可抗力・法令等の変更等によって影響を受けた場合は第35条、第36条が適用されると理解してよろしいでしょうか。	飲食・物販等サービス提供業務は事業者の独立採算で実施することになるため、営業の損失補償等はいりません。ただし、例えば、不可抗力による、振興会が提供する飲食物販諸室の損害等についてはご理解のとおりです。
164	3_(資料-1) 事業契約書(案)	31	20		第79条_飲食・物販等サービス提供業務の実施	飲食・物販等サービス提供業務を継続しなければならないとありますが、採算悪化に伴い撤退したい店舗が生じた場合には、テナント入替えのため、ある一定の期間（テナント誘致期間）については、サービスの中断を認めて頂きたく存じます。更に、中断の期間においては、上記事象に関する飲食・物販等サービス提供については、減額及び罰則点の付与となることのないお取り扱いをお願いしたく存じます。	テナント入替えのための内装工事等、短期の一時的な中断は認めますが、テナント誘致活動のための期間におけるサービスの中断は原則として認めることはできません。テナントの撤退の意向を確認してから速やかに誘致活動を行ってください。サービス提供の中断事由によって業績監視に基づく改善勧告・罰則点を付与する場合があります。
165	3_(資料-1) 事業契約書(案)	31			第80条	民間収益事業者が採算上の理由から民間収益施設を建設中に構成員・協力企業から脱退した場合の民間収益施設の扱いをご教示ください。	付帯事業は本事業の一部として実施するものであり、仮に民間収益事業者が脱退した場合でも、残りの構成員又は代替事業者等により事業継続することが求められます。それでもなお、事業継続不能となった場合には、第93条第1項第六号の規定に従います。
166	3_(資料-1) 事業契約書(案)	31			第80条	民間収益施設を建設中に、民間収益事業者が倒産した場合、貴会にて民間収益施設は買い取っていただけるという理解でよろしいでしょうか。	仮に民間収益事業者が倒産した場合であっても、本事業の一部として事業者は付帯事業を継続することが求められます。それでもなお、事業継続不能となった場合には、第93条第1項第六号の規定に従います。
167	3_(資料-1) 事業契約書(案)	32	1		第80条3	民間収益事業から貸付料の支払いが事業者になされなかった場合には、事業者の収入から貸付料を支払うことが想定されます。このような想定も踏まえ、事業者は、振興会が本契約に基づいて支払う事業費を民間収益事業の実施に係る費用に充ててはならない」とありますが、貸付料は「民間収益事業の実施に係る費用」に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	振興会が支払う事業費は各業務を実施した企業や金融機関への元利払の原資になるはずで、貸付料の支払に補填することは、事業者の財務安定上の観点から容認されず、原文のとおりとします。貸付料の支払については民間収益事業者又は事業者の構成員との関係で適切なリスク分担（リスク隔離方策）を設定してください。
168	3_(資料-1) 事業契約書(案)	32	3		第80条_(付帯事業の実施)_3項	民間収益事業者の変更には振興会の事前の承諾が必要とのことですが、民間収益事業者の追加も含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、民間収益事業者の追加・変更は、合理的な理由がない限り拒絶されないものと理解してよろしいでしょうか。現時点において、事前の承諾を拒絶する具体的場合があればご教示下さい。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、民間収益事業者の追加・変更の目的や理由、提案内容との整合性等を総合的に勘案し、個別具体的な事案の内容を踏まえ、判断します。その場合、合理的な理由なく承諾を拒否することは想定されません。
169	3_(資料-1) 事業契約書(案)	32	3		第80条_(付帯事業の実施) 第4項	「事業者は、振興会の事前の承諾を得た場合を除き、民間収益事業者を変更してはならない。」とありますが、民間収益事業者がSPC等の法人を設立し、法人の出資構成が変わることについては、本条文の適用外との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のように民間収益事業者としてSPC等の別法人を設立する場合で、その法人の出資構成に変更が生じる場合も振興会の事前承諾を得てください。ただし、当該法人の企業形態にもよりますが、当該法人を代表する出資企業（本事業の構成員又は協力企業）や主たる構成等に変更がない限り、合理的な理由なく承諾を拒否することは想定されません。
170	3_(資料-1) 事業契約書(案)	32	13		第81条_(付帯事業等に係る近隣説明)_2項	付帯事業及び民間収益施設の整備に関して、現時点における近隣からの苦情等があればその具体的内容をご教示下さい。	現時点で把握しているものはありません。
171	3_(資料-1) 事業契約書(案)	32	24		第83条_(付帯事業の収支管理及び事業報告等) 第2項	「事業者は、自ら又は民間収益事業者をして、入札説明書及び事業計画書に従い、振興会に対し、付帯事業に係る事業報告及び事業計画書の提出を行わなければならない。」とありますが、頻度及び内容をお教えください。	【資料-3】「付帯事業の実施条件」第2. 2. (6)をご確認ください。
172	3_(資料-1) 事業契約書(案)	33	1		第85条_(法令等の変更等及び不可抗力)_1項、2項	法令等の変更等又は不可抗力により、事業者が付帯事業を継続しがたい状況になった場合、定期借地権設定契約に基づき支払う貸付料の金額に関する協議は実施していただけると理解してよろしいでしょうか。	付帯事業は事業者が民間収益事業者をしてその費用と責任において実施するものであり、本事業契約に基づき法令等の変更等又は不可抗力に関する協議を行うことは予定していません。
173	3_(資料-1) 事業契約書(案)	33			第86条	付帯事業の終了は、第93条等に定める違約金の対象にならないという理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の終了の事由が第89条の解除事由に該当する場合は違約金の対象になり得ます。
174	3_(資料-1) 事業契約書(案)	33	19		第87条	サービス購入費は、国からの国庫債務負担行為等を裏付けに、振興会様から事業者へ支払われるものと想定しております。事業契約締結までに、振興会様による長期間に及ぶサービス購入費支払いの裏付け（国庫債務負担行為を承認する旨の国会の議決がなされていることのエビデンス等）となるものをご提示頂くことは可能でしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。
175	3_(資料-1) 事業契約書(案)	33	19		第87条	振興会様の中期計画において、本事業の事業費について「事業契約後に記載」とされています。事業契約後に事業費の総額が中期計画に記載されることになりましてでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
176	3_(資料-1) 事業契約書(案)	33	22	-	第5章_第87条_2項、3項及び6項_施設整備費の支払	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
177	3_(資料-1) 事業契約書(案)	33	29		第87条第4項	「振興会は、事業者が国立劇場及び施設整備事業に係る成果物を業務要求水準書及び事業計画書のとおり完成させることが困難又は合理的でないと判断した場合は、施設整備費の減額及び違約金の請求を行う」旨の記載がございますが、事業者の帰責事由によらず成果物の完成が困難となった場合には、違約金の請求はご容赦いただけますでしょうか。	第36条第1項に基づき本契約の一部の履行が不能と判断され、履行義務が免じられた場合については違約金請求を行うことはありません。
178	3_(資料-1) 事業契約書(案)	33	29		第87条_(施設整備費の支払)_4項	「事業者が国立劇場及び施設整備業務に係る成果物を業務要求水準書及び事業計画書のとおり完成させることが困難又は合理的でないと判断した場合」、施設整備費の減額だけでなく違約金請求を行うことができるのとことですが、違約金に関する具体的記述が見受けられません。第93条2項2号における債務履行不能になった場合の違約金条文が適用されるという理解が正しいでしょうか。	【資料-1-2】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3章1.(1)をご確認ください。
179	3_(資料-1) 事業契約書(案)	33	33		第87条第5項	「振興会は、事業者が国立劇場及び施設整備事業に係る成果物を業務要求水準書及び事業計画書のとおり完成させることが困難又は合理的でないと判断した場合において、減額等とは別に、振興会に発生した損害の賠償を事業者に請求できる」旨の記載がございますが、当該の損害賠償請求は、事業契約書(案)第87条第4項における違約金の請求と同時にされるものではないと考えてよろしいでしょうか。	振興会の損害額が確定した時点で請求します。
180	3_(資料-1) 事業契約書(案)	33	33		第87条_(施設整備費の支払)_5項	減額等とは別に、業務不履行に伴い振興会に発生した損害の賠償を事業者に請求することができるのとことですが、「減額等」の中には「違約金の請求」は含まれない理解でよろしいでしょうか。	「減額等」には減額のほか違約金の請求、維持管理・運営費及びその他の費用の不払を含みます。
181	3_(資料-1) 事業契約書(案)	34	1		第87条第6項	施設整備費の繰上げ弁済に伴い、事業者が金融機関から調達した借入を期限前返済される可能性がございます。その際に金融機関から請求されるブレイクファンディングコストは増加費用の中に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
182	3_(資料-1) 事業契約書(案)	34	12	-	第5章_第88条_3項及び4項_施設整備費の支払	貴会に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
183	3_(資料-1) 事業契約書(案)	33	24		第88条_(維持管理・運営費及びその他の費用の支払)_5項	「事業者の責めに帰すべき事由により業務不履行があった場合」、維持管理・運営費又はその他の費用の減額だけでなく違約金請求を行うことができるのとことですが、違約金に関する具体的記述が見受けられません。どの様なお考えでしょうか。	【資料-1-2】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3章1.(2)をご確認ください。
184	3_(資料-1) 事業契約書(案)	33	26		第88条_(維持管理・運営費及びその他の費用の支払)_6項	減額等とは別に、業務不履行に伴い振興会に発生した損害の賠償を事業者に請求することができるのとことですが、「減額等」の中には「違約金の請求」は含まれない理解でよろしいでしょうか。	「減額等」には減額のほか違約金の請求、維持管理・運営費及びその他の費用の不払を含みます。
185	3_(資料-1) 事業契約書(案)	34	30		第89条	「振興会の解除権」の解除事由が発生した場合、まずは解除権を行使するのではなく事業継続を図るため、事業者は振興会様と協議する機会を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	解除事由が発生する過程で改善に向けた協議を行うことはありますが、解除事由の重大性・緊急性等の状況に応じて、個別具体的な事象を踏まえて、判断します。ただし、事業者との協議をもって振興会の解除権が制約されるものではありません。
186	3_(資料-1) 事業契約書(案)	34	31	-	第5章_第89条_振興会の解除権	本件解除事由について、付帯事業は独立採算業務であるため、付帯事業を起因とする解除は付帯事業に限り効力が及ぶとの認識でよろしいでしょうか。	付帯事業も本事業の一部であり、第89条第1項又は第2項の各号の規定に該当する場合は、本契約の全部又は一部の解除事由となり得ますが、契約解除の範囲については、解除事由に係る個別具体的な事象を踏まえて、判断します。
187	3_(資料-1) 事業契約書(案)	34	31		第89条1項 振興会の解除権	付帯事業に関しては、民間事業者の独立採算にて実施される事業であり、安定した公共サービスの提供の観点からも、付帯事業の実施状況が事業契約の全部解除要因を構成することは無い(付帯事業に起因した契約解除時には定期借地権設定契約のみが解除される)ものとの理解にてよろしいでしょうか。	No.186の回答をご参照ください。
188	3_(資料-1) 事業契約書(案)	35	8		第1節_第89条_2項_1号 申立てがあった時の本契約解除	89条2項1号記載の各種手続きの「申立て」があったときとされておりますが、債権者による申立ては、形式的な要件を満たしている場合は事業者の財産状態が悪化していても、債権者の任意で行うことができますので、手続が開始する実体的な要件を充たしている場合に限られるという趣旨でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご質問を踏まえて、第89条第2項1号の末尾に『ただし、倒産手続開始の申立てを事業者、構成員及び協力企業並びにその取締役及び役員以外の第三者が申し立てた場合においては、当該申立て後30日以内にかかる申立てが取下げ、却下又は棄却されない場合に限る。』と追記して訂正しますので、訂正表をご確認ください。
189	3_(資料-1) 事業契約書(案)	37	9		第89条_(振興会の解除権)_2項_17号	「契約」とは、「本契約」を指していると理解してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。当該箇所を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
190	3_(資料-1) 事業契約書(案)	37	17		第1節_第89条_2項_20号 解除の申し出	振興会様による解除に関する規定である89条の中に「事業者が、第89条によらないで本契約の解除を申し出たとき。」とありますが、この「第89条」は第91条の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。当該箇所を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
191	3_(資料-1) 事業契約書(案)	37	17		第89条 振興会の解除権_第2項_20号	「事業者が、第89条によらないで本契約の解除を申し出たとき。」とありますが、「事業者が、第91条によらないで本契約の解除を申し出たとき。」の誤植ではありませんでしょうか。	No.190の回答をご参照ください。
192	3_(資料-1) 事業契約書(案)	37	17		第89条_(振興会の解除権)_2項_20号	「事業者が、第89条によらないで本契約の解除を申し出たとき」は「第91条」の間違いでしょうか。また、事業者が本契約の解除を申し出て、振興会が合意により解除する場合は、第89条に基づく解除にはならない(第93条第2項第1号又は第96条第2項の違約金の対象にはならない)と理解してもよろしいでしょうか。	前段については、No.190の回答をご参照ください。後段については、訂正後の第89条2項20号に該当する場合には第89条に基づく解除となります。
193	3_(資料-1) 事業契約書(案)	37	33		第89条_(振興会の解除権)_3項	契約解除に代わる措置として、第89条第3項第一号乃至第二号が定められていますが、同条第2項第七号にある選定事業者が構成事業者に当たらない場合も適用されるのでしょうか。振興会の承諾を得て選定企業を変更することに代えることが認められるのでしょうか。	第89条第3項は本事業の継続性を担保するため、事業者であるSPCを存続したまま株主を交代させる又は次期事業者が契約上の地位を承継させる措置を規定したもので、同条第2項第七号をはじめ特定の事由に適用するものではありません。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
194	3_(資料-1) 事業契約書(案)	38	18	-	第5章_第90条_振興会の任意による解除権	本件解除事由について、付帯事業は独立採算業務であるため、付帯事業を起因とする解除は付帯事業に限り効力が及ぶとの認識でよろしいでしょうか。	本条は振興会の任意による解除を定めたものであるため、特定の事由に縛られるものではありません。
195	3_(資料-1) 事業契約書(案)	38	36, 37		第91条_(事業者の解除権)_2項_3号、4号	「本契約の履行が不能となったとき」は、本契約の全部又は一部と理解してもよろしいでしょうか。	本契約の「一部」も含まれますが、本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはその限りではありません。
196	3_(資料-1) 事業契約書(案)	39	3		第92条	法令等の変更等又は不可抗力に関する解除事由が発生した場合、または事業継続を図るため、事業者は振興会様と協議が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、第92条第1項に記載のとおり協議を経て決定します。ただし、事業者との協議をもって振興会の解除権が制約されるものではありません。
197	3_(資料-1) 事業契約書(案)	39	27	-	第7章_第2節_第93条_1項_3号_事業者の帰責事由による契約解除の効力	貴会が取得する出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
198	3_(資料-1) 事業契約書(案)	39	27		第93条第1項第3号	出来形部分には、建設工事費のみならず、設計費、開業に伴う諸費用、運営費、融資手数料、建中金利、土壌汚染対策費、電波障害調査・対策費用等、出来形を構築するために必要となる合理的な費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 197の回答をご参照ください。
199	3_(資料-1) 事業契約書(案)	39	27		別紙8_2	事業者帰責の契約解除時の再計算の利息の算定に係る割賦利率については利ざやを含めていただきたいと考えておりますが可能でしょうか。	原文のとおりとします。
200	3_(資料-1) 事業契約書(案)	39	29		第93条第1項第3号	「再計算の利息」の対象となる元本、計算期間、利率について、ご教示頂けますでしょうか。	【資料-1】「事業契約書(案)」別紙8をご参照ください。
201	3_(資料-1) 事業契約書(案)	43	19		第93条第1項第3号	「再計算の利息」の対象となる元本、計算期間、利率について、ご教示頂けますでしょうか。	【資料-1】「事業契約書(案)」別紙8をご参照ください。
202	3_(資料-1) 事業契約書(案)	46	10		第103条第3項	本契約が終了した場合の「原状回復」に関する記載がございますが、これは本施設を解体し、更地として復旧させる趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	4		第93条1項5号	本条項では、事業契約解除時の施設の出来形部分に相応する代金について「ア 振興会が定めた期日(ただし、令和31年4月30日を超えない。)までに一括して支払う。イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。」のいずれかを振興会の選択に基づき決定すると規定しています。通常、他の同種の案件の場合、一括で返済する際は解約時であるのに対して、本件アの場合、代金が事業期間の最終日に一括で支払われる可能性があり、そうなる事業者は残りの事業期間中の融資金融機関へのローン返済が滞り、また追加の金利も発生します。懸かる仕組みのままだと、金融機関からの調達が難しくなり、貴会のご想定よりも入札参加者が減ってしまうことや入札金額が高止まりしてしまうこと等が考えられます。以上を踏まえて、本条項のうち「振興会が定めた期日(ただし、令和31年4月30日を超えない。)までに」の部分の削除をご検討いたします。	ご指摘を踏まえ、第93条第1項第五号以下のただし書きを追記して訂正しますので、訂正表をご確認ください。 『五 振興会は、第三号の支払金銭については、振興会の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。ただし、当該支払金銭が別紙5に示す施設費Aの総額以下の場合、アの方法により、令和11年4月30日を超えない期日までに一括して支払う。』 なお、振興会の予算・会計の制度上、現時点で支払時期を確約することができないため、アの規定としていますが、本号に基づき支払方法を選択するにあたっては事業者の資金調達の状況等も加味して、合理的な方法を選択します。
204	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	4		第93条1項5号	本条項では、「振興会は事業者に発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、振興会が事業者と協議のうえ、定める。」と規定しています。当該条項での合理的な金融費用とは、事業契約解除及び支払スケジュールの変更に伴うブレイクファンディングコストや遅延損害金、振興会による施設整備費の支払までの既存借入の返済原資として新たに金融機関から借り入れる場合の支払金利が含まれると考えてよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
205	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	5		第93条第1項第5号	「合理的な金融費用」には、金融機関からの資金調達に伴う金利に加え、ブレイクファンディングコストも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 204の回答をご参照ください。
206	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	8		2節_第93条_2	引き渡し前の契約解除において、当該出来形部分に相応する代金の支払い期日は振興会の選択に基づき、振興会の定めた期日(～令和31年4月30日)に一括で支払うことができると理解しておりますが、一括支払の期日を引き渡し期日までとすることはできませんでしょうか。(引き渡し後の契約解除時も同様ですが)引き渡し以降となる場合、当初予定の支払スケジュールで返済されないことによって生じる金融費用の負担は可能でしょうか。	No. 203の回答をご参照ください。
207	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	12	-	第7章_第2節_第93条_1項_6号_事業者の帰責事由による契約解除の効力	民間収益施設にかかる出来形部分に相応する代金には、事前調査費、SPCの会社経費および合理的な金融費用等も含まれるという認識でお間違いないでしょうか。	民間収益施設の整備のために必要かつ合理的な範囲であれば、原則、出来形の範囲に含まれますが、最終的には民間収益施設を買い取る振興会又は振興会の指定する第三者が事業を承継する立場に必要な範囲の成果物を検査するなかで判断されます。 なお、「SPCの会社経費」は振興会が合理的な範囲で負担する国立劇場の出来形部分に含まれ得ますが、同条第1項第3号の出来形部分と重複する費用については認められません。
208	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	12		第93条、第94条、第95条	第93条第1項第6号につきまして、振興会もしくは振興会の指定する第三者が民間収益施設の出来形部分の買取を希望しない場合どのようなのでしょうか。また、第94条第2項第5号、第95条第2項第6号にも同様の記載がございますが、それぞれについても買取を希望しない場合どうなるのかご教示ください。	民間収益施設は国立劇場と一体の複合施設を構成するものであり、振興会の指定する第三者(事業を承継する次期事業者)が買い取ることを原則とし、状況に応じて振興会が買い取る可能性も想定しています。 併せて、No. 213、No. 227及びNo. 236の回答をご参照ください。
209	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	12		第93条、第94条、第95条	「当該検査に合格した部分に相応する代金」の具体的な算出方法をご教示ください。	事業計画書(建設工事費内訳書等)や設計図書等の成果物に基づき算出します。併せて、No. 207の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
210	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	12		第93条、第94条、第95条	買取にかかる支払方法等の「等」には具体的に何が含まれるのかご教示ください。	買取金額・支払期日・支払手段等を想定していますが、詳細は事業者と協議により、振興会が決定します。
211	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	12		第93条第1項第6号	社会的には環境に配慮したSDGs等が推進される中、経済的価値のあるものを無駄にせず再利用する観点から、民間収益施設の出来形部分を振興会様または振興会様が指定する第三者が買い取ることに ついて、まずは振興会様においてご検討頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の事業継続及び運用可能性を考慮した規定であり、原文のとおりとします。
212	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	12		第93条(事業者の帰責事由による契約解除の効力) - 1項_6号	劇場と民間収益施設の合築建物の民間収益施設側の出来形確認方法に規定や基準があれば御教示下さい。	No. 207及びNo. 209の回答をご参照ください。
213	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	12		第93条(事業者の帰責事由による契約解除の効力) - 1項_6号	本契約が国立劇場の引渡し前に解除された場合であっても、民間収益施設部分について、引き続き民間収益事業者が付帯事業を実施すること(振興会と協議でき、完成後には定期借地権設定契約を締結すること)を認めていただけないでしょうか。	本契約の解除事由に付帯事業及び民間収益事業者等が関係しない場合、本事業の承継方法にもよりますが、原則、既存の民間収益事業者が引き続き付帯事業を継続することを想定しています。
214	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	13		第93条第1項第6号	出来形部分には、建設工事費のみならず、設計費、開業に伴う諸費用、運営費、融資手数料、建中金利等、出来形を構築するために必要となる合理的な費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 207及びNo. 209の回答をご参照ください。
215	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	19		第93条(事業者の帰責事由による契約解除の効力) - 2項	本件工事費等の合計額の10分の1に相当する額が違約金としてありますが、事業者の負担増(金融機関が求める違約金相当額の積立て、金融機関が当該条件を事業リスクと捉えることによる貸出金利上昇等)による全体事業費の増大が懸念されるため、本項目の緩和をご検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
216	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	23		第93条(事業者の帰責事由による契約解除の効力) - 2項	「事業者の債務について履行不能となった場合」とは、債務の全部と理解してよろしいでしょうか。	債務の一部も含まれます。
217	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	25		2節_第93条_3	独占禁止法に起因した違約金負担を事業者(SPC)に求める場合、事業者による資金調達の支障となることが懸念されるため、事業契約上は通常の違約金負担に留めるべきであると考えますがいかがでしょうか。	原文のとおりとします。
218	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	25		93_3	事業契約第93条3項の各号に該当する場合に、事業契約第93条2項に規定する違約金のほか、本件工事費等の合計額の100分の5に相当する額を違約金として支払義務が発生しますが、違約金支払義務がSPCに対して発生すると、違約金に備えたりザーブ等の対応に多額の資金が必要となることから、プロジェクトファイナンスによる資金調達が困難となります。 当該違約金は基本協定書第13条にのみ規定して違約金支払義務は構成企業・協力企業にのみ発生するものとし、事業契約第93条3項は削除してSPCに発生する違約金支払義務は事業契約第93条2項のみとすることを検討いただけませんか。	ご質問を踏まえ、独占禁止法の違反に係る違約金については、基本協定書に統一して規定するものとし、事業契約書(案)第93条3項及び第96条第3項を削除します。訂正表をご確認ください。
219	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	25	-	第7章_第2節_第93条_3項_事業者の帰責事由による契約解除の効力	基本協定書(第13条)においても、同様の主旨で談合等にかかる解除事由および違約金の定めがあり、構成企業及び協力企業が違約金や損害賠償を負担する定めになっておりますので、責任分担は同協定書上で手当てされていること、SPCに過大な違約金負担を課すことを回避し、円滑なプロジェクトファイナンスによる資金調達を実施すべく、事業契約上についても構成企業及び協力企業が違約金や損害賠償を負担する定めとしていただけないでしょうか。	No. 218の回答をご参照ください。
220	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	25		第93条第3項_事業者の帰責事由による契約解除の効力	本項は入札手続きを対象とした契約解除の規定であり、本事業の落札以降に設立されるSPCにてコントロールできる事象ではないと思料いたします。当然に正当な入札手続きが確保されるべきではございますが、事業契約の中でSPCに対して多大な違約金が課せられますと、公共サービスを提供することが目的とされるPFI事業において確保されるべき事業の安定性に多大な悪影響が発生しますし、また有事の際における事業継続を目的としたステップインの際にも大きな妨げにもなります。当該違約金の支払い義務は基本協定書内において、構成企業及び協力企業の連帯として規定されておられますため、事業契約書上からの削除をお願いできますでしょうか。	No. 218の回答をご参照ください。
221	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	25		第93条3項	本条項では、違約金の額を「本件工事費等の合計額の10分の1に相当する額のほか、本件工事費等の合計額の100分の5に相当する額」と規定しています。これは通常案件と比較して高率であり、且つ本件は事業規模も大きいため、違約金の絶対額が高額となります。したがって、当該違約金が事業者にとって過大な負担となることや、融資金融機関による融資の範囲を狭めること、それらによって貴会のご想定よりも入札参加者が減少してしまうことや入札金額が高止まりしてしまうこと等が考えられます。	No. 218の回答をご参照ください。
222	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40	26		第93条_事業者の帰責事由による契約解除の効力	第3項に規定されている該当事案は、基本協定書第13条第2項の内容とほぼ同一ですが、それぞれにおける違約金計算のベース金額が異なっています。(事業契約書：本件工事費等、基本協定書：契約金額) 該当事案が生じた際、両条項が適用されることになるのでしょうか。 どちらか一方が適用されるのであれば、金額を統一すべく基本協定書を修正いただきたく。	No. 218の回答をご参照ください。
223	3_(資料-1) 事業契約書(案)	40			第93条_六_2_二	二における債務不履行とは、付帯事業及び飲食店の採算が合わないことが合理的に想定される場合に、契約を解除する場合は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	含まれます。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
224	3_(資料-1) 事業契約書(案)	41	8		第9 3条第6項	「振興会は、成果物及び国立劇場について、振興会の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、特定事業契約の終了後も存続する」旨の記載がございますが、万一、本契約が解除となった場合の設計成果物（未完成のものを含む）の取扱いについては、以下を前提に、その他の諸条件についても別途ご協議いただけますでしょうか。	ご質問の一部が欠落しているようですが、No. 52の回答をご参照ください。
225	3_(資料-1) 事業契約書(案)	41	18	-	第7章_第2節_第94条_2項_2号_振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力	貴会が取得する出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
226	3_(資料-1) 事業契約書(案)	41	35	-	第7章_第2節_第94条_2項_5号_振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力	民間収益施設にかかる出来形部分に相応する代金には、事前調査費、SPCの会社経費および合理的な金融費用等も含まれるという認識でお間違いないでしょうか。	民間収益施設の整備のために必要かつ合理的な範囲であれば、原則、出来形の範囲に含まれますが、最終的には民間収益施設を買い取る振興会又は振興会の指定する第三者が事業を承継する立場で必要な範囲の成果物を検査するなかで判断されます。なお、「SPCの会社経費」は振興会が合理的な範囲で負担する国立劇場の出来形部分に含まれ、また同条第2項第二号の出来形部分と重複する費用については認められません。
227	3_(資料-1) 事業契約書(案)	41	36		第9 4条_(振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力)_2項_5号	振興会の任意又は帰責事由による解除の場合で、事業用地を他の目的で利用するような場合ではない限り、民間収益事業者が附帯事業のみを実施することを希望する場合には、附帯事業を継続する（民間収益施設を完成させた後、定期借地権設定契約を締結し、附帯事業を継続する）ことを認めていただけないでしょうか。	ご質問のように本事業用地において複合施設を建設する計画自体に変更がない場合、本事業の承継方法にもよりますが、原則、既存の民間収益事業者が引き続き付帯事業を継続することを想定しています。
228	3_(資料-1) 事業契約書(案)	41			第9 4条_2_五	「振興会は、振興会又は振興会の指定する第三者をして、民間収益施設の出来形部分の成果を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する代金にて買い取らせることができる」とありますが、買い取らない可能性もあるということでしょうか。貴会帰責であるにもかかわらず買い取らない事態が想定されるというのは非常に不合理であると考えられます。	No. 208の回答をご参照ください。仮に本条に基づく解除により民間収益施設を買い取らない場合、本条第3項に基づき、振興会は事業者が生じた損害を負担します。
229	3_(資料-1) 事業契約書(案)	42	6	-	第7章_第2節_第94条_3項_振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力	貴会に合理的な増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
230	3_(資料-1) 事業契約書(案)	42	6		第94条3項 振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力	貴振興会にご負担をいただく、事業者の合理的な増加費用及び損害には、合理的な範囲の金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
231	3_(資料-1) 事業契約書(案)	42	6		第9 4条第3項	振興会様による本契約違反、法令等の変更等又は不可抗力により本契約が解除された場合、「本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用及び損害（事業者又は民間収益事業者における逸失利益を含まない。）を負担する」旨の記載がございますが、当該場合における損害の範囲に関して、相当因果関係の範囲内と認められるものについては、振興会様の負担を認めていただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	3_(資料-1) 事業契約書(案)	42	6		第9 4条(振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力)_3項	振興会様の任意解除等の場合にご負担される増加費用及び損害は、付帯事業部分すなわち民間収益事業者の被った増加費用及び損害（但し、逸失利益を含まない）も含むという理解でよろしいでしょうか。	本項に基づく損害賠償請求の範囲は事業者が発生する増加費用等であり、民間収益事業者が生じた損害について規定するものではありません。
233	3_(資料-1) 事業契約書(案)	42	17	-	第7章_第2節_第95条_3項_法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	貴会が取得する出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
234	3_(資料-1) 事業契約書(案)	42	34	-	第7章_第2節_第95条_3項_法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	民間収益施設にかかる出来形部分に相応する代金には、事前調査費、SPCの会社経費および合理的な金融費用等も含まれるという認識でお間違いないでしょうか。	民間収益施設の整備のために必要かつ合理的な範囲であれば、原則、出来形の範囲に含まれますが、最終的には民間収益施設を買い取る振興会又は振興会の指定する第三者が事業を承継する立場で必要な範囲の成果物を検査するなかで判断されます。なお、「SPCの会社経費」は振興会が合理的な範囲で負担する国立劇場の出来形部分に含まれ、また同条第1項第三号の出来形部分と重複する費用については認められません。
235	3_(資料-1) 事業契約書(案)	42	34		第9 5条_(法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)_1項_6号	民間収益施設の所有権は事業者又は民間収益施設事業者にあると想定されますが、民間収益施設の出来形部分の査定を振興会が行い、振興会又は指定する第三者に買い取らせることができるとする法的根拠をご教示頂けますでしょうか。	本契約が解除された時点で第42条第1項に基づき、事業者が事業用地を使用できる権原を失うことになるためです。また、事業者又は民間収益事業者の投資回収機会を確保するため、振興会又は第三者への売却機会を提供するものです。
236	3_(資料-1) 事業契約書(案)	42	35		第9 5条_(法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)_1項_6号	法令等の変更等又は不可抗力により解除された場合であっても、民間収益施設の建設が継続できる場合であっても、かつ、民間収益事業者が附帯事業のみを実施することを希望する場合には、附帯事業を継続する（民間収益施設を完成させた後、定期借地権設定契約を締結し、附帯事業を継続する）ことを認めていただけないでしょうか。	ご質問のように本事業用地において複合施設を建設する計画自体に変更がない場合、本事業の承継方法にもよりますが、原則、既存の民間収益事業者が引き続き付帯事業を継続することを想定しています。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
237	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	43	20		第96条_ (事業者の帰責事由による契約解除の効力) _3項	本項は入札手続きを対象とした契約解除の規定であり、本事業の落札以降に設立されるSPCにてコントロールできる事象ではないと思料いたします。当然に正当な入札手続きが確保されるべきではございませんが、事業契約の中でSPCに対して多大な違約金が課せられますと、公共サービスを提供することが目的とされるPFI事業において確保されるべき事業の安定性に多大な悪影響が発生しますし、また有事の際における事業継続を目的としたステップインの際にも大きな妨げにもなります。当該違約金の支払い義務は基本協定書内において、構成企業及び協力企業の連帯として規定されておられますため、事業契約書上からの削除をお願いできますでしょうか。	No. 218の回答をご参照ください。
238	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	43	23		第96条1項四号	本条項では、事業契約解除時の施設整備費の残額について「ア 振興会が定めた期日（ただし、令和31年4月30日を超えない。）までに一括して支払う。イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。」のいずれかを振興会の選択に基づき決定すると規定しています。通常、他の同種の案件の場合、一括で返済する際は解約時であるのに対して、本件アの場合、代金が事業期間の最終日に一括で支払われる可能性があり、そうなると事業者は残りの事業期間中の融資金融機関へのローン返済が滞り、また追加の金利も発生します。懸かる仕組みのままだと、金融機関からの調達が難しくなり、貴会のご想定よりも入札参加者が減ってしまうことや入札金額が高止まりしてしまうこと等が考えられます。以上を踏まえて、本条項のうち「振興会が定めた期日（ただし、令和31年4月30日を超えない。）までに」の部分の削除をご検討いたします。	原文のとおりとします。なお、現時点で支払時期を確約することができないため、アの規定としていますが、本号に基づき支払方法を選択するにあたっては事業者の資金調達の状況等も加味して、合理的な方法を選択します。
239	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	43	32		第96条2項	本条項では、違約金の額を「契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の10分の1に相当する額」と規定しています。これは通常案件と比較して高率であり、且つ本件は事業規模も大きいため、違約金の絶対額が高額となります。したがって、当該違約金が事業者にとって過大な負担となることや、融資金融機関による融資の範囲を狭めること、それらによって貴会のご想定よりも入札参加者が減少してしまうことや入札金額が高止まりしてしまうこと等が考えられます。国土交通省公表の「PFI事業における契約書例」においても、「絶対額としての違約金の額があまりにも巨額でリスクとして取りきれない額とならないように設定する必要がある」と示されています。また、内閣府公表の「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について」においても、「違約金の額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要がある」とも示されています。前出の「PFI事業における契約書例」において、施設完工後の違約金の額は「解除された事業年度1年間分の維持管理費及び運営費相当の対価の100分の10（場合によっては100分の20）に相当する額等」と示されておりますので、本事業の違約金の額も「事業契約解除発生年度の1年間分の維持管理・運営費及びその他の費用の合計額の10分の1に相当する額」への変更をご検討頂きたいお願い申し上げます。	ご質問を踏まえ、第96条第2項について『事業者は、前項の場合において、契約解除時点における当該年度の維持管理・運営費及びその他の費用の10分の2に相当する額を違約金として』に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
240	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	43	32	-	第7章_第3節_第96条_2項_事業者の帰責事由による契約解除の効力	国立劇場引渡し後の契約解除について、違約金として事業者は契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の10分の1に相当する額を違約金として支払う旨記載されておりますが、維持管理・運営期間中の違約金設定として、事業終了時点までの費用から算出するのは、莫大な違約金が必要となり、資金調達をする際に金融機関からリザーブ等が求められ、別途資金調達コストがかかることとなります。当該期間を、「事業終了時点まで」ではなく、「契約解除時点を含む年度」の費用の10分の1としていただけないでしょうか。	No. 239の回答をご参照ください。
241	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	43	32		第7章_第3節_第96条_2	違約金となる契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の10分の1に相当する額は、消費税抜か消費税込なのかご教示ください。	消費税及び地方消費税を含みます。併せて、No. 239の回答をご参照ください。
242	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	43	32		第96条_事業者の帰責事由による契約解除の効力	第2項に規定されている違約金の額は、契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の10%となっておりますが、一般的なPFI案件と比べ過大であると思料します。（一般的なPFI案件：年間の維持管理・運営費及びその他の費用の10%）一般的なPFI案件に合わせる内容に変更いただけないでしょうか。	No. 239の回答をご参照ください。
243	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	43	32		第96条2項_事業者の帰責事由による契約解除の効力	国立劇場の引渡し後から本事業期間満了日までの事業契約解除時における違約金相当額については、解除日が属する事業年度における維持管理・運営費及びその他の費用の10分の1に相当する額に修正いただけないでしょうか？、事業契約の中でSPCに対して多大な違約金が課せられますと、公共サービスを提供することが目的とされるPFI事業において確保されるべき事業の安定性に多大な悪影響が発生しますし、プロジェクトファイナンス調達においては、金融機関からSPCに対して違約金相当分のキャッシュリザーブ等を依頼されるものであり、入札価格の抑制を含めた事業効率の観点からも違約金は少額の方が良いと考えます。	No. 239の回答をご参照ください。
244	3_(資料-1) 事業契約書 (案)	43	32		第96条第2項	維持管理期間中の違約金に定義されている「維持管理・運営費及びその他の費用」には消費税等を含むものとの理解でよろしいでしょうか。	No. 241の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
245	3_(資料-1) 事業契約書(案)	43	32		第96条第2項	国立劇場の引渡し以降の事業者帰責事由による契約解除時の違約金が、「契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の10分の1に相当する額」とされていますが、契約が解除された年度の維持管理・運営及びその他の費用の10分の1に相当する額として頂けないでしょうか。原案のままでは違約金相当額を調達するための金融費用が高額になる可能性があります。また、内閣府のPFIガイドラインである「契約に関するガイドライン」P.111においても、違約金の目安として「解除された事業年度1年間分の維持管理費及び運営費相当の対価の100分の10」に相当する額が明記されており、さらに「残存契約期間に応じて違約金の額を低減させる場合、契約期間の初期の段階により高い違約金の額が設定されるため、・・・融資金融機関等による融資の範囲を狭める可能性がある」と指摘されています。	No. 239の回答をご参照ください。
246	3_(資料-1) 事業契約書(案)	43	32		第96条第2項	契約解除に伴う違約金の額が、契約解除時点から当初の事業終了時点までの費用の1/10となっておりますが、契約期間の初期から事業者の財務に重い負担となります。他の通常のPFI等にもあるような1年間の費用の1/10への変更をご検討願えないでしょうか。	No. 239の回答をご参照ください。
247	3_(資料-1) 事業契約書(案)	43	32		第96条_(事業者の帰責事由による契約解除の効力)_2項	契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の10分の1に相当する額が違約金としてありますが、事業者の負担増(金融機関が求める違約金相当額の積立、金融機関が当該条件を事業リスクと捉えることによる貸出金利上昇等)による全体事業費の増大が懸念されるため、本項目の緩和をご検討いただけないでしょうか。	No. 239の回答をご参照ください。
248	3_(資料-1) 事業契約書(案)	43	32		第96条_2	引渡し後の事業者の帰責事由の契約解除の違約金について、契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の10分の1に相当する額とありますが、違約金が過大のため、1年間の収受予定の10分の1の相当額とはならないでしょうか。	No. 239の回答をご参照ください。
249	3_(資料-1) 事業契約書(案)	43	32		第96条_2項・3項違約金	第96条に基づき解除がされた場合の違約金については、特に国立劇場引渡直後においてははかり高額となりますが、振興会様において、どのような損害が生じることを想定されて違約金額を設定されたのでしょうか。違約金額に相当する損害や費用が発生することを合理的に説明できない限りは、違約金として徴収することは不合理であると考えますし、実施契約の解除を抑止する観点も踏まえても高額であると考えます。合理的な額への縮減をご検討いただけますでしょうか。	No. 239の回答をご参照ください。
250	3_(資料-1) 事業契約書(案)	43	32		96_2	施設の引渡し以降の事業者の帰責事由による契約解除の際に、契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の10分の1に相当する額を違約金として支払義務が発生しますが、違約金が高額となり、違約金に備えたりザープ等の対応に多額の資金が必要となることから、プロジェクトファイナンスによる資金調達が困難となります。違約金の金額は年度毎の維持管理・運営費の10分の1とすることを検討いただけませんか。	No. 239の回答をご参照ください。
251	3_(資料-1) 事業契約書(案)	43	33		3節_第96条_2	引き渡し後の事業者の帰責事由による契約解除の場合、違約金の額については、契約解除時点から事業終了時点までではなく、単年度分の維持管理・運営費及びその他の費用の10分の1相当とするなど、発注者の実損害等の実情を勘案した妥当な額とすることはできませんでしょうか。	No. 239の回答をご参照ください。
252	3_(資料-1) 事業契約書(案)	43	33		第96条_(事業者の帰責事由による契約解除の効力)_1項_5号、第97条_(振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力)_2項_4号、第98条_(法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)_1項_5	本号の意味をご教示下さい。国立劇場の引渡し以降に本契約が解除されたとしても、定期借地権設定契約の解除事由がなければ定期借地権設定契約は継続されるということでしょうか。	【資料-1-4】「定期借地権設定契約書(案)」第4条のとおり、国立劇場の引渡しと定期借地権の設定始期を合わせていますので、国立劇場の引渡し後における民間収益施設の取扱いは定期借地権設定契約の規定に従うという趣旨です。そのうえで、ご質問の内容についてはご理解のとおりです。
253	3_(資料-1) 事業契約書(案)	43			第96条	「89条第一項若しくは第2項における契約解除」とは、付帯事業及び飲食店の採算が合わない場合に、契約を解除する場合は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	含まれます。
254	3_(資料-1) 事業契約書(案)	44	1		96_3	事業契約第96条3項の各号に該当する場合に、事業契約第96条2項に規定する違約金のほか、維持管理費・運営費及びその他の費用の合計額の100分の5に相当する額を違約金として支払義務が発生しますが、違約金支払義務がSPCに対して発生すると、違約金に備えたりザープ等の対応に多額の資金が必要となることから、プロジェクトファイナンスによる資金調達が困難となります。当該違約金は基本協定書第13条にのみ規定して違約金支払義務は構成企業・協力企業にのみ発生するものとし、事業契約第96条3項は削除してSPCに発生する違約金支払義務は事業契約第96条2項のみとすることを検討いただけませんか。	No. 218の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
255	3_(資料-1) 事業契約書(案)	44	1	-	第7章_第3節_第96条_3項_事業者の帰責事由による契約解除の効力	基本協定書(第13条)においても、同様の主旨で談合等にかかる解除事由および違約金の定めがあり、構成企業及び協力企業が違約金や損害賠償を負担する定めになっておりますので、責任分担は同協定書上で手当てされていること、SPCに過大な違約金負担を課すことを回避し、円滑なプロジェクトファイナンスによる資金調達を実施すべく、事業契約上についても構成企業及び協力企業が違約金や損害賠償を負担する定めとしていただけないでしょうか。	No. 218の回答をご参照ください。
256	3_(資料-1) 事業契約書(案)	44	1		第7章_第3節_第96条_3	違約金となる契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の100分の5に相当する額は、消費税抜か消費税込なのかご教示ください。	No. 218の回答をご参照ください。
257	3_(資料-1) 事業契約書(案)	44	1		第96条3項_事業者の帰責事由による契約解除の効力	本項は入札手続きを対象とした契約解除の規定であり、本事業の落札以降に設立されるSPCにてコントロールできる事象ではないと思料いたします。当然に正当な入札手続きが確保されるべきではございますが、事業契約の中でSPCに対して多大な違約金が課せられ、公共サービスを提供することが目的とされるPFI事業において確保されるべき事業の安定性に多大な悪影響が発生しますし、また有事の際における事業継続を目的としたステップインの際にも大きな妨げにもなります。当該違約金の支払い義務は基本協定書内において、構成企業及び協力企業の連帯として規定されておられますため、事業契約書上からの削除をお願いできますでしょうか。	No. 218の回答をご参照ください。
258	3_(資料-1) 事業契約書(案)	44	1		第96条3項	本条項では、違約金の額を「契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の10分の1に相当する額のほか、契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の100分の5に相当する額」と規定しています。これは通常案件と比較して高率であり、且つ本件は事業規模も大きいこと、違約金の絶対額が高額となり、したがって、当該違約金が事業者にとって過大な負担となることや、融資金融機関による融資の範囲を狭めること、それらによって貴会のご想定よりも入札参加者が減少してしまうことや入札金額が高止まりしてしまうこと等が考えられます。国土交通省公表の「PFI事業における契約書例」では、「絶対額としての違約金の額があまりにも巨額でリスクとして取りきれない額とならないように設定する必要がある」と示されています。また、内閣府公表の「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について-」においても「違約金の額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要があり、また残存契約期間に応じて違約金の額を低減させる場合は、契約の初期期間により高い違約金の額が設定されるため、融資金融機関等による融資の範囲を狭める可能性があることに留意が必要である」と示されています。以上を踏まえ、第96条3項の削除をご検討頂きたくお願い申し上げます。	No. 218の回答をご参照ください。
259	3_(資料-1) 事業契約書(案)	44	4		第96条_事業者の帰責事由による契約解除の効力	第3項に規定されている該当事案は、基本協定書第13条第2項の内容とほぼ同一ですが、それぞれにおける違約金計算のベース金額が異なります。(事業契約書:維持管理・運営費及びその他の費用の収受予定額、基本協定書:契約金額) 該当事案が生じた際、両条項が適用されることになるのでしょうか。どちらか一方が適用されるのであれば、金額を統一すべく基本協定書を修正いただきたく。	No. 218の回答をご参照ください。
260	3_(資料-1) 事業契約書(案)	44	22		第97条2項_振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力	貴振興会にご負担をいただき、事業者の合理的な増加費用には、合理的な範囲の金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
261	3_(資料-1) 事業契約書(案)	44	22	-	第7章_97条_2項_振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力	貴会に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
262	3_(資料-1) 事業契約書(案)	45	2		第97条_(振興会の任意による又は振興会の帰責事由による契約解除の効力)_3項	振興会の任意による又は振興会の帰責事由による解除の場合については、事業者の合理的な費用のみならず損害についてもご負担いただけませんでしょうか。	原文のとおりとします。
263	3_(資料-1) 事業契約書(案)	45	16	-	第7章_第3節_第98条_1項_4号_法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	貴会に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
264	3_(資料-1) 事業契約書(案)	45	17		第98条第1項第4号	「合理的な増加費用」には、金融機関からの資金調達に伴う金利に加え、ブレイクファンディングコストも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
265	3_(資料-1) 事業契約書(案)	45	25		第98条_法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力_第2項	「前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用(付帯事業に関連するものを除く。)の負担に関しては、第35条第4項又は第36条第3項がそれぞれ適用されるものとし、」とありますが、本項に関連して不可抗力等による増加費用が生じた場合は、国立劇場引渡後であるため、別紙6不可抗力による費用負担3. 不可抗力による追加費用及び損害額の分担(2)維持管理・運営業務の損害分担が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
266	3_(資料-1) 事業契約書(案)	45	25		第98条_(法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)_2項	法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の場合において、事業者が発生する合理的な増加費用のみならず損害についても協議の対象としていただけませんか。	原文のとおりとします。
267	3_(資料-1) 事業契約書(案)	46	10		第100条_(契約終了時の事務)_3項	事業者が撤去義務を負う「物件等」は、民間収益施設を含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
268	3_(資料-1) 事業契約書(案)	46	12		第100条_3項原状回復	機器を壁面や天井等に設置している場合、原状回復工事はクロスの張替え等大規模な補修ではなく、パテ埋め・化粧板による補修も認めいただけますでしょうか。	原状回復を原則としますが、個別具体的内容は実際の原状回復工事の際に振興会と協議のうえ、その指示に従ってください。
269	3_(資料-1) 事業契約書(案)	46	22		第100条_(契約終了時の事務)_6項	第90条又は第91条によらず期間満了により終了する場合であっても、振興会の責めに帰すべき事由により本契約終了時の手続に関する費用や清算に必要な費用が増加した場合、当該増加費用については振興会の負担であると理解してもよろしいでしょうか。	ご質問で想定する具体的事象が不明ですが、第31条に基づく要求水準の変更のほか、本契約の規定に従います。
270	3_(資料-1) 事業契約書(案)	47	5		第103条	「事業者は、理由のいかんを問わず本契約を終了したときは、設計図書その他本事業に関し事業者が作成した一切の書類等のうち、振興会が合理的に要求するものを、振興会に対して引き渡す」及び「振興会は、前項により事業者から引渡しを受けた設計図書その他の書類等について、本契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有する」旨の記載がございますが、万一、本契約が解除となった場合の設計成果物(未完成のものを含む)の取扱いについては、以下を前提に、その他の諸条件についても別途ご協議いただけますでしょうか。 ①成果物の使用にあたっては事業者の氏名を表示しないこと。 ②未完成の成果物については、契約不適合がある場合といえども履行の追完及び損害賠償請求はできないこと。	No.52の回答をご参照ください。
271	3_(資料-1) 事業契約書(案)	47	28		第104条第2項事業者による事実の表明保証及び誓約	取締役その他の役員又は商号に変更があった場合、直ちに通知することとなっておりますが、変更を証明する証書(例:登記簿謄本)の準備に時間を要するため、証明する証書が必要な場合には、通知に関して一定の猶予を頂戴したく存じます。	必要な準備を行い遅滞なく提出してください。
272	3_(資料-1) 事業契約書(案)	49	13		附則_第2条	融資団に対し、事業期間を通じた財務状況モニタリングの協力要請をすることを想定されているかご教示ください。	想定はありません。
273	3_(資料-1) 事業契約書(案)	55	13		別紙2用語の定義_54事業契約書	事業契約締結日が令和4年●月●日と記載されていますが、入札説明書に記載のとおり、令和5年2月頃に締結するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。当該箇所を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
274	3_(資料-1) 事業契約書(案)	63	23		別紙6_2_②	振興会帰責による設計変更の場合、合理的な範囲で費用負担は振興会と理解してよいでしょうか。	本別紙は不可抗力に関する費用負担を定めたものであり、ご質問の内容が要求水準の変更に該当する場合は本契約の第31条及び第32条の規定に従います。
275	3_(資料-1) 事業契約書(案)	64	7		別紙6_3_(1)_③	事業者の不可抗力リスクの上限負担額は、何度不可抗力リスクが発生しても、本件工事費等の1%相当額迄、と理解して宜しいでしょうか。	原文のとおり、本件工事費等に追加費用及び損害額の累計額を加算したうえで算定します。
276	3_(資料-1) 事業契約書(案)	64	18		別紙6_3_(2)_①	不可抗力の事由の発生した年度における維持管理・運営費の1%相当額は、消費税抜か消費税込なのかご教示ください。	消費税及び地方消費税を含みます。
277	3_(資料-1) 事業契約書(案)	66	7		別紙8_2_(1)	本契約89条による解除の場合、上乘せする利ざやは認めないとのことですが、利ざやには金融機関に対する金利が含まれています。本条項があるとプロジェクトファイナンスによる資金調達が困難となります。事業計画書に記載されている融資者から提示のあった利ざやとするか、契約の解除に関して融資者に発生する合理的な増加費用を負担することをご検討いただけませんか。	原文のとおりとします。
278	3_(資料-1) 事業契約書(案)	66	7		別紙8_2_利ざや(1)	事業者帰責による事業契約解除時に、振興会から払われる再計算の利息に利ざやが含まれない場合、当該利ざや分に対する手当てのために、事業者の負担が過大となることや、融資金融機関による融資の範囲を狭めること、それらによって貴会のご想定よりも入札参加者が減少してしまうことや入札金額が高止まりしてしまうこと等が考えられます。以上を踏まえて、事業者帰責の事業契約解除時も基準金利に加えて、利ざや部分も支払うようご検討願います。	原文のとおりとします。
279	3_(資料-1) 事業契約書(案)	66	8		別紙8	「本契約第89条による解除の場合 上乘せする利ざやは認めない」とありますが、認められない利ざやとは、解除時点において未払いの割賦手数料の利ざや部分との理解でよろしいでしょうか。	認められない利ざやは、契約解除通知日における施設費の残額を分割で支払う場合の割賦手数料相当に適用する利ざやのことです。解除時点における未払いの割賦手数料は、直前の支払日から契約解除通知日までを日割りのうえ支払います。
280	3_(資料-1) 事業契約書(案)	66	13		別紙8	「本契約第92条による解除の場合 事業計画書に記載されている融資者から提示のあった利ざやとする」とありますが、融資者から提示のあった利ざやとなるのは、解除時点において未払いの割賦手数料の利ざや部分との理解でよろしいでしょうか。	融資者から提示のあった利ざやは、契約解除通知日における施設費の残額を分割で支払う場合の割賦手数料相当に適用する利ざやのことです。解除時点における未払いの割賦手数料は、直前の支払日から契約解除通知日までを日割りのうえ支払います。
281	4_(資料-1-1) 事業者等が付す保険等	1	19		第1_3付保条件	施設整備業務履行保証保険の契約期間が「最初の施設整備業務契約の締結日から引渡日まで」とされていますが、事業契約第9条第1項では「施設整備業務の着手日又は令和5年3月31日のいずれか早いまでに」保証を付すこととされています。最初の施設整備業務契約の締結日に係らず、「施設整備業務の着手日又は令和5年3月31日のいずれか早いまでに」保証を付すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。【資料-1-1】「事業者等が付す保険等」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
282	4_(資料-1-1) 事業者等が付す保険等	1	20		第1_3_(2)	設計企業及び建設企業並びに工事監理企業を契約者とする場合は、保険料の負担者も設計企業及び建設企業並びに工事監理企業でよいかがご教示ください。	設計企業及び建設企業並びに工事監理企業を契約者とする場合において保険料を設計企業及び建設企業並びに工事監理企業が負担することは可能です。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
283	4_(資料-1-1)事業者等が付す保険等	2	10		第2_1_(3)_③	建設企業を契約者とする場合は、保険料の負担者も建設企業でよいかが教えてください。	No. 282の回答をご参照ください。
284	4_(資料-1-1)事業者等が付す保険等	2	14		第2_1_(3)_⑤	保険金額は、本件工事費となっておりますが、事業契約書(案)の別紙2定義 99によりますと、本件工事には、解体撤去業務も入っております。 しかしながら、ここで指定いただいている建設工事保険は、引渡しをすべき工事的物に物的損害があった場合にその復旧費を担保するものであり、解体工事部分については仮に物的損傷が発生しても、復旧するものではないため、保険会社の引受規定上、建設工事保険の保険金額から控除することになっております。よりまして、保険金額には解体撤去工事費用を入れない運用とさせていただくという理解でよろしいでしょうか。 なお、第2_1_(3)①の付保条件にて、担保範囲では「解体撤去工事を除く。」とありますが、上述の通り「本件工事」の定義には解体撤去業務も含むとあり、念のため確認させていただくものとなります。	ご理解のとおりです。第2. 1. (3). ⑤を『本件工事費(解体撤去費用を除き、消費税を含む。)]と訂正しますので、訂正表をご確認ください。
285	4_(資料-1-1)事業者等が付す保険等	2	27		第2_2_(3)_③	建設企業を契約者とする場合は、保険料の負担者も建設企業でよいかが教えてください。	No. 282の回答をご参照ください。
286	4_(資料-1-1)事業者等が付す保険等	3	6		第3_2	第3_1_2保険内容にて、「本施設の維持管理・運営業務の管理の欠陥や業務の不備等に起因して派生した第三者(職員、来場者、見学者、通行者、近隣居住者を含む。)に対する対人及び対物賠償損害」とありますが、演者も第三者と理解しており、いかがでしょうか。	ご理解のとおりです。
287	4_(資料-1-1)事業者等が付す保険等	3	9		第1_施設整備業務の履行に係る保険	維持管理運営業務の履行に係る保険として、維持管理運営業務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険の締結を条件とされることをご検討頂けないでしょうか。 96条2項における違約金条項がある限り、事業者の資金調達コストが増加(金融機関が求める違約金相当額の積立て等)し、全体事業費が増大することを懸念しております。なお、発注者より維持管理運営業務に係る履行保証保険加入を条件にされ無い限りは任意で保険加入することは困難です(保険会社に引き受け頂けません)。	原文のとおりとします。
288	4_(資料-1-1)事業者等が付す保険等	3	11		第3_3_①	維持管理・運営業務に係る保険のうち第三者賠償責任保険について、第3_3_①付保条件では「担保範囲は、本事業の契約対象となるすべての施設を対象とする。」とありますが、本施設以外に既に設置されている看板は振興会にて保守等を行い、看板に係る第三者賠償リスクは、振興会にあると理解してよろしいでしょうか。	担保範囲は、本事業の契約対象となるすべての施設を対象としますので、事業用地外の看板についてはご理解のとおりです。
289	4_(資料-1-1)事業者等が付す保険等	3	15		第3_3_③	維持管理企業又は運営企業を契約者とする場合は、保険料の負担者も維持管理企業又は運営企業でよいかが教えてください。	維持管理企業又は運営企業を契約者とする場合において保険料を維持管理企業又は運営企業が負担することは可能です。
290	4_(資料-1-1)事業者等が付す保険等	3	15		第3_3_③	維持管理企業又は運営企業が企業グループ包括保険に加入している場合、その他の付保条件を満たす限りにおいて保険契約者を維持管理企業又は運営企業のグループ企業(親会社等)とする場合をお認め頂けないでしょうか。	付保条件を満足する範囲において、事業者の提案によります。また、No. 282の回答をご参照ください。
291	4_(資料-1-1)事業者等が付す保険等	3	18		第3_3_⑤	交差責任担保は「ONE-WAY」「BOTH-WAY」「FULL-WAY」いずれの種別で付保すればよろしいでしょうか。	下請負者間を含む被保険者相互間の交差責任担保としてください。
292	4_(資料-1-1)事業者等が付す保険等					事業者が付保する保険の保険名称は、本書と異なっても付保条件が守られていればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
293	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	1	26		2_①_その他(複数部分)	本書面における「契約書」とは、事業契約書(本契約)を意味していると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
294	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	2	17		第1章3.(1)②	「業務不履行等の改善に緊急を要し、応急処置等を行うことが合理的と判断される場合は、事業者は自らの責任において適切に応急処置等を行う」旨の記載がございますが、当該の事象の発生について、事業者に帰責性がないと認められる場合は、是正のための応急処置等に要する費用は振興会様にご負担いただけますでしょうか。	改善勧告は事業者の責めに帰す事由により、業務不履行等に当たると判断した場合に事業者に対して行うものであり、当該改善勧告に基づき事業者が行う業務不履行等の改善のために要する費用について振興会は費用を負担しません。
295	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	2	28		第1_3_(2)支払減額措置	改善勧告を行った場合は、振興会は、事業費の減額又は罰則点の付与の措置を講ずるとありますが、再改善勧告ではなく最初の改善勧告でも事業費減額の可能性があるのでしょうか。	重大な事象に係る業務不履行を確認し、改善勧告を行った場合は、最初の改善勧告で事業費減額となります。
296	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	5	19		第3_1_提案等の未達成による減額等	要求水準書の記載事項及び事業提案書に記載した事項が達成できず、契約書に定めた契約不適合における修補も困難であることが明らかになった場合、最新の事業費内訳表に基づき、当該部分に係る事業費の減額及び違約金の請求を行うとありますが、事業費の減額及び違約金の請求前に改善勧告⇒改善・復旧計画書の作成及び確認⇒改善・復旧の措置及び確認⇒再改善勧告のプロセスを経る理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり改善・復旧の措置及び確認の後に再改善勧告を行う想定ですが、改善・復旧の見込次第では、再改善勧告前に事業費の減額及び違約金の請求を行うことがあります。
297	5_(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	5	25		第3章_1_(1)_施設整備に係る提案等の未達成による減額等	モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	かかる減額及び違約金は、実施可能な事項を提案いただき、提案どおりに実施することを期待するものであることから、原文のとおりとします。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
298	5_ (資料-1-2) 業績等の監視及び改善要求措置要領	5	30		第3章_1_(1)	「施設整備費の減額を行い、さらに当該部分に係る施設整備費の減額と同額の違約金の請求を行うことができる。」とありますが、結局、提案の未達成の場合は、その部分の2倍の金額の支払が行われたい(違約金に関しては相殺される)という理解でよろしいでしょうか。また、例えば翌年度において、その部分について要求水準を達成する履行を行った場合、減額及び違約金として振興会に支払った全額分が乙に返還される(支払われる)という理解でよろしいでしょうか。	前段については、減額は、施設整備に係る提案等が未達成の場合に未達成である提案等の内容に相当する額を減額することを指します。また、違約金は、減額とは別に、提案等の未達成による業務不履行に対して課すものです。後段については、提案等が未達成になると判断された時点で振興会は減額及び違約金を請求しますので、ご指摘の事象が発生する事態は想定していません。
299	5_ (資料-1-2) 業績等の監視及び改善要求措置要領	5	31	-	第3章_1_(2)_ 経営管理、維持管理・運営に係る提案等の未達成による減額等	モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	経営管理、維持管理・運営についても施設整備と同様ですので、No. 297の回答をご参照ください。
300	5_ (資料-1-2) 業績等の監視及び改善要求措置要領	5	34		第3章_1_(1)	「維持管理・運営費及びその他の費用も併せて減額を行うことができる。」というのなぜでしょうか。これが実施される場合の減額方法及び減額の金額の算定方法を具体的にご教示下さい。	施設整備に係る提案等の未達成の結果、維持管理・運営業務の一部が実施できなくなったり、実施範囲が縮小されるようなケースを想定していますが、現時点でどの程度維持管理・運営業務に影響があるか想定することは困難であることから、一律の減額方法及び金額の算定方法を示すことはできません。
301	5_ (資料-1-2) 業績等の監視及び改善要求措置要領	5			第3章_1_(1)	当該項目の違約金が事業契約93条3項に定める違約金の金額よりも大きい場合、事業契約93条3項で定める違約金の金額以上には請求されないという理解でよろしいでしょうか。	【資料-1】「事業契約書(案)」第93条第3項は、独占禁止法の違反に係る違約金であり、提案等の未達成による減額及び違約金請求とは異なりますので、もしかかる事象が発生した場合は規定の違約金を請求し、かつ本項が定める減額及び違約金の請求を行う可能性があります。ただし、独占禁止法の違反に係る違約金については、基本協定書に統一して規定するものとし、【資料-1】「事業契約書(案)」第93条第3項及び第96条第3項を削除します。訂正表をご確認ください。また、No. 218の回答をご参照ください。
302	5_ (資料-1-2) 業績等の監視及び改善要求措置要領	6	5		第3_1_(2) 経営管理、維持管理・運営に係る提案等の要求水準の未達成による減額等	維持管理・運営業務の開始後とありますが、開始後とはいつからいつまででしょうか。	国立能楽堂の維持管理・運営業務開始日である令和6年4月1日から、本事業終了日である令和31年3月31日を指します。
303	5_ (資料-1-2) 業績等の監視及び改善要求措置要領	6	17		第3章_2_(2)	減額及び罰則点付与の対象となる、業務不履行を確認した日の属する支払期は、年度ではなく、上期(4月～9月)又は下期(10月～3月)という理解でよいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
304	5_ (資料-1-2) 業績等の監視及び改善要求措置要領	6			第3章_2_(2)	飲食店・物販サービスは独算であることから、減額の対象にはならないという理解でよろしいでしょうか。	【資料-1-2】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3章2.(2)表1に規定するとおり、飲食・物販等サービス提供業務が業務不履行の場合は、『その他の費用』が減額及び罰則点付与の対象となります。
305	5_ (資料-1-2) 業績等の監視及び改善要求措置要領	8	22		第3_2_(2) 減額算定並びに罰則点及び罰則留保点付与のための区分	表1. 支払区分及び対象となる事象の脚注に、なお、業務不履行支払区分の対象となる『事業』とありますが、業務不履行支払区分の対象となる『事象』のことでしょうか。	当該箇所を『事象』と訂正しますので、訂正表をご確認ください。
306	5_ (資料-1-2) 業績等の監視及び改善要求措置要領	8	23		第3_2_(2) 減額算定並びに罰則点及び罰則留保点付与のための区分	表1. 支払区分及び対象となる事象の脚注に「その他の費用の支払区分にも合わせて減額又は罰則点の付与を行う。」とありますが、イメージが掴めませんので、具体的な例示でご説明いただけますでしょうか。	例えば、来場者サービス支援業務において、重大な事象以外の業務不履行を確認し、改善勧告を行った場合、表2に示す2点の罰則点付与にあわせて、その他の費用の支払区分に該当する1点が付与されることになります。事業者には責任ある事業主体として各業務を適切に管理し、各選定企業を統括する役割が求められるため、業務不履行が発生した場合には、当該業務不履行部分に加えてその他費用の減額又は罰則点の付与を行います。
307	5_ (資料-1-2) 業績等の監視及び改善要求措置要領	8	31		第3_2_(3) 重大な事象に対する減額	明らかな不作為とはどのような事象でしょうか。	例えば、事故原因となる可能性のある状況を事業者が認知していながら、事業者が対処せずに、事故が発生することを指します。なお、重大な事象の判断基準は、契約書の締結後、事業者の作成する素案に基づき、振興会と事業者で協議のうえ、振興会が定めます。
308	5_ (資料-1-2) 業績等の監視及び改善要求措置要領	12	10		第4章_1_① 事業終了時に係る業績監視	事業終了2年前に施設の劣化状況報告書等を提出するとありますが、【資料-2】「業務要求水準書 第5章 維持管理・運営 第1節_5_(10)_①_b)」には、事業終了3年前と記載されております。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第1節5(10)①b. に事業終了時の3年前に施設劣化点検報告書を提出することを規定していますが、当該報告書提出前に施設の劣化等の状況報告及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況の確認を行うため、『事業終了4年前』に訂正します。訂正表をご確認ください。
309	5_ (資料-1-2) 業績等の監視及び改善要求措置要領	12	24		第4章3.	契約解除事由として「振興会が改善勧告をしたにもかかわらず、事業終了時まで改善が確認されない場合、振興会は事業者の債務不履行と判断して契約を解除する」旨の記載がございますが、事業者の責に帰すべきではない事由により所定の期間内に業績等の改善ができない場合には、事業者は免責されるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の帰責でない場合は、個別具体的な事象を踏まえたうえで、【資料-1】「事業契約書(案)」第90条から92条に従って振興会が判断します。
310	5_ (資料-1-2) 業績等の監視及び改善要求措置要領	13	11		表6 重大な事象の具体例(空調設備・換気設備機能の停止)	重大な事象の具体例として「熱源の停止など」とありますが、事業者の迅速な復旧対応により公演等の劇場サービスに支障が及ばなかった場合は、重大な事象にはならないとの認識でよろしいでしょうか。	重大な事象の判断基準は、契約書の締結後、事業者の作成する素案に基づき、振興会と事業者で協議のうえ、振興会が定めます。
311	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	1	7		第1 事業費の構成	振興会からSPCに支払われる事業費について、その予算の裏付けは何を参照すれば確認できますでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。
312	6_ (資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	1	8		1_1	振興会様の予算措置についてご教示ください。国庫債務負担行為を取得されるのでしょうか。債務負担行為を取られない場合は予算措置についてどのような形で確認できますでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
313	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	2	1	-	第1_1_①_イ_施設費	施設費Bの割賦について、割賦元金に消費税は含まれますでしょうか。	施設費にかかる消費税等は、令和10年度の支払額に含まれているため、施設費Bの割賦元金に含みません。
314	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	2	1		第1_1_(1)_①_イ_施設費B	資料-2業務要求水準書4-35⑩情報表示設備b. マルチサイン（デジタルサイネージ等）について、設備設置は建物引き渡し時に設置され、投影コンテンツは開館直前まで調整が図られると考えられます。また、設備は場合によっては購入ではなくリースという考え方もあります。その場合、事業者ごとの考え方によって施設費A・Bまたは運営費にそれぞれ予算が振り分けられると考えますが、それらは各支払いタームを考慮し、事業者側で任意に設定するという認識でよいか。または施設整備に一元的に設備設置費およびコンテンツ制作費を参入するという認識でよいか。考えをお示しください。	後者のご理解のとおり、マルチサイン（デジタルサイネージ等）設備設置費及びコンテンツ制作費は施設費に含めてください。なお、レンタル又はリースによる設置はできません。
315	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	2	29		第1_1_(3) その他の費用	実施方針質問回答No.1040の回答に「国立能楽堂の運営開始日以降の事業者の運営費を指します。なお、国立能楽堂の運営開始日以前に発生する事業者の運営費は、施設費に含めてください。」とありますが、施設費もその他の費用も発生主義（≠現金主義）により当該費用の対象期間を認識することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
316	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	4	5		第1_2_表1. 施設費	金融機関に支払うエージェンツフィー等の令和6年4月以降事業期間終了まで発生する見込みの定額費用につき、令和6年4月以降令和11年3月までに要するものは施設費として様式C-3-③の金融関連費用に計上し、令和11年4月以降はその他の費用として計上することでよろしいでしょうか。それとも、令和6年4月以降に発生するものはその他の費用に計上すべきでしょうか。	前者のご理解のとおり、国立劇場の引渡しまでにかかる金融関連費用は、施設費に計上してください。併せて、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」第1. 1. (1)①をご参照ください。
317	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	4	5		第1_2_表1. 施設費	施設整備期間に亘ってかかる費用である履行保証保険料や前払金保証料等は、施設整備に関する初期投資として認められる費用に含まれ、全て施設費として計上してもよろしいでしょうか。それとも、令和6年3月までに要する費用と令和6年4月以降令和11年3月に要する費用に分けて施設費とその他の費用にそれぞれ計上する必要があるでしょうか。	前者のご理解のとおり、施設費として計上してください。併せて、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」第1. 1. (1)①をご参照ください。
318	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	4	5		第1_2_表1. 施設費	施設整備期間に亘ってかかる費用のうち、建中金利は令和6年4月以降に発生するものであっても全額施設費として、様式C-3-③の金融関連費用に計上することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
319	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	5	22		第1_2_表1. 事業費の内訳_注1	支払方法については、第2. 3. (2)を参照することとありますが、第2. 3. (1)及び(2)との理解でよいでしょうか。（土壌汚染、電波障害の項目にも業務量に応じた支払に○印があるため）	ご理解のとおりです。当該箇所を『第2. 3. (1)及び(2)』と訂正しますので、訂正表をご確認ください。
320	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	7	2		第2_2	事業費は、原則として、毎回、振興会が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ各半期末の翌月末までに支払うこととされており、事業契約第77条において、各事業年度における支払対象期間の維持管理・運営業務が完了したときは、振興会による検査を受けることとなっておりますが、当該検査は、各半期末の翌月末である4月末及び10月末の支払いに間に合うように実施されるという理解でよいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
321	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	7	19		第2_3_(1)_①_ア_表2	令和4年度の前払金1,401,014,000円のみ、「消費税等込」との記載がありません。こちらも「消費税等込」として頂きたい、ご検討ください。	出来形部分の完成が伴う部分払と異なり、前払金は対象物の引渡しやサービス提供が行われる前であることから、令和4年度の前払金に消費税は含まれません。令和10年度末における国立劇場の引渡時の完成払における金額に当該部分の消費税が含まれます。
322	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	7			第2_3_(1)_①_ア	表2の支払額は出来高によらず支払われるという理解でよろしいでしょうか。	No.147の回答をご参照ください。
323	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	7			表2. 施設整備期間中の支払計画	令和4年度の前払金支払額1,401,014,000円には、消費税は含まれているのでしょうか。	No.321の回答をご参照ください。
324	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	8	8			土壌汚染対策費は入札時の金額が指定されていますが、その費用の負担については、民間収益事業者との面積按分ではなく、振興会様にて単独で負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、【様式A-6-4】「建設工事費等」を訂正しますので、訂正版をご確認ください。
325	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	9	29		第2_3_(1)_②	基準金利の算定が極めて複雑となっておりますので、振興会様及び事業者間において認識相違がないよう、エクセル等を用いて基準金利の算定式を開示頂けませんでしょうか。	別紙2の基準金利の計算方法のとおりです。本事業の入札にあたっては、別紙3に示す入札用基準金利を使用してください。なお、金利確定日である令和10年6月1日に確定する基準金利の算定結果を振興会で事前に確認することは可能です。
326	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	10	25		第2_3_(2) 維持管理・運営費及びその他の費用	維持管理・運営費について、「定期点検等及び保守業務費」や「修繕業務費」など、「業務量に応じた支払」ではない支払についても、各年度均等にする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	振興会が事業者を支払う維持管理・運営に係る対価は、支払区分ごとに平準化して支払うこととし、維持管理・運営業務開始日から国立劇場の引渡日までと、国立劇場の引渡日翌日から事業期間の終了日までに区分したうえで、それぞれの期間においては毎年各回同額としますが、事業者が請負企業に支払う業務費を毎年各回異なる金額とすることは妨げません。なお、業務量の実績に応じた対価を支払う業務については、表4. において指示する金額を入札価格に含めることとします。
327	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	10	25		第2_3_(2)_①維持管理・運営費	実施方針質問No.1078において「維持管理・運営業務開始日から国立劇場の引渡日までと、国立劇場の引渡日翌日から事業期間の終了日までに区分した上で、それぞれの期間中、毎年各回同額で提案する必要がありますでしょうか。それとも毎年各回異なる提案額を設定しても問題ないか。」との問いに対し、「No.1073前段の回答（入札時は毎年各回同額と想定し提案）を参照」との回答がありますが、それでは能楽堂のみの当初5年間も引渡後と同額と読めます。当初5年間と引渡後においては異なりますが、それぞれの期間においては毎年各回同額との理解でよいでしょうか。	維持管理・運営業務開始日から国立劇場の引渡日までと、国立劇場の引渡日翌日から事業期間の終了日までに区分したうえで、それぞれの期間においては毎年各回同額としてください。なお、業務量の実績に応じた対価を支払う業務については、表4. において指示する金額を入札価格に含めることとします。
328	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	10	28		第2_3_(2)_①維持管理・運営費	「国立劇場の引渡日以降は、国立劇場に係る業務量の変化に応じた維持管理・運営費を支払う」とありますが、国立劇場の引渡前に当たる第1回～第10回の支払いについては均等額になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、No.327の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
329	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	10	28		第2_3_(2)_① 維持管理・運営費	「国立劇場の引渡日以降は、国立劇場に係る業務量の変化に応じた維持管理・運営費を支払う」とありますが、国立劇場の引渡日以降に当たる第11回～第50回の支払いについては、業務量の実績に応じた対価の対象となっている費目を除いては、均等額になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 併せて、No. 327の回答をご参照ください。
330	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	11	6		第2_3_(2)_①_表4	ICカード作成業務費には、カードの初回発行分も含まれているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
331	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	11	18		第2_3_(2)_①_表4. 維持管理・運営業務における業務量の実績に応じた対価の支払方法 什器・備品調達業務費	什器・備品調達業務費について、「令和11年度に具体的な金額を入札価格に含めること」とありますが、こちらの内容については、普及発信施設における体験展示（上限5億円）の費用が含まれたものと理解すればよいでしょうか。あるいは、これは添付資料5-2-11の要求水準に記載のある「参考資料5-2-22」、「添付資料5-2-14」、「添付資料5-2-13」のリストの備品が該当すると理解すれば良いでしょうか。	什器・備品調達業務費は、【参考資料5-2-22】「什器・備品リスト一般什器・特殊什器・家電」、【添付資料5-2-13】「什器・備品リスト 舞台備品（大劇場、小劇場、演芸場）」及び【添付資料5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」（ただし体験展示の什器・備品を除く。）のリストの備品が該当します。上述したリストの備品に該当しない体験展示の展示制作・造作及び什器・備品の費用500,000千円については、体験展示の展示制作・造作に係る費用は施設費に、体験展示の什器・備品に係る費用は普及発信施設の企画・制作業務費の令和11年度下期に計上してください。
332	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	11	18		第2_3_(2)_①_表4. 維持管理・運営業務における業務量の実績に応じた対価の支払方法 什器・備品調達業務費	什器・備品調達業務費の令和11年度に計上する12億の対価に体験展示の一部の備品費が含まれている場合は、その該当額を明示いただけないでしょうか。体験展示の備品を含んでいる場合、添付資料5-3-13のとおり、体験展示には施設整備費の展示製作・造作と合わせて5億が上限とあるので、上限価格を超えているか判断ができません。	前段については、什器・備品調達業務費約12億円で体験展示の什器・備品に係る費用は含まれていません。後段については、体験展示の什器・備品は【添付資料5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」における『体験展示室』の備品名が該当し、500,000千円（税抜）は超えないことを想定しています。併せて、No. 331の回答をご参照ください。
333	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	11	18		第2_3_(2)_①_表4. 維持管理・運営業務における業務量の実績に応じた対価の支払方法 什器・備品調達業務費	什器・備品調達業務費の令和11年度の12億の内容が添付資料5-2-11の要求水準に記載のある「参考資料5-2-22」、「添付資料5-2-14」、「添付資料5-2-13」のリストの備品のみ費用であった場合、体験展示の備品または各種備品リストにないが運用上必要と思われる備品を調達した際、それらの対価の支払時期は割賦ではなく業務完了時点で支払われるという認識で良いでしょうか。	体験展示の什器・備品は、【添付資料5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」に記載がなく、事業者からの提案として追加する什器・備品の購入については、事業者の負担となります。什器・備品調達業務で調達する什器・備品については、【参考資料5-2-22】「什器・備品リスト一般什器・特殊什器・家電」、【添付資料5-2-13】「什器・備品リスト 舞台備品（大劇場、小劇場、演芸場）」、体験展示の什器・備品を除く【添付資料5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」に記載された什器・備品のみが振興会負担の対象となります。なお、【参考資料5-2-22】「什器・備品リスト一般什器・特殊什器・家電」において、要求水準で定める業務を行ううえで不足する什器・備品がある場合は、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」表4.のとおり、振興会が事前に調達する什器・備品を通知したうえで調達していただき、什器・備品調達業務費として振興会が負担しますが、それ以外の什器・備品の購入については、振興会による負担は想定していません。併せて、No. 326及びNo. 331の回答をご参照ください。
334	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	11	18		表4. 維持管理・運営業務における業務量の実績に応じた対価の支払方法 什器・備品調達業務費	什器・備品調達業務費について、令和11年度に具体的な金額を入札価格に含めることとありますが、これは添付資料5-2-11の要求水準に記載のある「参考資料5-2-22」、「添付資料5-2-14」、「添付資料5-2-13」のリストの備品が該当すると理解すれば良いでしょうか。	No. 331の回答をご参照ください。
335	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	11	18		表4. 維持管理・運営業務における業務量の実績に応じた対価の支払方法 什器・備品調達業務費	什器・備品調達業務費の令和11年度の約12億の内容が添付資料5-2-11の要求水準に記載のある「参考資料5-2-22」、「添付資料5-2-14」、「添付資料5-2-13」のリストの備品のみ費用であった場合、このリスト以外に運営・管理業務を行うにあたって必要な什器備品については、この約12億円の予算の中で事業者が調達するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 331及びNo. 333の回答をご参照ください。
336	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	11	31		第2_3_(2)_①	ICカード作成業務費の対価を半期ごとに180,000円含むとございますが、初回発行分や定期更新分の撮影等に掛かる費用もこちらに含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
337	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	11	31		第2_3_(2)_①	ICカード作成業務費の対価を半期ごとに180,000円含むとございますが、何枚のカードを想定されていますでしょうか。	【参考資料5-3-3】「ICカード作成業務に関するデータ」を参考にしてください。なお、ICカード作成業務は、現時点では、事業期間中に5回程度の実施を想定しています。
338	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	12	11		3_(2)_①_表4	託児室運営業務費について、①「業務開始前に合意した単価」とあるが単価の上限（予算）をご教示ください。	上限及び下限は定めていませんが、表4. に示す入札金額におさまるように単価を提案してください。
339	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	12	19		3_(2)_①_表4	「令和6年度以降、各年度の半期ごとに18,900,000円（税抜）を入札価格に含めること。」の金額根拠（人員体制、ネットワーク費、システム費等）をご教示願います。	開示できる資料はありません。
340	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	12	35		3_(2)_①_表4	電話予約受付業務費について、⑤「業務開始前に合意した単価」とあるが単価の上限（予算）をご教示ください。	上限及び下限は定めていませんが、表4. に示す入札金額におさまるように単価を提案してください。
341	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	13	10		第2_3_(2)_①_表4 公演記録支援業務費	「ただし、令和11年度の上期について、国立劇場における業務は開業準備支援業務費として計上すること。」とありますが、令和11年度上期は公演記録支援業務は実施するが、当該費用については0円を計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、令和11年度上期は、国立劇場において公演記録支援業務を実施しますが、公演記録支援業務費には計上せずに開業準備支援業務費に計上してください。なお、令和6年度から令和11年度上期まで能楽堂における業務費として半期ごとに8,800千円（税抜）計上しますので、令和11年度上期について、能楽堂における業務費は公演記録支援業務費に計上する必要があります。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
342	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	13	33		第2_3_(2)_①_表 4. 維持管理・運営業務における業務量の実績に応じた対価の支払方法 普及発信施設の企画・制作業務費	要求水準に体験展示の全面改修を事業期間中に1度とありますが、その対価の支払い時期について記載がありません。全面改修の完了年度に対価が支払われるのか、あるいは割賦となるかなど、資金調達に影響するため支払い方法をお示しください。	支払については、全面改修の完了年を予定しています。当該費用については、振興会が別途負担しますので、入札金額には含めません。
343	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	13	33		第2_3_(2)_①_表 4. 維持管理・運営業務における業務量の実績に応じた対価の支払方法 普及発信施設の企画・制作業務費	普及発信施設の企画・制作業務費において、R11年度の上期は開業準備支援業務費として計上することが記載ありますが、添付資料5-3-10には普及発信施設の開業準備支援業務開始日が明示されていないと見受けられます。普及発信施設の開業準備支援業務開始日や、その想定業務内容など、事業費積算に係る目安金額などお示しください。	開業準備支援業務は、【添付資料5-3-10】「開業準備支援業務に係る要求水準」1.(2)①が該当しますので、業務期間は令和11年4月1日の国立劇場の維持管理・運営業務開始日から令和11年10月1日の国立劇場の開業までの期間を指します。当該業務内容は、【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」をご参照ください。当該業務について令和11年度の上期に開業準備支援業務費として計上する費用は、訂正表をご確認ください。要求水準の内容を実施するために必要な準備等は、契約締結後から事業者により適宜進めてください。
344	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	14	18		(2)維持管理・運営費及びその他の費用	入札価格にご指定の金額を含めてご提出し、単価表、料金表の提出は不要という認識で宜しいでしょうか。	【資料-4】「提出書類等の記載要領」で提出を求めている単価等については、提出してください。業務量に応じた支払については、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」に明示した金額をもとに作成した単価表を、事業契約後に確認しますのでご注意ください。
345	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	14	18		(2)維持管理・運営費及びその他の費用	対価の支払いプロセスにある「提案した対価」の「提案」のタイミングはいつと認識すれば宜しいでしょうか。	第二次審査資料の提出時とご認識ください。
346	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	14	18		第2_3_(2)_①_表 4 冊子作製支援業務費	単価表を提案時に提出させる意図と評価に関係があるのか教えていただけないでしょうか。	実施可能な単価を提案いただき、提案いただいた単価等をもとに料金表を作成する予定ですので、単価表も評価の対象としています。
347	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	16	9		第2_3_(2)_②_その他の費用	「その他の費用は業務量に応じて原則、各回同額を支払う」とあり、実施方針質問回答No.1084にて「令和6～10年度は当該期間に係る施設整備と国立能楽堂の維持管理運営に要するSPC経費等を各年度均等化して同額を、令和11年度以降は当該期間に係る国立劇場と国立能楽堂の維持管理運営に要するSPC経費等を各年度均等化して同額を支払うという意味でしょうか。あるいは、「原則、」とあるので上記の2つの期間では異なるものの、各期間においては基本的には各回同額であり、特殊要因がある年度は金額を変更してもよいということか。」との質問に対し、「ご理解のとおり」との回答だが、「あるいは」を「また」と読み替えて前者は原則論で、後者の例外も認めると回答されたという理解でよいでしょうか。	前者のとおりです。その他の費用については、①令和6年4月1日から令和10年3月31日までの期間に要した事業者の運営費（人件費、事務費等）は、期間①において各年度均等化して同額を支払い、②令和11年4月1日から事業期間終了日までの期間に要した事業者の運営費（人件費、事務費等）は、期間②において各年度均等化して同額を支払います。なお、特殊要因が発生した場合であっても、振興会から事業者に支払うその他の費用の金額は変更しません。
348	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	16	12		第2.3_(2)_②_その他の費用	「その他の費用は業務量に応じて原則、各回同額を支払うものとする」とありますが、これは国立劇場の引渡前に当たる第1回～第10回の支払いについて均等額となり、国立劇場の引渡後に当たる第11回～第50回の支払いについて均等額となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、No. 347の回答もご参照ください。
349	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	17	1		第3 入札価格及び落札価格との関係	「入札価格は、～運営費～すべての見積もり合計とし、」とあります。また、添付資料5-3-8のP4で示されている普及発信施設の事業者の収入とするもの収益については、運営費等の合計から見込み収益を控除する必要はないという理解で良いでしょうか。	入札価格には、【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」1.(4)における事業者の収入は含まないでください。
350	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	17	22		第5_2施設費の物価変動に基づく改定	施設費の物価変動に基づく改定に関して、全体スライドについても協議の対象として頂けないでしょうか。	事業契約書第30条第1項第一号、第二項に規定するものを除き、物価変動に基づく改定は対象に含まれません。
351	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	23	48		別紙1 費用負担の考え方 ※4	共通使用部分に係る費用のうち振興会が負担する費用は入札価格に含まず、と記載されていますが、実施方針の質疑回答No.1023では、提案において参考資料として提示いただくことを予定している、との記載があります。共通使用部分に係る維持管理・運営の費用については提案において参考資料として提示する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	共通使用部分に係る維持管理・運営の費用について、評価の対象とはなりません。振興会として概算費用を把握するため【様式C-4 添付①】に別添する根拠資料にご記載ください。また、共通使用部分に係る維持管理・運営の内容及び費用については、管理規約の策定時に協議を踏まえて決定することを予定していますが、その業務水準や費用単価の上限について、国立劇場にかかる同様の業務の水準及び単価を想定していますので、ご注意ください。
352	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	1	13		別紙1 費用負担の考え方	「延床面積（不算入及びバリアフリーを除く面積）」とありますが（資料-2及び添付資料4-5には、例えば「客席ワゴン収納庫」などが不算入とある。）、民間集積施設には不算入が認められておらず、費用を面積比率で按分する場合、民間収益事業者が不利になると考えられるがいかがでしょうか。	民間収益施設において、特定行政庁との協議により延床面積への不算入が認められる民間収益施設の面積については不算入とすることを認めます。
353	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	1	24		別紙1 費用負担の考え方	外構（特に歩行者用通路等（アプローチ））が共通使用部分でなく、振興会の専用使用部分となっていることにより、民間収益施設の来館者の通行や移動が阻害される懸念があるが、共通使用部分に変更することは可能でしょうか。	原文のとおりとします。本敷地の外構は振興会が管理するために初期費用及び管理費を振興会が負担することを前提とするものであり、民間収益事業者や民間収益施設の利用者の通行や移動を制限する趣旨はありません。
354	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	1	24		別紙1 費用負担の考え方	植栽が振興会の専用使用部分とされていますが、例えば、民間収益施設屋上の植栽や国立劇場屋上に植栽を設置する場合も考えられます。植栽の範囲により専用使用権は異なるものと考えますがいかがでしょうか。	当該箇所は地盤面の外構、植栽を想定した記載ですが、屋上緑化を提案する場合においては振興会又は民間収益事業者のいずれかの専用使用部分として設置することは可能です。
355	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	2	14		別紙1 費用負担の考え方	施設整備・建築工事金（特に躯体工事費）や共通費について、①面積比率で按分する項目とされていますが、劇場部分は高い階高を要求されており、民間収益施設と比べても同一面積より大きな体積を必要としています。体積を無視して面積比率で按分するというのは、実際にかかる工事費の観点からも不合理であり、優越的地位の乱用にあたると思いますが、いかがでしょうか。	「別紙1 費用負担の考え方」については、各応募者が同じ条件で事業費を算定するために、共通の条件として設定していますが、ご質問を踏まえ、合理的かつ説明可能な場合においては躯体工事費を階層毎に①面積比率で按分する提案も認めることとします。詳細は訂正した【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法 別紙1 費用負担の考え方 摘要表」をご確認ください。また、これに伴い、応募者の構成員又は協力企業である民間収益事業者の変更及び追加を行う場合においては、「入札説明書」4.(1).⑤の『やむを得ない事情』として認めるものとしたうえで、競争参加資格確認後の応募者の構成員又は協力企業の変更等に係る申請の期限を令和4年9月5日とします。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
356	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	別紙1 P.1	7		別紙1 費用負担の考え方	「振興会と事業者及び民間収益事業者のそれぞれの負担割合は～」として面積按分割合について、P.2の表中の「建築工事」の直接仮設から躯体工事費において①の面積比率での按分となっていますが、「劇場起因分」の算定は困難であり、記載のような算出式を採用されたと思料します。 今回、この按分方式では、昨今の建設坪単価の上昇局面を加味すると民収事業が成立しないことも予想されます。今回は、国立劇場を主施設した再整備であるので、直接仮設～躯体工事費（特に躯体工事費）においては、①でなく「②の振興会が単独で負担する項目」として按分しない方法で採用もしくは、民間収益施設に負担が寄らない方法をご検討願います。その際は、債務負担行為の再検討をお願いします。	No. 355の回答をご参照ください。
357	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	別紙1 P.1	7		別紙1 費用負担の考え方	「振興会と事業者及び民間収益事業者のそれぞれの負担割合は～」として面積按分割合について、P.2の表中の「建築工事」の直接仮設から躯体工事費において①の面積比率での按分となっていますが、「劇場起因分」の算定は困難であり、記載のような算出式を採用されたと思料します。 しかし、この按分方式では、特に構造躯体の負担の大きい劇場の構造＝躯体費の一部を民間収益事業者に負担させている状況ということが判明しています。つまり民収施設の坪単価に劇場の坪単価が部分的に上乗せされている状況と思料します。さらに昨今の建設坪単価の上昇局面、さらに当該地の賃料市況など客観的な資料からも鑑みて、付帯事業が成立しないことが予想されます。一昨年末の事業者ヒアリングにもこのような質問項目があれば、ご意見を述べさせていただいた次第です。条件の見直しをご検討願います。	No. 355の回答をご参照ください。
358	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	別紙1 P.1	7		別紙1 費用負担の考え方	参加資格申請後に要求水準書の各条件（基準貸付料、面積按分の考え方など）が変更されると、今まで検討してきた事業者が止む無く断念していた場合は、著しく競争上の不公平となりますので、基準貸付料の再検討がされる場合は、再公告において条件変更されるものとの理解でよろしいでしょうか。	基準貸付料の変更は予定していません。併せて、No. 9 及びNo. 355の回答をご参照ください。
359	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	別紙1 P.1	7		別紙1 費用負担の考え方	分棟にした場合、棟ごとの対象工事費に対して棟ごとの面積按分による計算を行い、国立劇場施設の対象となる入札金額を合算させるという理解でよろしいでしょうか。	質問の「分棟とした場合」の詳細が不明です。No. 355の回答をご参照ください。
360	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	別紙	47		別紙1 費用負担の考え方	「※4 共通使用部分に共通使用部分に係る費用のうち振興会が負担する費用は入札価格に含まず、～」とありますが、共通仕様部分にかかる費用は入札時には提示する必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	No. 351の回答をご参照ください。
361	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法				別紙1_費用負担の考え方_※3	共通使用部分の対象である諸室の維持管理費は入札価格に含めませんが、諸室内にある設備に係る維持管理費は、振興会の専有部分等に係る当該費用として入札価格に含めるのでしょうか。	共通使用部分における諸室内の設備は管理組合により維持管理を行いますので当該維持管理費は入札価格には含まれません。
362	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法				別紙1_費用負担の考え方_※3	実施方針時の質問回答No. 1023において、「共通部分の維持管理費について、提案において参考資料として提示していただくことを予定しておりますが、詳細は入札公告時に示します。」とのことでしたが、公告資料に該当する記載が見受けられませんでしたので、「様式B：維持管理・運営に関する提出書類」内に対象事業費を記載させていただくという理解でよろしいでしょうか。	No. 351の回答をご参照ください。
363	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	別紙1	1		別紙2 基準金利の算定方法	基準金利の計算式が分かり難いので、誰が計算しても同じ結果が出るよう計算用のEXCELシートや具体的な計算例を開示いただけないでしょうか。	No. 325の回答をご参照ください。
364	6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法	別紙	8		別紙2 基準金利の算定方法	引渡時における施設費×割引係数とありますが、施設費には金利確定日よりも以前に頂く施設費Aが含まれます。金利確定日よりも前に頂く施設費に関しては、割引係数1（つまり、割引かない）ということを示しておられるのでしょうか。理解を進めるために、記載の計算式に関して、具体的に数値を使うことをご説明を頂けませんでしょうか。	No. 325の回答をご参照ください。
365	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	1	2		柱書	事業者に収支に与える影響を極小化する観点から、定期借地権設定契約締結の相手方を「民間収益事業者」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
366	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	1	14		第3条 (利用用途)	「乙は、貸付財産を、本事業契約、入札説明書等及び事業計画書に記載又は添付した利用用途、利用計画（建物及び工作物の配置計画を含む。）に従った用途で利用し、甲の事前の承諾を得ずに変更してはならない。」とありますが、用途の変更を伴わない民間収益施設のテナント（ホテル運営者等）入替は、振興会による事前承諾は不要という理解でよろしいでしょうか。	事務所や飲食店舗等のテナントについてはご理解のとおりです。なお、【資料-3】「付帯事業の実施条件」第2. 2. (6)①のとおり、変更後のテナント情報は定期又は随時に振興会に報告する必要があります。ホテル運営者の変更については【資料-3】「付帯事業の実施条件」で示すホテルの要件等や当初提案した民間収益施設の運営コンセプトとの整合にも影響することから、振興会の事前承諾は必要です。
367	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	2	19		第6条	定期転借地権設定にかかる契約書案を早期に開示いただきたく、よろしく願いいたします。	ご要望を踏まえ、定期借地権設定契約と同時に締結できるよう、しかるべき時期までに振興会から定期転借地権設定契約案を提示します。なお、契約案は基本的に定期借地権設定契約を準用した内容となる予定です。
368	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	2	21		第7条 貸付料	事業者がプロジェクトファイナンスにて資金調達する場合、定期借地権設定契約が解除された場合にSPCが負担する可能性がある違約金相当額の預金リザーブを要望されます。違約金の元となる貸付料は3年毎に見直されると、将来に負担すべき預金リザーブ金額が変動することとなり、事業の安定性に大きな影響が発生することから、PFI事業期間中においては、貸付料を一定としていただくようご修正をお願いできませんでしょうか。	原文のとおりとします。
369	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	3	7		第11条 (契約保証金) 第1項	「貸付期間の始期の前日までに乙の債務を担保するため、保証金として貸付料の年額相当分を甲に納付しなければならない。」とある一方で、(資料-3)付帯事業の実施条件_第2.2.(1)_6において、「定期借地権設定契約締結時に契約保証金を振興会に納入」とありますが、この場合、(資料-1)事業契約書(案)第4条に基づいて、前者(定期借地権設定契約書(案))の内容が優先して適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。【資料-1-4】「定期借地権設定契約書(案)」の規定が正です。【資料-3】「付帯事業の実施条件」第2. 2. (1)⑥を訂正しますので、訂正表をご確認ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
370	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	3	8		第11条_ (契約保証金) _1項	定期借地権設定契約書には、保証金は貸付期間の始期の前日までに納付と記載されている一方で、資料-3「付帯事業の実施条件」P3中段では、定期借地権設定契約締結時に契約保証金を支払うことになっており、食い違っております。定期借地権設定契約書に記載されている「保証金は貸付期間の始期の前日までに納付する」という理解でよろしいでしょうか。	No. 369の回答をご参照ください。
371	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	3	10		第11条_ (契約保証金) _1項	契約保証金の納付方法は、現金納付のみでしょうか。	ご理解のとおりです。
372	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	3			第11条第2項	貸付料の延滞が発生した場合、契約保証金を当該貸付料に充当されるものとして理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
373	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	3	26		第12条	「軽微な変更」とは基準法上の「軽微な変更」と同義でしょうか。	基本的には建築基準法及び同法施行規則に定める「軽微な変更」と同義ですが、個別具体的内容によって振興会が判断する場合があります。
374	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	3	21		第13条	国立劇場にかかる区分所有権及び国立劇場の敷地利用権にかかる転借地権の準共有持ち分を振興会に移転させた(定期転借地権設定契約締結)後は、管理組合が管理区分に応じて財産保全義務を持つという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
375	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	4	1		第13条_ (財産保全義務) _2項、3項	天災その他の事由又は甲の責めに帰すべき事由によって貸付物件が使用できない場合や第三者に損害を与えた場合において事業者が発生する損害については、土地の所有者兼転借地権の純共有者である甲の負担としていただけないでしょうか。変更していただけない場合、すべてが乙のリスクとされている理由をご教示下さい。	甲のみの責めに帰すべき事由によって貸付物件が使用できない場合や第三者に損害を与えた場合は甲がその賠償の責任を負います。また、天災その他の事由による損害について、定期借地権設定契約書上は一義的に借受人たる乙(事業者)としていますが、定期転借地権設定契約において、転借人たる振興会及び民間収益事業者がそのリスクを応分負担することを想定しています。
376	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	4	15		第14条_ (禁止事項) _1項_ (4)号	「その他本契約に定める義務等に違反する事項」に、本事業契約の違反が含まれますでしょうか。「本契約に定める義務等」の「等」は本契約以外のものに関し主に何を想定されていますでしょうか。本契約の解除(14条2項と17条1項)の事由の明確化、特に事業契約の解除事由が、即、借地契約の解除事由となるかを確認したく記載申し上げます。	前段については、含まれません。後段については、「等」は「本契約」ではなく、「本契約に定める義務」全体にかかっています。
377	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	4	19		第14条_ (禁止事項) _3項、4項	定期転借地権の設定ではなく、第4項により本件定期借地権の譲渡方式が認められる場合は、どのような場合でしょうか。提案書類に記載すれば認められるという理解でよろしいでしょうか。また、定期借地権を民間収益事業者に譲渡した場合、賃料は、民間収益事業者から振興会に支払うということでしょうか。	第14条4項は「事業契約の終了日以降」と規定しているとおり、本事業の事業契約終了した場合において、定期借地権を事業者から民間収益事業者へ譲渡する可能性を認めるもので、【資料-3】「付帯事業の実施条件」第2. 2. (3)①に係る内容です。これは提案書に記載すれば自動的に認める内容ではなく、事業契約終了時点で、甲(振興会)と協議のうえ、承諾を得た場合に認めます。この場合、本契約上の地位も乙から民間収益事業者に譲渡されることを想定しており、貸付料の支払は民間収益事業者となります。
378	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	4	27		第14条_ (禁止事項) _4項	本件定期借地権が、事業者から振興会様と民間収益事業者へ譲渡され、両者の準共有となった場合、①貸付料及び違約金については、持分割合ではなく、全額、民間収益事業者の負担という理解でよろしいでしょうか。②貸付料が全額民間収益事業者の負担となる場合、第11条に従い事業者が納付した保証金に係る返還請求権は、「全額」につき、民間収益事業者に譲渡・移転するという理解でよろしいでしょうか。③この①と②を反映した本件定期借地権の変更契約が、振興会様と民間収益事業者が本件定期借地権の準共有者となる場合に、別途締結されるという理解でよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりですが、事業者から民間収益事業者に対する借地権譲渡に係る譲渡契約において「全額」の返還請求権を民間収益事業者へ譲渡・移転することを規定してください。 ③【資料-3】「付帯事業の実施条件」第2. 2. (3)①のとおり、第14条4項に基づき乙から民間収益事業者に定期借地権の準共有持分の譲渡に併せて、本契約上の地位も民間収益事業者に譲渡されることを想定しており、このことにより、ご質問の契約関係を担保します。
379	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	5	19		第17条	事業者は定期借地権設定契約の義務を履行している限りにおいて、仮に事業契約が解除となった場合でも、振興会様は定期借地権設定契約の解除せず、事業者は民間収益事業の継続は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
380	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	5	19		第17条	定期借地権設定契約の違反が発生した場合、直ちに定期借地権設定契約を解除するのではなく、まずは付帯事業の継続を図るため、事業者が違反を是正するのに必要となる相当の期間及び事業者が振興会様と協議する機会を頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	「できる」規定のとおり、違反の軽重や事業に及ぼす影響、是正可能性等を総合的に勘案し、振興会が個別具体的事象を踏まえ判断します。
381	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	5	20		第17条_ (本契約の解除) _1項	「乙(事業者)が本契約に定める事項に違反した場合」、解除の前に、転借地人の民間収益事業者にも通知する等、民間収益事業者による違反の是正をする機会(権利)を契約書上明示して頂くことはできないでしょうか。	No. 380の回答をご参照ください。
382	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	5	27		第17条第4項	社会的には環境に配慮したSDGs等が推進される中、経済的価値のあるものを無駄にせず再利用する観点から、民間収益施設を振興会様または振興会様または民間収益事業者が指定し振興会様が事前に承諾する第三者が取得することについて、まずは振興会様においてご検討頂けるという理解でよろしいでしょうか。	事業者又は民間収益事業者に対して当該時点での民間収益施設の資産価値に応じた適切な売却機会を提供するものであり、事業者等が主体的に対応すべきものと思料します。
383	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	5	27		第17条_ (本契約の解除) _4項	借地契約の中途終了時において、民間収益事業者が引き続き所有できるように、振興会様が合理的に満足する内容の借地権の準共有持分を民間収益事業者に付与する余地(特に、3文の「また」以降のように事業者が帰責性なく借地契約が中途終了する場合)を設けて頂くことはできますか。なお、次の18条3項(ii)の「前条第5項」は「前条第4項」の誤植という理解でよろしいでしょうか。	民間収益事業者の本契約解除の帰責性がない限り、民間収益事業者が民間収益施設の所有権及び転借地権の準共有持分を有し続けることが原則であり、基本的にはご質問の内容の理解のとおりです。ご指摘のとおり、第18条3項の『前条第5項』は『前条4項』の誤りですので、訂正します。訂正表をご確認ください。
384	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	6	3		第18条_ (準拠法及び裁判管轄) _1項	第14条第4項で事業契約の終了日以降に定期借地権を譲渡した場合においても、乙は引続き定期借地契約終了時まで貸付財産を更地にして甲に返還する義務を負うのでしょうか。	【資料-3】「付帯事業の実施条件」第2. 2. (3)①のとおり、本条項に基づき、乙から民間収益事業者に定期借地権を譲渡する場合、本契約上の地位も乙から民間収益事業者に譲渡されることを想定しており、第18条に基づく更地返還義務は新たな乙たる民間収益事業者を負うこととなります。
385	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	6	5		第18条_ (更地による返還等)	「更地(乙が建築又は設置した建物及び工作物並びに地下構造物(ただし、国立劇場を除く。))のすべてを撤去し、整地した状態をいう。」とあり、「国立劇場を除く」と記載されていますが、これは複合施設全体を解体撤去するが、乙が積み立てておく解体撤去費用としては、民間収益施設部分の費用だけでよいという意味と理解すればよろしいでしょうか。	国立劇場を解体撤去する義務は一義的に振興会にあることから、乙が負う更地返還義務の対象から除いています。解体撤去費用の負担についてはご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
386	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	6	11		第18条第2項	事業者による事業期間中の収入は限定的であるため、「貸付財産を更地として甲に返還するために必要となる費用」を民間収益事業者が積み立てることは可能でしょうか。	可能です。
387	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	6			第18条_更地による返還等_3	(i) (ii) (iii) は甲の選択によるとありますが、優先順位はあるのでしょうか。(i) (ii) の順序を踏まずに (iii) を選択されるようなことはあるのでしょうか。	優先順位はありませんが、本契約が終了する事由や付帯事業の継続可能性等を踏まえ、甲が選択します。併せて、No. 389の回答をご参照ください。
388	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	6			第18条_更地による返還等_3_(ii)	「(ii) 前条第5項の規定に基づき…」とあるが、は前条4項のことではないでしょうか。	No. 383の回答をご参照ください。
389	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	6	15		第18条_更地による返還等_3	契約解除等の場合、振興会の選択により、(i) 更地返還、(iii) 建物無償譲渡及び更地返還費用相当額の支払の他に(ii) 第三者に取得(売却) させることもできるとありますか、措置としては「振興会の選択」ではなく「振興会と事業者側との協議」に修正いただけないでしょうか。	「甲(振興会)の選択」にあたっては事業者との下協議が含まれる場合も想定されますが、最終的には甲が選択します。
390	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	6	17		第18条(更地による返還等) 第3項	「前条第5項の規定に基づき」とありますが、どの条文を指していますでしょうか。	No. 383の回答をご参照ください。
391	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	6	18		第18条_(更地による返還等)_3項	「前条第5項」は前条第4項の誤りでしょうか。	No. 383の回答をご参照ください。
392	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	6	22		第18条_(更地による返還等)_3項	乙が甲に支払う「貸付財産を更地とするために必要となる費用」は、乙の貸付期間に応じた原状回復費用分のみということでしょうか。また、甲の責めに帰すべき事由による定期借地権設定契約の終了の場合は、損害として全額甲に請求できると理解してもよろしいでしょうか。	前段については、貸付期間に応じた期間に関係なく、貸付財産を更地とするために必要となる合理的な費用相当額(本条第1項に規定のとおり)すべてとなります。後段については、契約解除の有無によらず、賃借人である乙が負うべき債務であり、『貸付財産を更地とするために必要となる費用』は損害とは認められないことから帰責事由にかかわらず、乙が負担することになります。
393	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	6	33		第20条_(違約金等)	その時点における貸付料の年額相当分が、違約金としてありますが、事業者の負担増(金融機関が求める違約金相当額の積立、金融機関が当該条件を事業リスクと捉えることによる貸出金利上昇等)による事業費の増大が懸念されるため、本項目の緩和をご検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
394	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	6	34		第20条1項	事業契約書にて、事業者帰責の事業契約解除時には、施設引渡し前は本件工事費等の合計額の10分の1に相当する額、施設引渡し後は契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の10分の1に相当する額の違約金が発生すると規定されています。これらの違約金に加えて、定期借地権設定契約書でも違約金を規定した場合、合計の違約金が二重になり高額となります。したがって、当該違約金が事業者にとって過大な負担となることや、融資金融機関による融資の範囲を狭めること、それらによって貴会のご想定よりも入札参加者が減少してしまうことや入札金額が高止まりしてしまうこと等が考えられます。以上を踏まえて、定期借地権設定契約書上での違約金の削除をご検討願います。	事業契約書と本契約は異なるもので、また事業契約終了後も存続する契約でもあることから、原文のとおりとします。
395	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	7	2		第20条2項	損害賠償額について、事業契約書では「振興会は、違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。」と規定しております。事業者の負担を軽減するためにも、事業契約書と平仄を合わせ、損害賠償額については違約金の額を超過した分のみを支払うよう変更をご検討願います。	ご質問を踏まえ、第21条を『甲は、第20条に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を乙に請求することができる。』と訂正しますので、訂正表をご確認ください。
396	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	7			第21条_損害賠償	損害賠償額について、上限額はあるのでしょうか。	ありません。
397	7_(資料-1-4) 定期借地権設定契約書(案)	10	4		別紙2_1	定期借地権設定契約書の対象となる貸付財産は事業用地全体となるが、貸付料の対象となるのは民間収益施設の面積部分のみであり、国立劇場の面積部分に関する貸付料の収受は事業者と振興会との間で行わないという理解でよいかご教示ください。	1棟の複合施設であり、貸付財産はご理解のとおり事業用地全体になります。また、貸付料の対象は本事業用地全体に定期借地権を設定し、その転借地権の準共有分をもって民間収益施設を所有・運営することができることに對する対価です。国立劇場(及びその転借地権の準共有持分)は振興会自らが所有するものであり、第14条第3項において付言したとおり、貸付料の収受は生じません。
398	8_(資料-2) 業務要求水準書 第1章 総則	1-1	24		第1章第5節 1.	本事業の適用基準につきまして「本体工事着手までの間に改定があった場合は、原則として改定されたものを適用する」旨の記載がございますが、当該基準の改定が行われた場合は、必要と認められる範囲において契約金額及び工期の変更対象とさせていただきますでしょうか。	基準の改定による増加費用の負担について協議に応じることは可能ですが、『原則として改定されたものを適用する』との規定に従うことが前提となります。
399	8_(資料-2) 業務要求水準書 第1章 総則	1-2	7		第6節. _1.	「事業契約終了後も対象とする。」とありますが、条文のままですと、秘密保持等の義務が永遠に存続することになりますので、秘密保持等の定義と期限については、事業契約締結時に改めてご協議いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
400	8_(資料-2) 業務要求水準書 第1章 総則	1-2	23		第1章第6節 3.(5)	「振興会が貸与する図面等の情報については、業務又は工事履行に必要な範囲に限り使用するものとし、契約履行の完了と同時に振興会に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は破棄する」旨の記載がございますが、法令による保管義務又は業務記録等として一部資料の保管が必要となる場合において、秘密情報を含む書面及び複写物等を保管することは、本条の規定に反するものではないと考えてよろしいでしょうか。	別途、法令等の遵守すべき規定の対象となる資料がある場合においてはご理解のとおりです。
401	9_(資料-2) 業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	2-2	7		第1節_2_(5)	「皇居周辺の文化施設との連携」につきましては、現時点で近隣施設等と連絡をとり、具体的な提案していく必要がありますでしょうか。	現時点で具体的な協議を行っているものではなく、今後、詳細な連携については協議することとしていますので、事業者において判断してください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
402	9_(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	2-2	7		第1節_2_(5) 皇居周辺の文化施設との連携	「皇居外苑、三の丸尚蔵館、東京国立近代美術館等の皇居周辺の文化施設との連携を深め、国会前庭に整備が予定されている新たな国立公文書館とともに皇居沿いの文化観光拠点としてその役割を果たす。」との記載がありますが、具体的な連携内容について、各施設で想定する内容や、他施設との間で議論されている連携の方向性などありますでしょうか。	No. 401の回答をご参照ください。
403	9_(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	2-3	18		第2.5. 振興会が行う別途工事、業務への対応	令和4年2月24日公表「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」の「NO.157_振興会が行う別途工事、業務への対応」において、引越し時の変則的な警備に対応することとありました。本対応は入札時提案の警備体制内で行うことが可能（シフトの変更等）との理解でよろしいでしょうか。警備員の増員もしくは残業等により対応する場合、別途費用を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	引越し時の警備業務における警備員の大幅な増員や配置時間の増加は想定していません。
404	9_(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	2-5	20		第2章第4節3.	「参考資料で事業者が判断できない場合、必要に応じて自ら調査を行う」旨の記載がございますが、当該の調査を見積提出前に行うことができないため、調査の結果、見積に反映することができなかった項目が明らかになった場合は、契約金額及び工期の変更対象とさせていただきますでしょうか。	各資料は契約締結後に事業者が行う調査業務の参考資料として提示するものであり、当該資料を採用するか否かは事業者の判断に委ねられるため、事業契約において別途規定されている場合を除き、契約金額及び工期の変更には応じられません。
405	10_(資料-2)業務要求水準書 第3章 経営管理	1	38		第1節_4 事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人及び総括代理人直属のスタッフは異なる構成員または協力企業の社員であっても問題ないでしょうか。	当該事項に記載の事業の調整に係る水準を満たす限りにおいて可能です。
406	10_(資料-2)業務要求水準書 第3章 経営管理	3-2	34		第2節_4_(2) 契約又は覚書等の写し	「振興会以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合（事業者又は選定企業が保険契約を締結する場合を含む。）には、契約締結日の20日後までに・・・当該契約書類又は覚書等の素案を振興会に提出する。」とありますが、素案の提出は「20日後までに」ではなく、正しくは「20日前までに」でしょうか。	「20日前」です。 訂正しますので、訂正表をご確認ください。
407	10_(資料-2)業務要求水準書 第3章 経営管理	3-2	35		第2節_4_(2) 契約又は覚書等の写し	「事業者は、振興会以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合（事業者又は選定企業が保険契約を締結する場合を含む。）には、契約締結日の20日後までに（契約締結後及び当該契約書類又は覚書等の内容を変更する場合はその変更日の20日後までに）、当該契約書類又は覚書等の素案を振興会に提出する。」とありますが、契約締結後に素案を提出することになっております。「20日後」ではなく「20日前」、もしくは「素案」ではなく「写し」の誤植ではありませんでしょうか。	No. 406の回答をご参照ください。
408	10_(資料-2)業務要求水準書 第3章 経営管理	3-3	16		第2節_7(2) 中間計算書類の提出	中間期の提出書類については「中間計算書類は(1) aに定める計算書類に準じるもの」とあり、(1) bの監査報告書の写しが提出対象外になっているところから、未監査の計算書類を提出すれば足りるという理解でよろしいでしょうか。	監査済みの中間計算書類等を提出してください。
409	10_(資料-2)業務要求水準書 第3章 経営管理	3-3	16		第2節_7 計算書類等(2)	中間計算書類は、(1) a. に定める計算書類に準じるとありますが、監査法人による監査は年度の計算書類に対して行われますので、中間計算書類については未監査のものを提出するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 408の回答をご参照ください。
410	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-3	49			合計面積の99%以上102%以下とすれば、表4-1中の「50,500㎡」と「6,000㎡」の面積配分は事業者提案によるものとしてよいか。	ご理解のとおりですが、第4章第3節1. (4)に記載する内容にもご留意ください。
411	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-4	5		第3節_1_(3)	「延床面積の算定にあたり（中略）建築物のバリアフリー化に寄与する施設として容積率の許可の対象となる部分の床面積は含めないこととする」とは、緩和される部分の面積を除いた面積を「延床面積」とすると考えてよろしいでしょうか。	「延床面積」の定義は、【添付資料1-1】「用語の定義」及び【様式A-6-2】「建築概要・各階面積表」の下段『※5』の記載のとおりです。 また、「延床面積」の算定にあたっては、【様式A-6-2】「建築概要・各階面積表」を利用し、下段の『※』印の注記を参照し記載してください。 なお、【様式A-6-2】「建築概要・各階面積表」を訂正しますので、訂正版をご参照ください。
412	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-4	5		表4-1	表4-1に記載されている部門には、「普及発信」の記載がありますが、グランドロビーやレストラン・カフェ、ショップの面積も含めた、振興会様の専有部分及び専用使用部分の合計、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
413	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-4	36		第3節_1_(4)	「室面積」の±5%低Dを目安に、との記載がありますが、レストラン・カフェは、観劇者の利便性向上のため、指定面積の600㎡以上の計画を検討しています。指定面積600㎡を大幅に上回る計画は認められるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 併せて、第4章第7節6. (2)④b. (b)をご参照ください。
414	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-4	37		1_(4)	各室の面積について室面積の±5%程度を目安に変更が出来るものの、表4-1に示す合計面積の99%～102%以下とするとありますが、室面積の考え方と同様に±5%程度を目安に変更していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
415	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-4	40		第3節_1_(5)	振興会が必要とする具体的な駐車台数があればご教示ください。（地上部・地下駐車場）	第4章第5節1. (10)をご参照ください。 また、現状については【添付資料2-4】「現状の来場者数及び来場車両台数」をご参照ください。
416	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-4	42		第3節_1_(6)	「正面側に設けたエントランスから見通しの良い位置に車両待機スペースを確保」とありますが、来場者の導線、エントランス前の景観、歩行者導線を考慮し、別の場所に設けることは可能でしょうか。既存の国立劇場と同様の形での配置が必要でしょうか。	『車両待機スペース』は公的式典等で正面からのアプローチが必要な場合の使用を想定していますが、景観、歩行者動線、利用者の利便性等を総合的に考慮して提案してください。
417	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	12		第3節_2_(12)	車両動線について『複合施設を中心に回遊性のある計画』とありますが、第5節1. (16) g.に記載のある『明確な歩車分離』を考慮し、車路の一部を地下に計画してもよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
418	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	12		第3節_2_(12)	回遊性のある車両動線とありますが、第5節1. (16) g.に記載のある『明確な歩車分離』を考慮し、車路の一部を維持管理用車両のみ通行できるものとし一般車両の通行は制限する計画としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。 なお、歩行者の動線の回遊性は確保してください。
419	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	27		2_(12)	東西の前面道路をつなぐ車両動線を設け、複合施設を中心に回遊性のある計画とするとありますが、地上部分ではなく、複合施設の地下を経由する車路を設け、回遊性を持たせることでよろしいでしょうか。	No. 417の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
420	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	44		3_(3)	国立劇場関係者等が使用する主要なエントランスに車寄せを設置するとありますが、主要なエントランスを1階に設置した場合、地下駐車場に車寄せを設けアクセスすることは認められますでしょうか。	関係者等が使用する主要なエントランスを1階に設け、地下駐車場に車寄せを設ける場合も、主要エントランスには簡単な乗降ができるスペースが必要です。
421	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	44		第3節_3_(3)	「メインエントランス及び国立劇場関係者等が使用する主要なエントランスに車寄せを設置するほか、地下駐車場出入口にスムーズにアクセスできるように計画する」とありますが、関係者が使用するエントランスを地下に設け、地下駐車場に車寄せを設ける計画は可能でしょうか？	すべての来場する関係者等が、目的となる場所まで明快で円滑な動線を確保できることを前提としたうえで、事業者の提案によります。
422	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-5	46		第3節_3. 動線計画の条件	メインエントランス側車寄せには既存のプラットフォーム（換気塔前）のような工作物が必要でしょうか。	雨に濡れずに乗降できる構造とし、事業者の提案によります。
423	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	1		第3節_4	建築物高さについて、「不特定多数の者が使用しない塔屋、工作物、メンテナンス用タラップ、手摺、工作物の指定を受けない煙突などは除く」とありますが、設備機器（工作物で美観上目隠しされたもの）も含まれると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
424	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	1			不特定多数の者が使用しない設備機械室は、敷地内の建築物高さの制限を超えてもよろしいでしょうか。	『不特定多数の者が使用しない塔屋』とは、屋上に設けることが必要な昇降機塔や階段室等を想定しています。そのため、設備機械室は不可とします。
425	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	2		第3節4. 建築物の高さ条件	『不特定多数の者が使用しない塔屋』等は高さ制限の対象から『除く』とありますが、【添付資料4-2】「敷地内高さ制限図」においては『目線の高さ』にのみ『（不特定多数の使用する室等）』と付記されており『建築物の高さ』には付記されておりません。【添付資料4-2】の表記によらず、『不特定多数の者が使用しない』室や建物の部分については敷地内の建築物高さ制限の対象とならないと考えてよろしいでしょうか。	敷地内の建築物高さは、【添付資料4-2】「敷地内高さ制限図」に示す高さを超えないものとし、建築物の高さ制限の対象とならない部位は『不特定多数の者が使用しない塔屋、工作物、メンテナンス用タラップ手摺、工作物の指定を受けない煙突等』です。なお、『不特定多数の者が使用しない塔屋』とは、屋上に設けることが必要な昇降機塔や階段室等を想定しています。
426	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	2		第3節4. 建築物の高さ条件	建築物の高さの最高限度とは、不特定多数の使用する部屋等の高さの最高限度を示すものであり、「不特定多数の者が使用しない塔屋、工作物、メンテナンス用タラップ手摺、工作物の指定を受けない煙突等は除く」との理解でよろしいでしょうか。	No. 423、No. 424及びNo. 425の回答をご参照ください。
427	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	2		第3節4. 建築物の高さ条件	サーバ室などの通信施設、倉庫等の特定少数の使用する室で、かつ、窓の無い室は、建築物の高さの最高限度を超えて建築することは可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 423、No. 424及びNo. 425の回答をご参照ください。
428	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	29		第4章第3節6.(10)	「国立劇場の施設整備から再開までを記録する番組等の制作」をはじめ、「既存施設内でイベント等の実施」、「振興会が必要とする現場見学会等」、「振興会から申し出のあった調査等」、「警察署等の訓練等」に事業者の協力を求める旨の記載がございますが、これは工程や施工計画等に影響を与えない範囲において協力するものと考えてよろしいでしょうか。	事業者は振興会が協力を求める事項によって工程や施工計画に影響を及ぼすことが想定される場合は、その内容の詳細を振興会に説明したうえで、対応の方針、内容を協議するものをご理解ください。
429	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	41		4_3_7解体撤去工事の条件_(3)	既存杭について、施設計画や外構計画等に障害とならないものは残置してもよろしいでしょうか。	既存杭を残置する場合は、要求水準書を満足する範囲において事業者の提案によりますが、総体として地盤の健全性・安全性を維持することに限ります。
430	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-6	41		4_3_7解体撤去工事の条件_(3)	（既存杭を含む）地中埋設物を残置する場合、その図面を作成するとありますが、施設計画や外構計画、掘削しない部分にある地中埋設物については、追加の調査等は行わず、受領した資料をもって上記の図面にかえることとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本業務の実施により、現況と振興会から提示した資料との差異が明らかな場合は、追加調査等を要しない範囲で把握可能な現況に即した図面等を作成してください。
431	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-9	25		第4節_2_(2)周辺環境保全に関する性能	「国立劇場の機能上必要な面積等」の具体的な要件（警察官計車両の駐車台数、利用者避難スペースの面積、その他の国立劇場の機能上必要な用途と面積）の根拠となる資料はございますか。	ここでいう緑化面積は東京都との都市計画に係る協議を踏まえ、設定しているものです。【添付資料4-1】「都市計画等に係る条件」に規定する緑化面積の算定にあたっては、【資料-2】「要求水準書」第4章. 第4節. 1.(2)①a.(C)において、警察関係車両等の駐車スペース、災害時の外部への利用者避難スペース等の国立劇場の機能上必要な面積等を緑化可能面積から除くことができるとしています。警察関係車両等の駐車スペースとは、大型バス12台の駐車スペースを想定しています。また、利用者避難スペース等とは、国立劇場の利用者が、地震等災害時に建物の安全が確認されるまで、屋外に一時的に避難するスペースとして車道や広場等が考えられますが、車道は含まず、広場等を対象として想定しています。その他、敷地利用計画により総合的に判断しますが、設計段階において東京都との協議が必要となります。
432	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-9	25		第5節_1_(16)外構	消防活動空地は「国立劇場の機能上必要な面積等」として緑化面積算定に用いる敷地面積からは除かれますでしょうか。	消防活動空地は『国立劇場の機能上必要な面積等』の対象外です。
433	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-9	26		2_(2)_①_a_(c)	緑化率の計算にあたり警察関係車両等の駐車スペース、災害時の外部への利用者避難スペース等の国立劇場の機能上必要な面積等を緑化可能面積から除くことができるとありますが、警察関係車両等の駐車スペースについて具体的に教えてください。例えば、車両待機スペース、大型バス駐車スペース、身体障害者用駐車場に係わる駐車スペースも含むと考えてよろしいでしょうか。また車路、消防活動スペースはどのような扱いになりますか。	No. 431及びNo. 432の回答をご参照ください。
434	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-9	26		2_(2)_①_a_(c)	緑化率の計算にあたり警察関係車両等の駐車スペース、災害時の外部への利用者避難スペース等の国立劇場の機能上必要な面積等を緑化可能面積から除くことができるとありますが、災害時の外部への利用者避難スペース等の具体的な必要面積の算定方法についてご教示ください。	No. 431及びNo. 432の回答をご参照ください。
435	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-9	43		第4章第4節2.(2)② b.	建設業務の範囲として「電波伝搬障害対策」に関する記載がございますが、本事業の目的物に起因して対策が必要となった場合及び、近隣を含む第三者に損害が生じた場合には、振興会様の費用負担にて処理・解決いただき、事業者は協力するものとさせていただきますでしょうか。	【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」表3に記載のとおり、電波障害調査・対策費用については事業者及び振興会が負担するものです。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
436	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-10	24		第4節_2_(2)_②_j	空地率の計算にあたって、グランドロビー等の面積を加えることができるかの記載がある。空地面積は「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」に準じて算定するものとなっているが、グランドロビー等の加算に当たっては、同運用基準P32以降に記載のいずれの型の有効係数を用いて考えるべきか。	ここでいう空地率は、東京都との都市計画に係る協議を踏まえ設定しているものです。【添付資料4-1】「都市計画等に係る条件」に規定する有効空地率の算定にあたっては「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」に準じて行うこととしています。同基準において、有効空地の対象として建築物の内部空間の場合では、日常一般に開放されている部分とされており、有効係数の一般例として、屋内広場型とコンコース型の例が示されています。これらを参考に、広場等との一体的なつながりを有する室内空間の状況について、総合的に判断しますが、いずれの考え方によるのか明確にしたいうえで、設計段階において東京都との協議が必要となります。
437	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-10	24		第4節_2_(2)_②_j	グランドロビー等の面積を空地面積に加算するに当たって、「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」に定めのある「屋内広場型」の考え方を適用する場合、当該グランドロビー等については、「屋内広場型」に規定のある「概ね12m以上」の高さを有する部分のみが対象となるということか。	No. 436の回答をご参照ください。
438	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-10	24		第4節_2_(2)_②_j	空地面積は「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」に準じて算定するとあるが、有効空地面積の計算にあたっては、同運用基準P.28「評価容積率設定に係る有効空地面積」または同P.31「その他の有効空地面積」であるか、どちらの計算方法を使用するのか？(緑化係数を考慮する必要あるのか?)	「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」を準じて算定することとしています。容積率緩和を受ける計画ではないため、「その他の有効空地面積」として算定してください。併せて、No. 436の回答をご参照ください。
439	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-10	44		3_(1)_③_a	備蓄倉庫に保管する物資は、事業期間中を含めて振興会が準備するという理解でよろしいでしょうか。	振興会が準備する分(観客及び職員分)については、ご理解のとおりです。
440	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-11	51		第4節_3_(1)_【技術的助言】_②_c.(a)(ウ)	構造計算について、60m以下の場合には大臣認定は取得するが、時刻歴応答解析を行わなくてよろしいでしょうか。	建築物の高さに関わらず、時刻歴応答解析による構造計算によって安全性が確かめられたものとして大臣認定を取得してください。
441	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-12	25		第4節_3_(1)_【技術的助言】_②_c.(a)表	架構から除く制振部材とは粘性系ダンパーのことと理解し、履歴系ダンパーは考慮した状態で設計クライテリア(レベル2地震動で層間変形角1/100以下、層の最大塑性率2.0以下、部材の最大塑性率4.0以下)を確認することとしてもよろしいでしょうか。	認められません。本業務要求水準書における制振部材は、制振部材の種別等を限定していません。
442	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-19	11		第4説_5_(1)_①_a	「100年間大規模な修繕を行わずに使用できる」とあるが、借地期間である70年でよいのか。	原文のとおりとします。
443	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-19	11		第4節_5_(1)_【技術的助言】_①a.	構造体の計画共用期間は長期共用級に該当しますが、地上階のスラブコンクリートは該当しないと考えてよろしいでしょうか。	スラブコンクリートも構造体に含まれます。
444	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-22	19		第5節_1_(5)_③_k	絵画等の展示環境を整備するとあるが、絵画等の設置や展示替えは振興会の業務として本事業範囲外という認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
445	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-22	20		第5節_1_(5)_③_k	アクリルケースは什器・備品調達業務の費用にて調達するとの理解でよいでしょうか。	施設整備業務の費用で調達してください。
446	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-22	21		第5節_1_(5)_③_k	「展示に適切な環境を整備する」設置個所。空調(温度、湿度)、照明等の要求はどのように考えたらよいでしょうか。	設置箇所、数量、仕様については国立劇場に相応しい空間として事業者の提案によりますが、壁面埋込みの展示ケースにするなど、絵画等が傷まない温湿度及び照明環境となるよう提案してください。
447	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-24	27		第5節_1_(7)_③	「ポスター等掲示板」について、デジタルサイネージにて代替することは可能でしょうか。	事業者の提案によります。
448	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-24	34		第5節_1_(6)_⑦_b.	バイオメトリクス照合装置の指定はありますか。(指紋、顔等)	指定はありません。
449	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-25	20		第5節_1_(9)_②_d	「半蔵門駅及び永田町駅からの誘導サインについて、新たなデザインを提案する」とありますがデザイン提案を行い、既存サイン撤去・新規サイン設置の工事費用も見込むと考えるとよろしいでしょうか。	既存サイン撤去・新規サイン設置の工事は本事業外です。
450	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-26	19		1_(10)_①_d	国立劇場の専用の駐車場については自走式として機械式駐車場は不可とのことですが、一部を機械式駐車場にすることは認められないでしょうか。	自走式に限定した計画としてください。
451	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-27	9		第5節_1_(11)駐輪場	「来場者、職員などの駐輪スペース」には屋根が必要でしょうか。	事業者の提案によります。
452	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-27	27		第5節_1_(15)集町換気所の修景工事の修景への対応	敷地内の整備内容の方針を定めるため、今後予定している集町換気所の修景工事の時期は確認できますでしょうか。	今後の首都高速道路株式会社との協議によります。
453	11_(資料-2)業務要求水準書 第5章 施設整備	4-28	7		第5節_1_(16)外構	既存の消防活動空地の面積や配置がわかる資料を提出いただけますでしょうか。	現在、敷地内に消防活動空地を表示した区域は設けていません。
454	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-29	23		第5節_2_(1)_⑩共通事項	「なお、個別に設置できない大型機器については～振興会と協議の上決定する。」とありますが、入札時点においてどのように検討すればよろしいでしょうか。入札金額に含めるかどうかも含めご教示ください。	前段については、特高受変電設備等の大型機器で国立劇場用と民間収益施設用とで個別に設置できないものを想定しており、個別で設置できない機器については、導入コストや利用効率、省エネルギー等を考慮したうえで、事業者の提案によります。後段については、前段の事業者提案内容及び【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法 別紙1 費用負担の考え方」に基づき事業費を算定し、入札金額に含めてください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
455	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-30	1		第5節_2_(2)_①_d	「複数の通信事業者の通信線」について、具体的に想定している事業者やサービスはありますか？	具体的に想定している通信事業者やサービスはありません。
456	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-30	33		第5_2_(2)_①_u 消耗品手配期間	『採用する機器に関する消耗品及び交換部材については、手配から納入までの期間が原則として2週間以内に対応可能なものとする。』とありますが、『機器に関する消耗品及び交換部材』とは、プリンターや用紙など適時、補充・交換が必要な部材が対象であり、『原則として』とは、正当な理由があり事前協議により認められたものはこの限りではないという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、『機器に関する消耗品及び交換部材』には、潤滑油・グリス・充填油等、ランプ類、ヒューズ類、パッキン・ガスケット・Oリング類、フィルター類、精製水なども含み、振興会が支給する材料についても対応可能な機器としてください。
457	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-32	50		第5節_2_(2)_④_e	「重要設備」について、具体的に想定している設備はございますでしょうか？	関係法令等に定めのある機器類、電話交換装置、中央監視装置、監視カメラ、通信機器、給水ポンプ、排水ポンプ及び【添付資料4-5】「各室性能表」に記載の事業継続に必要な機器などです。
458	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-34	47		第5節_2_(2)_⑩_a	「全キャリア、全機種が国立劇場内で十分受信可能な状況となるよう配慮する。」について、受信環境は各キャリアや機種に依存するため、事業者単体で実現するには障壁が高い要求事項に感じますが、現実的にどの程度の範囲で要求を満たすことを考えられておりますでしょうか？また、実現に向けての各キャリアとの交渉について、振興会側の協力を仰ぐことは可能でしょうか？	国立劇場内において、各キャリアの電波が受信可能な状況としてください。 地下階など電波が入りにくい箇所については、受信対策を行ってください。 また、各キャリアとの交渉については、協力することは可能です。
459	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-34	48		第5節_2_(2)_⑩_a	「通信抑制」について、一般の来場者の携帯電話端末が鳴らないことを目的とする理解で正しいでしょうか？	公演中に客席内において、通話通信機能を抑止することを目的としています。
460	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	1		第5節_2_(2)_⑯_d. d.(d)	マイクは劇場内のカメラのみでよろしいでしょうか。	国立劇場内の監視カメラにマイクを設置してください。
461	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	9		第5_2_(2)_⑯_d. (j) いたずら検知	いたずら検知機能とは、監視カメラ本体に対するいたずらを検知する機能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
462	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	15		第5_2_(2)_⑯_e 録画装置(サーバー)	録画装置(サーバー)について要求水準(a)~(m)を満たす限り、レコーダー録画とすることも宜しいでしょうか。	要求水準を満たすのであれば、事業者の提案によります。
463	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	19		第5節_2_(2)_⑯_e. e.(e)	録画時間はマイクの音声も含めて30日以上という認識でしょうか。	監視カメラの映像と音声を24時間連続録画で、30日間以上記録するものです。
464	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	29		第5節_2_(2)_⑯_f. a)	管理用端末は防災センター、警備室、守衛に設置とありますが守衛とは警備員の詰所のような認識でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」では、受付としています。
465	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	31		第5節_2_(2)_⑯_f. c)	各部屋にて防犯カメラをズームしたり回転させたりするという事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
466	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	48		第5_2_(2)_⑯_f. c) 監視カメラの同時操作	異なる管理用端末から同時に同じカメラを動作できないような機能を付加する。とありますが、同タイミングでの複数操作があった際、後の操作が優先され、先に行った操作が遮断される『後優先』又は同タイミングでの複数操作があった際、先の操作が優先され、後に行う操作が遮断される『先優先』処理を行うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
467	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-37	50		第5_2_(2)_⑯_f. d) 画面表示	一括画面表示(最大25画面以上)とありますが、1つのモニターに全ての監視カメラ映像を表示するのではなく、本施設内に設置された任意の監視カメラ映像を25分割以上で表示すると解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、防災センター、警備室のモニターについては、モニターを複数台設置するなどし、国立劇場内のすべての監視カメラ映像を表示できるようにしてください。
468	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	4		第5_2_(2)_⑯_f. f) サムネイル一覧での検索	サムネイル検索以外にも事後検証時に対象事象の検索を容易とする高検索機能も一般的に普及していますので、検索機能について事業者提案としていただくことは可能でしょうか。	事業者の提案によります。
469	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	20		第5_2_(2)_⑯_i LAN接続	必要に応じて振興会様が整備するLANに接続することが可能なシステムとありますが、どのようなケースを想定されておりますでしょうか。また、「必要に応じて」とは、振興会と事業者が協議の上で必要と判断した場合という理解で宜しいでしょうか。	前段については、特に想定しているケースはありません。 後段については、ご理解のとおりです。
470	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	20		第5節_2_(2)_⑱_i.	監視カメラ設備側のIPアドレス設定やネットワーク接続に必要な設定変更、及び配線を実施する形でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
471	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	20		第5節_2_(2)_⑱_i.	セキュリティが確保されていれば、カメラネットワークを外部へ接続する提案をしてもよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
472	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	22		第5_2_(2)_⑳ 駐車場管制設備	クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス決済ができる駐車場管制設備を提案した場合、キャッシュレス決済額に応じた手数料を売上金から相殺、もしくは別途振興会様へ請求する事は可能でしょうか。	一般的な料率の範囲内であれば可能です。
473	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	22		第5_2_(2)_⑳ 駐車場管制設備	本事業はBT0方式ですが、資産管理上、駐車場管制設備の一部または全部を民間所有(レンタル)として設置運用することは可能でしょうか。	レンタル又はリースによる設置はできません。
474	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	23		第5節_2_(2)_㉑_a.	画像認識システムの活用によりカーゲートバーの省略提案は可能でしょうか。	事業者の提案によります。 なお、カーゲートバーを省略する場合は、未精算でのゲート通過防止対策も併せて提案してください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
475	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	24		第5節_2_(2)_⑰_a 駐車場管制設備	「～カーゲート等を設置する。」とありますが、車番認証システムを活用したゲートレス方式の駐車場管制設備は提案可能でしょうか。	No. 474の回答をご参照ください。
476	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	26		第5節_2_(2)_⑰_c 駐車場管制設備	駐車場の料金体系は事業者からの提案でしょうか。それとも振興会よりお示しいただけるのでしょうか。	①職員・関係者（有料）、②出演者・研修講師（無料）、③一般来場者（利用に応じて割引）、④その他、⑤民間施設利用者（提案）の5つを想定しています。
477	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	34		第5節_2_(2)_⑰_f 駐車場管制設備	「入場ゲートには駐車券発券機を設置し、～」とありますが、車番認証システムを活用したチケットレス方式の駐車場管制設備は提案可能でしょうか。	No. 474の回答をご参照ください。
478	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	45		第5_2_(2)_⑱_b 防犯用センサー設置	窓面等侵入可能な箇所に、防犯用センサーを設置する。とありますが、『窓面等進入可能な場所』という記載は捉え方によって様々な解釈になりますので、『人が通ることが可能な開口部』と読み替えて宜しいでしょうか。	窓面等、人の侵入することが可能となる開口部等を想定しています。
479	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-38	48		第5_2_(2)_⑱_c 不正侵入の状況	不正侵入の状況は防災センター等の適切な部屋で監視・記録ができるものとする。とありますが、資料<(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備 第4章 第5_2_(2)_⑱_1_(d)>では管理用端末は、防災センター、総務企画部総務課、総務企画部情報推進課に設置するとされています。不正侵入の状況を管理用端末装置で監視・記録する場合、上記3箇所に管理用端末を設置すれば、『不正侵入の状況は防災センター等の適切な部屋で監視・記録ができるものとする』という要求水準を充足すると理解して宜しいでしょうか。	施設管理用システムの管理用端末装置は、建物の入退室管理システムの管理用端末であり、不正侵入の状況は防災センター等の適切な部屋で監視・記録ができるようにしてください。
480	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-39	1		第5節_2_(2)_⑱_e.	人数カウントシステムはゲート通過者をカウントすればよろしいでしょうか。	利用者動線を構成する主要なエントランスを通過する人数をカウントすることとしていますので、フラッパーゲート設置場所以外にも設置が必要です。
481	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	4-39	1		第5節_2_(2)_⑱_e.	集計された数が一括管理できれば、必ずしも入退室管理システムと一体のシステムではなくてもよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
482	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-39	22		第5節_2_(2)_⑱_j.(c)	一般的に電気錠は鍵で解錠は可能ですが、施錠はできないため、ICカードを使用した運用でもよろしいでしょうか。	通常はICカードを使用した運用となりますが、緊急時や電気設備の定期点検に伴う停電時等では鍵での解錠・施錠を行うため、原文のとおりとします。
483	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-39	29		第5節_2_(2)_⑱_k.(e)	どれくらいの期間保存すれば宜しいでしょうか。また期間経過後のデータ削除はどのようにすればよろしいでしょうか。	30日間以上とし、記録方式は上書き方式としてください。
484	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-39	42		第5_2_(2)_⑱_k_(h) 定期的なパスワード変更	『定期的なパスワード変更』とありますが、管理サーバーそのものではなく、防犯・入退室管理設備の管理画面（アプリケーション）へのログインのパスワードを対象とするという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
485	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-39	51		第5節_2_(2)_⑱_e.	人数カウントシステムはカメラの画像解析による提案も可能でしょうか。	事業者の提案によります。
486	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-40	3		第5節_2_(2)_⑱_1.(f)	データの持ち出し制限のかけ方について、具体的にどのような方法と考えればよろしいでしょうか。	データのコピー制限等、外部流出対策とお考えください。
487	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-40	5		第5_2_(2)_⑱_m カードデザイン	『ICカードのデザインは振興会様と協議を行い決定』とありますが、券面デザインのパターン数により見積金額に影響が出るため、パターン数の想定をご教示ください。	振興会で使用するICカードは職員用1種類、訪問客用1種類、アルバイト・常駐委託業者用1種類の計3種類です。事業者用ICカード1種類を含めると計4種類を想定しています。 【添付資料5-3-2】「ICカード作成業務に係る要求水準」を訂正します。また、【参考資料5-3-3】「ICカード作成業務に関するデータ」に「アルバイト・常駐委託業者用ICカードの納品実績」を追加します。訂正表をご確認ください。
488	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-40	6		第5節_2_(2)_⑱_o.	施錠の設定変更とは具体的にどのような変更と考えればよろしいでしょうか。	一時解錠、常時解錠、繰り返し施錠などの施錠状態の設定を認証部（カードリーダー）で行えることとお考えください。
489	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-40	7		第5_2_(2)_⑱_o 認証部	『認証部（カードリーダー）での手元制御（一時解錠、常時解錠、施錠の設定変更）』とありますが、施設の入退出管理については本来防災センターで一元管理されるべきもので、認証部での手元制御を可能とする運用は施設のセキュリティ性能を大きく低下させてしまう懸念があります。安全な施設運営を実現するには管理PCのみで設定変更することが望ましく、施設管理用システムは管理用PCでの制御（一時解錠、常時解錠、施錠の設定変更）と定めていただくことは可能でしょうか。	在室中は常時解錠、一時的に部屋を留守にするときは施錠といったような運用を行う部屋があるため、手元での制御が必要となります。
490	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-40	13		第5節_2_(2)_⑱_v.	入退室管理システム単体ではなく、発電機等による電源側設備の稼働を見込んだ時間の計算でよろしいでしょうか。	停電時に発電機より電源が供給される場合は事業者の提案によることとしますが、停電時に火災が発生した際、発電機の電源供給が防災負荷限定となり、入退室管理システムに電源供給されない場合には要求水準書の記載を満たす必要があります。
491	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-40	15		第5_2_(2)_⑱_r バックアップデータのリストア	『バックアップデータ』とは、システムの設定データやユーザーデータ等、システムが障害前と同様の動作をする為に必要なデータを指し、システムに蓄積された全入退室履歴データは含まれないという理解で宜しいでしょうか。	管理サーバーには各種ログのバックアップも含まれています。
492	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-40	23		第5_2_(2)_⑱_v 停電時の継続運用	『20分以上の停電時にも』とありますが、断続的な停電等によりバッテリー枯渇状態における20分以上の継続運用はできないため、バッテリー満充電状態を前提とした停電時の動作継続仕様という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
493	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-40	52		第5_2_(2)_②_a 鍵管理装置	文中に記載される『鍵管理装置』について要求水準がありませんが、鍵管理装置“等”と続いたため、鍵管理装置の導入は必須というわけではなく事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
494	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-43	48		第5節_2_(3)_②_x	「温湿度」について、こちらは空調機器で設定している温湿度データが対象でしょうか？それとも実際の室内温湿度データが対象でしょうか？	実際の室内温湿度データを対象としてください。
495	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-46	47		第5節_2_(3)_⑥_a	「大便器は洋風便器とする」とありますが、和服でのご来場も想定されるかと存知ますが、すべてを洋風便器とすることが求められているという認識で構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。
496	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-50	32		5_2_(3)_⑩ エレベーター設備	「エレベーター内に防災備蓄キャビネットを設置し、事業期間中に備蓄物更新を行う」とありますが、初期調達は施設整備業務と理解しますが、備蓄物の更新は維持管理業務もしくは運営業務のどの業務に該当するのでしょうか。	初期調達も含めて本事業とは別に振興会が調達します。 【資料-2】「業務要求水準書」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
497	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-54	1		6_1_(1)_③_f	前虹梁と後虹梁の間に位置する一部のバトン及びブリッジは、大臣囲いを使用しない場合を考慮し、全横幅に対し上手・中央（大臣囲い内）・下手の3分割とする。という記述がありますが、【添付資料4-11-4】小劇場 舞台機構設備仕様表 No12ライトブリッジ1（ボウダライト1・エリアライト1）は、3分割されていません。No12ライトブリッジ1は全横幅に対し分割なしと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
498	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-54	2		6_1_(1)_③_h	舞台上部のフライギャラリーから照明ブリッジへの乗り込みについての記述がありません。大劇場、小劇場に設置される照明ブリッジの内、舞台上部のフライギャラリーからの乗り込みを必要とする照明ブリッジをご指示ください。	大劇場はブリッジ1・2・3、小劇場はブリッジ1、演芸場はありません。
499	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-55	2		6_1_(2)_①_a	伝統的な照明演出に加えて最新の演出に適した設備とし、将来的にLED照明機器など省電力・低発熱の使用を可能とする。という記述がありますが、63_(添付4-10-8)大劇場 舞台照明設備仕様表並びに73_(添付4-11-8)小劇場 舞台照明設備仕様表、82_(添付4-12-7)演芸場 舞台照明設備仕様表ではハログン仕様の記載となっております。将来的には実施設計段階でLED光源の提案や設計など振興会様と進めていくことは可能でしょうか。	振興会が制作する伝統芸能公演において、現在普及しているLED照明は求める水準に達していないと判断しています。提案は可能ですが、設計段階において振興会が求める機能水準を満たしていることを確認する必要があります。
500	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-55	2		6_1_(2)_①_b	導入時において最新の機器等を選定し、耐震性・安全性・操作性・拡張性・保守点検・ランニングコストの低減・省エネルギーに配慮したものとします。という記述がありますが、導入時には実施設計段階でLED光源の提案や設計など振興会様と進めていくことは可能でしょうか。	No. 499の回答をご参照ください。
501	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-55	15		第6節_1_(2)_①_a	「将来的にLED照明機器など省電力・低発熱機器の使用を可能とする」とありますが、環境への配慮を意識する中で、照明機材をLEDに完全移行する具体的な次期・目標などがございましたらご教示いただけますでしょうか。	具体的な時期・目標はありません。 また、No. 499の回答もご参照ください。
502	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-57	22		第6節_1_(4)_②_b_(c)	公演監視カメラと防犯監視カメラは接続しない想定でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
503	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-59	13		第6_1_(8)_①_a	『基本的に』という表現にはどのような意図があるかご教示ください。	各劇場のITV設備の映像・音響は、すべての室には送信しないという意図です。 詳細は、【添付資料4-5】「各室性能表」のテレビの項目をご参照ください。
504	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-59	35		第6節_1_(9)_①_c及びe	「パン・チルト・フォーカス・ズームが可能な 公演記録用固定カメラ（映像用）を各劇場に設置し」とあるが、常設の機器を指しておりますでしょうか。	常設での設置を想定しています。
505	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-59	35		第6節_1_(9)_①_c	「パン・チルト・フォーカス・ズームが可能な 公演記録用固定カメラ（映像用）を各劇場に設置し」とあるが、該当のカメラが常設の機器を指している場合、添付資料4-9-2公演記録設備仕様表にある、カメラ及び三脚の使用想定をご教示ください。	常設の公演記録用固定カメラのみでは記録できない演出やアングルを記録するため、カメラ室や客席など必要な場所にカメラを設置して撮影することを想定しています。
506	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-60	40		第6節_2_(1)_①_e. 舞台及び袖舞台の形状	舞台の有効形状内に、スタッフ及び実演家の動線、大劇場用の搬入エレベーターを設けることは可能か。	不可とします。
507	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-65	1		6_2_(1)_⑨_g_(c)	宙乗り装置の懸垂装置（1ルート当たり 走行用1台、昇降用2台）は、4ルート分を納入することでよろしいでしょうか。	駆動に必要な装置は6ルート分、懸垂装置は4台必要です。 なお、第4章第6節2_(1)⑨g_(d)の一部を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
508	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-65	1		6_2_(1)_⑨_g_(d)	宙乗り装置の主ワイヤーは、6ルートを設置可能とし、6ルート分のワイヤー、ワイヤー端末固定金物を納入することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 併せて、No. 507の回答もご参照ください。
509	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-66	15		2_(2)_②_e	楽屋〜宙乗り鳥屋（上手下手）の階段幅について2m以上とのことですが、低減できないでしょうか。	大きな衣裳を着けた実演家とともに複数人が同時に通りますので、低減はできません。なお、宙乗り鳥屋とシーリングについては、階段で到達できれば専用動線でも可とします。第4章第6節2_(2). ②. dを訂正しますので、訂正表をご確認ください。
510	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-66	24		第6節_2_(3)_①_a_(a)	席数は「1550席まで」とありますが、立見エリアを計画することは可能でしょうか。その場合に定員数を「1600名」など、増やすことは可能でしょうか。	立見エリアの設置は想定していません。
511	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-66	41		第6節_2_(3)_①_a_(h)_ウ	各劇場の「座席は取り外し可能とする」とあり、2月24日質問回答で「すべての座席」を取り外し対応とするとの回答があったが、収納場所はどこを想定しているか。	花道及び出語り床の客席ワゴン収納庫以外の具体的な収納場所は、運用とあわせて事業者と協議のうえ、振興会が決定します。 なお、すべての座席を同時に取り外してどこかへ収納することは想定していません。
512	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-66	42		2_(3)_①_h_(エ)	客席両側の片側が壁の場合の通路幅については「950mm以上」と記載がございますが、東京都火災予防条例に従い、片側のみが客席に接する縦通路にあつては六十センチメートル以上とすることは可能でしょうか。	認められません。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
513	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-73	1		第6節_3_(3)_①_a_(a)	席数は「550席程度」とありますが、立見エリアを計画することは可能でしょうか。	立見エリアの設置は想定していません。
514	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-73	23		3_(3)_①_(a)、(d)	(a)上手・下手とも、客席の一部を取り外し、文楽で使用する出語り床を設営できるものとする。(d)前略一下手側出語り床も含めた設置及び撤去方法についても協議の上決定すること。とありますが、下手側の中奈落には揚幕連絡路があることから、中奈落の下手側には出語り床及び客席ワゴン収納庫は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
515	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-77	1		第6節_4_(3)_①_a_(a)	席数は「300席程度」とありますが、立見エリアを計画することは可能でしょうか。	立見エリアの設置は想定していません。
516	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-78	13		7.1_(1)_②楽屋に至る動線	②楽屋に至る動線b.に『楽屋出入口(楽屋エントランス)→楽屋事務室前→楽屋口→頭取部屋前(演芸場は主催者受付前)の順に通過』との記載があり、また劇場関連各諸室の詳細である【添付資料4-5「各室性能表」】及び【添付資料4-7「各室の性能特記事項」】には楽屋用受付の記載がない。楽屋出入口と楽屋事務室が離れている場合、楽屋出入口に受付機能は不要か。	楽屋事務室に受付機能を持たせることは現時点では想定していません。楽屋出入口に受付機能を追加する趣旨で、【添付資料4-5-9】「事務管理各室性能表」及び【添付資料4-7-9】「事務管理各室の性能特記事項」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
517	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-80	26		7.5_(3)収蔵庫	「伝統芸能に親しみ学べる場を提供するため、文化財IPM(総合的有害生物管理)及び資料の特性を踏まえた適切な保存環境を整備する」とありますが、参考までに既存施設において現在行っている環境整備業務がありましたら内容や頻度、対象範囲などをご教示下さい。(例:空気環境モニタリングの観測項目、ポイント数、実施個所、頻度 など)	収蔵庫及び展示室において、虫類モニタリング、菌類調査、温湿度測定、気相調査等を年に一度実施しています。ポイントについては都度調整しています。
518	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-80	34		第7節_5_(3)_①_a	「a.収蔵エリアは1か所に集約するとともに、資料搬入経路及び展示室の動線に配慮する。」とあるが、1か所に集約するというのは、ゾーニングとして固まっていればフロアが上下階と別れていてもよいのでしょうか。または、フロアが分かれることはせず、同フロアにまとめて配置することということでしょうか。	事業者の提案によります。
519	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-81	38		第7節_6_(2)_②_a. 基本的な考え方	「「企画展示室」と、多様なテーマで伝統芸能を楽しみながら触って体感できる「体験展示室」を一体的に整備し～」とありますが、ここで示されている“一体的に整備”というのは、企画展示室・体験展示室を空間として分けつつも動線上行き来がしやすいということでしょうか。または空間としては一体利用もできるようにする、出入口は共通にするなど、空間として一体化を示されているのか、イメージをお示しください。	事業全体及び普及発信施設の目的を考慮したうえで、事業者の提案によります。
520	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-82	6		第7節_6_(2)_②_c展示ケース	施設整備の要求水準として、展示ケースの仕様などが記載されていますが、普及発信施設の備品リストの企画展示室にも展示ケースの記載があり、これらは同一ものを示しており、施設整備業務または維持管理(備品)のどちらで対応するかは、事業者の判断に委ねるという理解で良いでしょうか。また展示ケースに限らず、普及発信施設に関するものなど、建設業務なのか、備品なのか不明瞭なものが多々ありますが、総じて事業者の判断に委ねるという理解で良いでしょうか。	前段については、壁面ケースなど建物と一体となるものは施設整備で整備し、備品リストにある行灯ケース等は備品としてお考えください。後段については、No.331の回答をご参照ください。
521	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-82	34		7.6_(2)_②_c展示ケース	令和4年2月24日公表「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」において「No.465_展示ケースの保守管理については、展示物が入っていない場合も含めて、ケースの内外とも本事業の維持管理業務の対象としています」と回答がありました。ただ、展示ケース内に美術品等が展示されている場合、美術品保護の観点から展示ケース内部は清掃すべきではないと思慮します。展示ケース内部が汚れることも考えにくいため、展示ケースの外部ガラス部清掃のみの対応でお認め頂けないでしょうか。	【添付資料5-2-8】4.(3)②d.をご参照ください。そのうえで、展示ケースの保守管理を考慮して、ケースの機能についても民間の創意工夫を発揮した提案をしてください。清掃については、展示ケース内部の清掃は、展示替え等の機会、又は振興会から特別に指示があった場合に行ってください。
522	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-84	15		第7節_6_(2)_④_a_(c)	「観劇客が幕間休憩など限られた時間内で食事がとれるよう、効率的かつ落ち着いて利用できる導線及び空間」とありますが、公演のチケットを持たないお客様にも飲食施設を利用していただくように計画していく上で、観劇客以外のお客様での混雑が予想される場合には、観劇客のためのお席を確保しておく運用などは必要でしょうか。その場合、何席程度用意しておく必要があり、確保した御席への補償はございますでしょうか。また、観劇客の幕間休憩での飲食は、ホワイエ内やグランドロビー内など、飲食施設以外の場所で計画していくことは可能でしょうか。	前段については、観劇客が幕間休憩など限られた時間内で食事がとれるようにすることは必要であり、確保する席数等については事業者の提案によりますが、補償はありません。後段については、グランドロビーやホワイエの飲食可能エリアの設定については、事業者と協議のうえ振興会が決定します。
523	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-84	15		第7節_6_(2)_④_a_(c)	観劇客の幕間休憩での飲食はお弁当のワゴン販売などを計画し、ホワイエ内やグランドロビー内など、レストラン・カフェ以外の場所で計画していくことは可能でしょうか。	レストラン・カフェ店舗形式に加え、公演の開演前や休憩時間にワゴン販売による計画も可能です。グランドロビーやホワイエの飲食可能エリア以外については、No.522の回答をご参照ください。
524	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-85	4		第7節_6_(2)_⑥_b_(a)	リスト内に入退館ゲートや書架の無断持ち出し防止のためのシステムなど記載がありませんが、設置は必要に応じて振興会にて実施するという認識でよいでしょうか。現状の管理方法や今後のお考えをお示しください。	入退館ゲートや書籍の無断持ち出し防止のためのシステムは振興会で調達します。ゲート等の設置を想定した計画としてください。
525	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-85	6		第7節_6_(2)_⑥_b_(a)(ア)あ	資料の検索ができるPC等を適切に設けるとありますが、添付資料5-2-14の備品リストにはPCがありません。備品リストにないものは事業者側で用意するという認識で良いでしょうか。またその場合、(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法にある、維持管理業務の備品調達費の12億とは別に計上するという事で良いでしょうか。さらに仮にそのような場合の対価の支払い時期をお教えください。	本事業とは別に振興会で調達するため、本事業の費用には含まれません。【資料-2】「業務要求水準書」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
526	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-85	22		第7節_6_(2)_⑥_b_(d)	ブラウジングコーナーに想定される面積をご教示ください。また必要な設備、備品等はございますでしょうか。	前段の面積については事業者の提案によります。なお、必要な備品については、振興会が判断し別途負担します。
527	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-85	29		⑦_a	グランドロビーには自由に使用できるテーブル・机を設置するとありますが、これらは参考資料5-2-22に含まれており、支払い対価は令和11年の備品調達費の指定額に含まれているという認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
528	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-85	29		第7節_6_(2)_⑦_a	グランドロビーには自由に使用できるテーブル・机を設置するとありますが、これらは参考資料5-2-22に含まれており、支払い対価は令和11年の備品調達費の指定額に含まれているという認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
529	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-85	41		第7節_6_(2)_⑦_b_(b)_ (オ)	「グランドロビー全体を仮設イベントに対応可能なスペースとする」とありますが、イベントスペースとして想定しているエリア周辺という理解でよろしかったでしょうか。	グランドロビー全体を仮設イベントに対応可能なスペースとしてください。
530	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	4		第7節_6_(2)_⑦_b_(b)_ (イ)_う) ユニークベニュー	ユニークベニューがイベントスペースで想定される用途にありますが、添付資料5-3-8では貸室予約対応や利用者支援の業務が記載がないため、それらは振興会にて対応されるという理解でよろしいでしょうか。その場合、事業者は振興会と協議の上、ユニークベニュー受入れ・実施に向けた業務支援（ケータリング調整、会場説明等）となるのでしょうか。振興会と事業者との業務分担のイメージをお示しください。	施設貸与に関する業務は振興会で実施します。イベントの業務分担については、【添付資料5-3-8】3.(2)③及び(3)②d.をご参照ください。
531	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	4		第7節_6_(2)_⑦_b_(b)_ (イ)_う) ユニークベニュー	ユニークベニューがイベントスペースで想定される用途にありますが、貸室予約対応や利用者支援の業務が振興会にて対応される場合、会場使用料や備品・什器貸出に係る収入は振興会にて収受するという理解でよいでしょうか。事業者による関連業務があれば、お示しください。	施設貸与に関する業務は振興会で実施し、それに伴う収入の収受も振興会で行います。イベントの費用及び料金収入については、【添付資料5-3-8】1.(4)をご参照ください。
532	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	11		第7節_6_(2)_⑦_b_(b)_ (ウ)	振興会が所有する他劇場や国内外の劇場等のライブビューイングにおいて、映像の伝送はどのような方法を想定し準備すればよいか、お教えください。	事業者の提案によります。
533	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	25		第7節_6_(2)_⑦_b_(b)_ (ケ)	出演者控室を仮設で設置できる計画とし、とありますが、控室の最低必要面積をお教えください。また、仮設控室の中に設置する備品等は事業費(什器、備品等調達業務費)の一部として、振興会が負担すると考えてよろしいでしょうか。	前段については、事業者の提案によります。後段については、【添付資料5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」に含まれます。
534	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	26		第7節_6_(2)_⑦_b_(b)_ (コ)	「(コ) 前庭へのイベントスペースの拡張及び前庭の景観を活かした屋外舞台の計画などを積極的に提案する。」とありますが、前庭へのイベントスペースの拡張とは、どのようなイメージかお示しください。	事業者の提案によります。
535	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	26		第7節_6_(2)_⑦_b_(b)_ (コ)	「(コ) 前庭へのイベントスペースの拡張及び前庭の景観を活かした屋外舞台の計画などを積極的に提案する。」とありますが、現国立劇場で屋外イベントをされる場合、振興会が保有するイベント用什器・備品はありますか。それは新たな国立劇場ではどこに常時収納される予定か、規模感・数など考えをお示しください。	前段については、振興会では保有していません。後段については、事業者が提案する屋外イベント用の什器・備品及び常時収納可能なスペースの必要性や確保については事業者の提案によります。
536	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	36		第7節_6_(2)_⑦_b_(c)_ (イ)	現国立劇場本館設計競技入選作品等を活用しとありますが、活用可能な模型、パネルの大きさ及び数量と、活用可能な映像の本数及び尺の長さの概要をお教えください。	模型、映像等については第8節4.(3)をご参照ください。また、設計競技入選作品はA1版又はA1版に準じるサイズの図面及び透視図、延べ125点です。
537	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-86	36		第7節_6_(2)_⑦_b_(c) 初代国立劇場アーカイブ	アーカイブの展示および閲覧の更新について記載がありません。資料の更新の有無や、その場合の業務や費用に関しては振興会にて担うという理解でよいでしょうか。お考えをお示しください。	ご理解のとおりです。
538	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-89	40		第8節_2_(3)_①	要求水準確認計画書にて振興会は業務監視を行うとありますが、施設整備業務の要求水準に、テーブル・椅子やPCを設置することなど、維持管理業務(備品調達)と思われるような内容も含まれていますが、どのように建設と備品を区分して業務監視される見込みかお示しください。施設整備・維持管理(備品)の区分は事業者の判断に委ねられており、各業務で漏れなく対応できるようにセルフモニタリングを行うという理解で良いでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準」第5章第2節7.(1)により調達する什器・備品は、維持管理業務に該当します。業績監視の基本的考え方については、【資料-1-2】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第1章1.(1)をご参照ください。
539	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-91	40		第4章第8節2.(11)	「事業者は、事業を円滑に進めるため、近隣への対応(説明会及び説明資料作成等)及び配慮に努める。苦情その他の事案が生じた場合は、事業者を窓口として処理する」旨の記載がございますが、近隣を含む第三者との折衝及び説明会等の対応に際し、事業者だけでは対応が困難な場合には、振興会様にもご協力いただけますでしょうか。	近隣を含む第三者との折衝及び説明会等の対応に際し、事業者だけでは対応が困難な場合に、振興会は必要な協力を行います。
540	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-91	40		第4章第8節2.(11)	「事業者は、事業を円滑に進めるため、近隣への対応(説明会及び説明資料作成等)及び配慮に努める。苦情その他の事案が生じた場合は、事業者を窓口として処理する」旨の記載がございますが、事業者が善管注意義務を払っても避けることが困難な事由による第三者損害が発生した場合の責任及び費用につきましては、振興会様が負担するものとさせていただきますでしょうか。	第三者に生じた損害及び近隣対策の実施にかかる負担については、それぞれ【資料-1】「事業契約書(案)」第33条、第44条に記載のとおりです。
541	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-92	48		4_(5)	リサイクル計画書はフォーマット等決められた書式や様式はありますか。	定められた書式や様式はありません。
542	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-95	12		第4章第8節3.(9)③	「振興会が設計及び工事期間中に行う協議、申請及び手続等において協力を求めた場合には、添付図面の提出等の必要な補助作業を行う」旨の記載がございますが、当該の作業に伴い追加費用が生じる場合は、事業費変更の対象としていただけますでしょうか。	当該記載においては、事業者の所有する図面等の提出や成果物に関する照会に留まる補助作業を想定しており、【資料-1】「事業契約書(案)」第26条に規定のとおり、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生するものは除きます。
543	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-95	51		第4章第8節4.(2)⑨	「周辺建物、工作物、道路等に損傷を与えないよう留意し、汚損、破損等の補修費用は事業者が負担する」旨の記載がございますが、事業者が施工者として善管注意義務を果たしても避けることが困難な事由による損害につきましては、発注者様が費用を負担するものとさせていただきますでしょうか。	原文のとおりですが、個別具体の事象に応じて判断します。なお、ご質問の内容が【資料-1】「事業契約書(案)」別紙6に示す不可抗力の定義に該当する場合は、別紙6の規定に従います。
544	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-96	30		4_(3)_②	模型本体を木製とする記載がありますが、3D計測による点群データを利用して、3Dプリンターにて木以外の材料の模型とすることは可能でしょうか。	模型本体については、原文のとおり木製とします。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
545	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-98	19		第4章第8節 4.(15)	「本業務要求水準書に明示されていない地中障害物が発見された場合、事業者は、その撤去、搬出及び処分について振興会と協議する」旨の記載がございますが、今回ご提示いただいた資料に明示がなく、事業者が予期できない地中障害物又は残置物の存在が判明した場合には、必要な範囲で事業費及び工事期間の変更を認めていただけますでしょうか。	地中障害物の取扱いについては、【資料-1】「事業契約書(案)」第46条に規定のとおりです。
546	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-98	40		第4章第8節 4.(19)	建設業務に関する成果物として、「完成図」の記載がございますが、事業者が提出した図面につきましては、振興会様及び監理者にて内容確認のうえ、ご利用いただくものとさせていただきますでしょうか。	【資料-1】「事業契約書(案)」別紙1に記載のとおり、成果物には設計図書も含まれることから、第60条(事業者による完成検査)、第61条(振興会による完成確認)に定める確認を経て引渡しを受けます。
547	11_(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	4-99	14		第4章第8節 4.(20)	「保全に係る資料は、施設及び施設が備える機器等の維持管理に必要な一切の資料とし、引渡しまでに振興会に提出する」旨の記載がございますが、事業者による当該資料の提出については、事業者が所有する資料の中から、振興会様と協議して決定するものと考えてよろしいでしょうか。	当該記載のとおり、『保全に係る資料は、施設及び施設が備える機器等の維持管理に必要な一切の資料』を原則として、事業者の提案に基づき振興会との協議により振興会が決定します。
548	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-1	15		第1節1. ④_業務の原則	「国立劇場の開業後5年が経過～要求水準を見直す場合がある」とありますが、業務量増により費用が発生する場合は、振興会にて別途費用をご負担頂ける(増額する)という理解でよろしいでしょうか。	当該見直しは、事業期間中に技術革新等により不要となる業務が生じた場合に、その業務に係るポスト数や費用、業務それ自体の要否を検討し、要求水準を見直すことを想定しているものです。要求水準の見直しに伴う事業費の考え方については、【資料-1】「事業契約書(案)」第32条第1項から第4項の規定をご参照ください。なお、本項の記載については、不要となる業務が発生した場合の見直しを主に想定していますが、要求水準の変更に伴い業務費用が増加する場合には、合理的な範囲においてサービス対価の増額を行います。
549	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-1	45		第1節1. ①_⑮_a(a)	来場者との識別のため職務に相応しい制服及び名札(法人名及び氏名を明記)を着用すること。とありますが、能楽堂の従事者への制服は振興会負担で貸与されるという認識でよいでしょうか。	国立能楽堂で業務を行う業務従事者の制服も、事業者において負担してください。
550	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-2	34		第1節1. ②_a	「振興会と1週間に1度の頻度での連絡会議を開催する」とありますが、振興会と事業者が予定や問合せ対応等の情報共有する場という主旨でしょうか。その場合、振興会の担当部局は管轄部局程度と想定してよろしいでしょうか。課題に対する協議などは別途適宜実施するのであれば、参加者人数や関係部局が増え、週1回程度でもbに示された運営事務業務量も多くなると見込まれ、具体的なイメージをお示しください。	予定や問合せ対応のほか、課題に対する協議も含む、業務を行ううえで振興会と共有すべき事項、協議すべき事項を、1週間に1度の頻度で開催する連絡会議の議題としてください。詳細については、事業契約書締結後、事業者との協議により振興会が決定します。
551	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-3	5		第1節1. ②_④_衛生環境等の確保	「感染症まん延時においては、感染症拡大防止のため各種衛生対策に努めること」とありますが、コロナウイルスのみならず、未知の感染症ウイルス等が発生した場合、どのような対策をすべきか、有効かは都度判断をするしかありません。現時点では想定不可のため、対策に要した費用は振興会に別途ご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	新型コロナウイルス感染症のまん延など、その時点において既知のものとなり一定程度予見可能と判断できるものについては、維持管理・運営業務の一環として対策を行ってください。その際、対策に要した費用についても、別途振興会が負担することはありません。ただし、不可抗力に該当する事由が発生した場合については、【資料-1】「事業契約書(案)」第36条の規定に従います。
552	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-3	16		第1節2. ①_g. 什器・備品調達業務	什器・備品の保守、修繕及び更新は本業務の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、清掃作業中の設備機器等の不具合等の確認については、【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃にかかる要求水準」4.(3)②c.をご参照ください。
553	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-3	30		第1節2. ①_②_業務提供期間	業務提供開始が令和11年4月1日からとあるが、①g. 什器・備品調達業務がここに含まれていることから、施設引渡し時に什器・備品リストの搬入・配置が完了するのではなく、R11年下期に想定される開業日前に搬入・配置が完了していればよいという認識でよいでしょうか。	施設引渡し前に什器・備品の搬入・設置を完了する必要はありませんが、引越作業が完了するまでに什器・備品の搬入・設置を完了してください。具体的な搬入・設置の日程は振興会との協議によります。なお、【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第2節. 7. 什器・備品調達業務に関する支払は、搬入・設置が完了し、振興会による確認後となります。
554	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-3	46		第1節2. ②_業務提供期間	業務提供開始が令和11年4月1日から、開業準備支援業務は令和10年4月1日から開始とあります。一方で、資料-1-3において、「R11年度上半期の普及発信施設の企画・制作支援業務費は開業準備支援業務に計上する」とあります。このことから、普及発信施設の開業準備支援業務は令和10年4月1日から仮に令和11年9月末とする1年6か月と考えてよいのでしょうか。h. 開業準備支援業務と普及発信施設の開業準備支援業務の関係をお示しください。	No. 343の回答をご参照ください。
555	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-4	7		第1節3. ①_①_統括責任者の配置について	統括責任者の常駐場所は令和6年4月1日～令和11年3月31日までは国立能楽堂、令和11年4月1日以降は国立劇場と理解してよろしいでしょうか。	統括責任者は国立劇場と国立能楽堂の両方の統括業務を行うこととします。国立劇場の再開場前は統括責任者は国立能楽堂に常駐し、国立劇場の再開場後は、統括責任者は主に国立劇場に常駐することを想定しています。
556	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-4	10		第1節3. ①_b. 業務の実施体制	統括責任者は各業務責任者及び業務従事者と兼任できないと表記されており、専任を望まれているかと推察できますが、統括責任者補佐(代替者)も同様の条件となりますでしょうか。	【参考資料5-1-2】「業務実施体制案(維持管理・運営)」に記載のとおり、統括責任者補佐は、統括責任者及び普及発信施設の運営支援業務の業務責任者以外との兼任は統括責任者補佐の業務及び維持管理・運営に係る各業務に影響を及ぼさない限りにおいては可能です。
557	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-5	20		第1節3. ⑨_BCPに対する対応	国立劇場に関する事業継続計画を定めた資料が提示された際に、維持管理・運営体制を更新することに伴い費用が増額する場合にはサービス対価を増額いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営体制を更新するにあたっては、【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 5. (3)により、振興会の確認を得ることになります。 再整備後の事業継続計画は、事業開始後に提示する予定ですが、策定する段階で協議することとします。 なお、仮に、事業継続計画の変更に伴って要求水準の変更の必要が生じた場合においては、【資料-1】「事業契約書(案)」第32条の規定に従って要求水準の変更及び費用の変更等がなされます。
558	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-5	23		第1節3. ⑨_①	「1時間以内に～振興会への報告が可能な体制」とありますが、「報告」とは、建物の異常有無及び関係者及び従事者への一斉連絡を終えて、有事の初動体制に関わる報告という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
559	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-6	1		第1節3. ⑪_④_図面その他の資料の貸与等	「CADデータを含めて速やかに更新した資料を作成し」とあるが、想定頻度をご教示ください。また改修・修繕等のCAD元データは提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	年1回程度を想定してください。【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 3. (11)①に記載のとおり、CADデータは事業者には貸与します。
560	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-6	10		第1節3. ⑪_⑤_b. 図面その他の資料の貸与等	「CADデータを含めて速やかに更新した資料を作成し」とあるが、想定頻度をご教示ください。また改修・修繕等のCAD元データは提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 559の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
561	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-6	30		第1節_5_(1)適用基準	「適用する内容は、～当該条件を満たすことを条件に、維持管理の頻度・方法等は基準類が示す仕様以外の仕様とすることができる。」とありますが、当該条件を満たす限りにおいて「建築保全業務共通仕様書(平成30年度版)」によらない維持管理業務仕様の策定及び入札金額の積算が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
562	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-15	36		第2節_4_(2)_④	観覧客など一般来館者が排出するゴミについては振興会・入居者・事業者いずれのゴミに含めるとお考えでしょうか。	共用部分の考え方に応じて、ごみ箱の設置した場所によるものとします。
563	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-8	30		第1節_5_(3)_⑦省エネルギーに係る計画書	「⑦省エネルギーに係る計画書」について、再整備後の国立劇場は民間収益施設との複合施設の一部となりますが、複合施設全体ではなく国立劇場部分の計画のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
564	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-8	38		第1節_5_(3)_⑧地球温暖化対策計画書等	「⑧地球温暖化対策計画書等」について、再整備後の国立劇場は民間収益施設との複合施設の一部となりますが、複合施設全体ではなく国立劇場部分の計画のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
565	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-8			第1節_5_(3)_⑨電気主任技術者の届出	再整備後の国立劇場において特高受変電設備から再整備後の国立劇場及び民間収益施設に給電する場合、特高受変電設備の設置者が振興会ではなく管理組合となる場合が想定されますが、この場合、管理組合と事業者の構成員が電気設備の保安管理に関する契約を締結し、電気主任技術者を専任し、届出るとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結後に協議において決定することとします。
566	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-10	38		第1節_5_業務の進め方_(7)_①	「業務の実施に必要な消耗品、備品、工具、資機材等は、事業者が用意する」とあり、添付資料4-9-2公演記録設備仕様表にある機材を事業者で揃えると推察できます。これらが製造中止等にて揃わない場合、事業者にて同等品を選定してよろしいでしょうか。または、振興会から指示や協議となるのかご教示ください。	【添付資料4-9-2】「公演記録設備仕様表」にある機材が製造中止等で揃わない場合は、事業者において同等品を選定し、業務に支障がないよう調達するとお考えください。 なお、『業務の実施に必要な消耗品、備品、工具、資機材等』は、事業者が業務を実施するために必要な事業者負担による機材等であり、【添付資料4-9-2】「公演記録設備仕様表」に記載の『公演記録設備』とは異なるものです。
567	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-12	26		第1節_5_(11)_①	個人情報保護にて「あぜくら会員、文楽劇場友の会会員」とあり、個人情報の取扱については、事業者も振興会個人情報管理規定等に基づくことは理解しておりますが、そもそもの会員制度の運営主体は事業者ではなく振興会ということよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、【添付資料5-3-6】「チケット販売支援業務に係る要求水準」6.(7)に記載のとおり、新しい会員制度の内容については事業者からの提案に基づき、具体的な業務内容等を検討し、振興会が決定しますが、新しい会員制度の運営全般については振興会の管理のもと事業者が主体的に実施することを想定しています。
568	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-13			第2節_(1)_①建築物点検保守に係る要求水準	「～【添付資料5-2-2】「国立能楽堂定期点検等及び保守業務に係る設備・点検項目等」に基づき基づき定期的な点検を行い適切に性能を維持しつつ、～」とありますが、受託者の点検ノウハウの活用をふまえ、添付資料5-2-2を参考とし、協議の上、設置機器等に対して適切な頻度・方法での実施とさせて頂けますでしょうか。	【添付資料5-2-2】「国立能楽堂定期点検等及び保守業務に係る設備・点検項目等」に基づく点検の実施とします。なお、効率的な業務の実施に寄与すると考えられる場合は、事業契約後に事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
569	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-13	37		第2節_2舞台関係設備の定期点検及び保守業務	イベントスペース等で想定されている昇降ボタン等の機構設備については、舞台関係設備の定期点検及び保守業務の対象外という理解でよろしいでしょうか。	舞台関係設備としての定期点検及び保守業務の対象ではありませんが、【添付資料5-2-1】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」による定期点検及び保守業務の対象です。
570	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-13	37		第2節_2舞台関係設備の定期点検及び保守業務	普及発信施設のレクチャー室等で想定されている照明・音響設備については、舞台関係設備の定期点検及び保守業務の対象外という理解でよろしいでしょうか。	No. 569の回答をご参照ください。
571	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-13	37		第2節_2舞台関係設備の定期点検及び保守業務	舞台関係設備の定期点検及び保守業務については、舞台関係設備の修繕業務や更新業務は含まれないと認識しております。例えば舞台機構のワイヤーロープの交換については、更新業務として定期点検及び保守業務には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
572	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-13	37		第2節_2舞台関係設備の定期点検及び保守業務	舞台関係設備の定期点検及び保守業務については、舞台関係設備の修繕業務や更新業務は含まれないと認識しております。レクチャー室等、普及発信施設側で使用される機材については、舞台関係設備の定期点検及び保守業務には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	舞台関係設備の定期点検及び保守業務には舞台関係設備の修繕業務や更新業務は含まれません。舞台関係設備の修繕業務については、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」4.⑩「付帯する工作物」により実施し、舞台関連設備の修繕業務は事業者の業務範囲に含まれます。普及発信施設側で使用される機材については、舞台関係設備ではありませんが、定期点検及び保守業務の対象です。
573	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-13	40		2_2_(1)舞台関係設備の定期点検及び保守業務に係る要求水準	「事業者は、【添付資料5-2-4】及び【添付資料5-2-5】を満たすために必要となる業務を実施する。」との記載がありますが、グランドピアノの保守点検は事業者の業務外(振興会様での手配・費用負担)という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
574	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-16	6		第2節_7_(1)什器・備品調達業務	令和4年2月24日公表「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針」に対する質問と回答の「NO.518_什器・備品の保守、修繕及び更新は本業務の対象外との理解でよいか。」という質問に対して「No3の回答をご参照ください」と回答がありました。本該箇所を確認し「保守(状態確認、そして報告)」は実施するが、「修繕」と「更新」は事業範囲外と理解しましたが間違いないでしょうか。参照箇所では読み取り方により違う理解をする可能性があるため、対象外か否かの明確な回答を頂きたく再質問させて頂きました。	什器・備品の保守、修繕及び更新は業務対象外です。【資料-2】「業務要求水準書」第5章、第2節、4.(1)④において什器・備品を確認して報告書を提出する業務は業務範囲に含まれます。
575	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-16	6		第2節_7_(1)什器・備品調達業務	施設備品(除塵・雨天マット、傘立て、ゴミ箱、汚物入れ、カラーコーン、サイン板等)などの共用施設等に必要となる備品について、 ①上記備品について、負担区分(振興会or事業者)をご教示ください。 ②事業者で負担する場合、該当する業務をご教示ください(例:維持管理業務の什器・備品調達業務など)。	共通使用部分における什器・備品や消耗品などの購入は、管理組合により行います。 費用の負担については、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
576	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-16	7		第2節_7_(1) 什器・備品調達業務	事業者は、要求水準書で規定した什器・備品について、【添付資料5-2-11】「什器・備品調達に係る要求水準」に基づき調達を行う。(中略) また、既施設から国立劇場に持ち込む舞台照明設備及び舞台音響設備は【添付資料5-2-23】「持ち込む舞台設備」に示す。という記述がありますが、現在ご使用している照明器具を事業者側で一時引取り、保管し、新しい国立劇場へ納品し使用するという解釈でよろしいでしょうか。また、持ち込む舞台照明機材等の施設内の設置場所(倉庫等)も考慮すべきでしょうか。	現在使用している照明器具の一時引取、保管、新しい国立劇場への納品は業務範囲外です。持ち込む舞台照明機材等の施設内の設置場所については【資料-2】「業務要求水準書」第4章において定めています。
577	12_(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	5-16	8		第5章_第2節_7 什器・備品調達業務	「什器・備品について…調達を行う」とありますが、これら什器・備品は、事業者から振興会様に引き渡し、所有権移転を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
578	13_(添付1-1)用語の定義	1	62			用語の定義で『近接：同一階に計画し、相互の距離を可能な限り小さくすることをいう。』との記載があるが、添付資料4-7-2 P2 配置等で『大劇場舞台に近接(同一フロア)を原則とするが、やむを得ない場合は楽屋1,2,3,4のみ上下階の配置も可とする。』との記載もある。近接との記載があっても同一階でなくても許される基準を提示いただきたい。	ご質問の【添付資料4-7-2】「楽屋各室の性能特記事項」に記載ある「楽屋1,2,3,4」のような例外を規定している場合を除いて認められません。
579	15_(添付2-1)本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容	2	14		運營業務	国立劇場の公演記録映像・音声収録等業務はR6~R11の間の他施設劇場での撮影は必要ないでしょうか。	令和6年度から令和11年度の間の他施設劇場での公演記録映像・音声収録等は、本業務の対象外としています。
580	15_(添付2-1)本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容	2	16		運營業務	国立劇場の「公演記録映像・音声収録等業務」については「R11年～」との記載がありますが、R6年以降の外部施設を利用した公演についての撮影は不要という認識でよろしいでしょうか。	令和6年度から令和11年度の間の他施設劇場での公演記録映像・音声収録等は、本業務の対象外としています。
581	16_(添付2-2)業務工程概要	1	6			国立劇場再整備等事業の維持管理・運営期間がR11年度からとあり、振興会の引越しがR11年度上期と設定されています。このことから、来館者を迎える開業日はR11年下期(10月)という理解でよろしいでしょうか。	来場者サービス支援業務の業務提供日については、国立劇場の開業日(令和11年秋頃)以降とし、開業準備支援業務は令和10年度から開業リハーサル等業務を実施します。国立劇場の維持管理・運營業務については令和11年4月1日から開始とし、来訪者への対応は建物引渡し後から必要となります。また、要求水準の内容を実施するために必要な準備等は、契約締結後から事業者により適宜進めてください。なお、引越しは令和11年4~5月頃を予定しています。
582	17_(添付2-3)入居予定人数及び入居部署の勤務時間	1	5		入居予定人数_舞台スタッフ	「公演により増減」とありますが、過去の公演で最大何名増員されたことがあるのかご教示ください。	公演状況により一概には言えませんが、最大120名程度を想定してください。
583	17_(添付2-3)入居予定人数及び入居部署の勤務時間	1	6		入居予定人数_出演者・関係者	「公演により増減」とありますが、過去の公演で最大何名増員されたことがあるのかご教示ください。	歌舞伎公演で190名程度、文楽公演で120名程度、大衆芸能公演で30名程度が業務を行った実績があります。
584	17_(添付2-3)入居予定人数及び入居部署の勤務時間	1	7		入居予定人数_研修生	「募集状況により増減」とありますが、過去最大何名入居していたことがあるのかご教示ください。	研修状況により一概には言えませんが、伝統芸能は最大45名程度、現代舞台芸術は最大110名程度を想定してください。
585	20_(添付4-1)都市計画等に係る条件	1	2		公共施設の配置(空地、歩行者ネットワークの確保)	空地率の計算に当たって「室内空間と広場等との一体的なつながり」に求められる具体的な条件、設えとは何か。	来場者以外の人も自由に出入りでき、すべての来場者等が利用可能なグランドロビー等の室内空間と広場等との一体的なつながりを期待しています。なお空地率の計算にあたっては、設計段階において東京都との協議が必要となります。併せてNo.436の回答をご参照ください。
586	21_(添付4-2)敷地内高さ制限図	1				皇居への視線等の配慮について、建物高さの最高限度をTP101.7m、入居者の目線高さの最高限度をTP96.7mと想定されておりますが、それ以上高い位置に目線があつてはいけないということでしょうか。また、皇居への視線制御を行えば、目線高さTP96.7mを超えてもよいのでしょうか。	皇居への視線制御を行えば、目線の高さTP96.7mを超えることは可能です。実施にあたっては、確実に視線制御されていることを振興会と協議するものとします。なお、建築物の高さの最高限度は、東京都及び千代田区との都市計画に係る協議及び皇居内施設から複合施設が眺望されないことを念頭に想定しているものです。また入居者の目線の高さの最高限度は、複合施設から皇居内施設を眺望することのできない高さを想定しているものです。
587	21_(添付4-2)敷地内高さ制限図	1				皇居への視線等の配慮について、建物高さの最高限度をTP101.7m、入居者の目線高さの最高限度をTP96.7mと想定されておりますが、皇居側への視線がない場合、建物高さの最高限度及び、入居者の目線高さの最高限度を超えて計画することは認められないでしょうか。	No.586の回答をご参照ください。
588	21_(添付4-2)敷地内高さ制限図	1				皇居への視線等の配慮について、建物高さの最高限度をTP101.7m、入居者の目線高さの最高限度をTP96.7mとされていますが、建物高さの最高限度と入居者の目線高さの最高限度の差5mの根拠をご教示ください。	No.586の回答をご参照ください。
589	21_(添付4-2)敷地内高さ制限図					目線高さの限度は皇居への視線について制限したものであり、敷地西側など皇居の見えない方向については、目線高さの限度はないとしてよろしいでしょうか。	敷地内の建築物高さは、【添付資料4-2】「敷地内高さ制限図」に示す高さを超えないものとしていますが、確実に皇居が視界に入らない方向に限っては目線の高さの最高限度を超えることは可能です。実施にあたっては、確実に皇居が視界に入らないことを振興会と協議するものとします。
590	21_(添付4-2)敷地内高さ制限図					目線高さの限度は皇居への視線について制限したものであり、敷地西側など皇居の見えない方向にのみ開口部のある室は、不特定多数の者が使用できる場合も、目線高さの限度を超えてもよろしいでしょうか。	No.589の回答をご参照ください。
591	21_(添付4-2)敷地内高さ制限図					目線高さの限度は皇居への視線について制限したものであり、皇居の見える方向は開口部のない壁等で目線を制限した屋上広場については、目線高さの限度を超えてもよろしいでしょうか。	目線を制限した場合でも、不特定多数の者が屋上に入居することはできません。
592	21_(添付4-2)敷地内高さ制限図					内堀通り側に面して開口のある室のうち最も高いものについて目線の高さがTP+96.7以下であれば、その他の室(内堀通りに面する面以外のみ開口のある室を含む)については目線の高さがTP+96.7mを超えることが可能と考えてよろしいでしょうか。	No.589の回答をご参照ください。
593	21_(添付4-2)敷地内高さ制限図					『目線の高さ』とあるのは、床面から1,400mmの高さと考えてよろしいでしょうか。	目線の高さは、成人の立位の目線の高さを参考に、床面から1,560mmの高さを想定してください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
594	24_(添付4-5)各室性能表	1	2		【添付資料4-5-1】～【添付資料4-5-10】	〈添付資料4-5-1～4-5-10の各諸室性能表〉では諸室単位でセキュリティの水準が示されていますが、同一の出入口鍵種別、同一のゾーニング・レベルを〈添付資料4-6-2セキュリティ相関図・凡例〉における図のように同一エリアにまとめた場合に、諸室単位ではなくエリア単位でセキュリティを構築すれば要求水準未達とならないという理解で良いでしょうか。	出入口鍵種別及びゾーニング・レベルが同一な各室を同一エリアにまとめた場合であっても、室単位で利用者が異なるため、各室の出入口ごとに電気錠等によるセキュリティが必要となります。
595	27_(添付4-5-3)大道具各室性能表					大劇場、小劇場の揚幕通路の面積が規定されていますが、計画内容により所定の面積が確保できない場合があると思われま。揚幕通路についても規定通り指定面積の±5%の範囲で計画をしなくてはならないのでしょうか。	通路幅は2,000mm以上とし、面積については事業者の提案によることとし、『適宜』に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
596	30_(添付4-5-6)養成研修各室性能表					研修生更衣室の面積が男女共21㎡となっていますが「添付資料4-7-6 養成研修各室の性能特記事項」にはロッカー数男子30人、女子15人となっています。ロッカー数に限らず面積は共通ととらえてよろしいでしょうか。	研修生更衣室の面積は男女共21㎡とします。
597	30_(添付4-5-6)養成研修各室性能表					講師控室の面積が男女共20㎡となっていますが「添付資料4-7-6 養成研修各室の性能特記事項」にはロッカー数男子70人、女子15人となっています。ロッカー数に限らず面積は共通ととらえてよろしいでしょうか。	講師控室の面積は男女共20㎡とします。
598	34_(添付4-5-10)施設設備・交通部分各室性能表	1			b-14EPS/PS/DS	EPS/PS/DSについて、入退室管理が『1』と記載されていますが、重要設備を収容するEPS/PS/DSにのみカードリーダーを設置することが合理的です。重要設備の対象をご教示いただき当該表記を重要設備のEPS/PS/DSに変更いただくことは可能でしょうか。	前段については、No.457の回答をご参照ください。後段について、カードリーダーを設置するEPS/PS/DSは、重要設備を収容するEPS/PS/DSのみとすることも可能とします。
599	36_(添付4-6-2)セキュリティ相関図・凡例	1				グランドロビーと大劇場、小劇場、演芸場のホワイエ間の区画は実線で表記されているが、セキュリティは確保した上で、壁ではなく視線が通るよう腰高程度のパーテーション等として計画しても良いか。	視線を通すことも可能としますが、グランドロビーと各劇場ホワイエ間及び各劇場ホワイエ間は、セキュリティ上区画可能とするとともに、騒音や視線、におい等により各々の空間が持つ雰囲気や観劇気分が損なわれないよう十分配慮した計画としてください。そのうえで事業者の提案によっては、視線の制御について必要に応じて協議します。
600	36_(添付4-6-2)セキュリティ相関図・凡例	1				大劇場、小劇場、演芸場のホワイエにおいて、公演の無い日や時間に一部を開放し、グランドロビーと一体的な利用を想定した計画として良いか。	セキュリティに配慮し、他劇場の運用に支障がないことを前提といたうえで、事業者の提案によります。
601	36_(添付4-6-2)セキュリティ相関図・凡例	1				「出入口鍵種別 凡例にA 扉+電気錠」とありますが、電気錠にはカードリーダーが設置されるという理解でしょうか。	【添付資料4-5-1～10】「各室性能表」及び【添付資料4-6-5】「電気各室性能凡例」をご参照ください。
602	41_(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方	1				室内騒音性能の考え方に記載された発生音想定値が通常よりもかなり高い（厳しい）と考えます。現実的な発生音レベルを再度ご検討いただくことは可能でしょうか。	原文のとおりとします。
603	41_(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方					添付資料4-7-6において研修室7と研修室5、6は相互に近接とありますが、添付資料4-6-7空間遮音性能の考え方では「Dr-80」と厳しい値が設定されており、室レイアウトと空間遮音性能の両方を満たすことは難しいと考えられます。空間遮音性能の考え方の変更になる可能性はございますでしょうか。	原文のとおりとします。
604	41_(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方					添付資料4-7-6においてレッスン室5、6、8、9、またレッスン室7は相互に近接とありますが、添付資料4-6-7空間遮音性能の考え方では「Dr-75」と厳しい値が設定されており、室レイアウトと空間遮音性能の両方を満たすことは難しいと考えられます。空間遮音性能の考え方の変更になる可能性はございますでしょうか。	原文のとおりとします。
605	44_(添付4-7-2)楽屋各室の性能特記事項					床山立方、女形共、有効面積14畳程度とし、踏込み、鬘棚、流し台1台を設けるとの記載がありますが、「添付資料4-5-2 楽屋各室性能表」に記載の室面積には床山立方30㎡、女形20㎡となっています。性能特記に限らず各室性能表に記載の面積確保を優先と考えてよろしいでしょうか。	【添付資料4-5-2】「楽屋各室性能表」の床山女方の室面積を25㎡に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
606	47_(添付4-7-5)客席・ホワイエ各室の性能特記事項	1			M-3	大劇場、小劇場、演芸場のホワイエにおいて、ホワイエ内での飲食に関する記載がないが、観劇客が幕間等の際に飲食可能なエリアと想定しても良いか。	グランドロビーやホワイエの飲食可能エリア以外における飲食は不可とします。グランドロビーやホワイエの飲食可能エリアの設定については、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
607	47_(添付4-7-5)客席・ホワイエ各室の性能特記事項	1			M-3	大劇場、小劇場、演芸場のホワイエにおいて、公演時以外の時間に一部開放し、グランドロビーと同様に、展示やイベントなど、普及発信を行う空間として想定することは可能か。	セキュリティに配慮し、他劇場の運用に支障がないことを前提といたうえで、事業者の提案によります。
608	48_(添付4-7-6)養成研修各室の性能特記事項					衛生器具の個数は（公社）空気調和・衛生工学会による「衛生器具の適正器具算定表」における学校の適正器具数レベル1以上とするがあります。 「添付資料2-3入居予定人数」には伝統芸能の研修生15人（うち女性3人）、現代舞台芸術の研修生は70人（うち女性40人）とありますが、「添付資料4-7-6 養成研修各室の性能特記事項」伝統芸能の研修生ロッカー数男子30人、女子15人、現代芸術研修生約102名（男性46名・女性56名）とあります。 衛生器具の適正器具算定においては養成研修各室の性能特記事項に記載の人数を優先と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
609	49_(添付4-7-7)調査資料各室の性能特記事項	1	14		レファレンス（調査資料）	「部屋の形状に合わせて集密書架を設置し、可能な限りの収納量を確保する」とありますが、最低収納量の想定があれば教えてください。	現状で、フィルム等は平行移動書棚（3列4連、W3600・D900・H2100）約2台分と引出型収納庫（W900・D550・H1100）約25台分、映像資料等は集密書架（複式4連、W3800・D380・H2000）6台分の収蔵量があります。
610	49_(添付4-7-7)調査資料各室の性能特記事項	1	15		U-2_貸出用収蔵庫	「部屋の形状に合わせて集密書架を設置し、可能な限りの収納量を確保する」とあるが、収納量などの仕様や数など検討の参考値として、現状保管している資料の量または今後の収集・保存方針など、考えをお示しください。	No.609の回答をご参照ください。
611	49_(添付4-7-7)調査資料各室の性能特記事項	2	3		V-1_収蔵庫①(図書資料)	「資料の形状に応じた専用収納棚を設置する。」とあるが、適切な棚を検討するための仕様や台数等または資料の形状・点数をお示しください。	現状で、図書資料（単行本、台本、筋書、上演資料集、図鑑など）は約30万点収蔵しています。
612	49_(添付4-7-7)調査資料各室の性能特記事項	2	4		収蔵庫②(博物資料)	「資料の形状に応じた専用収納棚を設置する。」とあるが、適切な棚を検討するための仕様や台数等または資料の形状・点数をお示しください。	現状で、博物資料（絵画、文献、人形、番付、版画、ポスターなど）は約9万点収蔵しています。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
613	49_(添付4-7-7)調査資料各室の性能特記事項	2	5		収蔵庫③(視聴覚資料)	「資料の形状に応じた専用収納棚を設置する。」とあるが、適切な棚を検討するための仕様や台数等または資料の形状・点数をお示しください。	現状で、視聴覚資料(映画フィルム、テープ、レコード、写真フィルムなど)は約32万点収蔵しています。
614	50_(添付4-7-8)普及発信各室の性能特記事項	1	8		W-1_企画展示	「壁面展示ケースは、無反射又は低反射アクリルパネル仕様とする。」とありますがアクリルをガラスに読み替えてよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
615	50_(添付4-7-8)普及発信各室の性能特記事項	2	10		W-6_ショップ	備考欄に、備品等:レジカウンター、レジと記載がありますが、この備品は普及発信施設の備品として事業費(什器、備品等調達業務費)の一部として、振興会が負担すると考えてよろしいでしょうか。	飲食物販等については独立採算であり、レジカウンターやレジの調達は事業者の負担により行ってください。
616	51_(添付4-7-9)事務管理各室の性能特記事項	2	17			Z-32国立劇場制作部、制作部資料室では配置等が事務室(公演計画課に近接)に近接となっています。また、添付資料4-5-9事務管理各室性能表のゾーニング・レベルが会議室になっています。制作部資料室は会議室のセキュリティゾーニング・レベルと見え、事務室のエリア外と考えるとよろしいでしょうか。	制作部資料室は事務室(公演計画課に近接)に近接することとし、【添付資料4-5-9】「事務管理各室性能表」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
617	51_(添付4-7-9)事務管理各室の性能特記事項	5	10		Z-36チケットセンター	配置等について「事務室(販売計画課、営業課)に隣接」とありますが、普及発信施設の運営スタッフ事務室を兼ねるとあることから、販売計画課および営業課と普及発信施設の運営支援業務との具体的な業務連携のあり方について考えをお示しください。	要求水準を満たしたうえで、効率の良い運営のための連携について提案してください。
618	51_(添付4-7-9)事務管理各室の性能特記事項	8	3			『a-3 備蓄倉庫B』の配置は劇場エリアに設置と記載があるが、【添付資料4-5-9「事務管理各室性能表」】でa-3 備蓄倉庫Bのゾーニングは事務管理エリアとなっている。劇場エリアに事務管理諸室が集まるエリアが必要ということか確認したい。	「a-15 備蓄倉庫B」は劇場エリアに設置することとし、【添付資料4-5-9】「事務管理各室性能表」及び【添付資料4-6-2】「セキュリティ相関図・凡例」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
619	55_(添付4-9-2)公演記録設備仕様表					公演記録設備仕様表にある機材は、製造中止等にて入手できない可能性もありますが、現行機材は持ち出せない(使用できない)想定でよろしいでしょうか。	製造中止等により入手できない場合は、同等品以上の機材を調達してください。既存施設の機材は持ち出しません。
620	58_(添付4-10-3)大劇場 舞台床機構図・仕様表	1, 2				花道すっぽんのサイズで、1ページでは1061mm×1061mmとなっていますが、2ページ大劇場 舞台床機構仕様表では No2花道スッポン1、No3花道スッポン2共に1061mm×2121mmとなっています。花道スッポン1, 2共、サイズは1061mm×1061mmと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。舞台床機構仕様表にはスッポン2台分の寸法を表しています。【資料-2】「要求水準書」第4章. 第6節. 2. (1)③ c. (a) (ア)をご参照ください。
621	59_(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表	3				大劇場舞台吊物機構仕様表では、No96上手前・下手前サスペンションライト2台、No97上手奥・下手奥サスペンションライト2台となっています。【添付資料4-10-8】大劇場 舞台照明設備仕様書2ページでは、これに加え、No12上手中・下手中サスペンションライト1式の記述があります。上手中・下手中サスペンションライト用の吊物機構2式を新たに設けるということでしょうか。	舞台機構は上手、下手とも前と後の2つになっていますが、照明負荷回路は上手、下手とも3系統を前と後ろに振り分けることとなります。なお、振り分け方については、事業者との協議のうえ振興会が決定します。
622	63_(添付4-10-8)大劇場 舞台照明設備仕様表	3	13	12		上手中・下手中サスペンションライトが追加されており、機構設備には考慮されていないのですが、上手前・下手前サスペンションライト並びに上手奥・下手奥サスペンションライトと同様の使い勝手として考慮してよろしいでしょうか。	No. 621の回答をご参照ください。
623	63_(添付4-10-8)大劇場 舞台照明設備仕様表					【添付4-10-8大劇場 舞台照明設備仕様表】、【添付4-10-9大劇場 舞台音響設備仕様表】のように、研修部門用の照明・音響備品がリストアップされていないが、これは事業者が特段用意する必要がないとの理解でよろしいか。	養成研修における備品等については、【参考資料5-2-22】「什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電」をご参照ください。
624	68_(添付4-11-3)小劇場 舞台床機構図・仕様表	1, 2				花道すっぽんのサイズで、1ページでは1000mm以上×1000mm以上となっていますが、2ページ小劇場 舞台床機構仕様表では No4花道スッポン1、No5花道スッポン2共に1000mm×2000mmとなっています。花道スッポン1, 2共サイズは1000mm以上×1000mm以上と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。舞台床機構仕様表にはスッポン2台分の寸法を表しています。【資料-2】「要求水準書」第4章. 第6節. 3. (1)③ c. (a) (ア)をご参照ください。
625	85_(添付4-13)個人情報の取扱いに関する特約条項	1	29		第2条(8)	「本契約の履行後、廃止後又は解除後に、甲から提供された個人情報の媒体があるときは、契約履行の完了と同時に振興会に返却する。また、複製等を行った個人情報があるときは、完全に消去する等適切な処理を行う」旨の記載がございますが、法令による保管義務又は業務記録等として一部資料の保管が必要となる場合において、個人情報を含む書面及び複写物等を保管することは、本条の規定に反するものではないかと考えてよろしいでしょうか。	別途、法令等の遵守すべき規定の対象となる資料がある場合においてはご理解のとおりです。
626	85_(添付4-13)個人情報の取扱いに関する特約条項	1	47		第5条(2)	「甲は、個人情報の秘匿性等に応じて、年に一回以上、乙の事務所及び関連施設に立入り、個人情報の管理体制、実施体制及び個人情報管理の状況を、検査その他の方法で確認する」旨の記載がございますが、事業者の各構成企業の社屋内には、本事業とは別途、秘密保持義務を負う図面や各種資料等を保管しておりますので、情報セキュリティの必要上、各構成企業の社屋内に立ち入って監査を行うことはご容赦いただき、事業者の情報管理体制について報告等を要する場合は、本事業の担当者から必要な説明を行うことで対応させていただきますでしょうか。	事業者による説明により個人情報の管理体制、実施体制及び個人情報管理の状況が適正に確認し難い場合には、立入りによる検査を行う必要があります。
627	85_(添付4-13)個人情報の取扱いに関する特約条項	2	2		第5条(3)	「甲は、所定の調査結果又はその他の事由に基づき、乙における個人情報の管理体制が不十分であると判断したときは、乙に改善を請求し、乙はこれに従わなければならない」旨の記載がございますが、振興会様による当該判断は、事実関係を踏まえ、客観的かつ妥当性のある基準により行われることが前提であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
628	88_(添付4-16)建設工事に関する留意事項	6	16		z_(a)	「建設副産物情報交換システム」について、入力だけで書類等の提出はないかと考えてよろしいでしょうか。	記載のとおり、「建設副産物情報交換システム」により作成した「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」により振興会に報告してください。
629	88_(添付4-16)建設工事に関する留意事項	7	21		b b_(a)	「振興会が使用する200㎡程度の仮設事務所」は、解体工事着手時点(2024/2/1)～建物引渡し(2029/3/31)までの期間を想定すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、建物引渡し時には敷地内の外構工事を含めてすべての工事が完成していることが必要となります。そのため、敷地内に仮設事務所を設置する場合は、撤去時期等を考慮したうえで設定してください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
630	88_(添付4-16)建設工事に関する留意事項	8	45		ee. (b)	「工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全する」旨の記載がございますが、工事中止期間中の現場保全について、事業者が負担すべきではないと認められる費用については、振興会様にてご負担いただけますでしょうか。	工事の一時中止に係る取扱いについては【資料-1】「事業契約書(案)」の第35条から第37条をご参照ください。
631	89_(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	2		1 業務の概要	「事業期間中の建物の基本的性能を保持するために定期的な修繕を行う業務」との記載がありますが、舞台関連の機構設備についても「建物の基本的な性能」に含まれますでしょうか。	舞台関連の機構設備は建物の基本的な性能に含まれないため、要求水準及び添付資料に確保すべき性能を定めています。
632	89_(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	7		3. 修繕業務の考え方	令和4年2月24日公表「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針」に対する質問と回答の「NO.877_更新が実施されないことにより発生する修繕費は振興会が負担する認識でよいか」という質問に対して、「【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章. 第1節. 5. (3)⑤をご参照ください」と回答がありました。参照個所の表現ですと理解ができず認識の違いが出てきてしまうため、振興会が負担するか否か等明確にご回答頂きたいをお願いします。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 5. (3)⑤において定める長期修繕計画書に基づき振興会が適切に更新を行います。修繕のみでは要求水準を満足することができず、代替措置等を講じる必要が生じた場合、当該費用について振興会が負担します。
633	89_(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	7		3. 修繕業務の考え方	令和4年2月24日公表「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針」に対する質問と回答の「NO.569_舞台関連設備の修繕・更新」において、「舞台関係設備の修繕業務については、No.564の回答のとおり【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」4. ④「付帯する工作物」により実施します。」と回答がありました。つまり、軽微な修繕、計画修繕含めて(更新、大規模修繕除く)、舞台関連設備の修繕業務は事業者の業務範囲という理解でよろしいでしょうか。参照個所の提示ですと認識の違いが出てきてしまうため、含むもしくは含まない等明確にご回答頂きたいをお願いします。	舞台関係設備の修繕業務については、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」4. ④「付帯する工作物」により実施し、舞台関連設備の修繕業務は事業者の業務範囲に含まれます。なお、本業務に要する工具・測定機等の費用については受託者の負担とし、対象の舞台機構のうち、補充の必要が認められた交換品及び消耗品については振興会の負担とします。
634	89_(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	7		3. 修繕業務の考え方	「不適切な維持管理その他事業者の責に帰する事由により、予測し難い機器の更新が必要となった場合でも事業者の責任と負担でこれを行う」とありますが、設備機器のメーカーによる部品生産が終了し修繕が不可能となった場合は、「その他事業者の責」とはならず、振興会にて更新頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担とします。 また、不可抗力による場合は、事業契約書(案)第36条及び別紙6に規定された負担割合に応じて当該費用を負担することになります。 なお、「要求水準書」第5章. 第1節. 5. (3)⑤による長期修繕計画書、各年度修繕計画書を作成時点で、事業期間中に必要な予備部品等を適切に確保することを求めます。
635	89_(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	12		3 修繕業務の考え方	「修繕は【参考資料5-1-4】「修繕・更新周期の考え方」を参考にを行うものとする。」とありますが、5-1-4に舞台設備についての記述がありません。舞台設備・備品の修繕、定期的な更新・交換についての費用負担についても、振興会様側で負担するという認識でよろしいでしょうか。	No. 633の回答をご参照ください。
636	90_(添付5-1-2)諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限	1	5			日常清掃の立入制限「公演中」について、9:00-22:00に設定されています。例えば公演が午後からであったとしても9:00以降は制限が掛かるとの理解でよろしいでしょうか。	9:00-22:00が原則ですが、実際の公演時間により制限がかかることご認識ください。
637	90_(添付5-1-2)諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限	1	5			清掃業務範囲 日常清掃に「公演」と記載がある箇所について、期間中の清掃頻度は1日1回と考えてよろしいでしょうか。	【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」に記載のとおり、稽古日からばらしまでの期間中に毎日行うものと設定しています。1日の清掃回数については、要求水準によるほか、事業者の提案によります。
638	90_(添付5-1-2)諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限	1	5			特高電気室や電気室、機械室も定期清掃範囲となっておりますが、設備管理者以外の人員出入は望ましくなく、清掃実施時において事故発生リスクもあることに加え、バックスペースであるため清掃の必要性もないと考えます。これらの部屋について定期清掃対象範囲外とすることをおをご検討頂きたく存じます。	原文のとおりとします。なお、事故発生リスクについては、【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」4. (3)⑥b. に記載のとおり、『電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分』は省略できることとしています。
639	90_(添付5-1-2)諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限	1	5			事務管理部門諸室などは定期清掃を月に2回と規定されておりますが、一般的な事務室等に比べて過剰仕様と思われる。どのような清掃を考えられた頻度設定及び具体的に想定されている作業を開示頂きたく存じます。また、当社として過剰と判断した場合は、仕様を削減することは可能でしょうか。	前段については、【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」に記載のある作業内容をご参照ください。後段については、【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」3. において、『周期については、【添付資料5-1-2】「諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限」による。』としているとおり、必要な実施頻度を示しています。なお、効率的な業務の実施に寄与すると考えられる場合は、事業契約後に事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
640	90_(添付5-1-2)諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限				立入りに関する制限_時間帯	「公演中」とあるものは「在室時間帯(参考)」において「公演時」と示されている時間帯全域において立入り制限があるわけではなく、実際に公演が行われている時間帯のみ立入り制限があるという理解でよろしいでしょうか。(例えば、大劇場舞台について9:00から22:00まで立入り制限がされるのではなく、公演前後の時間帯のみ立入りが制限されるなど)	No. 636の回答をご参照ください。
641	90_(添付5-1-2)諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限				立入りに関する制限_時間帯	「利用時」とあるものは「在室時間帯(参考)」において「利用時」と示されている時間帯全域において立入り制限があるわけではなく、実際に諸室が利用されている時間帯のみ立入り制限があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
642	90_(添付5-1-2)諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限				立入りに関する制限_時間帯	「立入りに関する制限_時間帯」において「利用時」とあり、「在室時間帯(参考)」において「常時」とあるものについてはどのように考えればよろしいでしょうか。	「在室時間帯(参考)」において『常時』としている時間帯以外で対応してください。
643	90_(添付5-1-2)諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限				立入りに関する制限_入室許可先業務	「入室許可先業務」とは何を指すのかご教示ください。	『入室許可先業務』と記載がある室は、入室にあたって許可が必要です。
644	91_(添付5-1-3)維持管理・運営に係る配置者の一覧	1	12		1.(5)維持管理・運営業務に係る振興会との連絡窓口	維持管理・運営業務に係る振興会との連絡窓口は統括責任者、統括責任者補佐、維持管理・運営業務の各業務責任者・副責任者・業務従事者との兼務は可能との理解でよろしいでしょうか。	連絡窓口は各業務責任者・副責任者・業務受持者との兼務は可能です。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
645	94_(添付5-2-1)定期点検等及び保守業務に係る要求水準	1	10		3_(1)定期点検等及び保守業務の要求水準	「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)により業務を実施する。」とありますが、機器やメーカーによりメンテナンス手法が異なることや、事業者の点検ノウハウの活用観点のふまえ、建築保全業務共通仕様書はあくまで参考とし、協議の上、設置機器等に対して適切な頻度・方法での実施とさせていただきますでしょうか。	No.561の回答をご参照ください。
646	94_(添付5-2-1)定期点検等及び保守業務に係る要求水準	1	11		3_(1)	建築保全業務共通仕様書の改定された場合、どのような対応となるかご教示願います。	法令等の重要な変更があった場合の対応は協議とします。
647	95_(添付5-2-2)国立能楽堂定期点検等及び保守業務に係る設備・点検項目等	22	11		1_(4)交換対応	設置されている消火器の製造年をご教示ください。	【参考資料5-2-2】「国立能楽堂定期点検に係る検査報告書及び国立能楽堂修繕履歴等」に「消火器管理票」を追加しますので、ご参照ください。
648	95_(添付5-2-2)国立能楽堂定期点検等及び保守業務に係る設備・点検項目等	69			別紙単線結線図	文字が読み取れないため、解像度が高い資料を開示頂きたく存じます。	【添付資料5-2-2】「国立能楽堂定期点検等及び保守業務に係る設備・点検項目等」の「別紙単線結線図」を高解像度の図面に差し替えますので、ご参照ください。
649	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	11		1_(1)_⑤	「新規に購入を予定している舞台関係設備及びソフトウェア等の更新時期については、振興会と協議を行い、業務計画書に記載すること。」とあるが、更新時期を業務計画書に記載するだけで、更新業務の費用は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
650	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	11		1_(1)_⑤一般事項	「舞台関係設備及びソフトウェア等の更新時期については～業務計画書に記載すること」とありますが、ソフトウェアの更新も、振興会が行う修繕業務における「更新」に含まれ、事業者負担ではないとの理解でよろしいでしょうか。	No.649の回答をご参照ください。なお、ソフトウェアを更新した後の舞台関係設備についても点検・保守の対象となります。
651	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	11		1_(1)_⑤一般事項	「新規に購入を予定している設備の更新時期については振興会と協議を行い、業務計画書に記載すること」との記載がありますが、業務計画を検討するにあたり、各設備に関する更新費用についての考え方を教えてください。更新費用は振興会様での負担という理解でよろしいでしょうか。	現時点で新規に購入を予定している設備はありません。
652	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	13		1_(1)_⑥一般事項	「点検・保守に必要な工具、計測機器～事業者負担とする」とありますが、2.舞台設備機構～10.公演記録映像収録設備までの各業務において既存施設での実績(種類、数量等)についてご教示ください。	既存施設での実績は把握していません。
653	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	17		1_(1)_⑧	「振興会の承諾なしに、設備及び機器等を改変並びに修理してはならない。」とありますが、承諾が出ない場合は修理する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	修理が必要かつ承諾が出ない場合は、修理が必要でない場合と修理方法が適切でない場合が想定されます。修理が必要でない場合は修理する必要はありませんが、修理方法が適切でない場合は適切な修理方法を提案のうえ、承諾を得る必要があるとお考えください。
654	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	17		1_(1)_⑧一般事項	「振興会の承諾なしに、設備及び機器等を改変並びに修理してはならない」とありますが、参考資料5-2-4～5-2-20「費用の負担」等に記載があるように、交換品及び消耗品については振興会の負担、つまり修繕は振興会の負担(事業範囲外)との理解でよろしいでしょうか。	No.633の回答をご参照ください。
655	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	18		1_(1)_⑨一般事項	「陳腐化リスクについては、業務計画書による」とありますが、もし陳腐化に対応するため設備機器等を更新する場合は、振興会が行う修繕業務における「更新」に含まれ、事業者負担ではないとの理解でよろしいでしょうか。	陳腐化リスクは竣工時に設置する設備機器などに関するものと、竣工後に関するものがあります。前者については、事業者の業務・負担に含まれます。後者については、陳腐化による設備機器の更新は想定しておらず、事業者側の判断で更新する場合は事業者の負担となります。
656	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	19		1_(1)_⑩一般事項	本番時や仕込み・撤収時の安全管理について、「舞台関係設備の定期点検及び保守業務の中でトラブル対応なども行う」との記載がございますが、設備の作動状況を確認する以外にも、例えば搬出入作業の安全管理なども行う必要がございますでしょうか。「安全管理」の業務の範囲をお知らせください。また、「保守業務の中で行う」とのことですが、例えば舞台機構の機器メンテナンスを行う保守事業者が、音響機材の仕込み作業の安全管理も行う、といったことが求められているという理解でよろしいでしょうか。	前段の安全管理については、【資料-2】「業務要求水準書」第5章、第1節、5.(3)④をご参照ください。後段については、舞台関係設備を対象としていますので、ご理解のとおりです。
657	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	24		1_(2)業務実施体制	「業務従事者」と「常駐業務従事者」という2種類の記載がございますが、「業務従事者」はメンテナンスを中心とした保守点検業務を指し、「常駐業務従事者」は舞台技術全般の知識を持ち、一般的な技術管理業務を行うという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「業務従事者」の定義は【添付資料1-1】「用語の定義」をご参照ください。本業務の常駐業務従事者については、【添付資料5-2-4】「国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」1.(2)③④をご参照ください。
658	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	27		1_(2)_②	業務副責任者は業務責任者を補佐する者とする。とありますが、業務副責任者は業務責任者を補佐する者の誤りでしょうか。本件は、実施方針に関する質問回答において事業者からの指摘に対し、誤りであることを確認いただいている一例ですが、各種資料において入札公告時に修正されていない箇所が多数ございます。そのままにしておきますと提案まで又は事業者決定後においても振興会様と応募者(事業者)との間で解釈の行き違いが生じる恐れがあり、お互いに都度解釈確認の膨大な手間がかかりますので、各種資料の修正版を再度公表いただけないでしょうか。再度公表いただけない場合は、事業契約書(案)第4条等において、実施方針及び実施方針質問回答の位置づけを規定いただけないでしょうか。	業務副責任者は業務責任者を補佐する者としてします。【添付資料5-2-4】「国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
659	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	27		1_(2)_②業務実施体制	「業務副責任者は業務責任者を補佐する者」とありますが、業務副責任者ではなく、業務責任者を補佐する者ではないでしょうか。	No.658の回答をご参照ください。
660	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	29		1_(2)_③	常駐の業務従事者は、それぞれの劇場の公演日について、それぞれ最低何名必要でしょうか。	要求水準を満たす範囲において、事業者の提案によります。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
661	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	29		1_(2)_③ 業務実施体制	常駐業務従事者につきましては、「メンテナンス等が行える保守管理業務の従事者」と、「運用時の技術管理業務の従事者」のどちらが求められておりますでしょうか。もしくは、両方の従事者が1名ずつなど、それぞれ常駐していくイメージでしょうか。	No. 645及びNo. 660の回答をご参照ください。
662	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	29		1_(2)_③ 業務実施体制	常駐業務従事者について、「最低5年以上の点検・保守業務の実務経験を有する」と記載がありますが、「点検・保守業務」というのは、「技術設備のメンテナンス等の業務」という理解でよろしいでしょうか。その場合に、業務責任者については、6年以上の技術設備の保守メンテナンス業務の経験を持ち、舞台・照明・音響・収録設備のすべてのメンテナンス業務についての知識も持つ人材を配置するといった理解でよろしいでしょうか。	前段については、No. 645及びNo. 660の回答をご参照ください。後段については、No. 657の回答をご参照ください。
663	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	29		1_(2)_③ 業務実施体制	常駐業務従事者について、「最低5年以上の点検・保守業務の実務経験を有する」と記載がありますが、「点検・保守業務」というのは、「技術設備のメンテナンス等の業務」という理解でよろしかったでしょうか。舞台設備の管理運営を行う意味合いでの「技術管理業務の実務経験を有する」といった記載に変更いただくことは可能でしょうか。	前段については、No. 645及びNo. 660の回答をご参照ください。後段については、原文のとおりとします。
664	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	32		1_(2)_④	「常駐業務従事者は舞台照明設備、舞台音響設備、公演記録収録設備などの機器及びその取り扱い方法についての知識を持ち、」とありますが、舞台機構設備についての知識は不要でしょうか。もしくは、舞台機構設備の知識を持つ者が常駐することが前提で、照明・音響・記録設備のすべての知識を持つ人材配置が必要ということでしょうか。	本業務の常駐業務従事者については、【添付資料5-2-4】「国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」1.(2)③④を参照し、事業者において適切に人員を配置してください。
665	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	32		1_(2)_④	「常駐業務従事者は舞台照明設備、舞台音響設備、公演記録収録設備などの機器及びその取り扱い方法についての知識を持ち、」とありますが、照明・音響・記録設備など、それぞれの分野の保守点検事業者をそれぞれ常駐させる必要があるという認識でよろしいでしょうか。すべての機材についての知識を持つ保守点検事業者を確保するのは困難です。	No. 664の回答をご参照ください。
666	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	32		1_(2)_④ 業務実施体制	常駐業務従事者について、「舞台照明設備、舞台音響設備、公演記録収録設備等の機器及びその取り扱い方法についての知識」が求められておりますが、それぞれの設備について、メンテナンスまでを行える技術が求められているとの認識でよろしいでしょうか。その場合に、全ての稼働日で、各設備の専門知識を有する者をそれぞれに揃え、各劇場に常駐させる必要がございますでしょうか。	前段について、本業務では、舞台関係設備の点検・保守、軽微な修理及び機能調整等を求めています。また、修繕業務については、No. 633の回答をご参照ください。後段の人員配置については、No. 664の回答をご参照ください。
667	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	42		1_(4)_①	「事業者は、24時間出勤体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処すること。」とありますが、最善の手段で対処するとは修理するという理解でよろしいでしょうか。舞台関係設備に関する業務範囲は点検・保守であり、修繕・更新は含まないという認識ですが、修理した場合、その費用の扱いはどのようなのでしょうか。	前段については、最善の手段に修繕・更新が含まれる場合があります。後段については、No. 633の回答をご参照ください。
668	97_(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1			1_(4)_① 故障時等の対応	「事業者は不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処すること」との記載がありますが、一方で(1)一般事項の⑧において、「振興会の承諾なしに修理してはならない」との記載もございます。トラブル対応での初期対応での修理等においても、すべて振興会様の許可が必要という理解でよろしいでしょうか。また、修理に要した費用は振興会様の負担という理解でよろしいでしょうか。	不時の故障や事故に対する初期対応で、修理等が必要な場合も、すべて振興会の許可が必要となります。修理を行う場合の負担の考え方は、No. 633の回答をご参照ください。
669	98_(添付5-2-5)国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	3		1_(1)	常駐業務の業務の概要として「舞台機構設備」の記載がありませんが、能楽堂については対応は不要という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
670	98_(添付5-2-5)国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	3		1_(1)	常駐業務の業務の概要として「国立能楽堂の舞台照明設備、舞台音響設備、公演記録収録設備、視聴覚設備、舞台監視映像設備、音声・映像回線設備及びそれらに付随する設備に関し、運用時の保守、障害発生時の対応及び運用支援の業務を行う。」との記載がありますが、各分野の設備に対応するにあたって、それぞれの分野の保守点検事業者を常駐させる必要がございますでしょうか。	【添付資料5-2-5】「国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」1.(3)のとおり、原則1日につき1ポストの勤務とし、必要と認められる場合には、振興会と協議のうえ、増員も可能としています。
671	98_(添付5-2-5)国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	3		1_(1)	常駐業務の業務の概要として「国立能楽堂の舞台照明設備、舞台音響設備、公演記録収録設備、視聴覚設備、舞台監視映像設備、音声・映像回線設備及びそれらに付随する設備に関し、運用時の保守、障害発生時の対応及び運用支援の業務を行う。」との記載がありますが、運用支援とは具体的にどのような業務を指すのかご教示ください。	【添付資料5-2-5】「国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」1.(4).③をご参照ください。
672	98_(添付5-2-5)国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	3		1_(1)業務の概要	「舞台照明設備、舞台音響設備、公演記録収録設備、視聴覚設備、舞台監視映像設備、音声・映像回線設備及びそれらに付随する設備に関し、運用時の保守、障害発生時の対応及び運用支援の業務を行う。」とありますが、各機器のトラブル初期対応(各設備のメンテナンス事業者への連絡)だけでなく、管理業務についても常駐で行うとの認識でよろしいでしょうか。その場合に、すべての部署のメンテナンス対応が可能な従事者を、それぞれ常駐させる必要がございますでしょうか。	前段について、本業務においては、舞台関係設備の運用時の保守、障害発生時の対応及び運用支援の業務について規定しています。そのほかの維持管理業務については、要求水準書をご参照ください。後段については、No. 660及びNo. 670の回答をご参照ください。
673	98_(添付5-2-5)国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	11		1_(2)_③ 業務実施体制	業務従事者について、「最低5年以上の点検・保守業務の実務経験を有する」と記載がありますが、「点検・保守業務」というのは、「技術設備のメンテナンス等の業務」という理解でよろしいでしょうか。その場合に、業務責任者については、6年以上の技術設備の保守メンテナンス業務の経験を持ち、舞台・照明・音響・収録設備のすべてのメンテナンス業務についての知識も持つ人材を配置するといった理解でよろしいでしょうか。	前段については、No. 645及びNo. 660の回答をご参照ください。後段については、No. 657の回答をご参照ください。
674	98_(添付5-2-5)国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	11		1_(2)_③ 業務実施体制	業務従事者の要件について、「最低5年以上の点検・保守業務の実務経験を有する者とする」という文言は、「劇場設備の技術管理業務の実務経験を有する」といった記載に変更いただくことは可能でしょうか。	原文のとおりとします。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
675	98_(添付5-2-5)国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	16		1_(3)_①業務時間及び配置人数	令和4年2月24日公表「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」の「NO.701_「原則1日につき1ポスト勤務」と記載がありますが、このポストとは、勤務時間(9時～22時)を1ポストとする理解でよろしいでしょうか。また、休憩は可能でしょうか」という質問に対して、「【添付資料5-2-5】「国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」1.(3)②をご参照ください」と回答がありました。参照個所の表現ですと「振興会と協議のうえ決定する」となっており、適切な見積もり(入札価格の設定)が困難です。振興会と協議のうえ決定するにしてもお考えをお示し頂けないでしょうか。	勤務時間(9時～22時)を1ポストとする理解でよろしいです。休憩に関しては関係法令を遵守のうえ、事業者において適切に設定してください。
676	98_(添付5-2-5)国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	4	14		2_(2)国立能楽堂舞台照明設備定期点検・保守業務 業務実施体制	「業務責任者を配置すること」、「専門の技術者を配置すること」とありますが、現地に勤務させることなく、「選任する」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
677	98_(添付5-2-5)国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	4	32		2_(5)国立能楽堂舞台照明設備定期点検・保守業務 業務上の留意事項	不具合に関して、業務実施中(年1回の精密点検、年1回の簡易点検及び履行期間中のオンコール対応)に発見した業務従事者で対応可能なものは振興会から部材を提供頂き修理を行い、対応不可なものは振興会負担(別途費用を頂き事業者が実施することも含む)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
678	98_(添付5-2-5)国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	12	36		3_(2)国立能楽堂舞台音響設備定期点検・保守業務 業務実施体制	「業務責任者を配置すること」、「専門の技術者を配置すること」とありますが、現地に勤務させることなく、「選任する」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
679	98_(添付5-2-5)国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	13	14		3_(5)国立能楽堂舞台音響設備定期点検・保守業務 業務上の留意事項	不具合に関して、業務実施中に発見した業務従事者で対応可能なものは振興会から部材を提供頂き修理を行い、対応不可なものは振興会負担(別途費用を頂き事業者が実施することも含む)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
680	98_(添付5-2-5)国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	18	26		4_(2)国立能楽堂ITV設備定期点検・保守業務 業務実施体制	「業務責任者を配置すること」、「専門の技術者を配置すること」とありますが、現地に勤務させることなく、「選任する」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
681	98_(添付5-2-5)国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	19	2		4_(5)国立能楽堂ITV設備定期点検・保守業務 業務上の留意事項	不具合に関して、業務実施中に発見した業務従事者で対応可能なものは振興会から部材を提供頂き修理を行い、対応不可なものは振興会負担(別途費用を頂き事業者が実施することも含む)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
682	99_(添付5-2-6)運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	1	7		2_①業務実施体制	業務責任者及び業務副責任者は資格要件及び実務経験年数が条件となっておりますが、類似物件での実務経験や本施設の維持管理及び責任者に適した人材を選定させて頂きたいと考えております。資格要件及び実務経験については協議の上、適切な人材を配置させて頂けますでしょうか。また、資格要件については業務責任者、業務副責任者、業務従事者より法令で必要な資格を保有する人材での体制と致します。	原文のとおりとします。
683	99_(添付5-2-6)運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	1	7		2_①業務実施体制	業務責任者には豊富な経験と高いマネジメント能力を有する者を選任したく考えておりますが、現状の厳しい要件を満たす責任者を20年間配置し続けることは困難であり、入札の公平性を欠く可能性もあると思われれます。関係法令に基づく資格は、業務責任者や業務副責任者、業務担当者の複数名で全てを有することとし、業務責任者の資格要件を「業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者で、実務経歴10年以上の者」、または「業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者で、建築物環境衛生管理技術者・第三種電気主任技術者資格以上・二級ボイラ技師以上・高圧ガス製造保安責任者第二種冷凍機械の内のいずれかの有資格者で実務経歴10年以上の者」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
684	99_(添付5-2-6)運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	1	11		2_②業務実施体制	副責任者の候補を増やし、事業期間中、高い業務品質を維持し続けるため、資格要件を「第三種電気主任技術者資格以上・二級ボイラ技師・建築物環境衛生管理技術者・高圧ガス製造保安責任者第二種冷凍機械の内のいずれかの有資格者で実務経歴10年以上の者」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
685	99_(添付5-2-6)運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	1	13		2_②業務実施体制	「内1名は、業務責任者と別の資格(電気又は機械)の技術者とする。」とありますが、業務責任者が電気技術者を兼任する場合は機械系の資格(二級ボイラ 技師・高圧ガス製造保安責任者第二種冷凍機械等)、業務責任者が機械技術者を兼任する場合は電気系の資格(第三種電気主任技術者資格以上)を保有していればよいとの理解でよろしいでしょうか。	業務責任者と別の資格(電気又は機械)は、業務を遂行するために関連する資格(ビル管理士・消防設備士・危険物取扱者等)を示し、それらの資格を持った技術者を配置してください。
686	100_(添付5-2-7)国立能楽堂運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	1	7		2_①	国立能楽堂の運転監視業務の責任者の資格要件については、法令面で必須ではない資格が条件となっております。また、厳しい条件により人員候補が非常に限定されるため施設として最適な人員を選びにくい状況となっており、要件の緩和を検討頂きたく存じます。	原文のとおりとします。
687	100_(添付5-2-7)国立能楽堂運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	1	32		3_表7-1	表7-1を説明する記述がございませんが、運転監視業務要員の配置については、警備員と同様に要求水準を満たせば各社提案で良いと考えてよろしいでしょうか。	表7-1は、業務時間及び配置人数を示します。運転監視業務要員の配置については、【添付資料5-2-7】「国立能楽堂 運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準」3.①②及び表7-1によります。
688	100_(添付5-2-7)国立能楽堂運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	1			4_① 運転・監視及び日常点検・保守業務の要求水準	「「6 運転・監視及び日常点検・保守の業務内容」により業務を実施する。」とありますが、事業者の点検ノウハウの活用観点をもまえ、「6 運転・監視及び日常点検・保守の業務内容」はあくまで参考とし、協議の上、設置機器等に対して適切な頻度・方法での実施とさせて頂けますでしょうか。	No.568の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
689	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	2	22		4_(2)_①	作業スケジュール検討の参考といたく、現在の業務計画書を開示頂きたく存じます。	【参考資料5-2-24】「日常清掃及び巡回清掃に係る作業計画表」を追加しますので、ご参照ください。
690	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	2	29		4_(3)_②_a. 劇場表方	「～各回公演終了後と次の公演の開場前に定期清掃、～」とありますが、定期清掃ではなく日常清掃又は日常巡回清掃ではないでしょうか。	【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」4.(3)②a.の『各回公演終了後と次の公演の開場前に定期清掃』を『各回公演終了後と次の公演の開場前に日常清掃及び日常巡回清掃』に訂正しますので、訂正表をご確認ください。
691	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	2	32		4_(3)_②_b. 劇場表方	特別清掃・点検により費用の増加が生じた場合にはサービス対価を増額いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」に記載の内容から大幅に乖離が生じた場合は、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
692	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	2	39		4_(3)_③_a. 劇場裏方	「～期間中の個室清掃は行わない。」とありますが、「期間中」とは稽古日からばらしまでの期間との理解でよろしいでしょうか。	仕込み、道具調べからばらしまでの想定ですが、楽屋の使用有無によるため、振興会が毎年度共有する公演スケジュール表をもとに業務計画書を作成してください。
693	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	2	39		4_(3)_③_b. 劇場裏方	「楽屋等」が指す諸室をご教示ください。	表8-2の楽屋各室のうち、【添付資料4-7-2】「楽屋各室の性能特記事項」の『E-1』から『E-23』及び『F-1』から『F-15』、『G-2』から『G-5』を原則として指します。ただし、公演の内容により、楽屋各室の他室についても、この項目の対象とする場合があります。
694	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	2	39		4_(3)_③_b. 劇場裏方	「劇場それぞれで連続して講演が行われる場合」には公演終了後及び公演開始前に楽屋個室清掃は実施しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
695	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	3	11		4_(5) 特別清掃	「～半期ごと並びにその他振興会から特別に指示があった場合に実施する。」とありますが、振興会からの特別の指示によって実施した場合の費用はサービス対価を増額いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 691の回答をご参照ください。
696	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	7	12		5_(2)_①	作業スケジュール検討の参考といたく、現在の業務計画書を開示頂きたく存じます。	No. 689の回答をご参照ください。
697	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	7	22		5_(5) 特別清掃	「～6月ごと及び振興会から特別に指示があった場合に実施すること。」とありますが、振興会からの特別の指示によって実施した場合の費用はサービス対価を増額いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 691の回答をご参照ください。
698	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	7	26		5_(5) 特別清掃	「段通敷き部分については6月ごと～実施する」とありますが、対象箇所は10頁以降の「国立能楽堂構内清掃業務 清掃面積表」に記載の特別清掃箇所のみという理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」4.(5)に記載があるとおり、国立劇場も対象となります。なお、国立能楽堂の対象箇所については、ご理解のとおりです。
699	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	8	6		5_(7) 事務系部分特記事項	「振興会の指定する事務室は、日常清掃は週1回でよいが、屑籠内の塵芥の回収は概ね毎日行うこと。塵芥の回収頻度については、振興会が指定する」とありますが、振興会の指定する事務室についてご教示ください。また、頻度が振興会の指定ですと、適切な見積もり（入札価格の設定）が困難です。振興会と協議のうえ決定するにしてもお考えをお示し頂けないでしょうか。もしくは国立能楽堂の現回収頻度についてご教示ください。	前段については、【添付資料5-1-2】「諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」をご参照ください。後段については、【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」5.(7)③をご参照ください。
700	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	8	17		5_(8)_③ 定期清掃	「貴品室、貴品室次間の清掃は使用する前後に行うこと」とありますが、表8-5では定期清掃（月1回）となっています。表8-5に関わらず仕様の前後に定期精粗を実施すると理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」表8-5を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
701	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	8	17		5_(8)_③ 定期清掃	貴品室及び貴品室次間の想定使用頻度をご教示ください。また、定期清掃回数は使用頻度×2回（仕様前・使用后）の理解でよろしいでしょうか。	前段について想定使用頻度はありませんが、多い年で年間3回程度使用しています。後段については、ご理解のとおりです。
702	101_(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	9	12		6_(2) 事業者の負担	国立能楽堂における事業者負担が必要な消耗品類の直近5年間の実績をご教示ください。	直近およそ2年間の実績について、【参考資料5-2-21】「清掃業務消耗品及び廃棄物量の実績」の表21-2として追加しますので、ご参照ください。
703	102_(添付5-2-9)廃棄物収集・管理及び害虫防除に係る要求水準	1	2		1_(1) 廃棄物収集に係る要求水準	「ごみ容器を設置するとともに、～」とありますが、ごみ容器の購入費用は清掃業務費に含めればよろしいでしょうか。	ロビーに設置されるものは什器・備品調達業務費、その他の部分に設置されるものは清掃業務費に含めてください。
704	102_(添付5-2-9)廃棄物収集・管理及び害虫防除に係る要求水準	1	5		1_(2) 廃棄物収集に係る要求水準	「喫煙室に、吸い殻入れを設置するとともに、～」とありますが、吸い殻入れの購入費用は清掃業務費に含めればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
705	102_(添付5-2-9)廃棄物収集・管理及び害虫防除に係る要求水準	1	11		2_(1)_② 事業系一般廃棄物	「ごみ容器を設置するとともに、～」とありますが、ごみ容器の購入費用は清掃業務費に含めればよろしいでしょうか。	No. 703の回答をご参照ください。
706	102_(添付5-2-9)廃棄物収集・管理及び害虫防除に係る要求水準	1	11		2_(3)_② 産業廃棄物	「ごみ容器を設置するとともに、～」とありますが、ごみ容器の購入費用は清掃業務費に含めればよろしいでしょうか。	No. 703の回答をご参照ください。
707	103_(添付5-2-10)作業環境測定・照度測定に係る要求水準	1	5		2	業務責任者を「第一種又は第二種作業環境測定士の有資格者」としてありますが、同資格は放射性物質や鉛物性粉じんなど労働者に健康被害が及ぶリスクのある事業場において必要となる資格です。国立能楽堂及び新国立劇場において健康被害が及ぶリスクが低く、また空気環境測定や照度測定との関係性が薄いことに加え、建物管理会社での資格所有者も限られる資格となるため、条件緩和についてご検討頂きたく存じます。	原文のとおりとします。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
708	104_(添付5-2-11) 什器・備品調達に係る要求水準	1	11		4. _ (1) 什器・備品調達の要求水準	備品調達とは添付資料5-2-12の「A 什器・備品 調達 業務で新規調達に該当する項目の什器・備品を調達すること。詳細は各種リストを参照」とありますが、リストに記載のある什器・備品以外に、運用上必要となるものは適宜調達する必要があるのでしょうか。その場合、「(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法」にある備品調達費の対価12億を上限として、リストの什器・備品の各仕様や追加分の採用可否を含め振興会と協議の上、事業者が調達するという認識で良いのでしょうか。	No. 331及びNo. 333の回答をご参照ください。
709	106_(添付5-2-13) 什器・備品リスト 舞台備品(大劇場、小劇場、演芸場)				什器・備品リスト	令和4年2月24日公表「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針」に対する質問と回答の「NO. 883 リストには品名・数量・寸法しか記載されておりませんが、要求水準を満たすか否かの判断は、どのような基準でなされるのでしょうか」という質問に対して、「【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章. 第1節. 5. (3)①をご参照ください」と回答がありました。参照箇所は判断基準について記載がありません。認識の違いが出てきてしまうため、明確にご回答頂きたいです。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 5. (3)①要求水準確認計画書において判断基準も示して、振興会の確認を得てください。
710	107_(添付5-2-14) 什器・備品リスト 普及発信施設	1	8		イベントスペース	屋外でのイベントへの拡張性等が要求水準書には記載されているが、什器・備品リストには屋外イベントで使用が想定される備品・什器が見受けられません。調達はどのように考えればよろしいでしょうか。事業費積算の根拠や倉庫の規模確保の観点から具体的にお示しいただけないでしょうか。	No. 331、No. 333及びNo. 535の回答をご参照ください。
711	107_(添付5-2-14) 什器・備品リスト 普及発信施設	2	2		レファレンス(受付・閲覧スペース)	書架を開架する書棚が什器・備品リストにありませんが、既存施設から移設使用するという認識ではなく、施設整備業務において事業者にて整備するという認識でよいのでしょうか。あるいは参考資料5-2-22の閲覧室カウンター、テーブル、椅子、本棚があるが、これらを調達配置すればよいのでしょうか。	受付・閲覧スペースの書棚は、【参考資料5-2-22】「什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電」に含まれると想定しています。
712	107_(添付5-2-14) 什器・備品リスト 普及発信施設	2	20		レファレンス(視聴スペース)	機器関連を収納する台やラックがリストにないが、既存施設から移設使用するという認識でよいのでしょうか。(事業者側で見込む必要はないか)、または機器リストから配置を事業者側で想定し、適切な台やラックを必要に応じて見込めばよいのでしょうか。	事業者側で見込む必要はありません。要求水準に記載の什器・備品が本事業の対象としています。事業者の提案による什器・備品については事業者の費用負担となり、提案にあたっては、振興会の確認が必要となります。
713	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	1	13		1. (2) ① c 警備を指揮する者	cで示す当該施設の警備を指揮する者と、dで示す業務副責任者は同一との理解で宜しいでしょうか。	業務中に施設の警備を指揮する者を配置することは必須としていますが、必ずしも業務副責任者である必要はありません。
714	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	1	15		1. (2) ① d 業務副責任者	業務責任者1名に対し、業務副責任者の人数は事業者の提案によるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
715	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	1	17		1. (2) ① e 異常があった場合の体制	業務責任者又は業務副責任者が業務従事者として配置に就いている場合、異常対応で配置箇所から離れ、未配置になっても要求水準未達とならないという理解で宜しいでしょうか。	配置箇所から離れる場合は、代行者を配置してください。
716	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	2	15		1. (3) ① b 平面駐車場の対応	「平面駐車場は人員による対応とする」とあります。駐車庫室や車路には機器を設置しませんが、利用者に手渡しする駐車券の発行や、車両乗車前に精算を行う為の機器の設置は認められますでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
717	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	2	20		1. (3) ② ポスト配置	「要求水準を満たしたうえで、業務上の安全及びセキュリティを確保できる場合、ポスト数並びに配置日及び時間によらない業務提供の提案を可能とする。」とありますが、公演の無い日時等は平面駐車場を閉鎖することは可能でしょうか。	【添付5-3-1】「警備業務に係る要求水準」1. (3) ②a. (b)に示すとおり、公演有無に関わらず全日9時～翌9時の業務提供を必須としますが、3. 国立劇場の駐車場管理に係る要求水準を満たしたうえで、業務上の安全性及びセキュリティを確保できる場合は、人的対応を行わずとも機械等による業務提供の提案を可能とします。
718	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	2	24		1. (3) ② a. (a) ポスト数	駐車場管理業務のポストは警備員である必要はありますか。	駐車場管理業務の要求水準を満たす範囲で、警備員の配置については事業者の提案によります。
719	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	2	31		1. (4) ① a. (c)	要人等の先導警備とは4号警備に該当しない認識でよろしいでしょうか。	国内外の要人等の先導警備の業務内容については、協力要請の際に振興会及び関係機関との協議により決定します。
720	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	2	36		1. (4) ① b AEDについて	国立劇場・能楽堂におけるAED本体及び関係備品(電極パッドや電池などの消耗品や収納ラック等)の消耗品の調達・維持管理については振興会様の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
721	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	2	41		1. (4) ③ a.	資格所有者は配置要員が保持していればよく、毎日出勤している必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	業務提供日において、業務を実施するポストに配置する必要があります。
722	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	3	27		1. (5) ③ b 通信機器	通信機器の指定はございますでしょうか。	指定はありませんが、振興会による事前の確認が必要です。
723	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	3	29		1. (5) ③ c 防犯護身用具	防犯護身用具は警備業法に定められた仕様となりますので、警備業務受託者が用意するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
724	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	3	31		1. (6) ①	VIP来場時の一般客に対して検査として、持ち物検査委や金属探知機等の身体検査は不要という理解でよろしいでしょうか。	VIP来場時の具体的な業務内容及び必要機器等は、振興会及び関係機関との協議により決定します。
725	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	3	31		1. (6) ① VIP来場時の対応	「VIP来場時等の特別警戒対応及び手荷物検査等を実施」とありますが、特別警戒対応及び手荷物検査の具体的な対応方法についてご教示ください。金属探知機による手荷物及び身体検査は不要という理解でよろしいでしょうか。	No. 724の回答をご参照ください。
726	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	3	32		1. (6) ① a.	特別警戒対応とは、どのような内容を実施するのでしょうか。	No. 724の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
727	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	3	32		1_(6)_①_a VIP来場時等の対応	VIP来場時の手荷物検査等とありますが、具体的な業務内容と必要となる機器をご教示ください。また、必要となる機器は振興会様にてご用意いただけるという理解で宜しいでしょうか。	前段については、No.724の回答をご参照ください。後段については、必要となる機器は事業者において用意いただくことを予定しています。なお、要求水準で求めている以上の機器が必要な場合、機器の費用負担については、事業契約締結後に事業者との協議のうえ、振興会が決定します。
728	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	3	34		1_(6)_①_b 臨時警備の実績	VIP来場時の対応に限らず、振興会様の依頼による警備配置ポスト・時間の延長は別途費用を頂けるとのことですが（実施に関する方針に対する質問と回答:No.739）、警備計画の検証・精査を行うため、現在の契約において臨時的に警備員を増員した実績を開示頂けないでしょうか。	臨時的に警備員を増員した件数及びポスト数の実績は下記のとおりです。 ・平成30年度 2件2ポスト増員 ・平成31年度 4件9ポスト増員 ・令和2年度 2件2ポスト増員
729	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	4	17		2_(1)_①_b 交通誘導	交通誘導(a)～(c)について、労働人口の減少が加速する中、将来的に人員確保が難しくなることが予想されます。人による対応に代わり、サイネージ等による対応もお認めいただけますでしょうか。	国立劇場に相応しい品格及び利用者の利便性が高く舞台芸術を提供する施設の雰囲気と調和したサービス品質を損なわず、要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
730	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	4	19		2_(1)_①_b_(a) 来場者の交通整理及び誘導	来場者の交通整理とは、人の誘導を意味するものでしょうか。	敷地内においては、車両の交通整理も含まれます。
731	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	4	20		2_(1)_①_b_(b) 終演時のタクシー呼び入れ	タクシーの呼び入れはどのような状況（場所やタイミング、対応限度）を想定されておりますでしょうか。	タクシーの呼び入れは、メインエントランス等の車寄せに設置するタクシー乗り場付近において、終演時、タクシーを道路からタクシー乗り場へ誘導することを想定しています。業務の詳細は、契約締結後に事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
732	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	4	21		2_(1)_①_b_(c) 来場者への簡易な案内	来場者への簡易な案内とありますが、『簡易な案内』について具体的な業務内容をお示しください。	【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」1.(6)③a.をご参照ください。
733	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	4	32		2_(1)_②_j 緊急電話対応	時間外電話対応は、多言語対応を想定されておりますでしょうか。翻訳機器を使用する場合、多言語対応の要求水準を満たしているとの考えで宜しいでしょうか。	振興会代表電話時間外の対応については緊急電話に関わらず、多言語による問合せが想定されますので、翻訳機器等を用い適切に対応してください。
734	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	4	34		2_(1)_②_k 物品等の搬出入管理	物品等の搬出入管理について、どの程度の業務を想定されておりますでしょうか。また、搬出入管理対応中は、通用口ポストが不在でも要求水準未達とならないという理解で宜しいでしょうか。	前段については、宅配便配達業者や納品業者を配達先部署へ連絡・誘導する、車両を誘導するなどの業務を想定しています。後段については、通用口のポストが不在になるなど、業務不履行が懸念される場合は、代行者を配置するなど対応してください。
735	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	4	36		2_(1)_③_a 巡回	巡回について要求水準を満たす場合は人に代わって監視カメラ、ロボットなどの運用も認められると解して宜しいでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
736	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	4	48		2_(2)_①	国立能楽堂事務受付の来場者対応について、一般利用客でなく事務受付に来訪する方々について1日あたりの平均人数を開示頂きたく存じます。	令和元年度における国立能楽堂事務受付人数は1日平均24人です。
737	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	5	2		2_(1)_③_b_(a)	交通誘導を実施するのは公演のある日の開演及び終演時のみとの認識でよろしいでしょうか。	公演開場時及び終演時に限りません。詳細は、【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」2.(1)③b.(a)～(c)をご参照ください。
738	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	5	27		2_(2)_①_j 物品等の搬出入管理	物品等の搬出入管理について、どの程度の業務を想定されておりますでしょうか。また、搬出入管理対応時は、事務受付ポストが不在でも要求水準未達とならないという理解で宜しいでしょうか。	No.734の回答をご参照ください。
739	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準				2_(2)_①_k. 事務受付	「夜公演（主催公演に限る）の実施～当日券に係る売上金及び残券の保管」とありますが、現国立能楽堂での実績（頻度、金額、保管方法等）についてご教示ください。	売上金額は提供できる資料はありません。夜公演（主催公演に限る。）の実施頻度及び当日券に係る売上金の保管方法等は以下のとおりです。 ・頻度：月1～2回 ・保管方法等：当日券の残券及び売上金は能楽堂の金庫に保管
740	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	5	30		2_(2)_② 地下駐車場受付	国立能楽堂の駐車場は受付のみで管理は含まない認識でよろしいでしょうか。	国立能楽堂及び敷地内巡回は駐車場における業務も含まれます。詳細は、【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」2.(2)②③をご参照ください。
741	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	5	35		2_(2)_②_e 遺失物の搜索	遺失物の搜索はどの程度の業務を想定されておりますでしょうか。	遺失物の搜索は、地下駐車場を巡回し、落とし物があれば拾得した後、事務所受付に引き渡します。
742	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	5	37		2_(2)_③_a 巡回	巡回について要求水準を満たす場合は人に代わって監視カメラ、ロボットなどの運用も認められると解して宜しいでしょうか。	No.735の回答をご参照ください。
743	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	6	5		2_(2)_③_b_(a)	交通誘導を実施するのは公演のある日の開演及び終演時のみとの認識でよろしいでしょうか。	No.737の回答をご参照ください。
744	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	6	27		3_(1)_④ 領収書等の管理	「振興会が発行する駐車証、乗務員証及び領収書等の管理」とありますが、振興会様が收受した現金等について、事業者が領収書を発行する事はできませんので、振興会様が発行する領収書の受領及び保管との理解でよろしいでしょうか。	領収証の発行は振興会が別途準備する様式において、振興会の名義で行いますが、駐車場管理を行うなかで領収証の発行を求められた場合は、事業者において記入と手渡しを行うことを想定しています。【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」3.(1)④の記載『振興会が発行する駐車証、乗務員証及び領収証等の管理』を『振興会が発行する駐車証及び乗務員証等の管理、領収証の管理』に、同資料3.(4)③の記載『領収証の発行』を『領収証の記入・利用者への受渡し』に訂正します。訂正表をご確認ください。
745	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	6	31		3_(2)_① 駐車車両の誘導、振り分け	労働人口の減少が加速する中、将来的に人員確保が難しくなることが予想されます。平面駐車場の管理について、適切に誘導や振り分けができ要求水準を満たしていれば、人的対応を行わずとも、機械やシステム、サイネージ等による対応もお認め頂けますでしょうか。	No.717及びNo.729の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
746	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	6	32		3_(2)_① 駐車車両の誘導、振り分け	「平面駐車場について、～民間収益施設の利用者が利用することがないよう、」とあります。劇場の地下駐車場はこの限りではないという理解でよろしいでしょうか。	前段については、国立劇場の平面駐車場は、来場者の利用が少ないと予想される際は、来場者と関係者以外の利用も想定していますが、詳細は契約締結後の事業者との協議によります。後段については、基本的にはご理解のとおりですが、適切な利用者が地下駐車場を利用できるように配慮されることを想定します。
747	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	6	33		3_(2)_① 駐車車両の誘導、振り分け	「民間収益施設の利用者が利用することがないよう、適切に誘導・振り分けを行う。」とありますが、振興会が発行する駐車証や観劇チケット等により劇場利用が確かに確認できる車両以外は駐車させないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 746の回答をご参照ください。
748	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	6	34		3_(2)_① 駐車車両の誘導、振り分け	民間収益施設の利用者が利用することがないよう、適切に誘導・振り分けを行うとありますが、民間収益施設の利用者が使用する駐車場が地下に集約されている場合は民間収益施設利用者を地下駐車場へご案内できれば要求水準未達とならないという理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、そのほかの駐車車両の誘導については、要求水準をご参照ください。
749	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	6	36		3_(2)_③ 安全上必要な利用制限	安全上必要な利用制限とはどのような業務を想定されているのでしょうか。	事象を特定することは困難ですが、来場者等の安全に支障が生じると思われる車両の入出場や駐車に対し、利用を制限することを想定しています。利用制限の詳細については、業務計画書で定めます。
750	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	6	36		3_(2)_③ 安全上必要な利用制限	安全上必要な利用制限とは、車両の重量や寸法について規格外の車両を制限する業務も含まれますでしょうか。	含まれます。併せて、No. 749の回答をご参照ください。
751	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	6	39		3_(2)_⑤ 無料と認めた車両が入出場する際の立会い	駐車料金を無料にする処理は業務要求水準書第4章第5節2_(2)_⑦で定める駐車券受付処理装置で行い、車両の駐車場入出場管理は同項で定める管制設備によって行われます。適切な管理がなされていれば、必ずしも入出場に人員が立ち会わなくても良いでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
752	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	6	40		3_(2)_⑥ 駐輪自転車等の整理	業務要求水準書第4章第5節1_(11)にて、サイクルポートの管理はコミュニティサイクル事業者が実施するとあります。本項の「利用状況の把握及び駐輪自転車等の整理」にはコミュニティサイクルの管理は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
753	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	6	40		3_(2)_⑥ 駐輪自転車等の整理	駐輪スペースの利用状況の把握及び駐輪自転車等の整理について、1日の営業が終了した後に留置き自転車の台数チェック及び適切な対応を実施すれば要求水準未達にならないという理解で宜しいでしょうか。	台数チェック及び適切な対応だけではなく、来場者が快適に利用できるよう、放置自転車への対応等も含まれます。対応にあたっては、事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
754	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	6	41		3_(2)_⑦ 障害者の乗降介助	障害者の乗降介助は不慣れな者が行った場合、障害者に怪我を負わせてしまうなど大きなクレームとなるケースが多いものです。紛議を避けるためにも「要介助者の求めに応じた対応を行う」旨の定めに変更しただけでよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
755	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	6	41		3_(2)_⑦ 身体障害者車両の誘導	身体障害者車両の誘導は、サイン等によるものも認められるという理解でよろしいでしょうか。	No. 729の回答をご参照ください。
756	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	6	42		3_(2)_⑧ 事故及び異常発見時の対応	長期放置車両が発見された場合、事業者は振興会へ報告すれば要求水準未達とならず、移動の督促など最終的な解決までの対応は振興会様の分担と理解してよろしいでしょうか。	移動の督促など最終的な解決等の異常発見時の対応は、振興会の指示のもと事業者が行う業務とします。
757	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	7	2		3_(4)_① 充電スポットの利用料金	業務要求水準書第4章第5節2_(2)では電気自動車の充電スポットや充電器等について要件が記載されていません。電気自動車の充電スポットや充電器等の仕様は事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
758	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	7	2		3_(4)_① 料金の徴収及び駐車券の交付	昨今①駐車料金、電気自動車の充電スポットの利用料金の徴収や駐車券の交付は精算機等に機械化されているケースが一般的であり、また、コロナ禍で可能な限り接触は避けるべきだと思慮します。①については業務要求水準書4-38_第4章_第5節_2_(2)_⑦(駐車場管制設備)の要求水準に記載いただき、国立劇場の駐車場管理業務に係る要求水準では駐車場管制設備の故障時等の一次対応として定めていただくことは可能でしょうか。	前段については、要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。併せて、No. 717及びNo. 729の回答をご参照ください。後段については、原文のとおりとします。
759	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	7	3		3_(4)_② 割引の適用	②国立劇場の利用者について、割引を適用については業務要求水準書4-38_第4章_第5節_2_(2)_⑦(f)による駐車券受付処理装置を用いて実施するものという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
760	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	7	4		3_(4)_② 金の徴収及び駐車券の交付	割引は駐車場売上の増減に関わるため、何を確認して割引するのか明確にさせていただくようお願いします。	No. 886の回答をご参照ください。公演のチケットや関係者の駐車許可証、割引処理された駐車券などを想定しています。
761	108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準	7	4		3_(4)_③ 領収証の発行	昨今③領収書の発行は精算機等に機械化されているケースが一般的であり、また、コロナ禍で可能な限り接触は避けるべきだと思慮します。③については業務要求水準書4-38_第4章_第5節_2_(2)_⑦(駐車場管制設備)の要求水準に記載いただき、国立劇場の駐車場管理に係る要求水準では駐車場管制設備の故障時等の一次対応として定めていただくことは可能でしょうか。	No. 758の回答をご参照ください。
762	109_(添付5-3-2) ICカード作成業務に係る要求水準	1	5		2_(1)_① 納品対象	「～入退システム及び複合機、勤怠システムの認証が可能な職員証ICカードを作成し、～」とありますが、複合機及び勤怠システムの仕様をご教示ください。	現行使用している複合機及び勤怠システムは以下のとおりです。 【複合機】 富士フィルムビジネスイノベーション ApeosPort-VC4476R PFS-PC 富士フィルムビジネスイノベーション ApeosPort-VC5576R PFS-PC コニカミノルタ bizhub 458 コニカミノルタ bizhub C458 【勤怠システム】 日本電気株式会社 勤革時 powerd by KING OF TIME (打刻機は PitTouchPro2) また、【参考資料5-3-3】「ICカード作成業務に関するデータ」に現行における複合機及び勤怠システムの仕様を追加しますので、ご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
763	109_(添付5-3-2) ICカード作成業務に係る要求水準	1	30		2_(3)_①_a ICカードの材質	ICカードの材質は『PET-G』で指定されていますが、価格及び品質の面から、一般的に採用・流通しているICカードの素材は『PET、PET-G、PVC』の3種となります。前述3種の中から事業者が選定することをお認め頂くことは可能でしょうか。	要求水準を満たす範囲において、PET、PET-G、PVCの3種から事業者が選定可能です。
764	109_(添付5-3-2) ICカード作成業務に係る要求水準	1	40		2_(3)_②	「職員証のデザインは、現行のデザインを踏襲し」とございますので、現行のデザインを開示いただくことはできますでしょうか。目的は、デザインや文字種の確認です。	現行のデザインは提供できませんが、記載内容については、以下をご参照ください。 <表面> 顔写真(カラー)、振興会シンボルマーク、組織名(日本語、英語併記)、職員氏名(漢字・ローマ字併記)、発行日 <裏面> 注意書き(5項目、1項目25字程度)、組織名、発行部署名、住所、電話番号、職員番号、バーコード
765	109_(添付5-3-2) ICカード作成業務に係る要求水準	2	4		2_(3)_②_d_(a)	機材は事業者用意とありますが。撮影場所は提供いただける認識でよろしいでしょうか。	撮影場所は振興会が提供します。
766	110_(添付5-3-3) 公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	1	11		第1_2_(1)_①	「受付・案内業務の業務従事者については、英語に対応できる能力を有する者を1名以上」との記載がありますが、大劇場、小劇場、演芸場、能楽堂、すべての劇場の公演実施日にそれぞれ1名ずつ必要という認識でよろしいでしょうか。それとも英語に対応できる能力を有する者が1名以上業務従事者に在籍していれば、問題ないでしょうか。	後段のご理解のとおり、要求水準上では、英語に対応できる能力を有する者1名以上を業務従事者に配置することを必須としていますが、配置人数については、要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。ただし、在籍ではなく、業務提供日において、業務を実施するポストに配置する必要があります。
767	110_(添付5-3-3) 公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	1	21		第1_3_(2)	「公演日は業務責任者又は業務副責任者を、国立劇場及び及び能楽堂能楽堂に常時配置すること」とのことですが、国立劇場については、大劇場・小劇場・演芸場の3施設が同時に開場していたとしても、業務責任者又は業務副責任者が1名出勤していれば問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
768	110_(添付5-3-3) 公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	1	21		第1_3_(2)	「公演日は業務責任者又は業務副責任者を、国立劇場及び及び能楽堂能楽堂に常時配置すること」とのことですが、副責任者は複数名配置することは可能でしょうか。	可能です。
769	110_(添付5-3-3) 公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	3	5		3_(2)_②	放送業務についてポスト数：1と記載があるが、これは大劇場・小劇場・演芸場合わせてのポスト数という認識でよいのか。	ご理解のとおりです。
770	110_(添付5-3-3) 公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	4	9		4_(2)_⑧	医務室について、必要な備品などは什器・備品調達業務内で調達するという理解でよいのか。	【参考資料5-2-22】「什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電」に記載のとおり、医務室に必要な備品は什器・備品調達業務において調達することを予定しています。
771	110_(添付5-3-3) 公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	4	14		4_(2)_⑨	⑨に記載されている電気ストーブや車いす等の貸出備品は、什器・備品調達業務内で調達するという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。 【参考資料5-2-22】「什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電」に記載はありませんが、什器・備品調達業務においてご提案ください。
772	110_(添付5-3-3) 公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	5	4		第1_5_(1)	総合受付での放送業務についての記載がありますが、こちらは総合受付の受付スタッフが業務を行うことも可能という認識でよろしいでしょうか。また、受付スタッフに必要なポスト数をご教示ください。	前段については、可能です。 後段については、総合受付の受付スタッフのポスト数は、要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。【添付資料5-3-3】「公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
773	111_(添付5-3-4) 電話受付案内業務に係る要求水準	1	28		5_(2) あげくら会員からの問合せ対応	あげくら会員からの問い合わせは代表電話以外(事務局番号など)のものも対応する必要があるか。	電話受付案内業務としては、代表電話以外のあげくら会員からの問合せは、対応する必要はありません。 上記以外のあげくら会事務局への問合せは、【添付資料5-3-6】「チケット販売支援業務に係る要求水準」6. のとおり、チケット販売支援業務において実施してください。チケット販売支援業務において実施するあげくら会事務局への問合せは、代表電話以外で受け付ける想定であり、問合せ手段は要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。 あげくら会事務局関連の業務については、電話受付案内業務とチケット販売支援業務間で連携を取り効率的な運用を提案してください。
774	111_(添付5-3-4) 電話受付案内業務に係る要求水準	1	28		5_(2) あげくら会員からの問合せ対応	あげくら会員からの問い合わせは代表電話以外(事務局番号などの別の電話番号やWEBフォームなど)からの問い合わせ手段はあるか。またそれらへの対応は本業務範囲に含まれないものと理解して問題ないか。	No. 773の回答をご参照ください。
775	112_(添付5-3-5) 託児室運営業務に係る要求水準	1	6		2_(1)	「業務提供日は振興会が主催する公演で 託児が必要となる公演日のうち、利用予約がある公演日を対象とする。」との記載がありますが、レクチャー室の集客イベントや特別ツアー開催時に未就学児の入場が難しい場合や、その他国立劇場内でのイベント開催時にも業務提供をすることは可能でしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。 また、集客イベントや特別ツアーなど、事業者が収入を得る催し物のために業務提供する場合は、振興会の費用負担や利用料金について、業務計画書で定めます。
776	112_(添付5-3-5) 託児室運営業務に係る要求水準	2	30		6_(2) 保険の付保	必ず事業者名義の賠償責任保険に加入するとありますが、PFI事業の各業務のリスクについては、原則事業者から委託先へパススルーする必要があることと、当該業務の専門性が高い委託先又は再委託先の方が必要なリスクに応じた内容の保険を付保できることから、SPCが委託先又は再委託先の付保状況を確認することを条件に、委託先又は再委託先名義で保険加入することをみていただけないでしょうか。	事業者は運営業務の業務実施を管理する必要がありますので、託児室運営業務において事故が発生した場合は、事業者が自らの責任において対応することを想定していますが、保険契約者を当該業務の請負企業とすることは可能です。
777	113_(添付5-3-6) チケット販売支援業務に係る要求水準	1	3		1_(1)_①	チケット販売業務として、ワークショップイベント、特別ツアーなどの有料イベントのチケット販売も行うことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、【添付資料5-3-6】「チケット販売支援業務に係る要求水準」5. (1)に記載のとおり、普及発信施設の展示や劇場ツアー等、料金徴収を行うチケットの販売も、事業者で行ってください。
778	113_(添付5-3-6) チケット販売支援業務に係る要求水準	1	27		1_(2)_③	「主催者から依頼のあった貸公演については、窓口でチケットを販売する」との記載がありますが、貸公演のチケット販売については窓口販売のみでインターネットや電話等での販売は行わないという認識でよろしいでしょうか。	本要求水準に示している業務以外に、借主から依頼があった場合には、事業者との協議のうえ、振興会が決定します。
779	113_(添付5-3-6) チケット販売支援業務に係る要求水準	2	1		1_(3)_④	「国立劇場内チケット売場、国立能楽堂チケット売場及び国立劇場内チケットセンターで業務を行うこと。」との記載がございしますが、「国立劇場内チケット売場」と「国立劇場内チケットセンター」は異なるということよろしかったでしょうか。各劇場に専用のチケット売場を設ける必要がありますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。チケット売場及びチケットセンターについては、【資料-2】「業務要求水準書」第4章第7節6. (2)⑧b.、【添付資料4-5】「各室性能表」、【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」の記載をご参照ください。後段については、要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
780	113_(添付5-3-6) チケット販売支援業務に係る要求水準	5	14		4_(1)業務概要	電話予約受付時間は【参考資料5-3-7】「チケット販売支援業務に関するデータ」3.(2)に記載されている時間(10:00~18:00)で良いか。	ご理解のとおりです。
781	113_(添付5-3-6) チケット販売支援業務に係る要求水準	6	49		6_(1)_①	ポスト数:1と記載があるが、常時1ポスト配置する必要があるか。	ご理解のとおりです。配置日及び時間に記載の日及び時間に、常時1ポスト配置してください。
782	114_(添付5-3-7) 公演記録支援業務に係る要求水準	1	4		1_(1)_① 公演記録映像・音声収録業務	ビデオエンジニアの選任・配置は必須となりますでしょうか。同様の業務を提供できる場合の配置は不要、または兼任でもよろしいでしょうか。	ビデオエンジニアの配置は必須です。また、公演収録時はビデオエンジニアと他の業務従事者の兼務はできません。ただし、ビデオエンジニアのポストが配置され、要求水準書を満たしている限りにおいては、都度担当者が交代して業務を行うことは認めます。
783	114_(添付5-3-7) 公演記録支援業務に係る要求水準	1	4		1_(1)_① 公演記録映像・音声収録業務	国立劇場建替え中に、外部の劇場を借りて公演を行う場合その公演記録は本業務に含まれるでしょうか。含まれる場合、その頻度やご教示ください。また費用算出の公演回数(記録回数)等の基準をご教示ください。	No.580の回答をご参照ください。
784	114_(添付5-3-7) 公演記録支援業務に係る要求水準	1	4		1_(1)_① 公演記録映像・音声収録業務	集後の納品回数、納品スケジュール(製作期間、確認・指示、納品)をご教示ください。	現時点での想定はありません。なお、令和元年度の国立劇場大劇場・小劇場、国立演芸場における公演記録の完成版の納品回数は、年間およそ60回です。また、現行業務においては、収録から納品まで、3か月程度の期間を要します。
785	114_(添付5-3-7) 公演記録支援業務に係る要求水準	1	8		1_(1)_② 映像資料複製業務	複製枚数の想定数と納品回数、納品スケジュール感をご教示ください。	現時点での想定はありませんが、国立劇場における現行の業務における複製枚数は年間350枚程度、納品回数は年間220回程度です。また、現行の業務においては、デモ用の複製に約1日、映像資料複製に係る権利処理等の内部手続に最低1か月程度、承認後の複製作業に約1日を要しています。
786	114_(添付5-3-7) 公演記録支援業務に係る要求水準	1	9		1_(1)_③ 公演記録写真リサイズ・ディスク作業業務	公演記録写真リサイズ・ディスク作業業務に関して、納品回数の想定数と納品スケジュール感をご教示ください	現時点での想定はありません。なお、現行の公演記録写真リサイズ・ディスク作業業務における納品回数は年間およそ5回、納品スケジュールはおおよそ10営業日としています。
787	114_(添付5-3-7) 公演記録支援業務に係る要求水準	1	9		1_(1)_③ 公演記録写真リサイズ・ディスク作業業務	公演記録写真リサイズ・ディスク作業業務について、リサイズ等の業務時の発生数量によって金額が変化すると思われまので、算出基準または記載基準をご教示ください。	【添付資料5-3-7】「公演記録支援業務に係る要求水準」1.(3)③c.に示すとおり、公演記録支援業務はすべて、業務量の実績に応じて支払を行うので、現時点において事業費の算出及び提案をいただく必要はありません。入札時の金額については、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」表4.をご参照ください。各項目の単価については、現行の業務における年間予定数量を【参考資料5-3-8】「公演記録支援業務に関するデータ」5.(1)に示していますので、そちらを参照のうえ、提案してください。なお、現行業務における年間の納品回数と納品スケジュールについては、No.786の回答をご参照ください。
788	114_(添付5-3-7) 公演記録支援業務に係る要求水準	1	10		1_(2)業務提供対象	R6年4月1日から業務開始は、能楽堂のみでの業務と推察できます。本館や演芸場に関連する公演の記録は含まれないと考えてよろしいでしょうか。また、閉館後に外部の劇場等で実施される場合の公演記録についての方針をご教示ください。	本館や演芸場における公演は、再整備期間中には行いません。後段については、No.580の回答をご参照ください。
789	114_(添付5-3-7) 公演記録支援業務に係る要求水準	1	10		1_(2)業務提供対象	閉館後に本館や演芸場に関連する公演が外部の劇場等で実施される場合、公演記録も本積算に含まれる場合、費用算出の公演回数(記録回数)等の基準をご教示ください。	No.580の回答をご参照ください。
790	114_(添付5-3-7) 公演記録支援業務に係る要求水準	1	18		1_(3)_①_b	「業務責任者を配置すること」とありますが、責任者以外の人員は選任せずに、都度入れ替わることは容認されていると考えてよろしいでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
791	114_(添付5-3-7) 公演記録支援業務に係る要求水準	1	18		1_(3)_①_b	業務責任者やテクニカルディレクター等は、劇場内への常駐を想定されておりますでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
792	114_(添付5-3-7) 公演記録支援業務に係る要求水準	2	23		1_(1)_①_e_(c)	ライブ配信に関わる業務において、必要に応じて第三者に委託してもよろしいでしょうか。	ライブ配信に関わる業務の第三者への委託については、業務従事者の要件を満たしたうえで、可能とします。第三者への委託を行う場合は、【資料-1】「事業契約書(案)」第17条の規定に従ってください。
793	114_(添付5-3-7) 公演記録支援業務に係る要求水準	2	23		1_(1)_①_e_(c)	ライブ配信に関わる業務において、指揮命令者は振興会の職員となりますでしょうか。配信に関わる業務体制(指揮命令系統)の考え方を教示ください。	ライブ配信を行う場合は、振興会の担当者と公演記録支援業務の業務責任者との連携のもと、公演記録支援業務の業務責任者が業務従事者に業務指示等を行ってください。
794	114_(添付5-3-7) 公演記録支援業務に係る要求水準	2	42		2_(1)_②_b_(b)	「収録用台本」の作成に関して、配置する人員選定に関わるため、ご要望の水準を確認したく、過去の台本または類似する資料を確認させて頂くことは可能でしょうか。	振興会では、過去の収録用台本を保存していないため、提供できません。業務従事者が、要求水準を満たす公演記録映像が収録できる水準の台本を作成してください。完成後の映像については、【参考資料5-3-19】「公演記録映像」をご参照ください。
795	114_(添付5-3-7) 公演記録支援業務に係る要求水準	4	7		1_(1)_③_a_(g)	「業務の実施に際し、カメラ等必要機材の運搬、設置、回線敷設、調整等を原則として業務開始1時間前までに行うこと。ただし、公演ごとに準備可能な時間等が異なるため、詳細については振興会に確認すること。」とありますが、公演の準備に与えられる最短時間や業務回数の想定をご教示ください。	公演の準備に与えられる最短時間は、およそ1時間を想定していません。なお、カメラを用いる公演収録日については、各日調整を行うこととします。その他、現行業務における公演記録映像収録設備運用業務におけるポスト数は、【参考資料5-3-8】「公演記録支援業務に関するデータ」1.(2)の『運用』で確認いただくとおり、毎月20ポストを配置しています。
796	114_(添付5-3-7) 公演記録支援業務に係る要求水準	4	7		1_(1)_③_a_(g)	記録業務の準備作業が、設定された準備可能時間を超える場合、前日作業やポスト数を増やして対応することで、経費の増加となるかが考えられますが、経費算出についてのお考えをご教示ください。	公演記録支援業務については、年度ごとに業務量の実績に応じた対価を支払うこととします。対価の支払方法等については、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」をご参照ください。経費の算出にあたっては、事業者が、各月の業務に係るポスト数(それぞれの業務に係る総作業時間が分かる記載とすること)を毎月末締めでまとめ、振興会に提出したものを参照します。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
797	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	1	3		1_(1)_業務概要	現国立劇場では季節に合わせた装飾がロビーで実施されていますが、業務概要①～④の中に該当する項目がありません。グランドロビーが普及発信施設に内包される空間と考えると、民間事業者による事業だと考えられますが、装飾に関する業務は振興会側にて対応されるという認識でよいでしょうか。また、事業者側の業務だとすると、事業費はサービス対価に含まれるのか、普及発信施設の企画・制作事業費と考えるのか、考えをお示しください。	前段については、イベント企画・運営支援業務に含まれます。イベントに合わせて装飾を行ってください。後段については、費用は、運営費の企画・制作業務費に含まれます。【添付資料5-3-13】「普及発信施設の運営支援業務に係る費用・収入についての考え方」をご参照ください。また、イベント内容によっては、振興会が別途調達する場合があります。
798	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	1	15		1_(2)業務提供対象	「令和11年4月1日から、国立劇場において、普及発信施設の運営支援業務を提供すること。」とありますが、イベントや展示などの企画制作準備を考慮すると、業務開始日より前に取り組むことが望ましい内容もありますが、それに対応する人件費や製作準備費などの費用は、開館準備費として運営事業費に含まれるという認識でよいでしょうか。または、業務提供開始日前の期間は、事業者が必要に応じて人員配置を開始することとなり、その費用は振興会と協議の上、年度ごとに業務量の実績に応じた対価支払いの対象になりますでしょうか。考えをお示しください。	令和11年4月1日以前に、事業者の任意で、普及発信施設の運営支援業務に係る準備を行うことは妨げませんが、当該期間に係る費用はサービス対価に含まれません。併せて、開業準備支援業務の期間については、No. 343の回答をご参照ください。
799	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	1	17		1_(2)	普及発信施設は観劇目的以外の来場者も訪れる施設という認識で、各施設が公演の有無に係わらず賑わいを創出するものと理解をしておりますが、各施設の業務提供日は公演日を原則となっており、公演日を前提とした人員計画を行う必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりですが、公演日以外にも業務を実施し、普及発信に繋がるよう積極的に活動していただきたいと考えています。なお、公演日以外に業務を行う場合は、振興会と協議のうえ業務を実施してください。その他、普及発信施設の運営支援業務において、ポストに係る人件費以外の、業務量の実績に応じて支払う対価の支払については、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」表4.をご参照ください。
800	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	2	6		1_(3)_①_a	普及発信施設の項目の中に「総合受付」がありますが、受付スタッフのポスト数が見当たりません。総合受付の業務提供時間についてご教示ください。また、常時最低2名程度の配置が必要という認識でよろしいでしょうか。	業務提供時間は、休館日を除く日の10時～18時とします。【添付資料5-3-3】「公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。ポストについては、No. 772の回答をご参照ください。
801	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	2	14		1_(3)_①_a表8-2	レファレンス運営スタッフの勤務時間は9時間/日 5ポストとあるが、常時5ポスト配置する必要があるか。	レファレンス運営スタッフについては、レファレンスの利用者の利便等を損なわず、要求水準を満足する範囲において、9時間/日・年300日・5ポストを基準とし、繁閑の状況に応じて配置するなど、事業者の提案を可能とします。
802	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	2	27		1_(3)_①_a表8-2_広報・営業担当者	業務内容として「普及発信施設の運営にあたり、広報・営業を担当する。イベントの宣伝等を行う。」と記載があります。本業務にあたり、振興会が実施する広報・ブランディング活動との関係として、役割分担、協業の考え方を示してください。	【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」1.(4)に記載のとおり、振興会は、広報・営業担当者等の人件費を、そのポスト数に応じて、『展示等運営人件費』として支払います。そのうえで、具体的業務を行うなかで発生する、『展示等運営人件費』以外の費用については、『企画・制作業務費』として、業務量の実績に応じて支払います。業務の詳細については、契約締結後に事業者との協議のうえ、振興会が決定します。
803	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	2	27		1_(3)_①_a表8-2_広報・営業担当者	業務内容として「普及発信施設の運営にあたり、広報・営業を担当する。イベントの宣伝等を行う。」と記載があります。本業務にあたり、添付資料5-3-10開業準備支援業務にかかる要求水準P.1の②広報・ブランディング活動の業務従事者の業務内容との、役割分担、協業の考え方を示してください。	No. 802の回答をご参照ください。
804	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	2	27		1_(3)_①_a表8-2_広報・営業担当者	表8-2業務内容からイベントチラシや展示室リーフレット制作も担うと考えられますが、添付5-3-8には、体験展示室のリーフレット制作およびオンラインやウェブサイトでの情報発信しか見受けられません。企画展示室のリーフレットは振興会にて制作されると考え事業費は事業者側で見込まなくてよいという理解でよいのか。また、普及発信施設の運営にあたり、広報制作物に関しては、振興会と協議の上、実績支払いと考えてよいのか。サービス対価に含むのであれば、事業費積算にあたり、体験展示室のリーフレットの仕様・部数等に加え、普及発信施設における広報印刷物などの仕様・部数等具体的にお示しください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、企画・制作業務費として、業務量の実績に応じた対価を支払います。
805	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	3	2		1_(3)_①_a表8-2_企画・制作担当者	表内の企画・制作担当者の業務内容において、「振興会が実施する企画展示と協働して、体験展示を企画し、必要に応じて助言等を行う。」とあるが、企画展示の制作は振興会が予算を持ち、企画制作を担うと考え、事業者側はそれに対するアドバイス程度という認識でよいのか。	企画展示の費用については、振興会で別途負担します。業務内容の詳細については、契約締結後の事業者との協議のうえ振興会が決定しますが、事業者には、振興会が実施する企画展示に対して振興会が助言を求めた場合には、積極的にそれに応じることを期待しています。
806	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	3	3		1_(3)_①_a表8-2_レファレンス運営スタッフ	勤務時間に9時間/5ポストと記載があるが、また、水曜は夜間延長が示されている。開館時間中は常に5ポスト配置が必須でしょうか。またはコアタイムを設け、その時間帯は5ポストとし、利用者数に応じて必要なサービス機能が提供できるなら時間帯によっては事業者の工夫によりポスト数を減らすことも可能でしょうか。事業費に関わるため、考えをお示しください。	前段については、No. 801の回答をご参照ください。後段については、効率的な業務の実施に寄与すると考えられる場合は、事業者と協議のうえ振興会が決定します。
807	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	3	9		1_(3)_①_c	「c ボランティアスタッフを含む運営スタッフの募集・採用、業務管理はすべて事業者の責任で実施すること。」とあるが、管理に要する費用はサービス対価内に含まれているという認識でよいのか。	ご理解のとおりです。
808	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	4	14		1_(4)_①	「各種業務に係る制作費 及び 業務量に応じて配置した運営スタッフ（一般）並びに運営スタッフ（有資格者）のポスト分の人件費等は、年度ごとに業務量の実績に応じた対価を支払うこととする」との記載がありますが、ここに記載のある「制作費」の定義をご教示いただけますでしょうか。企画制作を行う専門的なスタッフの人件費や体験サービスを提供するスタッフの費用、広告宣伝費などを指しており、施設整備業務として記載のある「展示制作・造作」とは異なるという認識でよろしいでしょうか。	企画制作費における『制作費』とは、広告宣伝費、事業期間中の展示の更新費等を指し、施設整備業務として記載のある『展示制作・造作』とは異なります。具体的費用の用途については、事業開始後、振興会と協議のうえ決定してください。その他、企画制作費には運営スタッフ（一般）及び運営スタッフ（有資格者）の人件費も含まれます。なお、企画制作を行う専門的なスタッフの人件費は、『企画・制作担当者』として別途ポスト数を定めており、展示等運営人件費に含まれます。
809	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	4	19		1_(4)_②	「普及発信施設的设计、建設工事、展示制作・造作は施設整備業務」との記載がありますが、この「展示制作・造作」については、デジタルコンテンツの制作などの費用も含まれますでしょうか。「展示制作・造作」に含まれるものとして想定されている内容をご教示ください。	事業者の提案によるコンテンツ作成に係る費用は、『展示制作・造作』に含まれます。その他、普及発信施設の整備に係る具体的な内容は、【資料-2】「業務要求水準書」第4章. 第7節. 6. 及び【添付資料4-7-8】「普及発信各室の性能特記事項」をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
810	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	4	27		1_(4)_③	「③前掲の②によって調達した什器・備品の更新費用が発生した場合については、企画・制作業務費で支払う。」とあるが、期間中に一度想定されている全面改修費用は同額を想定すればよいでしょうか。または費用は事業者提案として設定するのか、お考えをお示しください。	【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」4.(4)④b.に記載のとおり、全面改修の内容は事業者と協議のうえ、振興会が決定します。そのため、全面改修費用について、現時点でお示しできるものではありません。なお、企画・制作業務費については、業務量に応じた対価を支払うことから、現時点において提案いただく必要はありません。入札時の金額については、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」表4.をご参照ください。
811	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	4	27		1_(4)_③	「③前掲の②によって調達した什器・備品の更新費用が発生した場合については、企画・制作業務費で支払う。」とありますが、期間中に一度想定されている全面改修費用の計上年度は、事業者が任意に設定してよいでしょうか。	No.342及びNo.810の回答をご参照ください。
812	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	4	34		1_(4)_⑤	「⑤レファレンスの運営支援業務、及びイベント企画・運営支援業務のうち振興会が企画・運営を行う普及イベントについては、料金収入は全額振興会に帰属する。この業務において料金を徴収した場合は、業務ごとに毎月末にまとめて振興会に報告するとともに振興会の指定する口座に振り込みで納入すること。」とありますが「振興会が企画・運営を行う普及イベントについて」の普及イベントの範囲を教えてください。(例えば、通常のレファレンスにおける料金収入はそれに該当するかなど)	普及イベントの範囲については、【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」及び【参考資料5-3-14】「普及イベント実施例」をご参照ください。なお、通常のレファレンスにおける料金収入は、普及イベントで得られる収入には該当しませんが、レファレンスにおいて得られる料金収入は、すべて振興会に帰属します。
813	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	5	20		2_レファレンスの運営支援業務	業務の中に検索システムや料金徴収代行(POSレジやキャッシュャー)の内容が示されていません。振興会が各種システムや備品、しくみの構築をし、事業者側は運営をするだけという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
814	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	5	34		2_(2)_④	「④視聴サービスの利用料金は、職員、出演者、レファレンスの運営に関与する者を除き有料とする」とありますが、利用料金は振興会が設定するという点でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
815	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	5	45		2_(3)_②	「②利用料金は、振興会の指示により徴収する。」とありますが、徴収方法について記載がありません。POSレジなどのシステムでの対応の場合、振興会にて準備・設置されるという認識でよいでしょうか。(事業者側で準備するものはないと考えてよろしいか)	No.813の回答をご参照ください。
816	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	6	24		2_(8)資料点検	「所蔵資料の点検は、原則として、毎年度2回、レファレンスルームを閉鎖して行う」とありますが、1回の想定日数があれば教えてください。	現時点でお示しできる想定はありませんが、現行業務においては、月末に実施する整理点検は1日、夏季整理期間は9～11日間、冬季整理期間は5～9日間を要します。
817	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	6	27		2_(9)ブラウジングコーナーの活用等について	「伝統芸能系の雑誌や入門書籍を配架し」とありますが、配架の形態は事業者提案という点でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
818	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	6	27		2_(9)ブラウジングコーナーの活用等について	ブラウジングコーナーはオープンな空間で自由に閲覧していただく趣旨かと理解しますが、その場合盗難・紛失などもリスクも伴うと考えます。振興会が選定・購入する書籍や公演の解説書等配架資料に関して、盗難・紛失へのリスク対応をどのようにお考えかお示しください。	ブラウジングコーナーに限らず、劇場内のあらゆる場所において、盗難・紛失が生じないよう、警備業務の一環として、不審者の監視を行ってください。
819	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	6	28		2_(9)_①	「配架する雑誌や書籍の選定や購入は振興会が行う」との記載がありますが、常時何冊程度の雑誌・書籍を配架する予定などの計画、必要な書棚の数、ブラウジングコーナーに必要な面積などの想定がございましたでしょうか。	事業者の提案によりますが、詳細については、事業者との協議のうえ、振興会が決定します。
820	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	7	3			グランドロビー及び大小レクチャー室は事業者の利用が認められていますが、外部の団体に貸し出して、普及発信につながるようなイベント等を開催することは認められるのでしょうか。	振興会と協議のうえ、グランドロビーや大小レクチャー室を外部の団体に貸し出し、普及発信に繋がるイベント等に積極的に活用していただくことを期待しています。
821	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	7	9		3_(1)_⑤	「ウェブサイトを活用した文化芸術活動の多言語によるコンテンツ作成やオンライン配信を行うなど」と記載がありますが、振興会が設置運用する国立劇場のウェブサイト以外に、普及発信機能独自の情報発信プラットフォーム(ウェブサイトなど)を設置運用し、振興会の国立劇場のウェブサイトと連携していくという考えでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
822	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	7	26		3_(3)普及イベント	「②実施頻度及び内容」に記載の内容について、「d.さくらまつり・鏡開き等、その他振興会が企画するイベント」は振興会が主体となって実施するイベントへの実施支援を行い、「a.伝統芸能講座～c.ワークショップ」の内容については、事業者が主体となり企画・開催するとの理解でよろしいでしょうか。	普及イベントの企画の主体は振興会です。事業者は主に参加者の確認・案内等、運営の支援を行います。企画に関して振興会が助言を求めた場合には、それに応じることを期待しています。
823	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	9	8		4_(4)_③_d	「修理又は点検に際して専門的技術が必要となる場合は、振興会と協議を行う」との記載がありますが、修理又は点検に際しての費用の負担については振興会様側で担っていただくという認識でよろしいでしょうか。	事業者の責によりその必要が生じた場合を除き、修理又は点検に際しての費用については、企画・制作業務費として振興会が負担します。
824	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	9	38		5_(2)_①	見学コンテンツについて「来場者等が、ロビー等、公演日でなくとも立ち入ることのできる場所を見学できるよう。」との記載がありますが、ロビーというのは、グランドロビーを指すという認識でよろしいでしょうか。	グランドロビーなど、来場者以外も自由に出入りできる場所を想定しています。詳細については、契約締結後に事業者との協議のうえ、振興会が決定します。
825	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	9	46		5_(3)_①	基本ツアーが週2回程度とあるが、実際の過去実績があればいただきたい。	近年実施した劇場ツアーの一例について、【参考資料5-3-20】「国立劇場ツアー参考実績」を追加しますので、ご参照ください。なお、【資料-2】「業務要求水準書」の目次の訂正については、訂正表をご確認ください。
826	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	10	3		5_(3)_③	基本ツアーは有料での実施を想定しているとあるが、過去実績での金額設定を開示いただきたい。	No.825の回答をご参照ください。
827	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	10	13		5_(4)_⑤	プログラム例に記載されているようなツアーの実績があれば、その概要や金額設定を開示いただきたい。	No.825の回答をご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
828	115_(添付5-3-8) 普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	10	20		5. _ (4) 特別ツアー	⑤に「特別ツアーは休演日など限られた条件で実施」また、④に「職員の立会いを必須」とありますが、休演日にも職員に立ち会っていただけるという認識でよろしいでしょうか。	休演日は業務提供日ではありません。休演日における特別ツアーの実施については、振興会職員が立ち会いますが、休演日かつ休日（土・日曜日及び「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日）である日に特別ツアーを実施する場合は、事業者と振興会が協議し、実施可否を振興会が決定します。
829	116_(添付5-3-9) 冊子作製・配送等支援業務に係る要求水準	1	17		1_ (3)	「国立劇場外に本件業務の実施が十分に可能な場所を準備し、業務を実施すること。」との記載がありますが、宅急便の集荷・配送手配などすべての配送支援業務について、劇場外で対応するという認識でよろしいでしょうか。	国立劇場における作業が必要な場合は、警備業務の業務従事者に作業を行わせる等、連携して作業を行い、人員を効率的に配置することとさせていただきます。 国立劇場内の荷物をまとめる場所については、【添付資料5-3-9】「冊子作製・配送等支援業務に係る要求水準」3. (4) ③、(5) ③に記載するとおり、国立劇場内に確保することを想定しています。
830	116_(添付5-3-9) 冊子作製・配送等支援業務に係る要求水準	2	14		2. 冊子作製支援業務	a業務開始前について 業務開始前とは受託業者決定後（2022年10月入札時に単価表の提出は不要）という認識で宜しいでしょうか。	単価表の作成についてはご理解のとおりですが、一部の冊子に係る工程別単価表については、【様式B-3-3添付⑤】「冊子作成支援業務に係る工程別単価」において提案してください。
831	117_(添付5-3-10) 開業準備支援業務に係る要求水準	1	6		1_ (2)	「開業に向けたリハーサル等業務」において発生する費用はすべて振興会様側で負担されるという認識でよろしいでしょうか。（事業者負担の費用は、支援業務に係るスタッフの人件費のみという認識でおります。）	要求水準に規定する業務内容及び業務期間において実施された業務に係る費用は、広報・ブランディング活動で配置を求めている業務従事者の人件費を含め振興会が負担しますが、当該要求水準にないものに係る費用については事業者負担を想定しています。
832	117_(添付5-3-10) 開業準備支援業務に係る要求水準	1	25		1_ (2) _②_a. 業務期間	業務期間は、令和10年4月1日からと記載がありますが、それ以前に、広報・ブランディングの活動を振興会として実施する場合にも事業者の業務は生じないと考えてよろしいでしょうか。	No. 343の回答をご参照ください。
833	117_(添付5-3-10) 開業準備支援業務に係る要求水準	2	1			「なお、事業者が検討したPR及び広報ツールの計画の実施については主に振興会が行うが、事業者は、作成した計画が円滑に実施され、かつ、効果的なPR及び広報ツールが実現するように、適切なアドバイス及び企画・実施補助を行う。」と記載されていますが、実施補助について具体的な業務内容や業務量の概要をお示しください。また、本業務に関して、配置する従事者の人件費以外に事業者の負担する費用は無いという理解で良いでしょうか。	前段については、事業契約締結後に詳細について事業者との協議のうえ、振興会が決定します。 後段については、No. 831の回答をご参照ください。
834	117_(添付5-3-10) 開業準備支援業務に係る要求水準	2	10		(d)	「なお、事業者が検討したイベント計画の実施については主に振興会が行うが～」とあるが、例に示されたようなイベント実施予算に関しては、別途振興会側にて本事業とは別に予算枠を確保するという認識でよいでしょうか。 本事業で予算設定する必要がある場合、イベント規模・対象によって振興会側と事業者側のイメージの乖離が大きいと期待される予算設定が難しいため、具体的にお示しいただけないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、事業契約締結後、規模・対象を含むイベント計画について事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
835	117_(添付5-3-10) 開業準備支援業務に係る要求水準	2	14		1_ (2) _②_d_ (d)	イベントや開業記念事業の例が挙がっていますが、現時点でロゴ・シンボルマークの制作の有無、想定される場合の公募の可能性等、考えをお示しください。ロゴ・シンボルマークなどはサイン計画にも影響があると考えられ、その場合、よりよい体制・取り組みを図るためには想定される業務期間との関係について、考えを合わせてお示しください。	現時点では、国立劇場のロゴ・シンボルマークを新規に制作する予定はありません。今後、振興会において必要性を含め検討することとなります。
836	117_(添付5-3-10) 開業準備支援業務に係る要求水準	2	14		1_ (2) _②_d_ (d)	「開業記念事業」に関して、人員体制検討に影響があるため、実施回数や規模感など、考えをお示しください。	あくまでも例示であり、具体的な内容については、振興会において必要性も含め検討することになります。
837	118_(添付5-3-11) 振興会の事務支援業務に係る要求水準	1	4		1_ (2)	「国立劇場外に本件業務の実施が十分に可能な場所を準備し、業務を実施すること。」との記載がありますが、助成金関連書類の対応支援などすべての事務支援業務について、劇場外で対応するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
838	118_(添付5-3-11) 振興会の事務支援業務に係る要求水準	1	18		2. クリーニング業務に係る要求水準	指定のクリーニング業者があるか。もしくは事業者でクリーニング業者を選定する必要があるか。	事業者の提案によります。
839	118_(添付5-3-11) 振興会の事務支援業務に係る要求水準	2	15		3	「仮移転支援業務に係る要求水準」は一部回線まわりの工事などの業務もあるため、運営業務ではなく維持管理業務に位置づける事は可能でしょうか。	原文のとおりとします。
840	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	1	12		1_ (1) _表12-1	レストラン業務提供のコアタイムが示されている（表12-1内）が、複数のレストランを計画する場合、いずれか1店舗がコアタイムを満たすことで要求水準を満たすこととしてほしい。 ※幕間時間に集中してサービス提供する店舗については、その前後の時間は準備業務等に集中する必要があり、コアタイムを通して開店状態を継続することが難しいと想定されることを懸念します。	国立劇場内に、飲食機能として、カフェとは別に複数のレストランを計画する場合には、最低でも1店舗がコアタイムを満たすことで要求水準を満たすことを認めます。ただし、レストラン、カフェ、ショップいずれも、最低各1店舗ずつはコアタイムを満たし、かつ、施設整備等の要求水準をも満たす形としてください。例えば、コアタイムを満たすレストラン及びカフェ全店舗について、面積合計は600㎡、座席合計は200席を下回らないようにしてください。
841	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	1	16		1_ (1) _※2	「フードデリバリー等の取次ぎ対応等」とあるが、具体的にどういった対応、提供サービスが想定されているか。	フードデリバリーの代理注文、保管、受渡等を想定していますが、詳細については、事業契約後の事業者との協議のうえ、振興会が決定します。
842	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	1	20		1_ (1) _③※1	「また、業務を提供する日及び業務提供時間については、来場者等のニーズを踏まえて振興会と協議し、承諾を得た場合に限り、変更することができるものとする。」とありますが、ここに記載の「業務提供時間」とは「業務提供時間（コアタイム）」のこととの理解で良いか。前文に「業務提供時間に関してコアタイム以外の時間帯（公演日以外の時間帯を含む）の営業は来場者等のニーズを踏まえて事業者が決定できるものとする。」とあるためどのように解釈すればよろしいでしょうか。	来場者等のニーズを踏まえて振興会と協議し、承諾を得た場合に限り、業務提供時間（コアタイム）を変更することができます。コアタイム以外の時間帯に業務を提供するか否かについては、来場者等のニーズを踏まえて事業者が決定することができます。
843	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	1	23			食事スペースに設置するテーブル・机は、参考資料5-2-22に含まれており、支払い対価は令和11年の備品調達費の指定額に含まれているという認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
844	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	2	8		(3) 飲食・物販等サービス提供業務に係る費用負担の考え方	「②飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の整備費用は、事業費（施設費）の一部として、振興会が負担する。」とあるが、躯体に影響する基本的な厨房機器（空調、厨房機器）も含まないという理解でよいでしょうか。	「基本的な厨房機器（空調、厨房機器）」で想定されるものが不明ですが、空調については、【資料-2】「業務要求水準書」第4章. 第5節. 2. (3) ②等の記載を参照して、施設整備業務において整備してください。厨房機器は施設費には含まれません。
845	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	2	8		(3) 飲食・物販等サービス提供業務に係る費用負担の考え方	「②飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の整備費用は、事業費（施設費）の一部として、振興会が負担する。」とありますが、事業期間中に飲食・物販事業者または業態が社会情勢や時代のニーズとともに変更する必要があり、内装整備等次の業態にあった変更が必要だと考えます。その場合の改修費用は事業者負担という理解でよいでしょうか。（振興会はあくまで初回の施設整備費の一部のみ負担するという理解でよいでしょうか）	ご理解のとおりです。
846	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	2	8		(3) 飲食・物販等サービス提供業務に係る費用負担の考え方	「②飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の整備費用は、事業費（施設費）の一部として、振興会が負担する。」とありますが、業務要求水準書ではショップにおいて「弁当、軽食及び飲料を販売する計画とする。また、公演休憩時に各劇場ホワイエにおいてワゴン販売等を行う計画とする。」とあります。このワゴン販売等に対応できる什器・備品に関しては、この施設整備費の一部に含まれるという理解でよいでしょうか。	ワゴン販売等に対応できる什器・備品については、施設費には含まれません。事業者の負担において準備してください。
847	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	2	8		1_(3)_② 飲食・物販等サービス提供業務に係る費用負担の考え方	振興会にご負担いただける飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の整備費用項目を具体的にご教示ください。	飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の整備費用とは、レストラン、カフェ、食事スペース、ショップの床・壁・天井などの躯体と内装に係る費用を指します。
848	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	3	4		1_(4)_①	「収入及び支出については各店舗別に区分整理」とあるが、同一事業者が複数店舗を一体的に運営する場合、「事業者別に区分整理」とすることを認めてほしい。 ※特にレストラン・カフェについて、観劇客、実践者、広く一般の来街者等の多様なユーザーに、多様な選択肢をもってより魅力的な食の体験を提供しようとするにあたり、複数店舗を一体的に運営することで実現でき、かつ事業成立性も安定すると言うテナント意見が聞かれている点を踏まえ検討したい。	同一事業者が複数店舗を一体的に運営することを妨げるものではありませんが、月ごとの総売上額に所定の料率を乗じた額となる使用料の算定や、店舗別の収支管理のため、収入及び支出については店舗別に区分経理してください。
849	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	3	24		2_(1)_①_b 飲食提供業務	実施方針の質疑回答No.832において、ホワイエやグランドロビーに飲食可能エリアを設けてもよいとのことですが、ホワイエ・グランドロビー内の飲食可能エリアに設置するテーブルや机などは参考資料5-2-22に含まれており、支払い対価は令和11年の備品調達費の指定額に含まれているという理解で良いでしょうか。	ホワイエ・グランドロビーの飲食可能エリアに設置するテーブルや机などは、【参考資料5-2-22】「什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電」には含まれていません。事業者の負担において準備してください。
850	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	4	22		2_(2)_③_e. オリジナルグッズの開発について	既存オリジナルグッズの一次販売に係る権利処理に関して振興会が負担した費用を販売種目ごとにご教示ください。	著作権者と振興会の二者間における合意に基づき振興会が費用を負担しており、第三者への公表は予定していません。
851	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	4	32		2_(2)_④ プログラム関連販売物の販売	プログラム関連販売物の売上実績をご教示ください。	【参考資料5-3-13】「国立劇場ショップに関するデータ」にプログラム売上実績を追加しますので、ご参照ください。
852	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	5	1		2_(3) 自動販売機運営業務	現在の国立劇場における自動販売機設置台数をご教示ください。	国立劇場には自動販売機を17台設置しています。
853	119_(添付5-3-12) 飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	5	1		2_(3) 自動販売機運営業務	国立劇場及び国立能楽堂における自動販売機の売上実績をご教示ください。	平成30年度から令和2年度までの売上本数及び売上金額については、【参考資料5-3-21】「平成30年度～令和2年度自動販売機売上実績」を追加しますので、ご参照ください。なお、【資料-2】「業務要求水準書」の目次の訂正については、訂正表をご確認ください。
854	120_(添付5-3-13) 普及発信施設の運営支援業務に係る費用・収入についての考え方	1	1			広告収入や協賛金・寄附についての記載がありません。例えば広報媒体やサイネージなどへの広告掲載、イベントへの協賛など外部資金が考えられますが、その場合の収入の取り扱いについて、考えをお示しください。	今後、振興会において必要性を含め検討することになります。
855	120_(添付5-3-13) 普及発信施設の運営支援業務に係る費用・収入についての考え方	1			維持管理費の列	「当該対価は維持管理業務内の什器・備品保守管理業務の費用として支払う。」とありますが（2箇所）、什器・備品調達業務の費用の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。【添付資料5-3-13】「普及発信施設の運営支援業務に係る費用・収入についての考え方」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
856	121_(添付5-3-14) 飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	10		2. 一時使用に係る使用料	公演休憩時に各劇場ホワイエにてワゴン販売等をする場合は、年間最低保証使用料はかからないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
857	121_(添付5-3-14) 飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	10		2. 一時使用に係る使用料	公演休憩時に各劇場ホワイエにて時間を限定した常設のバーカウンターで飲食の提供や物販を行う場合、年間最低保証使用料はかからないという理解でよいでしょうか。	ホワイエ等の一部を占有して常設のバーカウンターを設置する場合には、年間最低保証使用料を負担する必要があります。
858	121_(添付5-3-14) 飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	10		2. 一時使用に係る使用料	公演休憩時に各劇場ホワイエにて時間を限定した常設のバーカウンターで飲食の提供や物販を行う場合、かつ年間最低保証使用料がかかる場合、一時使用時間帯のみに対する費用となるか。	No. 856及び857の回答をご参照ください。
859	121_(添付5-3-14) 飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	14		表14-1	人件費・水道光熱費・社会情勢等の事業者がコントロールできない事業環境の変化により運営費の増加が発生した場合、表14-1記載の歩合使用料の算定に用いる料率や年間最低保証使用料についてはその率及び額について協議は可能でしょうか。	飲食・物販等サービス提供業務は事業者の独立採算を前提に実施するものであり、振興会は事業者に生じる損失等を補てんしないことを原則としますが、協議に応じることは可能です。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
860	121_(添付5-3-14) 飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料	1	21		2. 一時使用に係る使用料	「ショップ運営を行うにあたり一時的に国立劇場の一部を占有して使用する場合に振興会に支払う使用料」の記載がありますが、例えば前庭等や劇場ホワイエ等で、飲食・物販を伴わないイベントを催す場合についての利用料についての考えをお聞かせください。(和楽器演奏イベント、体操イベント、など)	【添付資料5-3-8】3. の普及発信に繋がるイベント等を開催する場合は、積極的に活用していただくことを期待していることから、料金の負担は求めません。その他のイベントについては、別に振興会が定める利用料金を負担する必要があります。併せて、No. 820の回答をご参照ください。
861	126_(参考2-5-1) 既存建物・既存工作物の図面①					既存の地下及び基礎、擁壁等の構造図を配布していただけないでしょうか。元施工会社が本事業に応募する場合は、公平な競争環境が阻害されると懸念するためです。	振興会で保有している既存建物の構造図については【考資料2-5-2】「既存建物・既存工作物の図面②」をご参照ください。
862	130_(参考2-8) アスベスト調査報告書	1				アスベスト調査報告書の中に石綿範囲図について、調査にて含有が判明しております外壁塗材と煙突が範囲図に明記されていません。こちらは既に撤去済みと考えて宜しいでしょうか。	外壁を外壁と読み替え回答します。分析結果報告書等で含有が判明している外壁塗材や煙突、ケイ酸カルシウム板、保温材等については撤去していません。なお、【参考資料2-8】「アスベスト調査報告書」の石綿範囲図(最初の6枚)については、本館の天井仕上げ材等に吹き付けアスベスト等が使用された部屋のみを示しています。
863	130_(参考2-8) アスベスト調査報告書	1				アスベスト調査は報告書に記載されている部分以外に調査が必要箇所が出てくると思われます。事業者側で必要だと想定する新規調査を事業費に計上することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
864	130_(参考2-8) アスベスト調査報告書	9				【仕上塗材(ヒル石)】が含有とありますが層別分析資料がありません。仕上塗材に含有としてLV3扱いと判断して良いでしょうか。	ヒル石のためレベル1の扱いになると考えられますが、行政庁に確認のうえ、事業者において適切に判断してください。
865	139_(参考4-6) 振興会が行った事前協議の概要	2	28			千代田区開発事業に係る住環境整備推進制度について、「独立行政法人が行う事業に係る建築物(国立劇場)は、協議により適用しない場合がある。」とのことですが、国立劇場については千代田区開発事業に係る住環境整備推進制度が適用されないことを前提とした計画としてよろしいでしょうか。	国立劇場の適用の有無について、基本的には適用されないことを想定していますが、詳細は千代田区との協議によります。
866	176_(参考5-1-1) 国立劇場大劇場、小劇場、演芸場及び国立能楽堂の公演実績表	3	1		平成三十一年八月予定表	8/5~8/16まで表記がありませんが、これは演目替えの期間と捉えればよいでしょうか。合わせて令和二年二月予定表における2/17~2/27も同様に、ご教示ください。	平成三十一年八月予定表の8/5~8/16及び令和二年二月予定表の2/17~2/27は公演がありませんでした。
867	177_(参考5-1-2) 業務実施体制案(維持管理・運営)	2	7		統括責任者補佐	統括責任者補佐は普及発信施設以外の業務責任者の兼務は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
868	179_(参考5-1-4) 修繕・更新周期の考え方	1			表4-1 修繕・更新周期の考え方	長期修繕計画は、表4-1の修繕・更新(実施時期)を参考とし、事業者の提案による修繕周期で作成すればよいとの認識でよろしいでしょうか。また、更新は振興会で実施とありますが、更新周期も同上の認識でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 5.(3)⑤に定めるように、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」及び【参考資料5-1-4】「修繕・更新周期の考え方」を参考にし、修繕計画書を作成し、振興会に提出して確認を得てください。
869	179_(参考5-1-4) 修繕・更新周期の考え方				修繕・更新周期の考え方	令和4年2月24日公表「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」の「NO. 878_修繕の実施周期については機能が維持されることを前提とし、必ずしも本資料の通り修繕を行なう必要はなく事業者からの修繕周期の提案は認められるか」という質問に対して、「【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章. 第1節. 5.(3)⑤をご参照ください」と回答がありました。参照箇所では事業者が修繕計画を策定し、振興会に提出することは理解できますが、参考資料5-1-4に記載の修繕・更新周期で行う必要があるかないかの回答は読み取れません。認識の違いが出てきてしまうため、明確にご回答頂きたいをお願いします。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 5.(3)⑤に定めるように、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」及び【参考資料5-1-4】「修繕・更新周期の考え方」を参考にし、修繕計画書を作成し、振興会に提出して確認を得てください。修繕・更新周期について提案は可能ですが、振興会と協議が必要となります。
870	179_(参考5-1-4) 修繕・更新周期の考え方				修繕・更新周期の考え方	令和4年2月24日公表「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」の「NO. 666_「個々の建築資機材の自然損耗は許容される」とありますが、図表1-1にも記載のあるように事業終了時についても同様という理解でよろしいでしょうか」という質問に対して、「【参考資料5-1-4】「修繕・更新周期の考え方」をご参照ください」と回答がありました。参照資料では事業者が修繕計画を策定し、振興会に提出することは理解できますが、参考資料5-1-4に記載の修繕・更新周期で行う必要があるかないかの回答は読み取れません。認識の違いが出てきてしまうため、事業終了時についても同様の考えか否か、明確にご回答頂きたいをお願いします。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 5.(3)⑤に定めるように、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」及び【参考資料5-1-4】「修繕・更新周期の考え方」を参考にし、修繕計画書を作成し、振興会に提出して確認を得てください。修繕・更新周期について提案は可能ですが、振興会と協議が必要となります。また、事業終了時についても、契約時の施設整備要求水準を下回らない範囲での、個々の建築資機材の自然損耗は許容されます。
871	179_(参考5-1-4) 修繕・更新周期の考え方				修繕・更新周期の考え方	更新に「○」が付いていないものは、現時点で振興会が更新を想定していない設備機器等との理解でよろしいでしょうか。業務開始後、劣化状況により更新が必要となれば振興会にて実施頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。なお、更新周期は【資料-2】「業務要求水準書」第5章. 第1節. 5.(3)⑤に定めるように【参考資料5-1-4】「修繕・更新周期の考え方」を参考にし、修繕計画書を作成し、振興会に提出して確認を得てください。後段については、不適切な維持管理その他事業者の責に帰する事由により、予測し難い機器の更新が必要となった場合を除き、振興会が行います。
872	179_(参考5-1-4) 修繕・更新周期の考え方				修繕・更新周期の考え方	一つの設備に修繕が複数項目ある(例: 空冷パッケージの修繕1~5) 設備機器がありますが、この修繕スケジュール通りに実施する場合は、内容が不明の場合は計画を立てるのが困難です。想定している修繕内容をご教示ください。(修繕1、2、3、...の内容)	【参考資料5-1-4】「修繕・更新周期の考え方」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
873	180_(参考5-1-5) 共用部の維持管理・運営	1	8		2_(2) 共用部の維持管理・運営 業務実施者	「共用部の維持管理・運営 業務は、管理組合が選定する共用部の維持管理・運営業務実施者により実施される。」とありますが、どのように実施者を選定するのかご教示ください。	事業者の構成員である維持管理企業に委託することを想定していますが、事業者決定後に管理組合で決定します。
874	180_(参考5-1-5) 共用部の維持管理・運営	2	8		3_(6) 什器・備品調達業務	「共用部の什器・備品保守管理業務の内容は」とありますが、「保守管理」ではなく、「調達」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。当該箇所を訂正しますので、訂正表をご確認ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
875	180_(参考5-1-5) 共用部の維持管理・運営	2	9		3_(6) 什器・備品調達業務	「共用部の什器・備品保守管理業務の内容は、【添付資料5-2-11】「什器・備品保守管理に係る要求水準」に準じて管理組合が決定するものとする。」とありますが、保守管理業務は調達業務の誤りであり、【添付資料5-2-11】は「什器・備品調達に係る要求水準」の誤りでしょうか。	No. 874の回答をご参照ください。
876	(参考5-2-1) 国立能楽堂既存建物・既存工作物の図面	1	1			電気・設備図面についても開示頂きたく存じます。	【参考資料2-5-3】「既存建物・既存工作物の図面③」を追加しますので、ご参照ください。ただし、竣工時から現在まで行った改修工事等の内容は反映されていません。
877	185_(参考5-2-4) 平成31年度 国立劇場大劇場舞台機構保守点検業務の委託仕様書	2	8		10_(1) 費用の負担	「対象の舞台機構の内、補充の必要が認められた交換品及び消耗品については振興会の負担とする」とありますが、新たな国立劇場(本事業)でも同様に、振興会にご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 633の回答をご参照ください。
878	185_(参考5-2-4) 平成31年度 国立劇場大劇場舞台機構保守点検業務の委託仕様書	2	10		10_(1) 費用の負担	「補充の必要が認められた交換品及び消耗品については振興会の負担とする」とのことですが、システム変更に伴う操作卓の更新、ワイヤーロープの交換などの定期的な工事についても、振興会様の負担という認識でよろしいでしょうか。	No. 633の回答をご参照ください。
879	188_(参考5-2-7) 平成31年度 国立劇場小劇場及び国立演芸場舞台機構保守点検業務の委託仕様書	2	4		8 要員及び人員配置	小劇場の常駐保守点検従事者については、大劇場や演芸場を兼ねたスタッフで対応することは可能でしょうか。小劇場専用のスタッフを常駐させる必要がございますでしょうか。	大劇場や演芸場を兼ねたスタッフで対応することは可能です。必ずしも小劇場専用の人員を常駐させる必要はありません。
880	199_(参考5-2-18) 平成31年度 公演記録録音調整卓の保守業務(本館・演芸場)仕様書	2	22		2_(2)_②_ア_(エ) 定期保守	「異常、性能劣化等が判明し、部品・消耗品の交換及び軽微な補修等を実施することにより、それらの症状が改善されることが明白な場合は、振興会と協議のうえ、交換及び軽微な補修を行うこと。」とありますが、交換に係る費用については、振興会様の負担という認識でよろしいでしょうか。	No. 633の回答をご参照ください。
881	199_(参考5-2-18) 平成31年度 公演記録録音調整卓の保守業務(本館・演芸場)仕様書	2	25		2_(2)_②_ア_(オ) 定期保守	「種々の要因により、障害が発生するおそれがある場合には、その要因も含め振興会と協議のうえ、障害発生を予防する措置を講ずること。」との記載がありますが、予防措置に係る費用については振興会様の負担という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、予防措置が必要な場合には、費用負担も含め事前に振興会の確認を得てください。
882	202_(参考5-2-21) 清掃業務消耗品及び廃棄物量の実績	1	4			能楽堂の清掃業務消耗品実績についても開示頂きたく存じます。	No. 702の回答をご参照ください。
883	202_(参考5-2-21) 清掃業務消耗品及び廃棄物量の実績	2	5			表に記載されている国立劇場・能楽堂の廃棄物量の実績について、そのうち事業者が負担する「維持管理・運営業務で事業者が自ら排出する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物」の量を開示頂きたく存じます。	事業者が負担する「維持管理・運営業務で事業者が自ら排出する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物」の量については把握していません。
884	203_(参考5-2-22) 什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電	7	12		特殊什器	ピアノ・ピアノ椅子・ピアノ運搬車、譜面台などは舞台備品の項目ではないでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、ピアノ・ピアノ椅子・ピアノ運搬車・譜面台は、現代舞台芸術(養成研修)のレッスン室で使用する予定です。詳細は【添付資料4-7-6】「養成研修各室の性能特記事項」をご参照ください。
885	203_(参考5-2-22) 什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電	7	20		特殊什器_ピアノ	実施方針に対する質疑回答No.886において、購入するピアノは11台で合計40,000千円との回答があり、また同様の質疑回答No.634にて、ピアノ庫はスタインウェイD-274型1台を保管する、との回答がありました。その場合、残りの10台の購入したピアノはピアノ庫以外のどこに保管することを想定されているか、ご教授頂きたくお願いいたします。	ピアノ庫に保管するスタインウェイD-274型1台はすでに振興会が所有しており、新規調達を想定していません。 購入するピアノ11台の設置については、【添付資料4-7-6】「養成研修各室の性能特記事項」をご参照ください。
886	205_(参考5-3-1) 駐車場利用状況及び現行の駐車場利用規程	14	14		別表(第4条 関係)	区分が3種類ありますが、なにを見て区分を判断しているのでしょうか。	入場者(乗用車)の場合は、当日のチケットを提示してもらいます。入場者(バス)及び関係者の場合は、「駐車票」又は「バス予約表」を提示していただき、記載内容により区分を判断していません。
887	207_(参考5-3-3) ICカード作成業務に関するデータ	1	7		1 職員証ICカードの納付実績	参考資料の品目では「Felicaカード6k」とありますが、あくまで実績であり、事業者が作成するICカードの種類は事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
888	207_(参考5-3-3) ICカード作成業務に関するデータ	1	18		2 訪問客用ICカードの納品実績	参考資料の品目では「Felicaカード6k」とありますが、あくまで実績であり、事業者が作成するICカードの種類は事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	要求水準を満足する範囲において、事業者の提案によります。
889	209_(参考5-3-5) 電話受付案内業務に関するデータ	1	3		1. 勤務時間数	1日当たりの入電件数平均はどれくらいか。過去実績を開示いただきたい。	令和元年度の実績は以下のとおりです。 国立劇場：約24,000件 国立能楽堂：約9,000件
890	211_(参考5-3-7) チケット販売支援業務に関するデータ	20	1		3_(2)_表 7-15	予約開始日以外の通常日における電話対応件数・オペレーター人数・一人あたり処理件数をご教示ください。	参考として、【参考資料5-3-7】「チケット販売支援業務に関するデータ」に令和元年度の通常日におけるチケット予約に関する電話対応件数等のデータを追加しますので、ご参照ください。なお、発売対象や公演区分ごとに集計したデータはありませんのでご留意ください。また、注釈にも記載していますが、チケット予約以外に関する問合せやクレーム対応は件数に含まれません。
891	212_(参考5-3-8) 公演記録支援業務に関するデータ	1	1		1_(1)	現行業務における使用機器の記載がありますが、現行機材は持ち出せない(使用できない)想定でよろしいでしょうか。また、その際は同等スペックの選定品でよろしいでしょうか。	No. 619の回答をご参照ください。
892	212_(参考5-3-8) 公演記録支援業務に関するデータ	2	1		1_(2)_表 8-1	人員配置について振興会が考える「ポスト」とは、配置人数ではなく、業務に必要な配置枠を指すということでしょうか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
893	212_(参考5-3-8)公演記録支援業務に関するデータ	23	1		4_(2) 現行業務における使用機器	現行業務における使用機器が記載してありますが、複製にあたり今後は不要な媒体の想定はありますか。	現時点では、不要な媒体は想定していません。
894	212_(参考5-3-8)公演記録支援業務に関するデータ	23	1		4_(2) 現行業務における使用機器	現行業務における使用機器が記載してありますが、これら以外の現在の国立劇場にある機器を新施設まで移動させる予定はありますか。その場合どのような機器を想定されていますでしょうか。	No. 619の回答をご参照ください。
895	212_(参考5-3-8)公演記録支援業務に関するデータ	23	1		4_(2) 現行業務における使用機器	被写体の見切れなどを配慮せずに、添付資料にあるサイズへのリサイズという解釈でよろしいでしょうか。一定サイズへのリサイズ以外の諸条件がありましたら、ご教示ください。	「公演記録写真リサイズ・ディスク作製業務」についてのご質問と解して回答します。公演記録写真リサイズ・ディスク作製業務を行う際の諸条件については、【添付資料5-3-7】4.をご参照ください。
896	215_(参考5-3-11)国立劇場食堂及び喫茶室メニューに関するデータ	1			表11-1-1~4	表11-1~4に示されているメニューそれぞれについて価格を提示ください。	表11-1から表11-4に価格の記載を追加します。【参考資料5-3-11】「国立劇場食堂及び喫茶室メニューに関するデータ」をご参照ください。
897	216_(参考5-3-12)国立劇場食堂、喫茶室及び楽屋・職員食堂の売上実績に関するデータ	2			表12-2	表12-2中、第二食堂、第二食堂喫茶室の、H30.04~H30.09の売上記載がないのはなぜか。	営業を休止していたため売上がありません。
898	219_(参考5-3-15)さくらまつりに関する参考資料	1	7		1_表15-1_11時~15時	キッチンカーによる飲料及び軽食の販売という記載がありますが、過去実績におけるキッチンカーの台数について教えてください。	令和元年度のさくらまつりにおいて、実施した12日間に1日1台のキッチンカーが出店しました。出店したキッチンカーの種類は計7種類で、コーヒー等の飲料やワッフル等の軽食を提供しました。
899	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	1			第1	「振興会の業務及び国立劇場の整備・運営等に及ぼすリスク等を排除する」とありますので、民間収益施設の建築主は事業者ではなく民間収益事業者とするスキームを提案してもよろしいでしょうか。	民間収益事業者が民間収益施設に関する工事請負契約の発注者となる提案は可能です。
900	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	1			第1	事業者が民間収益施設を建設し、民間収益事業者に移転する場合、不動産取得税は必要でしょうか。	事業者により必要に応じて東京都主税局等に確認して判断してください。
901	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	1	16		第2_1_(1) 想定する施設用途	「生活の本拠とみなされるサービスアパートメント等も認めない」とあり、また実施方針の質疑回答No.905にて「旅館業法に基づくホテル営業の範囲内で、宿泊者が長期滞在することは可とします」とありますが、旅館業法に基づかない宿泊施設は認められない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
902	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	1	16		第2_1_(1) 想定する施設用途	「生活の本拠とみなされるサービスアパートメント等も認めない」とありますが、建築確認申請上、住宅に該当する民間収益施設は認められない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
903	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	1	17		第2_実施条件1_(1)_ 想定する施設用途①	「民間収益施設は、(略)伝統芸能や美術工芸品など日本の文化を国の内外に情報発信する文化観光拠点としての用途、(略)等に供するものとする。」との記載があります。この文中の「美術工芸品」はどのような内容を想定されていますでしょうか。「美術工芸品」の定義等があればご教示いただけますでしょうか。	美術工芸品は、絵画や彫刻、工芸品等を想定していますが、具体的な内容、方法等については、事業者の提案によります。
904	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	1	17		第2_実施条件1_(1)_ 想定する施設用途①	「民間収益施設は、(略)伝統芸能や美術工芸品など日本の文化を国の内外に情報発信する文化観光拠点としての用途、(略)等に供するものとする。」との記載があります。この文中の「美術工芸品」について、文化庁HPには「有形文化財(美術工芸品): 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼んでいます。このうち、建造物以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいます。」との記載があります。この定義に則った検討(「有形文化財(美術工芸品)」を民間収益施設側で手配する等)は不要と考えてよろしいでしょうか。	No. 903の回答をご参照ください。
905	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	1	17		第2_実施条件1_(1)_ 想定する施設用途①	「民間収益施設は、(略)伝統芸能や美術工芸品など日本の文化を国の内外に情報発信する文化観光拠点としての用途、(略)等に供するものとする。」との記載があります。この文中の「美術工芸品」について、添付資料1-1「用語の定義」[美術品・収蔵品]の説明文中の「絵画、彫刻及び工芸品等の美術工芸品とその収蔵品をいう。」の「美術工芸品」と同一と考えてよろしいでしょうか。同一の場合、「絵画、彫刻及び工芸品等の美術工芸品」とは、振興会が収蔵するものでしょうか。または、民間収益施設側において新たに「絵画、彫刻及び工芸品等の美術工芸品」を手配するものでしょうか。	No. 903の回答をご参照ください。また、振興会が所蔵する美術工芸品を貸与する予定は現時点ではありません。
906	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	2	1			「入居者」とは「不特定多数の者」と読み替えてよろしいでしょうか。	『入居者の目線の高さ』とは、【添付資料4-2】「敷地高さ制限図」に記載のとおり、不特定多数の使用する室等の目線の高さです。併せて、No. 593の回答をご参照ください。
907	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	2	21		第2_1_(2)_③	複合施設は振興会と民間収益事業者による区分所有施設となることが前提となっておりますが、振興会が区分所有する部分(具体的には振興会の専有部分と共用部分の持分割合)については、火災保険を付保する予定でしょうか。また、振興会の業務に関して、賠償責任保険を付保する予定でしょうか。	振興会において加入する火災保険、賠償責任保険の詳細については現時点では未定ですが、振興会において適切に検討して決定します。
908	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	3	3			千代田区開発事業に係る住環境整備推進制度について、地域貢献施設として民間収益施設の一部として屋内喫煙所を設置する場合、設置に際しての注意事項はございますか。	詳細については、千代田区との協議によります。
909	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	3	3			千代田区開発事業に係る住環境整備推進制度について、地域貢献施設として民間収益施設の一部として外構にサイクルポートを設置することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、国立劇場で設置を予定している10台分のサイクルポートとは別に、民間収益施設の地域貢献施設として設置する場合は、詳細については千代田区との協議によります。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
910	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	3	3			千代田区開発事業に係る住環境整備推進制度について、地域貢献施設として民間収益施設の一部として外構にサイクルポートを設置する場合、劇場施設部分のサイクルポートと隣接して設置することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、No. 909の回答をご参照ください。
911	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	3	13		第2_2_(1)_③	「定期借地権の設定期間 70 年に、付帯事業終了時の解体撤去等の期間は含む」とありますが、解体撤去期間の貸付料は基準貸付料（提案貸付料）単価と同一でしょうか。	ご理解のとおりです。
912	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	3	18		2. 付帯事業の実施条件等 (1) 事業敷地貸付等の条件 ⑤	定期借地権設定契約締結の相手方は「民間収益事業者」ではなく「事業者」となっており、事業契約上においては、定期借地権設定契約における義務違反等が、「事業者」における本事業の解除事由（第89条2項5号および6号）として定められています。 「第1. 本書の目的」にも記載のあるように、振興会の業務及び国立劇場の整備・運営等に及ぼすリスク等を排除するという観点から、定期借地権設定契約の締結相手方を「民間収益事業者」とすることで、国立劇場の運営等に及ぼす事業リスクを分離していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。なお、【資料-3】「付帯事業の実施条件」第1の記載内容は、当該事業条件に基づいたうえで可能な限りリスクを分離する提案を期待する趣旨です。
913	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	3	20		第2_2_(1)_⑥	「資料3 付帯事業の実施条件」において、「事業者は定期借地権設定契約締結時に契約保証金を振興会に納入する。」との記載がありますが、一方で、「資料1-4 定期借地権設定契約書（案）第11条第1項」には「本契約に基づき設定される本契約の保証金として、貸付期間の始期の前日までに乙の債務を担保するため、保証金として貸付料の年額相当分を甲に納付しなければならない。」との記載がございます。 保証金納入のタイミングにつきまして、「定期借地権設定契約締結時（工事着工前）」、もしくは「貸付期間の始期の前日まで」のどちらが正となりますでしょうか。	No. 369の回答をご参照ください。
914	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	3	24		第2_2_(1)_⑧	「民間収益施設の供用開始は、令和11年秋頃に計画される国立劇場の再開場の公演と同時期に計画すること。ただし、これによらず、国立劇場の振興会への引渡し（令和11年3月31日）以降、先行して供用開始することは妨げない。」とありますが、定期借地権設定契約始期（令和11年3月31日）と民間収益施設の供用開始時期がずれる場合において、民間収益施設が稼働していない期間における貸付料は基準貸付料（提案貸付料）単価と同一でしょうか。	ご理解のとおりです。
915	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	3	25		第2_2_(1)_⑧	「振興会への引渡し（令和11年3月31日）以降、先行して供用開始することは妨げない」とありますが、民間収益施設が通常運営する上で、国立劇場側から特段の制限（搬入時間、営業時間等）がないものと理解してよろしいでしょうか。当然、制限がかかる場合は、貸付料に影響が発生します。	現時点で開業準備期間における振興会による民間収益施設への運営制限は想定していませんが、搬入等により生じる可能性がある場合には事前に民間収益事業者と協議・調整を行い支障がないよう配慮します。
916	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	4	1		第2_2_(3)_権利の譲渡等	民間収益施設のマスターリース、マスターレシーによる転貸、並びに当該転借人による業務運営のための借受部分一部の転々貸・運営委託（転々貸先・運営委託先の変更を含む）について、振興会様の承諾は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
917	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	4	1		第2_2_(3)_権利の譲渡等	定期借地権は振興会と協議のうえで譲渡が可能とのことで、また実施方針質問回答No. 967、971、972においても民間収益事業者への地位譲渡を前提とすることは不可となっておりますが、本事業終了迄にはSPCが有する定期借地権の地位を民間収益事業者に譲渡することを前提とした建付けでない場合は、事業終了後の50年間のSPC運営継続コスト（企業会計・決算等事務業務、税金等に係るコスト）を事業費に見込まざるを得ないこととなりますが、同コストを入札価格に含めることとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間終了後の事業者であるSPCの運営コストを入札価格に明記することは認められません。ただし、本事業契約終了後に付帯事業が安定的に継続することを前提として、民間収益事業者に、事業者の定期借地権設定契約上の地位を譲渡することを想定した提案を行うことは可能ですが、地位譲渡の可否は振興会において判断するものとします。
918	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	4	1		第2_2_(3)_権利の譲渡等	実施方針質問回答No983において『【資料-2】「付帯事業の実施条件（案）」第1.に規定のとおり、民間収益事業者は付帯事業を担う構成員又は協力企業が代表して組成する法人と定めていますので、特定目的会社の株式譲渡によって実質的な代表者が変更となる場合には第2.2.(3)④に準じた振興会の事前承諾が必要になります。実質的な代表者の変更とならないマイナーな株式の譲渡については振興会の承諾は不要ですが、変更内容の通知は必要です。』の回答に該当する記述が入札公告等資料において見当たりませんが本回答は入札公告等資料においても有効との理解でよろしいでしょうか。当該回答は事業実施にあたり重要な判断項目になりますので、入札公告等資料に記載いただくか、事業契約書第4条（規定の適用関係）において実施方針質問回答も規定していただければと思います。	ご質問を踏まえ当該箇所を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
919	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	4	4		第2_2_(4)_①	「振興会と協議を行ったうえで、付帯事業が安定的に継続することを前提として」とありますが、事業契約締結時と民間収益事業者及び民間収益事業内容等に変更がない場合、民間収益事業者に事業者の定期借地権上の地位を譲渡可能と考えてよろしいでしょうか。地位譲渡できないリスクを考慮することにより、事業者を法人としての存続させる維持管理コストが積み上がり、しいては事業費が膨らむ結果となると考えられます。	No. 917の回答をご参照ください。
920	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	4	13		2_(3)_③	金融機関からの資金調達のため、民間収益事業者の区分所有建物を信託受益権化し担保提供することは可能でしょうか。	認めません。
921	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	4	13		2_(3)_③	本項に従い区分所有権の一部または全部が第三者へ譲渡された結果、民間収益事業者と区分所有者が別々の主体となることは構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の場合には、当該第三者が民間収益事業者となる、又は当該第三者が民間収益事業者を構成する複数の企業の一社となることの認識です。
922	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	4	13		第2_2_(4)_③	「区分所有権の一部又は全部を第三者に譲渡しようとする場合、振興会の事前承諾をもって」とありますが、民間収益事業者がSPC等の法人を設立し、法人の出資構成が変わることについては本条文の適用外との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の場合においても当該規定の対象となるため振興会の承諾が必要となります。
923	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	4	25		第2_2_(5)_①付帯事業に係る初期投資	実施方針質問回答No. 991において民間収益事業者が民間収益施設の工事発注者となってもよいとのことですが、事業者が民間収益施設の発注者となり、民間収益事業者が竣工時に同施設を買取るスキームは認められないということでしょうか。	ご質問に記載の事業形態も可能です。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
924	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	5	1		第2_2_(6) 振興会への報告等	実施方針質問回答No. 996、997によると窓口は民間収益事業者でも良いと読めますが、窓口一本化とは付帯事業についてのみとの解釈でよいでしょうか。(全業務についてだと必然的に報告の窓口は事業者となると存じます。)	ご理解のとおりです。
925	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	5	8		第2_2_(7)_①	事業者が振興会より、民間収益事業者の責に帰さない事由(例えば維持管理業務における債務不履行など)に起因して事業契約並びに定期借地権設定契約を解除される場合において、民間収益事業者は、あらかじめ事業リスクを見積もること、及び継続的な事業運営を担保することが困難であることから、国立劇場の運営等が付帯事業へ及ぼすリスクを排除するという主旨の元、民間収益事業者の地位を原則存続させることを前提として頂けないでしょうか。	付帯事業を安定的に推進することを前提として振興会と協議を行ったうえで決定するものとします。
926	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	5	8		第2_2_(7)_契約の解除等に関する条件①	「事業者・民間収益事業者の責めに帰すべき事由により付帯事業の継続が困難と振興会が判断した場合・・・定期借地権設定契約を解除することができる」とありますが、定期借地権設定契約では解除は当該契約上の義務違反に限られているので、実施条件に記載の上記文言はあくまで「借地権設定契約の義務違反(14条2項又は17条1項)を構成するとき」は解除できることを意味するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
927	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	5	11		第2_2_(7)_契約の解除等に関する条件②	「事業者の責によらない不可抗力等の事由により本事業契約が・・・事業期間中に終了した場合、付帯事業の継続又は終了について事業者は振興会と協議を行ったうえで決定」とありますが、国立劇場引渡以降に本事業契約が中途終了しても、定期借地契約は、「事業者に当該契約上の義務違反(14条2項又は17条1項)がない限り、終了しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
928	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	5			■付帯事業に係る契約形態のイメージ図	多様な資金調達方法を検討するうえで、国立劇場の整備・運営等にかかるPFI事業にかかる資金と付帯事業にかかる資金をそれぞれ別の手法で調達することも想定できることから、「国立劇場の整備・運営等にかかるPFI事業のキャッシュフロー」と「付帯事業にかかるキャッシュフロー」を区分するため、事業ごとにSPCを設立(2つのSPC体制)のうえ、資金管理を含めた事業遂行を実施する提案は認められますでしょうか。	民間収益事業者として事業者とは異なるSPCを設立することは可能ですが、当該SPCを定期借地権設定契約の相手方とする提案は認められません。
929	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	5			契約形態のイメージ図	地代は民間収益事業者から事業者を通じ、振興会様に支払うことになっておりますが、事業費と相殺されるリスクがあることを金融機関から指摘されております。施設費Bが存在する場合、融資条件に悪影響を及ぼす可能性がありますので、事業者を介さずに民間収益事業者から振興会様に直接支払うスキームとしていただけないでしょうか。	ご質問に関連し、【資料-1】「事業契約書(案)」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
930	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	5			契約形態のイメージ図	施設費B相当額を金融機関から調達するにあたり、民間収益事業者の地代不払いリスク対策として、地代相当額を現金で用意する旨が条件となると金融機関から説明を受けております。左記を避けるために、定期借地権設定契約は貴会と民間収益事業者が直接締結していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
931	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	6	1		■共用部分の管理体系のイメージ	本事業の維持管理業務及び運営業務について、入札金額に含める費用は費用負担が振興会となっている振興会専有部分及び共用部分Aの維持管理業務及び運営業務に関する費用のみでよろしいでしょうか。また、共用部分Bの維持管理業務及び運営業務に関する費用は入札時には提示する必要が無いとの理解でよろしいでしょうか。入札時に提示する必要がある場合、提示方法をご教示ください。(共用部分Bに関する費用の内、全額を提示又は按分により振興会が負担する費用のみ提示など)	前段については、ご理解のとおりです。後段については、No. 351の回答をご参照ください。
932	224_(資料-3)付帯事業の実施条件	6	11		共用部分の管理体系のイメージ	複合施設における各専有部分、共用部分A、B、Cの区分設定については、例示を参考にしつつも、応募者が自由に提案できるとの理解でよろしいでしょうか。特に、各エントランスホールや廊下、階段などは、各区分所有者の専有部分にするか、専用使用部分にするかについては、応募者が自由に提案できるとの理解でよろしいでしょうか。	応募者の自由な提案によるものではありません。【資料-2】「業務要求水準書」、【添付資料4-5】「各室性能表」、【資料-3】「付帯事業の実施条件」等の規定や関連する法令等に従ってご提案ください。
933	226_(資料-4)提出書類の記載要領	17	2		5_(2)_A_b. 基本計画説明書	「記載上の留意事項内に記載の内容については、各様式において確実に表現するものとし、その他必要と思われる内容を必要最低限追加することができる。」とあるが、外観および内観パースにおいても必要なものは要求枚数のほかに追加して差し支えないか。	追加の提出は認めません。
934	226_(資料-4)提出書類の記載要領	17	8		5_(2)_A_b. 基本計画説明書	各様式の記載事項中、作成が指定されている外観パースは5枚だが、A3用紙4枚の指定である。5枚のパースを任意に4枚のA3用紙にレイアウトするというところでよろしいか。	外観パースの指定枚数をA3用紙4枚を5枚に訂正しますので訂正表をご確認ください。
935	226_(資料-4)提出書類の記載要領	17	23		5_(2)_A_b. 基本計画説明書 建築概要	様式A-6-2「建築概要」において、下段の※4に「駐車場附室面積」を記載とする、とありますが、この駐車場附室とは、実際に車を駐車する駐車場車室を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
936	226_(資料-4)提出書類の記載要領	18				各階平面図・屋根伏図・立面図・断面図について、縮尺1/600のご指定ですが、A3用紙1枚に収まらない形状の場合は、縮尺を変更してもよろしいでしょうか。	A3用紙1枚に収まらない場合は、縮尺1/600は変更せずにサイズの大きい用紙に印刷し、A3サイズに折り込んで提出してください。
937	226_(資料-4)提出書類の記載要領	20	28		第1_5_(2)_A_b 電気設備計画	防犯装置等について、警備業務において設置する提案であっても本様式に記載のうえ、施設整備の内外の別を明確にすることとありますが、防犯設備等を施設整備の内する場合は設置後に所有権を官へ移管し運用する、施設整備の外とする場合は設置後に民間が所有したまま運用するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
938	226_(資料-4)提出書類の記載要領	20	28		第1_5_(2)_A_b 電気設備計画	防犯装置『等』には、<(資料-2)業務要求水準書_第4章_第5節_2_(2)_⑩駐車場管制設備>も含まれますでしょうか。	警備業務において提案するものであれば含まれます。
939	226_(資料-4)提出書類の記載要領	20				枚数について、「適宜」とあるものは「A3/適宜」、「3枚」とあるものは「A3/3枚」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
940	226_(資料-4)提出書類の記載要領	23	6		質の高い維持管理業務の実現手法	留意事項に「事業終了時の引継ぎも考慮した長期保全計画・長期修繕計画の効率的及び効果的な立案及び実施方法について。」との記載がありますが、舞台関係設備の定期点検及び保守業務については記載がありません。舞台関係設備についての長期保全計画・長期修繕計画の立案等は、記載の抜け漏れなどでなく、留意事項としては求められていないという理解でよろしいでしょうか。	舞台関係設備も長期保全計画・長期修繕計画の立案等の必要があります。当該箇所を訂正しますので、訂正表をご確認ください。
941	226_(資料-4)提出書類の記載要領	24	8		第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式番号B-3-1の記載上の留意事項に従い「業務従事者」の「実績」を示す場合、実施した施設や場所の写真を示してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	実施した施設や場所の写真を示すことは妨げませんが、【資料-5】「事業者選定基準」のとおり、実績の有無や実績の内容それ自体を直接評価することはありません。また、施設の具体的な名称や、代表企業、構成員、協力企業及び協力企業でない企業(アドバイザー、金融機関、業務を委託する第三者を含む。)も含め、企業名及び企業を類推できる記載はできません。
942	226_(資料-4)提出書類の記載要領	24	8		第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式番号B-3-1の記載上の留意事項に従い「業務従事者」の「実績」を示す場合、具体的な事業名称や実施している施設の名称、場所(住所等)を記載してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な事業名称や実施している施設の名称、具体的な住所の記載等、代表企業、構成員、協力企業及び協力企業でない企業(アドバイザー、金融機関、業務を委託する第三者を含む。)も含め、企業名及び企業を類推できる記載はできません。
943	226_(資料-4)提出書類の記載要領	24	12		<各様式の記載事項>	「一飲食・物販等サービスレイアウト提案図<様式B32添付②>(任意様式)」とあるが、ここでいうレイアウト図というのは、各飲食・物販店舗内のレイアウト図(平面図)という趣旨でしょうか。どのようなものか、イメージをお示しください。	ご理解のとおりです。
944	226_(資料-4)提出書類の記載要領	26	13		5_(2)_B_飲食・物販等サービス提供業務	様式B-3-2「飲食・物販等サービス提供業務」において、本様式以外の資料として、事業実施者からの関心表明等を添付すること、と記載されているが、この資料には、具体的な企業名等を記載してもよいのでしょうか。それとも、企業名等が分からないような表現にした方がよいのでしょうか。	関心表明等においても代表企業、構成員、協力企業及び協力企業ではない企業(アドバイザー、金融機関、業務を委託する第三者を含む。)も含め、企業名及び企業を類推できる記載はできません。提案書や関心表明等ではそれらの企業名を伏せたうえで、【様式15-6】「応募者構成企業等一覧表」において確認できるようにしてください。
945	226_(資料-4)提出書類の記載要領	26~28	22		第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式番号B-3-3の記載上の留意事項に従い「業務従事者」の「実績」を示す場合、実施した施設や場所の写真を示してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	実施した施設や場所の写真を示すことは妨げませんが、【資料-5】「事業者選定基準」のとおり、実績の有無や実績の内容それ自体を直接評価することはありません。また、施設の具体的な名称や、代表企業、構成員及び協力企業の企業名及び企業を類推できる記載はできません。
946	226_(資料-4)提出書類の記載要領	26~28	22		第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式番号B-3-3の記載上の留意事項に従い「業務従事者」の「実績」を示す場合、具体的な事業名称や実施している施設の名称、場所(住所等)を記載してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な事業名称や実施している施設の名称、具体的な住所の記載等、代表企業、構成員、協力企業及び協力企業でない企業(アドバイザー、金融機関、業務を委託する第三者を含む。)も含め、企業名及び企業を類推できる記載はできません。
947	226_(資料-4)提出書類の記載要領	31	30		第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式番号C-1に添付すべき「各事業関係者が有する代表的な実績」を示す場合、実施した施設や場所の写真を示してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	実施した施設や場所の写真を示すことは妨げませんが、【資料-5】「事業者選定基準」のとおり、実績の有無や実績の内容それ自体を直接評価することはありません。また、施設の具体的な名称や、代表企業、構成員及び協力企業の企業名及び企業を類推できる記載はできません。
948	226_(資料-4)提出書類の記載要領	31	30		第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式番号C-1の記載上の留意事項に従い「各事業関係者が有する代表的な実績」を示す場合、具体的な事業名称や実施している施設の名称、場所(住所等)を記載してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な事業名称や実施している施設の名称、具体的な住所の記載等、代表企業、構成員、協力企業及び協力企業でない企業(アドバイザー、金融機関、業務を委託する第三者を含む。)も含め、企業名及び企業を類推できる記載はできません。
949	226_(資料-4)提出書類の記載要領	31	32		5_(2)_C_1事業の実施体制	様式C-1「事業の実施体制」において、本様式以外の資料として、関心表明書等を添付すること、と記載されているが、この関心表明書には、具体的な企業名等を記載してもよいのでしょうか。それとも、企業名等が分からないような表現にした方がよいのでしょうか。	関心表明等においても代表企業、構成員、協力企業及び協力企業ではない企業(アドバイザー、金融機関、業務を委託する第三者を含む。)も含め、企業名及び企業を類推できる記載はできません。提案書や関心表明等ではそれらの企業名を伏せたうえで、【様式15-6】「応募者構成企業等一覧表」において確認できるようにしてください。
950	226_(資料-4)提出書類の記載要領	33	37		5_(2)_C_3	事業収支計画は、一括販売基準での作成するか2022年3月期から適用された収益認識に関する会計基準の工事進行基準での作成にするかご教示ください。 会計処理について、2022年3月期から「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」により、工事進行基準のように一定期間に亘り履行義務を充足し収益認識する決算を行っております。工事進行基準での作成の場合、進行基準に基づく計画となり、指標となる工事出来高については見込み値になりますので、この点について留意することがあればご教示願います。 また、提案時に一括販売基準で作成の場合、落札後のSPC決算では収益認識に関する会計基準の工事進行基準で損益計算書を作成することにより、法人税の支払い時期がずれ、キャッシュフローが変動します。	事業者の提案によります。
951	226_(資料-4)提出書類の記載要領	34	34		5_(2)_C_4付帯事業に係る提案	様式C-4「付帯事業に係る提案」において、本様式以外の資料として、民間収益施設に入居予定の事業者からの関心表明、実績、協議録等を添付すること、と記載されているが、これらの資料には、具体的な企業名等を記載してもよいのでしょうか。それとも、企業名等が分からないような表現にした方がよいのでしょうか。	関心表明等においても代表企業、構成員、協力企業及び協力企業ではない企業(アドバイザー、金融機関、業務を委託する第三者を含む。)も含め、企業名及び企業を類推できる記載はできません。提案書や関心表明等ではそれらの企業名を伏せたうえで、【様式15-6】「応募者構成企業等一覧表」において確認できるようにしてください。
952	226_(資料-4)提出書類の記載要領	34	35		第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式番号C-4に添付すべき「入居予定の事業者」の「実績」を示す場合、実施した施設や場所の写真を示してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	実施した施設や場所の写真を示すことは妨げませんが、【資料-5】「事業者選定基準」のとおり、実績の有無や実績の内容それ自体を直接評価することはありません。また、施設の具体的な名称や、代表企業、構成員及び協力企業の企業名及び企業を類推できる記載はできません。
953	226_(資料-4)提出書類の記載要領	34	35		第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式番号C-4の記載上の留意事項に従い「入居予定の事業者」の「実績」を示す場合、具体的な事業名称や実施している施設の名称、場所(住所等)を記載してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な事業名称や実施している施設の名称、具体的な住所の記載等、代表企業、構成員、協力企業及び協力企業でない企業(アドバイザー、金融機関、業務を委託する第三者を含む。)も含め、企業名及び企業を類推できる記載はできません。
954	226_(資料-4)提出書類の記載要領	36	19		第2_3_記載内容	「具体的かつ明確に記載するために必要な項目等がある場合は、適宜、追加記入すること。」とありますが、どのようなことを念頭において記載しているのか、具体例等を交えてご教示ください。	例えば、【様式B-3-2添付①】「飲食・物販等サービス提供業務事業収支計画」において、収支の各項目の算定根拠が具体的かつ明確に示せるよう列や行、記載項目を追加いただくなど、各様式において記載が必要とされている事項以外に、提案内容を具体的かつ明確に記載するために必要な項目等がある場合は、適宜、追加記入することができます。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
955	226_(資料-4)提出書類の記載要領	36	25		第2_4.書式等	共通様式右上に記載する「書類名」について、「事業全体の提案コンセプトに関する提出書類」「b.基本計画説明書」以外は、「資料-5 事業者選定基準」の3._(3)_④加点項目及び評価基準の「加点項目」を転記するとの理解でよろしいでしょうか。(例:C-1.継続的なサービス水準確保のための実現手法)	ご理解のとおりですが、例に挙げていただいているC-1の書類名は、【資料-5】「事業者選定基準」の第5.3.(3)④の『加点項目及び評価基準』に記載のとおり、「事業の実施体制」と記載してください。
956	226_(資料-4)提出書類の記載要領	36	32		第2_4.書式等	「カ 図面等を除き、各提出書類で使用する文字の大きさは、原則11ポイント程度」とありますが、共通様式はExcel版、Word版ともに各文字サイズのデフォルト値が10.5ポイントとなっています。「11ポイント程度」の指定に対し10.5ポイントは認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
957	226_(資料-4)提出書類の記載要領	36	32		第2._4.書式等_カ	「各提出書類で使用する文字の大きさは、原則11ポイント程度とし」とあるが、図表や注釈など本文以外の記載事項は、可読性が保てれば11ポイント以下でも使用してもよいという理解でよいか。	ご理解のとおりです。なお、No.956の回答もご参照ください。
958	226_(資料-4)提出書類の記載要領	36	36		5_イ	「提案書の1項目が複数ページにわたるときは、右肩に番号を付すこと。」とありますが、A3ハードファイルごとに、添付資料を除くページの右下などに通し番号を入れてページ数を記載してもよろしいでしょうか。その場合、目次ページをA、B、Cそれぞれの巻頭にページとして加えてもよろしいでしょうか。	目次を巻頭に付したうえで、A3ハードファイルごとに、添付資料を除くページの右下などに通し番号を入れてページ数を記載することについては、問題ありません。
959	226_(資料-4)提出書類の記載要領	37	18		6_(2)_カ	「指定のある様式については、Microsoft Excel Microsoft Office 2016 以上のバージョン) を使用して作成し」とありますが、「指定のある様式」とはP11~35の各様式の記載事項>の表中にある「指定様式」との理解でよろしいですか。	『指定のある様式』とは、Excelを使用するよう指定のある様式を指します。なお、共通様式を使用するものについては、Excelを用いて作成した場合であっても、PDFファイル形式で提出してください。
960	226_(資料-4)提出書類の記載要領	37	19		6_(2)_カ	「(前略) その他の様式については、データの読取り及びコピー、印刷可能な PDF ファイル形式 (Adobe Reader XI 以下に対応した形式とする。) とありますが、「その他の様式」とは、同P11~35の各様式の記載事項>の表中にある「任意様式」、「自由様式」、「本様式以外の資料 (同15頁11行目)」及び前頁4.エ「特に様式の指定がない場合は、共通様式を使用する」部分に書かれている「共通様式」との理解でよろしいですか。その場合、同P11「事業全体の提案コンセプトに関する提出書類」についてもPDFファイル形式での提出で問題ないとの理解でよろしいですか。	『その他の様式』とは、Excelを使用するよう指定されていない様式すべてを指します。なお、共通様式を使用するものについては、Excelを用いて作成した場合であっても、PDFファイル形式で提出してください。
961	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式15-4	事務支援業務の中で入札時に指定された項目について、(金額追記予定)の記載がみあたりませんが修正されますでしょうか。	【様式15-4】「入札金額の内訳」を訂正しますので、訂正表をご確認ください。なお、(金額追記予定)と記載のある欄には、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」表3.及び表4.の『入札時の金額』の記載に従って、金額を記載してください。
962	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-3_添付②	事業期間は令和30年度で終了しますが、振興会からの最終の支払いは令和31年4月末となるなど、令和31年度の記載も必要となるものと考えられます。令和31年度に関する記載方法をご教示ください。	ご理解のとおりです。必要であれば列を追加することを妨げません。
963	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-3_添付②	事業者の収入となる「普及発信施設の運営支援業務に係る収入」「飲食・物販等サービス提供業務に係る収入」に関する記載欄がないが、適宜追加してもよいかご教示ください。	普及発信施設の運営支援業務は、要求水準のとおり、現時点で具体的なイベント等は確定していないため、提案段階において『普及発信施設の運営支援業務に係る収入』を提示していただく予定はありません。『飲食・物販等サービス提供業務に係る収入』は、【様式B-3-2 添付①】「飲食・物販等サービス提供業務事業収支計画」に記載してください。
964	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-3_添付③	初期投資費用を各年度毎に記載するにあたり、費用が発生する年度の欄に記載するの、費用を支払う年度の欄に記載するの、ご教示ください。	費用が発生する年度の欄に記載してください。
965	226_(資料-4)提出書類の記載要領				様式C-4_添付①	借地期間は2098年度で終了しますが、出資金の返還は2099年4月以降となるなど、2099年度の記載も必要となるものと考えられます。2099年度に関する記載方法をご教示ください。	No.962の回答をご参照ください。
966	227_(資料-5)事業者選定基準	21	3		第5_3_(3)_④_C-1	「重視する点」内、「本事業の実施コンセプト」とあるが、「事業全体の提案コンセプト」(資料-4、P.11)を指していると考えてよいか。そうでない場合、何を指しているか。	【資料-4】「提出書類等の記載要領」第1.5.(2)における『事業全体の提案コンセプト』を示しています。
967	227_(資料-5)事業者選定基準	21	15		第5_3_(3)_④_加点項目及び評価基準	評価値の分母となる「提案内容評価の得点」に提案貸付料の価格提案が含まれることから、価格提案が分母と分子の双方に影響が及ぶため加算方式と除算方式が混在する複雑な評価手法となり、応札者の視点からはベスト・バリュウの判断がつきにくくなっております。そこで、提案貸付料単体により欠格を判断するのではなく、貸付料の評価を分子で行い、貸付料総額の現在価値換算価格等を用いて入札価格との合算で予定価格を設定して有効か無効かの判断をしていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
968	227_(資料-5)事業者選定基準	24	5		3._(3)_⑤貸付料の提案金額の評価方法	「提案貸付料は、次に定める基準貸付料以上の金額とし〜下回る場合は欠格とする」と記載がありますが、基準貸付料1,290,000千円を下回った場合は、例えば提案貸付料が基準貸付料を700万円(15億円-12.9億円)÷30点)下回る毎に1点減点という風に、減点方式の採用をご検討いただけますか。	原文のとおりとします。
969	227_(資料-5)事業者選定基準	24	5		⑤貸付料の提案金額の評価方法	「提案貸付料は、次に定める基準貸付料以上の金額とし〜下回る場合は欠格とする」と記載の件で、当該鑑定においては、実施方針回答の記載にも「一般の合理的な算定手法にて鑑定された」とありますが、当該計画は、国立劇場の再整備を主軸と理解しており、付帯事業としての位置づけの民間収益施設は、最有効使用での施設検討というよりむしろ、立地及び施設計画上の各種制限があるので、専有規模、当該地の賃料設定、昨今の建設単価の事情も併せると基準貸付料1,290,000千円(年額)は、高い水準と見做します。提案条件において、適正な金額に向けた応募者に対する対話や再検討をお願い申し上げます。	原文のとおりとします。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
970	227_(資料-5)事業者選定基準	24	5		⑤貸付料の提案金額の評価方法	「提案貸付料は、次に定める基準貸付料以上の金額とし～下回る場合は欠格とする」と記載の件で、当該鑑定においては、実施方針回答に記載にも「一般の合理的な算定手法にて鑑定された」とありますが、一般の合理的な算定とは、どこの指標を参考にして鑑定し、当該施設の与条件（容積、賃料、建設費など）を考慮して算定したものなのか（場所、条件、賃料など）ご教示願います。	基準貸付料について、計算根拠の公表は予定していません。
971	227_(資料-5)事業者選定基準	24	5		⑤貸付料の提案金額の評価方法	「提案貸付料は、次に定める基準貸付料以上の金額とし～下回る場合は欠格とする」と記載がございしますが、基準貸付料1,290,000千円を下回った場合は、減点方式とするということで再検討をお願い申し上げます。	原文のとおりとします。
972	227_(資料-5)事業者選定基準	24	5		⑤貸付料の提案金額の評価方法	基準貸付料1,290,000千円を算定するに当たり、国立劇場の立地条件を鑑みて算定しているという理解でよろしいでしょうか。なお、立地条件を鑑みている場合においては、想定される国立劇場の立地条件は以下の通りと想定しておりますが、当該条件を想定し算定しているという理解でよろしいでしょうか。 <立地条件> ・駅直結ではなく、最寄り駅、半蔵門駅から徒歩で約5分、永田町駅徒歩で約8分であること。 ・最寄り駅より地下道がなく、地上道でのアクセスのみであり、雨天時には雨ざらしとなりアクセス性が悪いこと。	基準貸付料について、計算根拠の公表は予定していません。
973	227_(資料-5)事業者選定基準	24	5		⑤貸付料の提案金額の評価方法	基準貸付料1,290,000千円を算定時より本件契約締結までの間に建設単価が変動した場合にはその変動を考慮していただき、ご調整いただけないという理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
974	227_(資料-5)事業者選定基準	24	5		第5_3_(3)_⑤貸付料の提案金額の評価方法	基準貸付料（12.9億円）を下回る提案をした場合は、欠格となるのではなく、加点される点数が減るというお取扱いにできませんでしょうか。	原文のとおりとします。
975	227_(資料-5)事業者選定基準	24	5		第5_3_(3)_⑤貸付料の提案金額の評価方法	実施方針に対する質問回答（No,1000）より、「基準貸付料は、不動産鑑定一般の合理的な算定手法に基づき設定」とあり、第1回質問回答（No.128,129）より、「基準貸付料について、計算根拠の開示は予定していない」とのことですが、弊社における鑑定的な手法に基づく計算結果と大幅に乖離しております。提案与件の認識擦り合わせの為に基準貸付料の算定前提などご提示頂けないでしょうか。	基準貸付料について、計算根拠の公表は予定していません。
976	227_(資料-5)事業者選定基準	24	15		第5_3_(3)_⑤貸付料の提案金額の評価方法	すべての応募者における最高の提案貸付料が1,500,000,000円（年額）未満の場合において、加算点計算式内で「配点（30点）」に乘算される分数式の分子にある「当該応募者の提案貸付料」については、すべての応募者共通で、提案した貸付料のまま計算する（最高の貸付料を提案した応募者についても「当該応募者の提案貸付料を1,500,000,000円（年額）に置換えずに計算する」と考えてよろしいでしょうか。 上記が正の場合の計算例 A:1,310,000,000円 B:1,300,000,000円 C:1,290,000,000円の場合、 Aの加算点は次式となります。 Aの加算点=30×(1,310,000,000-1,290,000,000)÷(1,500,000,000-1,290,000,000)	ご理解のとおりです。
977	227_(資料-5)事業者選定基準	25	6		第6_2.総合評価の計算式	「提案貸付料は、次に定める基準貸付料以上の金額とし～下回る場合は欠格とする」と記載がございしますが、基準貸付料1,290,000千円を下回った場合は、例えば提案貸付料が基準貸付料を700万円（15億円-12.9億円）÷30点）下回る毎に1点減点という風に、欠格とはせずに減点方式の採用をご検討いただけますか。	原文のとおりとします。
978	228_(資料-6)基本協定書(案)	1			第3条 基本的合意	「…乙が、本事業に関して甲が実施した一般競争入札により落札者となり、…」とあり、乙のみが入札者と落札者であるように読めますが、意図があるのでしょうか。	条文の文言のとおりです。
979	228_(資料-6)基本協定書(案)	2	33		第5条（事業者の出資者）_3項_2号	「原則として」とありますが、例外は、出資者誓約書第5項の場合を指しているという理解でもよろしいでしょうか。また、甲の承諾は、提案書類に記載に従って譲渡その他処分する場合は、承諾していただけないものという理解でもよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、【資料-1】「事業契約書（案）」第10条及び附則第1条に定められた事項に従い、振興会の事前承諾が必要です。 なお、振興会は本事業が民間資金の活用を前提としていることを踏まえ、金融市場の商慣行上の手続を理解したうえで、承諾の判断を行います。
980	228_(資料-6)基本協定書(案)	3	21		第7条第2項	「乙は、事業契約の締結に関する協議にあたっては、甲の要望を尊重する」旨の記載について、事業者は事業契約の締結に向けた協議にあたり、誠実に対応させていただきますが、事業者からの修正要望等についても、客観的に合理性が認められる内容については、尊重いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	入札手続の公平性の観点から、明らかな誤りや質問回答等で確認した事項以外、落札決定後に事業契約書の内容を変更・修正することは基本的に認められません。修正要望等がある場合は、事業提案書作成説明会又は第3回質問回答において明確化してください。
981	228_(資料-6)基本協定書(案)	3	23		第7条（事業契約の締結）_2項	「甲の要望」は合理的なものであるという理解でよろしいでしょうか。また、「尊重する」を「できる限り尊重する」と変更していただけないでしょうか。	「甲の要望」は、事業契約の締結を円滑かつ確実に進めるための合理的な範囲であり、入札手続や審査過程において確認した事項等が基本となります。
982	228_(資料-6)基本協定書(案)	4			第9条	施設費B相当額を金融機関から調達するにあたり、金融機関から付帯事業に係る権利（定期借地権、転貸借権等）や民間収益施設に質権を設定することを求めた場合はご承認いただけますでしょうか。	No.979の後段の回答をご参照ください。
983	228_(資料-6)基本協定書(案)	4			第9条	施設費B相当額を金融機関から調達するにあたり、質権を設定する範囲の想定（事業契約、プロジェクト関連契約等）をご教示ください。	質権の設定範囲は事業者及び資金提供する金融機関等の間で検討する内容であり、振興会が回答する立場にはありません。また、No.38の回答もご参照ください。

国立劇場再整備等事業 入札説明書に関する第2回質問回答

No.	資料名	頁数	行数	質問番号	項目	質問	回答
984	228_(資料-6)基本協定書(案)	5	18		第13条(談合等不正行為があった場合の措置)	事業契約における契約金額(契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。)の100分の10に相当する金額が違約金としてありますが、事業者の負担増(金融機関が求める違約金相当額の積立て、金融機関が当該条件を事業リスクと捉えることによる貸出金利上昇等)による全体事業費の増大が懸念されるため、本項目の緩和をご検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
985	228_(資料-6)基本協定書(案)	5	36		第13条2三	三 日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書 第13の規定が「参考資料-1 独立行政法人日本芸術文化振興会 競争入札参加者注意書について(抜粋)」にありませんが、漏れでしょうか。	【参考資料-1】「独立行政法人日本芸術文化振興会 競争入札参加者注意書について(抜粋)」に該当箇所を追加しますので、訂正表をご確認ください。
986	228_(資料-6)基本協定書(案)	5			第13条_談合等不正行為があった場合の措置	本文2行目「…事業契約が解除されないときは、…」とありますが、「一部の解除もされない場合」という理解でよろしいでしょうか。事業契約書第93条及び96条に規定されている違約金では一部解除でも違約金が発生する定めとなっており、重複して違約金を課す意図がない旨を確認させていただきたい趣旨からの質問です。	ご理解のとおりです。
987		各所			資料全般	今回ご提示いただいた各種資料に記載がある「協議」とは、振興会様及び事業者にて誠実に協議を行い、事実関係を踏まえ客観的かつ妥当性のある内容で合意することが前提であると考えてよろしいでしょうか。	事業者と振興会において誠実に協議を行い、事実関係を踏まえ客観的かつ妥当性のある内容で合意することが前提ですが、合意に至らない場合には協議の内容を踏まえて振興会において決定する場合があります。
988		各所			資料全般	今回ご提示いただいた各種資料に「性能」に関する記載がございますが、事業者は、振興会様において選定いただいた仕様を反映させた設計図書を承認いただくことを前提として、その設計図書に基づいて施設整備業務を行うものであるため、設計図書のとおり施工しても確保できない性能につきましては、事業者が保証するものではないと考えてよろしいでしょうか。	【資料-1】「事業契約書(案)」第50条のとおり、設計図書の内容は振興会において確認するものであり、『確保できない性能』が契約の内容に適合しないものとなる場合においては第67条に従って処理するものと思料します。
989				127	質疑回答(第1回)	基準貸付料や事業費の按分する方法は変更しないとの回答が為されておりますが、本事業の本質は国立劇場の再整備・維持管理・運営及び国立能楽堂の維持管理・運営であるかと思慮します。付帯事業の収支が成り立たないことにより入札ができないチームがいた場合、日本有数の劇場である本施設の整備のための競争がベストな形で成されず、貴重な税金を使った本事業が良いものにならないかと思慮します。ついては基準貸付料や事業費の按分方法については再考いただけないでしょうか。	No. 358及びNo. 355の回答をご参照ください。